

向野堅一（一八六八～一九三一）の経済活動

―日清貿易模索から奉天実業界形成への道程―

向野書簡を中心にして―

二〇一六年三月

北九州市立大学大学院社会システム研究科

博士（学術）学位請求論文

向野康江

向野堅一（一八六八〜一九三一）の経済活動

―日清貿易模索から奉天実業界形成への道程―

向野書簡を中心にして―

二〇一六年三月 北九州市立大学大学院社会システム研究科

博士（学術）学位請求論文

向野 康 江

本論文で取り上げる向野堅一は、明治元年に生まれ、満洲事変の前日に亡くなった。日清貿易研究所で学び、日清戦争、義和団事件などに遭遇しつつ、上海・台湾・北京等を経て、奉天を基盤に満洲経済界の重鎮となった人物である。満洲事変前までの中国大陸での日本人による商業活動の展開は、向野堅一の生き様そのものといっても過言ではない。その経済活動は人生の後半を過ごした奉天において顕著である。筑紫洋行、有益公司、正隆銀行、茂林洋行、満洲市場株式会社（前身は奉天市場株式会社）、奉天化学工業株式会社、瀋陽建物株式会社、奉天銀行等々、多彩な企業創立を通じて、満洲日本人経済界を確立しようとした。しかし、この時期の活動だけを見ようとすると、向野堅一の経済活動の意義を十分解明できない。

そこで本論文では、向野書簡を用いて、向野堅一の人生の前半における足跡についても検討を加え、堅一の経済活動の意義を明らかにし、その上で、満洲日本人経済界の動向を論じようと考えた。すなわち、向野堅一という一人の人物を通して、満洲国成立前の不明瞭な満洲における日本人経済界の確立の過程に対する考察を進め、従来不明とされていた現実的な事象や、観念的に捉えられていた満洲での日本人の活動を解明していくことを本研究の目的にしたのであった。その結果、下記の事実が明らかになった。

直方の農民富裕層の出自であった堅一は、高等小学校から秦巖塾で漢学を学び、修猷館中学で英語を中心にして修学をしていた。在学中に日清貿易研究所進学の決意を固め、上海に留学して日清貿易開拓の夢を抱きながら、ひたすら清語と商学を学んだ。卒業後は日清商品陳列所で研修したが、実際は効果あるものではなかった。これからいかなる進路をとるべきか、それぞれが思案していたときに日清戦争が勃発し、堅一は民間通訳官の立場で従軍し、特別任務に従事した。特別任務には十名が派遣され、その中で唯一生還したのは堅一だけで

あった。彼のもたらした情報によって戦局は有利になり、一躍時の人となった。しかし、通訳官の報酬があまりにも低かったために不満が出はじめた。

堅一も最初に志した大陸での商業を目指し、その資金を構築しようとしていち早く軍を辞し、報酬の高い台湾での通訳官の任に応じた。通訳官の報酬、報奨金も合わせて開店資金を貯蓄できた堅一は、北京に筑紫洋行を開店させた。しかしながら義和団事件で筑紫洋行は焼き討ちに遭った。店は焼かれ、莫大な借財を負ったかのように見えたが、第五師団御用達商・有馬組と交流があった堅一は、玄洋社社員らを交渉人に据え、有馬組を媒介して巨額な賠償金を手に入れることができた。ゆえに日露戦争が勃発するまで、国内で暮らしていたのである。

日露戦争を契機に再び陸軍御用達となった向野堅一は新民府に有益公司をつくり、明治三十九年に奉天へ移ったのちは、茂林洋行を設立し、撫順炭坑の石炭販売業を出発点として村田銃剣や弾丸などの陸軍払い下げ業や、奉天の街づくりのために土木請負業などを開始した。これらに事業によって、財を成した向野堅一は、日清貿易研究所の同期生であった深水十八の要請で銀立てを中心にした正隆銀行の株主となった。しかし、ほどなく正隆銀行は窮地に追いやられ、堅一が経営に乗り出さざるを得なかった。二年後には正式な日本の銀行法に応じた銀行に改変したものの、正隆銀行の経営のために悪戦苦闘した。一計をもって安田保全に経営を任せ、深水を正金銀行へ戻し、自身は再び株主として残ることにした。大正五年に正隆銀行の株を売却し、その資金で実業拡大を図り、大正六年の十二月に奉鉄倶楽部から奉天商業会議所に入会して副会頭に当選し、以降、六年間にわたり、奉天で、前出の銀行・株式会社等の設立および、奉天倉庫信託株式会社、奉天製氷株式会社、満洲オフセット株式会社等の監査役に就任していった。しかし、大正十一年には戦後恐慌のあおりを受け、「経営何事も未だ曾て伸びず」と嘆くほどであった。茂林洋行の持ち家を売却し、不動産業は瀋陽建物株式会社のみ運営し、茂林洋行の資本金を増加させ、以降、このときの教訓を生かし、手堅い運営を展開するようになる。

満州事変勃発前日に亡くなった向野堅一は、満洲日本人経済界の重鎮と見做された。その活動経緯はある種の特徴を有している。それは、早い時期に日本を離れて大陸へ向かった日清貿易研究所卒業生たちのほとんどが郷里に帰ったにもかかわらず、堅一の場合は、日清戦争での命を賭した特別任務によって、軍政署の信用を得て、陸軍御用達の地位を確固たるものにしていったことである。同時に、常に大陸での実業開拓者として新しい企業を設立し、それが軌道に乗ると他者へ譲るといふ繰り返しを行っている。ゆえに彼は常に満洲実業の先

駆者であり続けた。満洲が一応の安定を見せはじめ、日本の大手財閥が大陸進出を開始した頃、満鉄の諮問委員になった。奉天人への日本人移住人口の増加にともないながら、満鉄の力を活用して新事業（帝国生命保険代理店、ギルモア石油販売代理店、クリーニング事業）を茂林洋行の名で展開していった。日清貿易研究所卒業生としては、三谷末次郎とともにただ二人奉天に残り、奉天実業界の確立に心血を注ぎ続けた堅一であった。

彼の心中までは図りかねるが、「満洲で儲けた金は満洲で使う」「七転八起」など、彼の好んだ言葉からは、「一旗組」とは異なるバイオニア精神とイノベーション精神が内在していた。そこには、炭坑の利権を持ち金融業へ発展しようとしていた近代新興産業一族・向野家という存在があった。その一族の一致団結した支援に支えられて、最初は日清間の貿易の模索から出発した向野堅一であったけれども、最終的には、大陸における自立した実業界形成を目指したのであった。この点では、満洲経済史における先駆者としての評価に何ら疑いは生じないという結論に至った。

英文要旨

The Business Activities of Ken'ichi Kohno(1868-1931) Sino-Japanese Trade and the Creation of the Mukden Business Community: A Review of his Letters and Papers

Yasue Kohno,

Community Systems Major, Graduate School of Social System Studies,

The University of Kitakyushu

Ken'ichi Kohno, the focus of this paper, was born in the first year of the Meiji era (1868), and died the day before the Manchurian Incident. He studied at Shanghai's Research Institute for Sino-Japanese Trade and during the Sino-Japanese War, the Boxer Rebellion, and other developments found himself in Shanghai, Taiwan, and Peking before becoming a leader in the Manchurian business community in Mukden. His life exemplified the business struggles of the Japanese living in China prior to the Manchurian Incident. He spent the latter half of his life in Mukden, where he became a business leader. While there, he founded numerous firms including Chikushi Youkou, Yuueki Koushi, Syoryu Ginkou, Maorin Youkou, Mukden Shijou Kabushikikaisha (which later became Manchuria Shijou Kabushiki Kaisha), Mukden Kagaku Kogyo Kabushiki Kaisha, and Shenyang Tatemono Kabushiki Kaisha, as he attempted to establish a business foundation in Manchuria. The significance of Ken'ichi Kohno's business activities cannot be fully explained by only focusing on what may appear at first glance to be a brilliant career in the latter half of his life. Thus, this paper also traces the footsteps of his earlier years to understand the significance of his business activities as a basis for discussing Japanese commerce developments in mainland China. In other words, the purpose of this research is to use the life of this one man, Ken'ichi Kohno, both to examine the process of business community establishment in Manchuria before the Manchurian Empire, about which little is known, and to shed light on the activities of the Japanese

in Manchuria, knowledge of which has been more theoretical than practical. Prior studies on Manchuria's economic history have attempted to understand general trends by examining printed historical documents and statistics or materials found on the Internet. In contrast, this paper focuses on the writings of Ken'ichi Kohno himself, which have not been studied to date. This research has uncovered the following facts.

Ken'ichi was born to a wealthy farming household in Nogata, Japan. After finishing higher elementary school, he studied the Chinese classics at the Hata Iwao School, then focused on learning English at the Shuyukan Junior High School. While there, he decided to enroll at the Research Institute for Sino-Japanese Trade in Shanghai. While in the Institute, he devoted himself to the study of Chinese and Commerce, and after graduation, he underwent training at the Sino-Japanese Merchandise Display Center, an organization founded by the institute as a training program for graduates. It was then that circumstances caused his plans to go awry. With the outbreak of the Sino-Japanese War, Ken'ichi was called up to serve as a civilian interpreter and participated in special missions. He was the only one out of ten others to return alive from these missions, and the information he uncovered was advantageous to Japan and made him a hero. Then, on reviewing the military interpreters' compensation, he discovered it to be paltry and became discontented. He immediately left the military and became an interpreter in Taiwan, where the compensation was much better. Ken'ichi pooled his interpreting salary and added some more money to set up a capital fund for opening the Chikushi Youkou in Peking. However, this store burned down during the Boxer Rebellion before it could become successful, putting Ken'ichi into a dilemma. The upshot, however, was that he received a very large sum of money as reparation.

Ken'ichi Kohno subsequently used the Sino-Japanese War as an opportunity to become a purveyor to the army, creating the Yuueki Koushi in Xinmin. After moving to Mukden in 1906, he established Maorin Youkou, first selling coal from the Fushun mine, consequently moving to the sales of military surplus, such as Murata bayonets and ammunition, as well as contracting civil engineering work for urban development in Mukden. He steadily became wealthier and wealthier. Among his business activities, of particular note is the establishment and organization of the Syoryu Ginkou, formed in partnership with Tohachi Fukamizu. A classmate from the Research Institute for Sino-Japanese Trade. Two years later, this entity was

transformed into an official bank under the Banking Law, it experienced financial problems and, along with Maorin Youkou, found itself in difficulty. With Ken'ichi's efforts, the management of the bank was turned over to the Yasuda group, Fukamizu came back, and Ken'ichi stayed on as a shareholder. Subsequently, the Syoryu Ginkou steadily grew its business. However, Ken'ichi Kohno sold his shares in the bank in 1916. Aiming to expand his business with the funds gained from selling his bank shares, he was elected vice chairman of the Mukden Chamber of Congress in December 1917. Over the next six years, he focused his business activities in Mukden, but he was caught up in Mukden's currency problems in 1922 and fell on hard times again.

Ken'ichi Kohno died the day before the Manchurian Incident broke out. He was regarded as a leading figure in the Manchurian business community. Although most graduates of the Research Institute of Sino-Japanese Trade returned to their homes in Japan, as a business pioneer in Mainland China, Ken'ichi continually established new companies, made them successful, and turned the reins over to others before moving on to yet newer ventures. He was always at the forefront of Manchurian business. As Manchuria began to reach a certain level of stability, the major Japanese *zaibatsu* entered the Mainland, and Ken'ichi became an advisor to the Manchuria Railway Company. As the Japanese immigrant population in Mukden increased, his business under the name of Maorin Youkou (the company served as an agent for Imperial Life Insurance and the Gilmore Oil Company, and also had a cleaning business) grew thanks to the influence of the Manchuria Railway Company. Ken'ichi's sayings, such as "money made in Manchuria will be used in Manchuria," and "always get back up after falling down," reveal the spirit of the new Manchurian resident entrepreneur. This differs from how Japanese companies operated there; they were interested only in pursuing profit from the investment of their Japanese capital. Ken'ichi Kohno began with a focus on trade between China and Japan and ended as an independent entrepreneur aiming to form a business community in mainland China. His reputation as a leader in the Manchurian business community is well established. However, when looking at the Manchurian economy during his lifetime, it is clear that conditions in the Japanese business world were not for the faint hearted. This community was formed through continuous struggle to overcome poor business.

目次

序章 研究の目的と方法……………エラー！ブックマークが定義されていません。

第一節 本研究の目的……………1

第二節 向野堅一に対する世評……………5

第三節 本研究の方法……………7

第四節 先行研究の動向……………8

一 日清貿易研究所と日清商品陳列所に関する先行研究……………8

(一) 日清貿易研究所に関する先行研究……………8

(二) 日清商品陳列所に対する従来の見解とその問題点……………10

(三) 向野堅一に対する実業家としての評価に関する先行研究……………12

第一章 出生と学修―新入村・福岡をへて上海・日清貿易研究所へ……………16

第一節 清国渡航以前における修学……………18

一 新入村と向野一族―向野堅一理解のために―……………18

(一) 新入村について……………19

(二) 新入向野家、特に次兄・向野斉と親族たち……………20

二 鞍手郡新入上等（高等）小学校から秦塾へ……………26

(一) 鞍手郡新入上等（高等）小学校における修学……………26

(二) 秦塾における修学とその修学内容の一端……………27

三 勉焉学舎から修猷館、そして日清貿易研究所受験へ……………30

(一) 勉焉学舎から修猷館へ……………30

(二) 受験に至る経緯……………33

第二節 日清貿易研究所での学生生活―兄たちの書簡を手掛かりに―……………36

一 廣瀬貞治の渡清―向野堅一未確認の事情を補うために―……………36

二 日清貿易研究所の活動概観……………39

(一) 日清貿易研究所の学修……………39

(二) 現存する向野堅一の清語学習のための写本……………41

三 日清貿易研究所における向野堅一……………42

―『宗方小太郎日記』『高橋正二日誌第二』と兄たちの書簡を見つめて―……………42

(一) 第一学年 明治二十三年九月―明治二十四年九月……………44

(二) 第二学年 明治二十四年十月―明治二十五年九月……………50

(三) 第三学年 明治二十五年十月～明治二十六年六月	57
四 日清貿易研究所卒業生名簿	62
第三節 日清商品陳列所の実務研修機能―向野堅一宛書簡に見る卒業生の苦闘	70
一 日清商品陳列所の活動―期待から就職難へ―	71
二 清国長江沿岸各開港場及び都府の視察開始の理由	77
三 大陸と九州を結ぶ店舗の開店計画	81
四 日清戦争勃発による日清商品陳列所の動向	88
五 日清戦争後の日清商品陳列所	92
第二章 日清戦争・台湾の通訳官としての向野堅一―北京・筑紫洋行設立前の活動―	97
第一節 日清貿易研究所出身通訳官たちの不平とその俸給	100
一 日清貿易研究所出身通訳官たちの不平	101
二 日清戦争従軍通訳官たちの俸給	102
第二節 台湾行きの理由	105
一 向野堅一『明治二十七八年日清戦役従軍日記』に見る日清貿易研究所出身者の陳情書	105
二 堅一宛ての書簡にみる台湾行きの事情	108
三 台湾総督府附通訳官の俸給	110
第三節 台湾総督府附通訳官向野堅一の活動	112
一 『台湾再渡日誌』にみる堅一の動向	112
二 廣瀬貞治の書簡から知る台湾情況―台湾通訳官業務内容を補うために―	113
第四節 北京開店資金および結婚の準備	115
第三章 北京・筑紫洋行の設立とその顛末	118
第一節 筑紫洋行（筑紫弁館）の設立	123
一 筑紫洋行の概要―筑紫洋行の「総則」等の規定―	123
二 河北純三郎による発案	125
三 香月梅外による準備	127
第二節 明治二十九年十月筑紫洋行開業以降の書簡に見る動向	128
一 洪野周平と名乗る	128

二 妻・リウ（隆子）宛て書簡から見る筑紫洋行の仕入れ先	130
第三節 筑紫洋行の苦境と天津商品陳列所の開設計画	137
一 離れがたき妻・リウ（隆子）の存在と北京、博多、東京間の往来	137
二 天津商品陳列所設立計画	141
(一) 「奉天 茂林館 向野堅一君」の記事と郡島（郡嶋）忠次郎の苦心談	141
(二) 白岩龍平からの手紙	145
第四章 筑紫洋行挫折からの再起	148
第一節 義和団事件での焼き討ち	150
一 第五師団監督部用達	150
二 次兄・斉の怒り	153
三 有馬組と向野堅一	157
第二節 向野堅一帰国後の大陸における動静	161
一 堅一に対する世評―宮川五郎三郎からの報告―	162
二 筑紫洋行売却の動向とその顛末―宮川、森清右衛門の書簡からの考察―	166
三 筑紫洋行土地売却の基本線―奈良崎八郎の交渉と成田鍊之助からの書簡	171
(一) 奈良崎八郎の交渉	171
(二) 成田鍊之助の書簡にみる交渉成立	176
四 筑紫洋行再建および「物品陳列所」開設への忠告―文麟の存在―	178
(一) 奈良崎より伝えた川島浪速から堅一への忠告	178
(二) 天津における「商品物品陳列所」設立予定	181
第三節 新しい経済活動の模索	183
一 広東省内地旅行―原口聞一からの情報と島田経一からの書簡	185
二 遼西物資調査から新民府有益会社の設立へ―日露戦争終結後の経済活動	190
第五章 奉天での経済活動と奉天経済界の形成	199
第一節 茂林洋行の設立とその変遷から見る奉天での活動内容	201
一 新民府の有益会社から茂林洋行の設立へ	202

一 書簡と外務省記録で探る茂林洋行初期事業内容	204
(一) 石炭販売業	204
(二) 軍需品払い下げ業	213
(三) 屠獸場経営と支援	217
第二節 茂林洋行の事業内容の変遷	219
一 堅一存命中の人名録から確認する土木請負業と貸家業	219
二 茂林洋行の事業内容の変遷および堅一経歴の変遷	222
第三節 日清合資・正隆銀行の設立	226
一 正隆銀行の設立時の投資者像と建前	227
(一) 正隆銀行増資にともなう第一回総会の様相	231
二 向野堅一の活動―書簡から見る正隆銀行との関連―	233
(一) 深水十八からの書簡	234
(二) 次兄・斉の書簡からみる正隆銀行に関する動向	236
(三) 成田鍊之助の書簡からの分析	239
(四) 正隆銀行経営	245
第六章 奉天商業会議所副会頭への就任	249
第一節 奉天実業界の様相	250
一 奉鐵俱樂部と奉天商業会議所	250
二 奉天商業会議所副会頭への就任	253
三 正隆銀行のその後と正隆銀行株の売却	256
第二節 向野堅一が設立した企業	259
一 満洲市場株式会社取締役	259
二 鉄道附属地における奉天化学工業株式会社設立	262
三 瀋陽建物株式会社設立の経緯	264
四 向野堅一が関与した企業	266
第三節 経営何事も未だ曾て伸びず	269
一 満蒙実業団体聯合大会	269
二 大正十一年九月三日の息子たちへの手紙	273
三 向野堅一の晩年	277
結 章	279

第一節 結論	279
第二節 今後の課題	293
参考文献	295
注記	299

凡例

- ・ 旧漢字は、特別な引用文以外は現代の字体に改めた。
- ・ 年号は和暦を使用した。ただし明治前の和暦については西暦を付記した。
- ・ 原本にある「廿」などの数字は「二十」などの表記を用いた。
- ・ 注記は、その内容に応じつつ、文脈を補足するような長文にわたる情報は文末に示した。引用文献に関する短い情報は文中に示した。
- ・ 数字を表す際に、頁数の場合は、三桁以上の数、すなわち120頁ならば、一二〇頁と表記した。その他の数量を表す場合は百二十と表記した。金額の表記もなるべく統一したが、場合によっては原本に従っているものもある。
- ・ 敬称はいかなる人のも省いた。
- ・ 向野堅一については簡略して名を明記する場合は、向野とは記さず堅一と記した。
- ・ 生存期間は西暦で表した。
- ・ 原文中の傍線、ゴシック体、太字は本論執筆者が注意を促す目的で付加した。
- ・ 引用文中の（ ）は本論執筆者が補足のために付記した。

序 章 研究の目的と方法

第一節 本研究の目的

本論は、向野堅一という一人の経済人の足跡を通して、満洲における日本人経済界の意義を考察し、満洲における日本人入植者による経済活動の特質の一端を明らかにしようとするものである。満洲日本人経済界に関する史的研究は、近代の日中関係をめぐる議論のなかで次第に着目する領域となりつつある。しかし、これまでの研究は、活字資料に依拠しながら、忽卒の内に活動結果の適否を問うものが多かった。また、関わった人々の背景にある理念や情勢に対する対応等を丹念に究明しようとする研究段階に至っていないかった。大東亜戦争前に渡清した人々の活動に関する研究を見ると、日本の植民地政策への寄与という面のみ焦点を当て、多様な視点から捉えることができず、負の遺産として単純化して批判的に捉えて、詳細な史実を探究する視点を欠くものを多く見てきた。

つまり、従来の日本近代史研究においては、満洲日本人経済界の発展は軍事の商権の延長線上に展開してきたというイメージか、もしくは日本による植民地化を当初から目的とした計画的な政策というイメージをもって語られてきた。一方、中国近現代史研究では、同様のイメージを保持しつつ、侵略性を中心にした歴史観に基づき、日本人の大陸における経済活動を捉えている。こうした先入観にとらわれた研究は、必然的に渡清した人々の活動に高い評価を与えることはなく、それどころか史実についても歪んだ理解やレッテル貼りに留まる。こうした風潮を背景として、関係する遺族は、貴重な史資料を有しながらも明らかにできず、日本での研究は大幅にたち遅れていた。そして、旧来の大陸における経済史領域に研究は、活字化した史資料に依拠する場合が多く、政治団体や経済界等の関係者等、関係する人物の肉声を伝えてこなかった。つまり、彼らがどのような商業界、経済社会を形成しようとしたのかは見えてこない論が多かった。

また、旧来の研究は、満洲における日本人経済界の事象を追い、在華坊の登場する一九二〇年代までの早期に渡満した日本人の活動については、ほぼ空白のままになっている。つまり、旧来の先行研究は、特に軍部とかかわりをもちながら利益を得ようとする人々を「一旗組」と形容しつつ一括りにし、在満経済人として歩む多様で複雑な道程を捨象している感がある。

そこで、研究の一層の深化のために、本論では、未公開の書簡などの私文書すなわち一次史料に基づきながら丹念な考察をすることにした。旧来未見の文書群に焦点をあてながら、一人の経済人の足跡を通して、激動する時代状況を押さえながら、大陸における日系企業の成長と限界の様相を解明していくことを目的とする。可能な限り先入観にとらわれずに、向野堅一の諸活動に迫りながら、彼が目指す実業が確立していく経緯分析を通して、日本人の大陸における経済活動の苦闘を明らかにしたい。

本論で取り上げる向野堅一は、明治元年（慶応四年／一八六八）に生まれ、満洲事變の前日に亡くなる。堅一は日清貿易研究所で学んだ後、日清戦争、義和団事件などに遭遇しつつ、上海・台湾・北京等をへて、奉天を基盤に満洲日本人経済界の中心人物となった人物であり、満洲事變前までの中国大陸での日本人による商業活動の展開は、向野堅一の生き様そのものといっても過言ではない。

日清貿易研究所で荒尾精の教えを受けた百五十余名（一説には百二十名ほど）の内、無事に卒業できたのは六十八名であった。（一説では八十余名）その内、向野堅一と三谷末次郎の二名は、奉天実業界の重鎮といわれるようになる。彼らは明らかに、旧来の「一旗組」とみられる存在から脱皮して、奉天の新しい地域の経済人へと成長していく。旧来の研究では、日清貿易研究所の卒業生たちの在華坊の登場するまでの足跡について明確にはおらず、向野堅一と三谷末次郎の足跡を具体的に明らかにした論もない。本論では、この二名の内、向野堅一の経済人としての足跡に着目し、彼が奉天実業界の「重鎮」と呼ばれるようになっていく道程を明らかにする。

向野堅一については、夙に日清戦争での活躍によって知られる。人名辞典には「日清・日露戦役で活躍した」と記すものもある。実は、堅一は日露戦争には参加していない。なぜ、このような記事となるのだろうか。推測するに、軍部と共に利益を得ていた政商という「政治的地場企業家」というイメージのみで捉えられてきたからではないか。堅一の足跡を追うと、軍部との繋がりは、一面に過ぎず、多様な繋がりを生かして、新しい事業に取り組んだ人物であることがわかる。

堅一は、筑紫洋行、有益公司、茂林洋行、正隆銀行、満洲市場株式会社、奉天化学工業株式会社などの多彩な企業創立を通じて、中国大陸における経済活動を展開した。特に奉天での活動は目覚ましいものがあり、初期の入植者の開拓精神を見て取れる。しかし、この時期の活動だけを見ようとすると、堅一の中国大陸における経済活動の意義を十分解明できない。そこで本論では、彼の前半生の足跡についても検討を

加え、初期の日本人入植者の経済活動の意義を明らかにする。その上で、日本の大陸商業に関する動向を論じようとする。つまり、向野堅一という一人の人物を通して、満洲国成立前の不明瞭な満洲における日本人入植者による経済界確立の過程を検討する。

また満洲日本人経済界の「草分け」「先駆者」「嚆矢」等の世評を受けながら、その実態については、はっきりしなかった向野堅一の起業した事業を一見すると必ずしも成功とは言い難く、自ら「七転八起」と自嘲気味に述べるように失敗と見えるものが多い。幾多の失敗を乗り越え、この時期の典型的なタイプと言われる「一旗組」を脱皮して奉天実業界の「重鎮」として台頭していくことができたのはなぜか。そもそも堅一を支えた背景には何があったのだろうか。堅一が常に時代を先取りしながら、一種のパイオニアとして、多くの「一旗組」が大陸を去っていくなかで生き残り、奉天実業界・経済界の「重鎮」になりえた理由を検討していくこととしたい。同時に、従来不明であった現実的な事象や、観念的に捉えられていた満洲での日本人の活動を解明していくことが本研究では可能になるであろう。以下、留意点を示しておく。

(1) 向野堅一研究において、日清貿易研究所の学び、人脈は重要である。本論では、加えて、子弟を学ばせようとした保護者（父兄）の視点を重視したい。当時の「勸業」に従事することに対し、どのような考えを持ち、何を期待したのか。また、期待し続けた保護者たちの経済状況は、どのようなものであったのか、を押さえたい。

(2) 堅一の人となり、堅一の人脈を考える際には、堅一の学びを抑える必要がある。人脈を考える際には、後述の日清貿易研究所だけでなく、修猷館の人脈も重要なものとみる。たとえば、堅一と玄洋社の社員との関わりを考える際には、修猷館の人脈を介して理解すべきと考える。本論では、筑紫洋行の後始末を巡って、玄洋社社員との関わり的一端を究明することとなる。

(3) 向野堅一の活動は、満洲・内モンゴル・中国沿海・台湾等を含む東アジアに広がる。しかしそれだけでなく、向野堅一の活動は北部九州、福岡県筑豊地域の動向とも密接に連動している。向野堅一の場合は、筑豊という地域を背景として登場し、筑豊に基盤を持つ兄たちと密接に連携して活動を展開した。つま

り、地方史の課題がそのまま東アジアの課題となっていく一端を窺うことができる。

第二節 向野堅一に対する世評

向野堅一の名は全国版人名辞典に見出すことができる¹⁾。そのほとんどが、日清日露戦争での功労者、明治から昭和期かけての陸軍御用商人、戦前の奉天(現・瀋陽)の実業家、「満洲経済界」²⁾の指導者と記している。

「日清日露戦争での功労者」という点では、日清戦争のときに特別任務を命ぜられた十名のうち、生還したのは堅一のみであったこと、つまり、万死に一生を得て使命を果たし、日清戦争を有利に導いた男として評価されていた。昭和十五年、大日本雄辯会講談社より出版された『講談社の絵本』第三十三巻「西郷隆盛」では、理想的な日本人の一つの姿として掲載されるなど、大東亜戦争前までは軍事的英雄としてその名が知られていた。しかし実は、堅一は日露戦争には参加していない。妻が重病だったからである。

「明治から昭和期かけての陸軍御用商人」という点では、明治二十九年、北京に筑紫洋行(筑紫弁館)を開いて日本公使館の用達業を営んだこと、北清事変で第五師団御用達になったこと、日露戦争終了後に新民府で兵站部を担当したことなどが挙げられる。

「戦前の奉天(現・瀋陽)の実業家、満洲経済界の指導者」という点では、明治三十九年に茂林洋行を設立。石炭販売・ガラス製造・貸家業・化学工場を営み、奉天実業界での地歩を築いたこと、大正六年から大正十一年まで奉天商業会議所副会頭を務めたこと、その他、正隆銀行、瀋陽建物株式会社、奉天化学工業株式会社、満洲市場株式会社などの取締役を歴任したことが挙げられる。

これらの三つの世評の中では、日清戦争の特別任務に脚光が当てられがちであった。彼の実業に関する記述は必ずしも多くない。「今後ハ商業之戦争ニ候」³⁾という信念に基づき、北京・大連・奉天を舞台に多くの企業を設立し、「(満洲)経済界を指導した」という彼の軌跡は、満洲日本人界経済史研究において正確に把握されていないのである。明治・大正・昭和期の陸軍の御用商人と記されているにもかかわらず、実際にどのような商業・実業活動をしていたのか明確ではない。向野堅一の業績において最も注目すべきは財界人としての活動である。なぜならば、彼が志したのは中国大陸での実業の確立だったからである。

明治元年九月四日生に福岡県鞍手郡新入村で誕生し、同二十六年に上海の日清貿易研究所を第一期生として卒業した堅一は、自らが建立した大義寺が満洲教育専門学校旭の会の集会所であつた（伊東六十次郎「アジア復興運動と中村寧」『中村寧追憶集』中村寧追憶集刊行会、昭和四十九年、五十八頁）ため、満洲事変が起こることを事前に知る。その対策のために東京へ赴き、昭和六年九月十七日、満洲事変勃発の前日に脳溢血で永眠する。享年六十四歳でその生涯を閉じるまで、堅一生前においても「君を以て嚆矢と為す」「君を以て先駆と為す」と、満洲日本人経済界における開拓の先駆者であつたと認識されていた。代表的な例を表1にしてみた。

表 1 財界人としての現在に至るまでの評価			
発行年	発行所	出典	掲載頁
明治四十年	東方拓殖協会	奥谷貞次・藤村徳一編『支那在留邦人興信録』	一九六、 一九七頁
・日本人にして北京に商店を開設したるは君を以て嚆矢となす			
昭和元年	奉天二十年史 刊行会	菊池秋四郎・中島一郎『奉天二十年史』	八十一、 八十二頁
・当時の奉天は荒涼たる原野で邦人にして家屋を建築したのは君を以て先驅者となす			
・奉天創設者として特記すべき一人である			
昭和四年	曠陽社出版部	西孟利（創生）著『満洲芸術壇の人々』	七四頁
・奉天成功者の一人であり満洲草分けの立志傳中の人物			
昭和十五年	奉天商工公会	佐々木孝三郎編『奉天経済三十年史』	年表
・日清日露の両役に特別任務に服して活躍せり。荒涼たる奉天鐵道附属地の原野に新家屋を建築せるは君を以て先驅となす			
平成二年	三省堂	三省堂編修所（編）『コンサイス人名辞典』	四三八頁
・〈満洲〉財界を指導した			

第三節 本研究の方法

本論は、向野堅一を中心とする研究であり、取り扱う範囲を向野堅一の生誕から逝去する日、つまり明治元年九月四日から昭和六年九月十七日までとする⁴。ただし、研究の視点はあくまでも向野堅一の経済活動に置く。これまで堅一の評価対象であった日清戦争での特別任務や旅順事件⁵については、経済活動の視点からの考察に留める。本論では、日清貿易研究所の同期生および日清戦争によって得た人脈を手掛かりに、経済活動の視点を重視し、本来、堅一が志した「商業への道」に焦点を絞って論じていくこととする。

向野堅一については、向野堅一記念館や福岡市立博物館を中心に、向野堅一に関する向野コレクションと総称する資料群が存在し、細部にわたる研究を可能にしている。本論では向野コレクションのうちの、向野書簡⁶を中心に分析し、人物研究の視点から考察を試みる。書簡は人間関係の有り様を知ることができる最も重要な史料である。向野書簡は、孫文、小村寿太郎、矢野文雄、張作霖、桂太郎、根津一、乃木希典、大山巖、青木宣純、末永節、宮川五郎三郎、島田経一などをはじめ、陸軍関係者、樂善堂、上海東洋学館、日清貿易研究所出身者、玄洋社社員たちとの関係や活動を知る貴重な史資料である。特に金融の動きを明らかにすることができる。また、竹田黙雷など、文化人に対する支援、財界人、政治家たちへの送金、寄附を頻繁に行っており、これらの金員が何に使用されたのかを究明していけば、大陸での政治的経済的動向を捉えることもできる。なおかつ、堅一自身的情勢判断や政治的態度といったものを把握できる有益な一次資料である。

研究の方法は、向野書簡と向野堅一の自筆履歴書（向野堅一の真筆の履歴書、向野堅一記念館蔵）を照合しながら検討を加えていく。本履歴書に従って、向野堅一の生涯を大別すると、六期に分けることができる。本論では、英語と漢学を学んだ青少年時代（第一章）、荒尾精が創設した日清貿易研究所で商業を学んだ青年時代（第二章）、日清戦争での特別任務、台湾通訳官を経て、北京に筑紫洋行を創設して義和団事件で焼き討ちに合うまでの北京時代（第三章）、有馬組に所属して遼西半島の輸送路開拓をしていた時代（第四章）、日露戦争後に奉天に商業活動の基盤を築いた奉天時代（第五章）、奉天商業会議所副会頭に就任していた時代（第六章）に分け、満洲事変直前までの大陸における経済活動の動向を把握していく。

第四節 先行研究の動向

本論のテーマにかかわる先行研究を検討してみたところ、実業家、経済人としての向野堅一に関する研究は皆無であった。参考となる研究文献として次のものが挙げられる。

一 日清貿易研究所と日清商品陳列所に関する先行研究

(一) 日清貿易研究所に関する先行研究

日清貿易研究所に関する研究動向は、平成二十六年に愛知大学東亜同文書院大学記念センターより発行した『同文書院記念報第二十三巻』所収の野口武「『日清貿易研究所』の研究の整理と課題―東亜同文書院前史としての位置づけと荒尾精に関連して」が詳しいのですべてを本論で列挙しない。そこには創立者・荒尾精を中心に日清貿易研究所設立主旨を分析する論が多い。そういった場合、日清貿易研究所研究論は概ね二極化される。平たく言うと、ビジネススクールかスパイ養成学校か、いずれかの位置づけに終始する論である。近年そういった傾向を嫌い、経済史の視点で日清貿易研究所を対象にする論もあるが、結局、日清貿易研究所の経済史上における評価はできず、カリキュラム紹介で終わっている。近年出版の藤田佳久『東亜同文書院生が記録した近代中国の地域像』（ナカニシヤ出版、平成二十三年）などは日清貿易研究所を単なるビジネススクールと位置付けている。一方、翟新『東亜同文会と中国』（慶応義塾大学出版会、平成十四年）などは、「欧州各国に先んじて中国を制圧するための政策構想として」荒尾精が設立した学校と位置付ける。遡って渉猟していくと、

- ・ 鐘鶴鳴『日本侵華之間諜史』（華中圖書公司、昭和十三年）は、日清貿易研究所所員たちが意図して中国（清国）侵略のための諜報活動をおこなっていたことを論じたもの。
- ・ 野間清「日清貿易研究所の性格とその業績―わが国の組織的な中国問題研究の第一歩」（『歴史評論』一六七号、昭和三十九年、六十八〜七十七頁）は、日清貿易研究所に焦点を当てた中国研究材料論である。

・ 黄福慶「論―漢口樂善堂與上海―甲午戦前日本在華的諜報機構」（中央研究院近代研究所編『近代史研究所集刊』第十三期、昭和五十九年、三〇五〜三三一頁）は、日清戦争における日清貿易研究所員らによる諜報活動論。

・小林一美「明治期日本参謀本部の対外諜報活動―日清・義和団・日露戦争に向けて―」（『東アジア世界史探究』汲古書院、昭和六十一年）も、同じく日清戦争における日清貿易研究所員らによる諜報活動論。

・佐々博雄「日清貿易商店構想と日清貿易研究所」『多賀秋五郎博士喜寿記念論文集 アジアの教育と文化』（巖南堂書店、平成元年、三六四～三九四頁）は、荒尾精とその一連の活動家が対清貿易にどのような構想をもっていたかをまとめたもの。

・佐々博雄「日清戦争後における大陸「志士」集団の活動について―熊本国権党系集団の動向を中心として―」（『国士館大学文学部人文学会紀要』二十七、平成六年十月、四十五～六十一頁）は、日清貿易研究所の熊本県出身者が組織した国権党系の集団の活動を分析したもの。

・坪内隆彦「日本文明の先駆者・荒尾精」『月刊日本』十二巻五号（K&Kプレス、平成二十年、七十四～八十一頁）は、荒尾精の立場で論じたもの。

・村上勝彦「産業革命初期の日中貿易―日清貿易研究所に関連して―」『東京経大学会誌』一七四号（平成四年、六十三～九十五頁）は、日清貿易研究所を明治初期に対清貿易を試みた学校創立例として取り上げた論で経済的動向とともに、分析しようとしたもの。

・小崎昌業「東亜同文会・東亜同文書院大学の今日的意義―霞山会・愛知大学への伝統継承と発展（特集 東亜同文書院研究）―」『大倉山論集』第五十一巻（平成十七年、十九～六十頁）は、東亜同文書院の前身として執筆した論。

である。

これらの論において、日清貿易研究所における学生生活について具体的に論じたものは無い。父兄たちは、子息の日清貿易研究所における学びに対して何を期待し、どのような支援をしたのか。期待と援助を受けながら学生たちはどのような生活を展開していたのか、そういった視点を取り扱ったものは無い。これらの視点で論及すれば、ビジネススクールかスパイ養成学校か、という位置づけにおのずと決着はつく。さらに、日清貿易研究所や付属機関であった日清商品陳列所の機能性についても、従来の見解と異なる要素を抽出した。このような観点を含みながら、向野堅一研究の過程で、向野堅一と兄たちとの間で交された数点の書簡を確認しつつ、日清貿易研究所における学生たちの様子や学生を支える父兄の様子の一端を浮き彫りにしている本論

は、従来の日清貿易研究所のイメージを覆し、新たなる見解を提示している点では、かなり独創性の強いものと言えよう。よって本論の意義はこの点にある。

(二) 日清商品陳列所に対する従来の見解とその問題点

当初、日清貿易研究所は、研究所の卒業生らが貿易実務に携わるべき商社「日清貿易商会」の設立を予定していた。しかしながら、資金面から困難であると判断され、これに代わるものとして「日清商品陳列所」を開設することにしたという。日清貿易研究所に関する研究は数多くあるけれども、日清商品陳列所に関する研究は皆無である。筆者は先に、日清貿易研究所を単に暗黙の裡にビジネススクールと位置付けている論と、政策実現（すなわちスパイ養成）のために設立された学校と位置付ける論とに二極化されていることを指摘し、向野堅一宛の兄たちの書簡等を検討して、後者は全く当てはまらないことを論じた。

しかし、近年著された藤田佳久『東亜同文書院生が記録した近代中国の地域像』（前掲）などが位置づけるようなビジネススクールと見做すことにも首肯しがたい。暗黙の裡にビジネススクールと位置付けている論は『東亜同文書院大学史』（大学史編纂委員会、滬友会、昭和五十七年）の記す日清貿易商会の「創立趣旨」に見る主な構想（後述）に基づき、教育が順調に実施されていたという前提において論じているからである。

また、「日清商品陳列所」に対して、日清貿易研究所の卒業生のために設立された貿易実務研修機関であると位置づけながら、白岩龍平らが新利洋行を設立したことから、企業者供給源と捉える論（瀬岡誠「企業者活動供給の原基―総合商社のルーツ」『滋賀大学経済学部附属史料館研究彙報』第三十七号、同史料館、昭和六十二年）も、やはり教育が順調に彼らの資質を育成していったという考え方を前提としている。はたして日清商品陳列所の教育は順調であったのだろうか。順調に進んだとみる論の拠り所は、『東亜同文書院大学史』（前掲）による、

⑦ 明治二十六年七月、研究所の卒業生を主体とする修業年限二年の日清貿易実習機関として「日清商品上海陳列所」が開設された。

⑧ 卒業生は七月一日から二年間、日清貿易商会の階梯として設置された「日清商品陳列所」で実習に当たることになっていた。

㊦陳列所は、大阪の豪商・岡崎栄三郎の出資により、明治二十六年の春から開館準備に着手し、上海税関付近に設置された。

㊧大口取引機関として、岡崎が大阪に経営する日韓貿易商社による「日清商品売買取引所（商号は日華洋行）」が併設された。「日華洋行」は陳列所の南隣に設けられた。

㊨これに対応する日本内地の物産取扱所が大阪（日韓貿易商社）・神戸（後藤勝造）・横浜（朝田又七）・長崎（吉川文七）・函館（遠藤吉平）の五カ所に設けられた。

㊩開設後、商品陳列所はまったく実習生の自主経営とし、毎日十五名から二十名の実習生が、税関係、物貨係、売買係、調査係、正貨出納係、庶務係の六係に分れて順次交代して各係の実務を練習し、別に委託品の小売販売を行った。

㊪実地の商業を研究するために中国各地を視察した。

㊫共同住居費のほかは衣食等自弁で、学資のない者は日華洋行の手伝いをして自給する者もあった。

㊬陳列所は日清戦争のため閉鎖し、すべての保管をイギリス人に託して関係者は帰国した。

㊭研究所卒業生の土井伊八（石川県出身）が日清戦争終了後、イギリス人から陳列所を引き継ぎ、新たに商取引を開始して軌道に乗せたため、そのすべては土井伊八に譲渡され、上海東華洋行として上海三井洋行とならぶ商社となった。

㊮日清商品陳列所は日清貿易研究所に附属し、中国名を「藻華広恵館」と称した。という内容を検討なしにそのまま踏襲したものである。しかしながら、これらの記述には疑問がある。卒業生の多くが帰国する中で、学費その他の事情もあって帰国せず、継続して実習に従事した者は約四十名である。入学者百五十名から卒業生八十名余、そして陳列所従事者が四十名弱と学生数の減少しつつあるなか、運営と教育はうまく機能したであろうか。また、㊯㊰は時系列が詳細ではなく、㊱㊲の記述では、日清商品陳列所は日華洋行と併設されたような感がある。㊳では実習生が自主運営して商売が上手く成立するのか、という疑問もある。㊴は、まるで所員全員を実地の商業を研究するために中国各地を視察派遣したような記述になっている。㊵と㊶では、日清戦争終了後、土井伊八が直接イギリス人から陳列所を引き継ぎ、自力で軌道に乗せたような記述になっている。また、明治三十年代まで日清商品陳列所が大阪に所在していたこともあまり把握されていない。

陳列所に進んだ四十人のうちの一人であった向野堅一自筆履歴によれば、明治二十六年七月から二十七年三月まで、堅一は陳列所に所属していたことになる。では、明治二十六年七月から陳列所在籍中、かつ日清戦争開戦のため八月に上海に戻るまで堅一は何をしていたのであろうか。拙論では、向野書簡より、日清商品陳列所に関するものを抽出して内容に検討を加え、彼の足どりを追いながら、㊦㊧のなかに所在する疑問についても検討を加えていきたい。

(三) 向野堅一に対する実業家としての評価に関する先行研究

向野堅一は、日清戦争・日露戦争・義和団事件等の激動に関わりつつ、満洲事変直前まで、大陸における経済活動に関わった人物であり、日本人の大陸における経済活動を解明する上で、十分に検討を加えなければならない人物の一人である。にもかかわらず、堅一に対する評価を見ると、中国では日清戦争を侵略戦争として捉え、日清戦争後一二十年を迎えるにあたって依然として厳しい評価が目立つ。共産党政権への貢献度を示す材料として向野堅一批判を展開し、少しでも好意的に描こうとすれば、中国ではたちまち国賊と見做す。このような一方的な見方は少しも改善傾向にはない。その後の満洲での経済活動や、現地民との友好的な交流、経済支援なども全く無視している。

日本における向野堅一への評価においても、戦前は、日清戦争の英雄として向野堅一を語るのが主流であった。一部、黒龍会などが彼の経済的活動の業績についても評価を与えてはいた。しかしながら今なお、経済人としての向野堅一に十分着目することができていない。できていないがゆえに、向野堅一の経済活動面を通して近代史全体を見つめなおすことを目的としている本論では、向野堅一自身の著作、堅一に関する文献等（別稿「向野堅一に関する研究情報」（『向野堅一顕彰会会報』第二号、向野堅一顕彰会、六一八頁）において、向野堅一に関する向野堅一自身の著作ならびに向野堅一に論及する文献を網羅的に整理しているので参照）のうち、向野堅一の名前を記載している総合的な満洲日本人経済史文献もしくは、向野堅一の名は出てこないけれども、彼が創立した企業名を把握している文献を参考文献として挙げておく。

・福田実（著）藤川有二（篇）『満洲奉天日本人史―動乱の大陸に生きた人々』（講光

社、昭和五十一年）

著者・福田実自身、奉天会会長であり、明治・大正・昭和の三代にわたる動乱のなかで生死をかけて生き抜いた先人たちの足跡を日本人史の記録として伝えることに使命感をもつて書いた本である。向野堅一の名は「第三章 邦商の草分け」において、明治三十九年創業の日本人商人として「(貿易 茂林洋行)」の名とともに登場する。向野堅一宛の書簡に登場する多くの人名も記しており、向野堅一の経済活動の周辺を知るにはよい二次史料である。ただし本書は『奉天経済三十年史』を基本とし、『奉天経済二十年史』を取り扱わない。「第一編前史」では上海の日清貿易研究所出身の三谷末次郎と向野堅一が奉天に定住して実業界で活躍したことを記している。

・高嶋雅明「第一次大戦前における海外在留日本人商工業者について―「海外日本実業者之調査」の紹介を中心として―」(『経済理論』第二四号、昭和六十一年、四十八〜六十九頁)

外務省が日露戦争直前の明治三十六年十月、海外各地に在留する日本人実業者の調査を実施開始した結果を紹介したもので、植民者(居留地における商工業者)や移民による商工業営業の経済活動の動向を解明する糸口をつかむことに寄与した調査である。注記40に「植民地地場資本の担い手であるが、荒尾精の日清貿易研究所を経て、日清・日露戦争時に軍用達の仕事に従い、のち、独立して土木建築請負や雑貨商を営むに至るケースが目立った」(六十九頁)例として、向野堅一を挙げている。

・波形昭一『近代アジア日本人の経済団体』(同文館、平成九年)

本書は、日本からアジア諸国・諸地域に向けて進出した多くの企業(特に中小商工業者)やそれにともなつて移動した人間群像を描こうとしたものである。塚瀬進「第五章 奉天における日本商人と奉天商業会議所」(一一五頁)では、向野堅一について触れている。日本商人と中国商人の關係に留意しながら在奉天日本商人の存在形態を描き出し、その形態によって規定されていた奉天商業会議所の活動について考察しようとした論である。

・鈴木邦夫『満洲企業史研究』(日本経済評論社、平成十九年)

第I部を資本系列別に、第II部を産業別企業別に分析、執筆した大著である。後者では各章で必ず満洲事変以前の有様に触れている。向野堅一の名が登場するのは、「第15章 請負労力供給業・不動産業」の「第3節 満洲国設立以前の不動産業」においてで、そこでは瀋陽建物株式会社を取り上げている。

・小峰和夫『満洲紳士録の研究』（吉川弘文館、平成二十二年）

明治四十年、四十一年に、前後編の分冊で出版した奥谷貞次・藤村徳一編『満洲紳士録』を世代ごとに分けて、明治期の社会移動、立身出世の実態に迫ろうとした論である。向野堅一の名は、「第五章 第二世代の人びと―維新前夜に生まれた世代」「二 早くも生まれた高学歴化の傾向」「2 多種多様な出身学校」の一三四、一三六頁にある。

これらの先行研究は、向野堅一について触れてはいるが、研究の糸口が本論とは異なるため、筆者自身が向野堅一の評価を下しているわけではない。それらのほとんどは、大陸経済活動の企業全般を収録・解説した形のもが多く、向野堅一の名を記載していても向野に焦点を当てたものはない。唯一、執筆者自身が堅一に対する評価を与えている例として、佐々博雄「日清貿易商店構想と日清貿易研究所」（前掲）がある。荒尾精とその一連の活動家が対清貿易にどのような構想をもっていたかをまとめたもので、向野堅一の名は三七二頁に登場する⁷⁾。

堅一が関わる大きな事業の一つである正隆銀行設立に関する先行研究については、次の三編を見出している。

・高嶋雅明「正隆銀行の分析―満洲における日清合併銀行の設立をめぐって―」（和歌山大学経済学会『経済理論』第一九八号、昭和五十九年）

正隆銀行の成立期を分析対象とし、設立の背景として、とくに営口の経済事情と成り期の正隆銀行の経営状況を外務省の資料を用いて明らかにしている論である。

・高嶋雅明「日露戦争後『満洲』（中国東北部）における日系地場銀行の分析」（『広島経済大学四十周年記念論文集』平成十一年）

日系地場銀行の興隆を分析し、日系地場銀行の未成熟さと、正隆銀行の特殊性を論じている。

・迎由理男「安田財閥の対外投資―正隆銀行経営を中心に―」（北九州市立大学『商業論集』第四七巻第一・二号、北九州市立大学、平成二十四年）

正隆銀行の経営に焦点を当てて、安田財閥の対外投資について検討し、安田にとつての対外投資の意味、ならびに対外投資の経営に与えた影響を明らかにしようとしたもの。安田にとつての正隆銀行のもつ意味を検討している。

これら三編のうち、高嶋「正隆銀行の分析」は、向野堅一について、『満洲紳士録』『満洲商工人名録』によりつつ、「この時期の在留邦商のひとつのタイプの典型であったといえよう」（十六頁）という紋切り型の理解で片づけている。こうした表層的理解に基づく考察の帰結として「正隆銀行の破綻は当然の結果であった」（二十一頁）と結んでいる。同様に「日系地場銀行の分析」においても「日露戦争後、すぐに成功した在留日本人の典型的な人物であった」（四十二〜四十三頁）と規定している。

さらに、向野堅一研究に参考となる在満洲日本人経済史を中心とする諸研究には、次のようなものがある。

・ **波形昭一『日本植民地金融政策史の研究』**（早稲田大学出版会、昭和六十年）

日本資本（帝国）主義の後進的特質をめぐり出すべく構成されたこの論は、金融政策を通して包括的かつ統一的な視点でまとめられた大著である。金融政策が中心である。

・ **瀬岡誠「企業者活動供給の原基―総合商社のルーツ―」『彦根論叢』第二六二・二六**

三号（滋賀大学経済学会、平成元年、一四三〜一六六頁）

人脈によって満洲日本人経済界の原基を探ろうとしたものである。誰が誰にコミットしていたという展開で貫かれており、人間関係を網羅しようと努力している論である。

・ **金子文夫『近代日本における対満洲投資の研究』**（近藤出版社、平成三年）

日本の大手企業が満洲へ、どのような政策で進出していったのかを、主として統計で捉えようとしているものであって、大手企業の動向がよくわかる大著である。

・ **柳沢遊『戦時下アジアの日本経済団体』**（日本経済評論社、二〇〇四年）

日本商人と中国商人の關係に留意しながら在大连日本商人の存在形態を描き出した論である。

第一章 出生と学修―新入村・福岡をへて上海・日清貿易研究所へ

向野堅一の出身地は、福岡縣鞍手郡新入村（現在の福岡県直方市新入）である。新入駅（直方駅から上り方面の次の駅）から新入小学校に向かつて進むと生家のある上新入地区に至る。生家は、現在、今風の家屋になっているものの、門構えなどは当時のままである。上新入向野家の系譜は明確ではない。向野という姓を「むかいの」「むこうの」と呼ばず、「こうの」と呼ぶのは直方地方の特徴である。向野氏は、明治以降、村長や村会議員を輩出する地元の名士の一族であった。上海・台湾・北京・奉天へと活動の場を移していく堅一と、直方の向野一族とは、常に密接な繋がりを維持しつつ活動を展開していた。ゆえに、直方の向野一族の動向を知ることが、向野堅一という人物の人間形成の背景を知る上で必要であるとともに、その後の堅一の活動を理解する上でも重要である。本章では、直方の向野一族の動向を、特に堅一と密接に関わる次兄・斉（齊／浦太郎）を中心に分析する。同時に、日清貿易研究所での修学を中心に検討を加える。現在確認できる史料中に向野堅一の幼少期や故郷に関する記述は極めて少ない。そこで、まず一族の記述を分析する。次に、自筆の履歴書に基づいて修学歴を追い、学びの特質を検討することとしたい。

本章で取り扱う範囲を堅一自筆の履歴書より抽出すると、

福岡縣鞍手郡新入村大字上新入千九百五十番地ノ二 平民

向野 堅 一 明治元年九月四日生

一、明治十四年三月 鞍手郡新入高等小学校卒業

一、同年五月 鞍手郡新入明善義塾ニ入り漢学修業

一、同十八年三月 明善義塾ヲ退キ福岡勉焉學舎ニ入り普通学ヲ修ム

一、同十九年 福岡縣立修猷館ニ入学シ四年期ヲ卒ヘ二十三年三月病氣ニ依リ退

学ス

一、同二十三年九月 在清国上海日清貿易研究所ニ入学シ同二十六年全科卒業

一、同二十六年七月ヨリ日清商品陳列所ニ従事シ実地商業ノ研究ヲナス

となる。ここでのポイントは、明善義塾での漢学修業内容、英語修猷館での学び、日清貿易研究所での学生生活、日清商品陳列所での実習機能などである。先行研究において形成しているイメージとは異なる様相が浮上する。

第一節 清国渡航以前における修学

ここでは、向野堅一の生まれた環境から幼少青年期における修学の状況を把握することとしよう。本節では、堅一の育った新入村の概況と堅一を取り巻く向野一族について明確化しておきたい。なお、堅一に対する理解を深めることを企図しており、該期の堅一の動静を【 】内に略述しておく。

本節で分析対象となる向野書簡は次の通り。

0197 清国営口正隆銀行 向野堅一殿 親展至急(消印 満奉天41・6・24前8―□)福

岡縣鞍手郡新入村 向野斉(消印 奉天41・6□前□8□) (消印 NEWCHANG23・6・

08, J. J. P. 0)

一 新入村と向野一族―向野堅一理解のために―

戸籍には向野堅一は、

戸主 向野堅一 明治元年九月四日生 亡父弥作四男 明治二十八年九月一日同
県同郡同村大字上新入向野菊次郎弟分家す 明治四十一年六月六日収と婚姻届出
同日受附代理 大正十五年十一月一日 行政区画変更につき本籍欄中「新入村」
を「直方町」に更正 昭和二年五月二日に改正につき本戸籍を抹消す

とある。戸籍上は明治元年すなわち一八六八年、筑前(福岡県)鞍手郡新入村大字上新入千九百五十一番地(福岡県鞍手郡上新入)の豪農であった弥作とその妻・フミの四男として誕生した。弥作は戸籍では彌作、文化十四年(一八一七)に生まれて明治二十六年十二月二十九日に死亡した。フミは明治十九年九月六日(旧暦八月九日)享年六十一才で没した。

堅一は幼名を寅吉といった。寅吉には、姉・タケ、長兄・菊次郎、次兄・齊、三番目の兄・久という兄弟姉がいた。タケは嘉永六年(一八五三)十月十七日に誕生して明治二十三年二十六日に死亡。菊次郎は安政六年(一八五九)九月十二日に誕生して昭和二年五月二十九日に死亡。齊(ひとし、以下、斉と表記)は、改名前は浦太郎といい、元治元

年（一八六四）四月七日生まれであった。堅一死亡後の昭和七年一月一日に死亡している。久は早逝した。

明治二十三年十一月二十五日に「寅吉」から「堅一」へ改名する。戸籍には「弟堅一 明治元年九月四日生 明治二十三年十一月二十五日願済改名^④明治二十八年九月一日同県同郡同村大字上新入一九五〇番地の二へ分家す^④」とある。

（一）新入村のしりとり

新入村は、現在の直方市上新入と下新入を合わせた地域に相当する。直方市は福岡県の北部中央に位置している。市の中央に遠賀川と彦山川が流れ、その北側に犬鳴川が流れ込んでいる。若松へと石炭を運び出すのに有利な地理状況を備えている。昭和五十六年に直方郷土史会が発行した「特集・近代直方の都市づくり 一、近代直方町村合併五〇年の歩み 明治く大正町村合併小史」『郷土直方』第五号によれば、明治十一年の新入村の人口は、上新入村と下新入村合わせて二九〇戸、一、五一四人であった。その後、明治二十二年の町村合併で四一五戸数、二、一三〇人となる（同書、二頁）。

新入では石炭を採掘していた。筑豊実業社が昭和三年に発行した和田泰光による『旧新入村誌』の五十六頁では、「新入村の石炭鉱業は旧くに溯り、『弘法大師行状記』の著された時代から知られていた」と伝えている。また、五十六、五十七頁では、「新入炭坑（新入本坑）は、明治十年前後に海軍豫備炭田とされ、明治十四年頃に解散されると、京阪地方の鉱業家が上新入長浦方面に開坑した。そして、知古溜池用水路側の開坑に対しては、村民の反対騒動が起こり、明治十六年に円満解決した」という。【明治十六年、堅一は十五歳。この頃まで新入で過ごしていた】さらに五十八頁によれば、新入炭坑は、明治二十六年に三菱鉱業に移り、その後、三菱は大正十一年に新入村第三坑を、昭和二年に本坑事業を中止に至ったという。

大正八、九年の炭坑好況時代には、本坑に二千六百名、第三坑に約五百名の炭坑従業者と役員三百余名、一ヶ年二十四、五万トンを採掘していた。従事者家族を含めて七、八千名の炭坑関係者が新入に居住しており、大変な繁栄振りを呈していた。直方石炭記念館に残る『貝島資料』第七輯所収「採掘 福岡県 鞍手郡」（直方石炭記念館所蔵）によると、「採掘 福岡縣鞍手郡大正六年鉱産額 登録番号六九二 町村名直方

町 鉦山名本高江 鋼種石炭 鉦区坪数六四、四八〇 鉦業権者向野齊 福岡縣鞍手郡新入村大字上新入二一〇四」(十七頁)とあり、堅一の次兄・斉も炭坑採掘権を有していたことがわかる。実は、向野堅一も新入炭坑の利権等を有していた。

(二) 新入向野家、特に次兄・向野斉と親族たち

新入鴨生田に所在する廃寺・高倉山高蔵寺や劍神社への鳥居奉納などには、寄付金寄贈の名を刻んだ石柱がずらりと並んでいる。それらには向野一族の名が数多くある。名前の世代からすると、明治時代の向野一族の土地の有力者としての側面がうかがえる。また当時無宿であった、咸宜園出身の画人・吉嗣拝山を保護するなど、パトロンの役割も果たしていた。たとえば、堅一の母・フミの墓碑の字は拝山筆である。拝山没後に催した「遺墨展」に集まった人々の写真には、左から三人目が萱嗣鼓山(拝山の長男)で、右から三人目に向野斉が写っている(『筑紫の散歩―片腕の南画家―』筑紫野市教育委員会、平成七年)。『旧新入村誌』(前掲)によれば、「万延の頃、新入村天上の山上に烽火臺が設けられていた。ここで亀井昭陽が滞在中に記したのが『烽火日記』である。昭陽の作誌や書を青柳郁次郎と向野斉の両家が所有している」(四十四頁)とある。昭陽というのは亀井昭陽のことである。さらに「茶調散は新入村向野家の家伝薬である。文政二年(一八一九)五月に仁孝天皇に献上し、甫雲の號を賜わり、薄墨の御綸旨を下された名誉ある名薬である」(『旧新入村誌』、五十四頁)と記している。以下、向野堅一と密接な兄弟関係にある向野斉を中心に、向野一族の主要人物を取り上げてながら、向野家の特質を分析しよう。はじめに向野斉について見ることにする。

まず斉と堅一の間柄を知るために、斉が明治四十一年六月十八日に認(したた)めた一通の書簡、向野書簡 0197を引いておこう。

拝啓先日は風波無之無事着陸の由先御目出度存候 扱重焼パン積出しは程無く相形付たる由に付最早金作の必要なき事と存居候処 今度突 然電報に接し甚だ当惑致居候次第 何等の為に斯く金子を要するや 当時横浜号不振の為め銀行相貸出しは容易に出来不申 又個人より借り入るるは一層面倒の事無少候間二千円にて相済の事哉重焼パンに付入用云々の時は用意も致居たるも 其后不用の書面到

来ひしにより手元有之の金迄貸附たるは今回今更に金作せねばならぬ始末故 甚
困居有之候 電報中(カツキ)返すと有之香月とは誰に候哉 尚又(ナリタ)は
東京の成田鍊之介氏なるや 同氏の住所は東京とは聞つるも詳細住所不明なれば
早速御報相成度候也 六月十八日 向野斉

向野堅一殿

「香月」とは、堅一と日清貿易研究所の同期生で筑紫洋行共同経営者であった香月梅
外のことである。「成田鍊之介」とは、堅一と日清貿易研究所の同期生、成田鍊之助
のことである。この書簡は、堅一が奉天在任中に重焼きパン(乾パン)に関する資金援
助を齊に依頼したことに對する返書である。釈然としない追加の援助要請に對して、
厳しく批判する内容となっている。齊は、堅一の日清貿易研究所在学中から、学資の
援助を実施しており、兄弟のなかでも、堅一の後見人ともいうべき立場の人物なの
である。

向野斉の地域に対する貢献の一端を示す石碑がある。犬鳴川が遠賀川へ合流してい
る地点(直方市上新入)、廣甲橋の近くの堤防に添ったところに「廣甲橋之碑」という
石碑が残っている。その石碑には、架橋事業に對する村長としての功績を讃えた内容
を記している。「廣甲橋之碑」は碑陰に「陸軍中将白水淡書」とあり、大正十五年二
月、宮崎来城撰文、日下部鳴鳳書字である。本碑は風化が進んでおり、碑文に判然とし
ない点がある。可能な限り復元を試みた。しかし完全に復元できていない箇所もある。

(表) 廣甲橋之碑(陰) 陸軍中将白水淡書

鞍手郡犬鳴川有橋架之名曰廣甲以其在新入村又稱曰新入大橋犬鳴川流域中橋梁最大
者自宗像地方抵直方町之要路実由于此人馬來往絡繹無絶故在昔藩政之時改架此橋也
官必給木石以助成之云大正五年又有改架事而犬鳴川向經改修岸勢一變幅員倍增乃其
所架橋梁亦不亘不長大且堅牢多要工費不得官之補助則非□寥村□独力以成之因屢請
諸官不容焉村民憂之於是胥議推磯邊君□六村田君萬太郎為委員與村長向野君齊東奔
西走殆忘寢食有所盡悴官為感其熱誠遂許其請而工費不足尚甚乃焦心苦慮□得之始起
工矣故其告成也歡呼載道皆以多三君之勞云越七年大正十二年官廢止郡制時適開自直
方抵勝野之道路成乃與橋共移管□縣於是有志者又胥謀建碑以不朽焉予為叙其梗概録

古句以代銘□往来利涉歌遺憂□誰復題橋繼長卿□碑文中功勞者氏名記入年齢順序者也

この碑文は、斉の村長としての地域貢献の一端を示すものと言える。文章を作成した白水淡（しろうず あわし）は児玉源太郎の身近にいた軍人であると認識している。当時の肩書は陸軍中將である。白水淡は文久三年（一八六三）六月六日、筑前国那珂郡春日村（福岡県春日市春日）に白水喜一の二男として生まれた。雅号を弧峰という。春日村の隣に白水村（現春日市白水地区）があった。白水村はむかし白水荘という呼称であった。白水荘は平安末期に成立し石清水八幡宮領だったという。また、大正十三年に向野堅一自身が編纂した『誦雨寿言集』にも白水孤峰（淡）は漢詩を寄せている。

碑文の大意は、鞍手郡犬鳴川に廣甲という名の橋が架かっていて、その橋は、新入村にあるので、人々は「新入大橋」とも呼んでいる。犬鳴川流域における橋のなかで最たる大きなものである。宗像地方から直方町に至る要路で、人馬の来往が盛んであり、昔の藩政時代にはこの橋を架け替える際に、官は必ず木石をもってこれを助成していた。大正五年に再び改架工事をおこなうこととなった。犬鳴川の護岸幅は改修を経て倍増しており、そこに丈夫な橋を架けるとなると多額の費用が必要であった。官の補助を得ずに独力で作り上げることはできそうもなかった。村民はこれを憂い、皆で議して「磯邊□六君」と「村田萬太郎君」を推薦して委員とし、村長の「向野齊君」とともに、寝食を忘れて東奔西走尽力した。官もその熱意に感じ入り、請願を受け入れた。しかしそれでもなお資金不足は甚だしかった。気をもみ、ようやく工費を捻出して起工した。完成時には、歓呼の声が道に満ち、皆、三君の苦労を称賛した。大正十二年の郡制廃止と同時に、直方から勝野への道路も開通し、橋とともに県に移管した。有志たちは皆で謀って記念してこの碑を建てることとした、という内容である。

向野堅一の次兄・斉が新入村の村長としていかに社会的貢献度の大きかった人物かを示すものである。そこで、改めて斉の足跡を検討しよう。

斉は元治元年（一八六四）四月七日生まれ。前出の『旧新入村誌』と昭和三年に筑豊実業社が発行した和田泰光『直方市制記念誌（後編）』によれば、明治二十三年、新入村書記に就任、明治二十六年に収入役、明治二十九年に助役を二期務め、大正三年四月に新入村長に就任する。以降、直方町とその周辺四村の合併解体に至るまでの十余年間、村事に従事した。新入炭坑の開坑、および拡大を続ける好況期に、収入役か

ら助役を経、村長を務めた。斉は村内のいくつかの役職にも就任している。以下略述しよう。

・村農会↓明治二十八年に組織、明治三十二年（一八九九）、農会令によって組織を再編した。農業知識の普及を計ることを主とし、特に果樹園芸組合等を起して産業発展のために努力した。会員五百六十余名。斉は会長を務めている。【堅一、三十二歳。日清戦争通訳官を辞退し、その後筑紫洋行を経営している時期に当たる】

・尚武会↓明治三十八年発会。陸海軍志願兵の募集、入退営者歓迎並に皇軍接待基他尚武事業を目的とする。会員百六十余名。斉は会長を務める。この尚武会は農事改善後の増収の実績を向上するために農家小組合の設置に全力をあげた結果、村内に二十一の組合を有し、組合員は二百五十余戸となった。【明治三十八年、堅一、三十八歳。ちようど日露戦争時に兵站部で活躍していたころである】

・信用組合↓斉は、大正五年からの組合長として十六年間継続して経営した。

・その他↓大正期の町村合併の際には、村を代表して交渉に全力を注ぎ、郡会議員、郡農会議員ならびに郡教育会、郡育英会各評議員、村会議員等として、地域の諸方面に尽力した。特に、直方町外十一ヶ町村立学校組合長として補習学校を県立に移管した。それが昭和七年当時の直方高等実業女学校である。

町村合併後も直方町農会長、同学務委員などを引き受け、同時期、鞍手軌道会社会長、筑豊電気軌道会社組織に奔走した。特に、筑豊電気軌道会社発起者となって、同社監査役に選出。この鞍手軌道株式会社は直方町を起点とし福丸までを運転していた。午前六時より午後十二時までの間、十七回往復し、貨客の輸送、運輸にあたった。一日平均乗客千五百人、社長は青柳郁次郎であった。

また、東西文化社業行が大正十三年に発行した有吉彩生『直方みやげ寫真帖』によれば、直方には直方飛行場があった。郊外の知古に所在し、飛行士は廣中正利、久保茂、岡正美で、アプロ式、ニューボールの二機を有していた。練習生を養成しながら筑豊の空を厘圧して、日々アプロペラの音高を高く飛翔し、名実ともに九州唯一の民間飛行場としての栄誉を誇っていた（二十二頁）という。この飛行機に斉は乗っていたことが彼の漢詩集『虚日庵詩抄』（久留米印刷、大正十二年）からわかる。その他にも、明治十年に創設に至った教育会が、研究視察講義会等を催したときの会長は向野斉で、会員は百余名であった。

向野齊の足跡を通観すると、炭坑の採掘権を有し、豊電気軌道会社を運営、飛行場とも関係を有していた。進取の気風を有する直方の有力者であったといえよう。新入村の村長のみならず、その後も多数の会長職に就任し、直方の発展に一生を費した人生であった。昭和七年一月一日逝去。堅一が亡くなって三ヶ月半後のことであった。孫に当たる震之助の話によれば、弟・堅一の死亡を聞いて寝込んだまま後を追うようにして亡くなったという。向野浦太郎すなわち向野斎（ひとし・後に改名）は、新入村が併合して直方市になったときにも、直方市市議会議会委員となつて地方政治家として活躍した。漢詩を好み、その書画は堅一の才能を上回ると評価できる。雅号を「誦雨」といい、漢詩集『虚日庵詩抄』（前掲）を残している。

向野一族の人物で他にも堅一と交流していた人物を挙げると、向野睦祐（むつすけ）は齊の長男で、大正十年に新入郵便局長になっていた。新入郵便局は上新入三菱鑛業会社事務所前に所在し、明治四十一年二月一日無集配局として開設した。開局時の局長は向野健造で、大正元年前後は多額の貯金高を誇る郵便局として有名であった。向野孫兵衛は新入村村会議員であった。同じく村会議員を務めた長兄・向野菊次郎、向野健造、果樹園芸組合組会長・向野正一、堅一存命中は消防組第五部長を務め、後に直方市長となる向野丈夫らがいた。和田泰光『直方市制記念誌（後編）』（前掲）によれば、

・新入村村会議員の向野孫兵衛は、嘉永四年（一八五一年）三月、新入村に生まれた。孫兵衛の子孫は、向野堅一の父・弥作の兄弟と伝えている。若年より家業の傍ら村の公共事業に奔走。明治二十二年村制施行第一回の村会議員に当選し、その後、連続再選。また、数回の区会議員当選を経て、区長に選出されるなど、新入村のために実に二十余年間を費やした。その功労も多大であった。新入村は銀杯を贈った。その他、農会議員各種委員に就任、村の発展のために努力した。かつ神社寺院総代としてその建築や諸般の施設に尽力した。特に三菱会社が新入村に炭鉱を開設する際は、交渉の任に引き受けて尽力したため、村人はその労に感謝した。大正八年七月に逝去。（七十一頁）

・新入村村会議員の向野菊次郎は、安政六年（一八五九年）九月、新入村に生まれた。向野堅一の長兄である。幼少のころから家業に従事しながら公益のために尽力した。明治十七年新入村村会議員に選出、次いで明治二十二年村制施行のとき、村会議員選挙に当選。村事に奔走尽力したことは前後十余年間にわたった。のみならず

区会議員、区長に就任した。その他にも農会議員各種委員を務め、公共に尽した。さらに寺社建立にも奔走し、社殿、金堂建築や万般の施設に力を注いだ。期待されながら昭和二年五月二十九日に永眠。

・新入村会議員で勲七等を賜った向野健造は、向野堅一の従兄弟にあたる。明治十二年三月に新入村に生れた。明治三十一年五月に新入村の収入役に選出、翌三十二年に輜重隊第十二大隊に入営して軍務に従事する。同三十七年、第一軍に従って出征し、遼陽奉天の大戦に参加して戦功を立てた後、残務整理に従事した。同三十九年に除隊となり、勲七等に受勲となった。同四十一年、新入郵便局長を拝命して通信上に貢献した。その歳月は十四年間にわたった。大正六年、村会議員に当選して、村事上に尽力し、また区長に選ばれて諸事に尽力した。その其、在郷軍人団、副团长国勢調査員、神社寺院総代などの公共事業に携わった。

その他にも主要な人物を挙げると、

・向野義夫は、向野健造の弟で堅一の従兄弟。東筑中学、九州大卒。住友炭坑忠隈鉱業所所長（昭和十年頃）俳句を山口誓子に学ぶ。

・重松林は、向野建造の弟で堅一の従兄弟。嘉穂中学卒。直方市下境の重松家に養子に入る。直方市市議会議員。

・向野丈夫は、堅一の甥。鞍手農業学校卒。村役場・町役場・市役所に長年勤め収入役・助役に就任。最後に昭和三十年から二期（八年間）市長を勤める。県の公安委員。昭和四十年六十九歳で没。

がいた。これらの親族は、新入炭坑をはじめ筑豊における炭坑の利権を有しており、いわばこの時代に生じた新興産業富裕階層いわば新興ブルジョアジーというべき一族である。その性質は、貝島太吉、太一、伊藤傳衛門、堀三太郎などの一世一代の炭坑王とはまた異なる位置づけにあった。

二 鞍手郡新入上等（高等）小学校から秦塾へ

明治元年生まれの向野堅一は、近代学制の開始期世代に属する。新入における教育も過渡的段階にあり、過渡的教育の中で幼少年期を過ごすこととなる。

（一）鞍手郡新入上等（高等）小学校における修学

新入尋常小学校は、明治六年、新入村の上新入と下新入ならびに知古の三ヶ所に校舎を設けた。堅一による自筆の履歴には、明治十四年三月に「福岡県鞍手郡新入高等小学校卒業」とある。しかし「新入尋常高等小学校」と改称するのは明治十八年のことである。現在の新入小学校は、明治二十三年四月、一村一校設置を実施することになった際、知古地域を加えて上新入の現在地に校舎を新築したものである。三菱新入炭抗事業の発展にもなつて児童が増加するたびに施設は拡大し、大正十二年三月、同年四月高等科を併置し新入尋常高等小学と改称した。こうした経緯から見て、堅一自筆の履歴書は大正十二年以降に書いたもので、実際に卒業したのは、「新入尋常小学校」の後の「高等小学校」に相当する課程ということになる。

文部省『学制百年史資料編』（十一版、ぎょうせい、昭和五十年）中、明治六年五月十九日の文部省布達第七十六号「小学教則改正」によれば、下等小学で、綴字、習字、単語読方、算術、国体学口授、修身口授、単語暗誦、会話読方、単語書き取り、読本論講、地理読方、地理読方、養生口授、会話書き取り、読本論講、地理論講、物理学論講、書牘、各科温習の教科が、上等小学で、算術、読本論講、地理論講、物理学論講、細字習字、書牘作文、史学論講、細字速写、罨画、幾何、博物、化学、生理の諸科を設定しており（八十頁）、そのすべてを教授したとは考えられないが、堅一は、下等だけでなく上等の課程まで習得して卒業したと推測する。

明治八年、文部省発行『文部省第三年報 明治八年 第二冊』「福岡縣公立小學校表」によれば、「筑前国 新入小學 鞍手郡新入村 設立年 明治七年 新築舊屋 舊民家 教員男二 生徒 男五二 女八」（七六五頁）とある。堅一の入学したときには、旧民家を借り受けた校舎で、教員二名で生徒数六十人の小学校であった。

(二) 秦塾における修学とその修学内容の一端

堅一の自筆の履歴には、明治十四年五月に鞍手郡新入村の明善義塾に入学して経書や歴史を修業したことを記している。明善義塾とは、いったいどのような学校であったのだろうか。

明善義塾を主催する秦巖(号は夜雨)は、元曹洞宗の僧侶であった。瑞石寺住職・本多寛尚が平成二十三年四月九日、秦恒彦宅で実施した調査(筆者も同行)において判明した。この秦巖については、本多がすでに『淡窓研究会会報』第四号(向野堅一顕彰会、平成二十一年)所収「写本『遠帆楼詩集』(「向野文庫」の紹介②)」(同会報、十八〜二十三頁)において詳しく論じている。

戸籍には「福岡縣企救郡東小倉裏門筋士族下村源次郎亡長男秦家絶家再興」「平民」と記載されているため、下村源次郎と秦巖の関係については見解が分かれている子孫・秦恒彦と本多は、下村源次郎と秦巖とを親子関係と理解し「福岡縣企救郡東小倉裏門筋(に住した)士族下村源次郎が亡くなり、(その)長男(巖)は、秦家(となって、その)絶家(せるを)再興す」と解釈する。本論筆者は、小倉藩藩士であった下村源次郎が長男を失って絶家となっていた秦家を名乗って秦巖と名を改めた、と解釈している。秦塾すなわち明善義塾は、明治初年に庄屋であった青柳氏の要請で新入村に開いた家塾であった、と認識している。

秦巖が下村源次郎自身であるか、その子息であるかはさておき、秦巖は、豊前小倉藩の藩士・大儒佐藤一斉に学んで後、感田村戸長・香月新三郎の依頼により、明治十年から次年まで感田校第二代の校長を勤めた。つまり堅一が小学生のとき小学校校長をしていた。天保四年(一八三二)年十月十日に生まれ、大正四年十二月二十九日に逝去した。享年八十三歳。戒名は道林院閑譽夜雨幽巖禪定門。『旧新入村誌』(前掲)によれば、秦巖の遺書は斉が所蔵していた(五十五頁)という。

堅一は、大正十三年に、青柳健次郎(大正二〜大正三四年村長)と次兄・斉とともに、直方市下新入の浄土真宗真照寺。境内に秦巖の墓碑を建立している。碑文は次の通り。

先生姓秦、名巖、號夜雨、豊前小倉藩人、幼性好学、秉性高尚、不願屈膝于王侯、故不繼父後、出家參禪、遂視篆於二梵刹矣、後讀詩興感於青青者我、翩然還俗、脱

袈裟着儒衣、明治初年、應青柳氏請來我邑、開家塾、以教授徒、筑豐之間、青衿子弟、負笈及門者日相踵、絃誦不絕、晚移居於錦川西涯、悠々自適、以樂老、大正四年十二月二十九日、以病歿、葬真照寺、時年八十三、絕命詞云、來死來處、去死去彼、正真面目、山高水流、亦可以見其澹懷矣、余嘗受教於先生、旧恩不可忘、乃建石為墓、獻香資百金、囑僧永代追薦、有詩代銘、曰、墓門或恐趁年荒 誰汲清泉誰燒香 長為先師託追薦 春花秋草莫相忘 大正十三年甲子九月 門人向野齊撰并書

次兄・齊が作成したこの碑文の文書によれば、平成二十三年四月九日に秦家での調査通り、秦巖は、姓は秦、名は巖、夜雨と號す人物で、豊前小倉藩の人。幼いころから学問を好み、高尚な精神で、君主に仕えるのを嫌がった。だから父親の後を継がなかった。出家参禅して僧侶になったけれども、袈裟を脱ぎて儒衣を着た。つまり儒学者になったのである。明治初年、青柳氏の要請に応じて家塾を開いて漢学を教えた。大正四年十二月二十九日に病によって、八十三歳で亡くなったので真照寺に葬った。先生から教を受けて、その旧恩を忘れない。よって、石を建て墓となし、永代供養料百金を献上したとのことである。

向野家は真照寺の檀家である。真照寺と秦家との間に檀家関係はない。額字は臨済宗の名僧、京都建仁寺住職・竹田黙雷禅師の手による。秦巖はもとは曹洞宗の僧侶であるのに、浄土真宗の真照寺に葬られ、墓碑ともいえる石碑の題字は臨済宗の高僧が書いている。このような不思議な在り様になったのも、実は向野堅一の改宗によるものであった。堅一の漢詩集『拙逸庵詩抄草稿』（向野堅一記念館保管）には、恩師・秦巖の棺桶を担ぎ、遺体を茶毘にふす火葬場の煙突の煙を見て、涙する様子を詠ったものがある。それが次の漢詩である。

輓秦夜雨生葬 秦夜雨生の葬を輓む

夫子何為棄我行 夫子何ぞ我を棄てて行くを為すや

輓歌声裏涙盈々 輓歌の声の裏涙盈々

北邱畑絶晚鴉返 北邱の畑絶え晚鴉返る

新月影昏無限情 新月の影昏く情に限り無し

以上、秦巖は明治三年に新入村に移り住んで自宅で開いた家塾名は「明善塾」「明善義塾」「秦塾」などと呼ばれた。ただしいずれが正式名称であるかは判然としない。『福岡県教育百年史』第五卷（福岡県教育委員会、昭和五十二年）に見える「明善学校」（六十八頁）「明善塾」（七十七頁）すなわち秦塾は、現・福岡県立明善高校（久留米市）の前身である「明善義塾」とは別ものである。当時の『福岡日日新聞』第四五九四号（明治二十八年一月六日）では秦巖の塾を「明善義塾」と紹介している。小倉藩校思永館表門の左右にある柔剣道道場を抜けた先に「明善門」が置いてあり、藩儒・石川正恒麟洲（一七〇七～一七五九）の筆による「明善」額の奥に文学教場があった¹⁾ので、秦塾が明善塾とか明善義塾と呼ばれたと推測できる。

子孫・秦恒彦によると、塾の場所は、当初、新入村七十番地で、新入大橋の東岸あたりであったという。度々の浸水を理由に現在の地（上新入一九一七）へ移転したとのことである（本多寛尚取材、平成二十三年四月九日）。小学中等科を終わつた者を入学許可し、入学束脩金五十銭、月謝三十銭、四ヶ年をもって卒業することになっていた。堅一は、明治十四年三月、小学校を卒業し、同年五月に秦塾に入って明治十八年三月に明善義塾を退学しているので、きちんと四年制過程を終えている。秦塾では、およそ三十年間にわたり四書五経、史書、文学の講義を実施し、頓野村、感田村からも通ってくる者が多く、私塾として名声を得て、筑前四郡の医師、僧侶、神官、有志者の子弟はその門に学ばざる者はなしといわれたほどであった（『福岡県教育百年史』前掲、八十頁）。

秦巖から向野斉が受け継いだ書物群を「向野文庫」と呼ぶ。堅一は秦塾において漢学の何を修学したのだろうか。この文庫によって傾向を分析すると、全体的には、和書においては漢詩集が多い。次いで宗教、歴史、小説・随筆等が並ぶ。漢籍では文学が多く、咸宜園関係の書物も多い。「向野文庫」の書物¹⁾のうち、主に、諸子百家、経書、四書、資治通鑑・増註補論十八史略読本・世説新語・唐詩選・点註唐宋八家文読本などを学んだ²⁾のではなからうか。掲げる諸書は秦塾の藩学の系譜に位置するものと理解した上での推定である。秦巖から学んだ漢学の基礎は、その後の堅一の進路選択、あるいは思考方法に大きな影響を与えたと考える。

三 勉焉学舎から修猷館、そして日清貿易研究所受験へ

(一) 勉焉学舎から修猷館へ

向野堅一自身の自筆履歴書によれば、明治十八年三月に秦塾を退学して福岡の勉焉学舎に入って「普通学」を修学したという。現在、勉焉学舎に関する記述は見出せていない。当時、「普通学」の語を多義的に用い、算術、代数、幾何、物理、国語(習字、綴字、読方)、漢文・外国語(訳読、文法、講義)、博物、図画などの諸教科も含むものと考え¹³⁾。しかし漢学系統の諸科目は学修を終えており、その後の進学へ向けての諸教科ということになる。

西日本新聞社開発局出版部修猷館二〇〇年記念事業委員会が、昭和六十年に発行した修猷館二百年史編集委員会編集『修猷館二百年史』によれば、明治十八年七月十日、東京大学理学部准助教教授の隈本有尚を初代館長に迎えた。これは金子堅太郎の推薦であると伝えられている。九月十日に開館式が行われた。第一回の入学者は四十三名(生徒定員は二一〇名)。職員は隈本館長のほか、神崎直三(雇教諭)、松隈繫之助(助教諭)と書記米沢正三、大淵新三郎の四名であった。このとき堅一は、十八歳。まだ福岡の勉焉学舎で普通学を学んでいた。

堅一は、明治十九年に福岡県立修猷館中学に入学した。当時の正式名称は、「福岡県立英語専修修猷館」といい、「再興修猷館」とも呼ばれた。県立でありながら黒田家出資による再興であった。『修猷館二百年史』(前掲)によれば、発足したのは明治十八年年五月三十日で、第一期生は三年制の英語専修の専門学校で、堅一が入学した第二期生のときは五年制であった。廃藩置県で藩学修猷館が廃絶してから十三年七ヶ月を経て金子堅太郎の尽力で復興した。英語専修校にしたのは、将来有為の人材となるためには、英語に通じ、西欧の学問を研究することが必要である、という黒田長溥の強い信念に基づくものであったという。

明治二十年八月三十日に制帽が制定された。制帽は庇の長い一号型で、徽章は黒田家の紋章に象った藤巴に因んだものがあった。制服の規定はないけれども、教室では袴を用いて郊外散歩の際は必ず制帽と袴を用いるよう定められていた。翌年、制帽を改定し、当時の陸軍士官の制帽を模した上部の細くなったフランス型を用いることになった。徽章も修の字の篆書に改められた(『修猷館二百年史』前掲、八十七頁)。堅一の修猷館での姿もこのような姿であった。

英語専修修猷館の学課課程は、習字、綴字、読方、訳読、文法、講義、算術、代数、幾何、物理の十科目(他に兵式体操に分かれていた。すべて英語の教科書によって講義した。初年度は、修業年限三ヶ年、学級を六級に分け各級六ヶ月の修業となっていた。学期は二学期、前学期は九月十一日から翌年二月二十日に至る百七十一日、後学期は三月一日から七月三十一日までの百五十三日。この間に日曜日、祝祭日は休み。夏期休暇は八月一日から九月十日まで。冬期休暇は十二月二十六日から翌年一月六日までであった。授業料は月謝四十銭、年間四円八十銭である。後に進学する日清貿易研究所の学費は半期二十五円五十銭で年間五十一円であった、比べると十分の一の学費である。なお、堅一と同級生に、日本最初の美術館・東京府美術館(現・東京都美術館)を寄付した佐藤慶太郎がいる。

ちなみに慶太郎は明治元年生まれで堅一と同じ年である。十九歳で福岡県立英語専修修猷館に入り、明治二十年に中退。明治法律学校(現・明治大学)を二十三歳で卒業する。修猷館の授業は全て英語で、初めて英語を学ぶ慶太郎の成績は最低であった。この佐藤慶太郎は北九州若松を中心にした石炭王になっていく。佐藤に関する資料によれば、当時は三食付きの宿泊が十五銭で済んだ¹⁴(「日本最初の美術館 東京府美術館を個人で寄付した石炭の神さま佐藤慶太郎」『北九州に強くなるウシリーズ』)『西日本シティ銀行、平成十年、八頁参照)。入学資格は府県立中学校で初等中学校の者、またこれに準ずる課程を終えた者は無試験、その他、十五歳以上の者は学力検査のうえ入学を許可した。入学試験科目は、修身Ⅱ論語・孟子、歴史Ⅱ皇朝史略・日本外史・史記・十八史略、文章Ⅱ正文章軌範、作文Ⅱ記事文・手簡文、筆算Ⅱ自加減乗除至比例があった(『修猷館二百年史』前掲、七十八頁)。仮に、堅一が無試験ではなく、受験して入学したのであれば、主として「筆算Ⅱ自加減乗除至比例」を勉焉学舎で学んでいたのではなからうか。残りの科目は秦塾で修得しているからである。

しかしながら、明治十九年六月十日、福岡県は「中学校改正令」に基づいて、学科内容を改定せざるを得なくなり、「福岡県立修猷館規則」を改定告示した。新学科の内容は国語・漢文・博物・図画などが加わって、ほぼ文部省令第十四号の「尋常中学校ノ学科及其程度」に準拠するものとなった。つまり英語専修学校から尋常中学的な性格が濃くなった。学期、入学資格などにも変更があった。「改定修猷館規則第一章総則第一条」によれば、志望別に生徒の対象を①高等中学校、海軍兵学校、東京農林学校、東京職工学校、東京商業学校に入学しようとする者、②外国商業(貿易)に就こう

とする者、③英語教師になろうとする者、とに分けた（『修猷館二百年史』前掲、八十頁）。堅一がどのクラスを選んだのかは定かではない。しかしその後の足跡からすれば、②を選んだものと推測される。

『修猷館二百年史』（前掲）によれば、当時、修猷館は福岡区天神町に所在していた。明治二十年三月二十六日夜、本館から出火し、校舎全棟、諸器物および書類なども全焼し、翌二十七日早暁ようやく鎮火した。書類はのちに県庁で騰写することができた。仮校舎を那珂郡警固村（福岡市中央区警固）の警固小学校の二階建て空き屋を借り受けて授業を開始した。四月二日、仮校舎を設置、事務所も柳原に移した。教員は毎時間仮館舎の教室に通うことになり、授業用の器物は師範学校、福岡尋常中学校、農学校から借り受けた。仮館舎での授業は明治二十二年三月まで続いた（八五〇八六頁）。仮館舎で学んだ明治二十一年は、「福岡県学事年報」によると、職員〓館長兼教諭一名、助教諭兼寄宿舎取締一名、書記一名、書記兼寄宿舎取締一名、雇教員五名、雇教員兼寄宿舎取締一名、計十名。生徒数は、第一学年が二十三名、第二学年三十一名、第三学年二十三名、計七十七名であった。明治二十一年では、堅一は二十一歳。第三学年二十三名のうちの一人であった。

翌年（明治二十二年）三月十三日、堅一が第四学年生のとき、福岡県は修猷館を「福岡県立尋常中学修猷館」と改称し、「尋常中学修猷館規則」を制定して四月一日から施行した。これより先、前年（明治二十一年）の七月九日、英語専修修猷館は下警固の仮館舎で第一回、すなわち三年制制度の下で学習した第一期生の卒業式を挙行した。卒業生は四人であったというから、四十三名入学者のうち一割にも満たない卒業数であった。堅一の入学した第二期生は、五年制であった。向野堅一は、第四年生修了時の明治二十三年三月に病気で退学してしまう。従って卒業証書を得ることはできなかった。

向野堅一にとって、修猷館での学びはどのような意味をもつのであろうか。堅一の長男・向野晋¹⁵が昭和四十二年に編集した『明治二十七八年戦役向野堅一従軍日記』に

十一月二十五日 晴天 午前饅頭山ノ水雷室ヨリ持来ル英書ノ翻譯ヲ命セラル即チハ子（ネ）ケンノ電報及ビ水雷学生章程等ナリ（四十一頁）

とある。つまり堅一は英語の翻訳を命じられており、英語に対しても一定の語学力を有していたのである。日清貿易研究所でも英語の科目が設けられていた。しかし戦場で依頼されるほどの英語力の基礎は、修猷館において形成されたものと考えるべきであらう。

以上、向野堅一の生家、ならびに次兄・斉についての考察により、生家のある新入村は交通の要地にあり、石炭に恵まれたこと、向野一族は村会議員を多く輩出する有力な一族であったことがわかった。特に斉は、諸方面に手腕をふるった。この斉と堅一とは、ともに秦塾で漢学を学び、日本と中国とに分かれながら、連携して活動していくこととなるのである。また向野堅一の背後に深い漢学の素養のあることを等閑視するべきではないと考える。その上で「普通学」を学び、英語学校として再建された修猷館において、かなりの英語力を身に付け、日清貿易研究所へと転身していくのである。

(二) 受験に至る経緯

第一回入学生の募集が明治二十二年六月から東京芝区明船町十九番地の日清貿易研究所事務室の名で行われ、明治二十二年十二月、福岡の勝立寺（福岡市中央区天神四丁目）で六百人以上を集めて荒尾精による演説が行われた。福岡における日清貿易研究所の志願者募集活動と志願者の動向を、江島茂逸『荒尾精氏日清貿易談―博多青年須読』（明治四十二年）は記している。荒尾の演説当時、博多商工会書記として商業会議所設立運動を推進していた江島は、自ら日清貿易研究所の生徒募集に奔走した。この荒尾の演説を向野堅一は聴いたのである。読売新聞明治二十八年一月十日朝刊二面に「通譯官向野堅一氏」という記事がある。

読売新聞 明治二十八年一月十日朝刊二面に「通譯官向野堅一氏」

通譯官向野健一（マツ）氏は筑前鞍手郡新入の者にして夙に新入明善義塾なる泰巖先生の門に遊び経書歴史と修め明治十八年笈を負ふて福岡に出で普通學と修め後ち縣立修猷館に入學し業將に卒んとなるや病氣の襲ふ所となり遂に退學す 先是荒尾精氏日清貿易研究所を清国上海に設立なるの計画ありて各地を巡回し偶々福岡に來たり有志を集めて一場の演舌あるに逢ふ 氏之れを聞き以寫らく日本の富国強兵は後來

商業の發達に在りと 此に於て大いに日清貿易の振はざるを慨歎し此期に乘じ渡清以て邦家の為に盡くす所あらんとし直ちに願書と出して去る 然り而して其の入学試験の期に至るや病未だ癒えず五カ月の久しきに渉る 幸にして試験二ヶ月の延期となりしかば氏大に悦び是より専心療養怠らず明治二十三年六月病全く癒へずと雖ども漸くに歩行することを得る 時拾も東京に於て試験施行の報あり 氏乃ち陰かに病と侵して上京應試し及第したりと雖ども如何せん身体病後にして壯健為らず在京十数日にして帰郷し保養以て渡清の期と待つ 同年九月一日郷里と發し渡清の途に上る 九月九日清国上海に着し爾後研究所に在りて清語、英語、地誌、商品研究に力を盡し明治二十六年七月卒業し商品陳列所に移つり現地商業を修む…(略)。

本記事には向野堅一が日清貿易研究所に入学するまでの経緯を記している。記事によれば、堅一は、新入秦塾（自筆履歷書では明善義塾）で泰巖から学び、経書・歴史を修め、明治十八年に福岡に出て、普通学を修めた後、中学修猷館に入学した。残すところあと一年で卒業しようという時点で病気になって退学してしまった。その後、荒尾精が日清貿易研究所を清国上海に設立する計画をたて各地を巡回、福岡に来て有志を集めて演説しているに出会った。堅一は、その演説内容に感動して受験する決意をした。「日本の富国強兵は後來商業の發達に在りと 此に於て大いに日清貿易の振はざると慨歎し此期に乘じ渡清以て邦家の為に盡くす所あらんとし直ちに願書と出して去る」とあるので、演説を聴いてすぐさま願書を出して直方に帰った、という。このとき堅一はまだ修猷館に在学しており、三年生であった。明治二十八年一月六日刊行の『福岡日日新聞』第四五九四号によれば、残すところ二年もあるのに、その場で願書を提出している。日清貿易研究所の入試日は演説日から五ヶ月後の明治二十三年一月頃を予定しており、堅一はまだ修猷館の四年生として在籍中の身である。堅一は修猷館の修了を待たず、日清貿易研究所へ転じる決心を固めたものということになる。

また、堅一自筆履歷書には「同（明治）十九年 福岡縣立修猷館ニ入学シ四年期ヲ卒へ二十三年三月病氣ニ依り退学ス」とある。さらに「五カ月経つても治癒しなかつた」というから、荒尾の演説を聴いたところから病気になったということになる。試験が二ヶ月延期になったとのことだから、実際には試験実施日の告示は明治二十三年の

四月であったと推測できる。その二ヶ月後の同年六月に堅一は、一応、歩くことができるようになったので、上京して受験しているからである。修猷館を三月に退学して翌月四月に受験しているのである。

荒尾がどのような演説をしたかは、すでに多くの機関で配信されており、『日清貿易研究所設置演説筆記』（井深仲郷記）等で確認できる。日清貿易研究所の生徒募集をめぐって、江島は荒尾精の活動について「博多の青年に如何なる須読の必要がある」と問い、その根拠を全面的な歴史の引用で示した。すなわち、「博多は古昔より九州咽喉の要港であり、古く遣唐使、最澄、空海らも博多から渡航し、近くは島井宗室、神屋宗湛、大賀宗九父子らの豪邁の人物が我博多に崛起して、重に外商に従事しつつありたことは世に知れ渉り、近世の鎖国後も、豪邁有為の博多人種として、南洋諸島、シヤム、阿媽港、朝鮮などに密商を営んだが、寛文七年に伊藤小左衛門の一累が鎖国の禁を破つた廉で処刑されたことは、博多商業を消耗せしめし劇薬であった、今日、荒尾による日清貿易の唱道は、その意味で著しき博多商業の沿となるので、ここに博多青年の須読の必要がある」等々といった要旨であった。（大宰府市史編集委員会「古都大宰府の展開」『大宰府市史別編』、太宰府市、平成十六年、参照）

演説を聴いた一青年・向野堅一は、商業がこれからの日本を強くする、豊かにするのだと、荒尾の言葉を聞いて納得している。このころ、不本意な条約改正阻止のために、大隈重信に爆弾を投げつけ自刃した玄洋社員・来島恒喜の福岡での葬儀が十一月一日に行われている。その一ヶ月後に荒尾が演説にやって来たのである。

商業で戦うことを決意した堅一青年はその場で願書と提出したが、入学試験の期日が近づいても病気は治癒しなかった。最初、入試日は演説日から五ヶ月後の明治二十三年一月頃を予定していたと推定できる。五ヶ月経っても治癒しなかったところを、試験が二ヵ月延期になった。堅一は悦び、この期を逃すまいとばかり治療に専念した。同年六月、病気は完全に治癒したわけではなかったが、一応、歩くことができるようになったので、上京して受験した。合格はしたものの病み上がりで壮健ではない。十数日後には帰郷して療養しながら渡清する日を待った。

第二節 日清貿易研究所での学生生活―兄たちの書簡を手掛かりに―

日清貿易研究所における学生生活について具体的に論じたものは、少ない。史料としては、福岡市立博物館所蔵の『高橋正二日誌第二』や大里浩秋の公開している『宗方小太郎日記』¹などによってある程度把握できる。筆者は向野堅一研究の過程で、向野堅一と兄たちとの間で、交わした数点の書簡を確認した。本章では、堅一の日清貿易研究所における学生たちの様子や学生を支える父兄の様子の一端を浮き彫りにする。『高橋正二日誌第二』、『宗方小太郎日記』から向野堅一の様子を抽出し、義弟・廣瀬貞治¹⁷による『天外放人渡清日誌』などを補助的材料としながら、向野堅一記念館所蔵の日清貿易研究所に関する資料を用いて分析する。父や兄たちは、日清貿易研究所における学びに対して何を期待し、どのような支援をしたのだろうか。期待と援助を受けながら向野堅一の学生生活は、どのように展開したのだろうか。前節で略述したように、堅一は修猷館在学中に日清貿易研究所へ志願していた。ここでは、受験から渡清に至る状況を廣瀬貞治の渡清の状況なども参照しつつ検討することにする。

一 廣瀬貞治の渡清―向野堅一未確認の事情を補うために―

向野堅一は、出航に間に合うように九月一日に直方を出発して神戸に向かう。しかし向野家史料(向野書簡、向野コレクション、向野文庫等の総称)には、渡清の様子を記した堅一の日記等を見出せない。そこで他の入学生、渡清の足跡を検討し、比較しながら考察したい。日清貿易研究所第一期入学生・廣瀬貞治の『天外放人渡清日誌』は「渡清トアルモ渡清前ノ京都大阪遊記ナリ正雄」と鉛筆で表紙に記している通り、貞治とその親族・廣瀬寅太郎の神戸に至るまでの旅行記である。『天外放人渡清日誌』(本文横書き、数字は算用数字、廣瀬資料館所蔵)抜粋すると次の通りである。

余の渡清日誌は明治23年9月20日を以て初めとす。之より先き7月予は在京諸記べきの事なしとせざるも渡航前社交の多忙は予をして能り之を為すの暇を得しめざりき。而して9月9日着滬せしより已に十余日何をか以て之を為さざる他なし。曩きに余の大阪に滞在するや足部腫物を芽し微痛愈へず着滬の日より痛痒甚し為め

に熱気を発し病を校内病室に療養する。数日其間校中の出来校其他の俗事に關係せざるより記し以て異とする珍事を耳にせず今日に及べり。然して9月20日を以て此を初むる何か故りや他にあらず此日を以て盛大なる開校式を挙げんとする所謂余輩多日の宿望を達せんとするの端緒を開くの日なればなり。記し以て予が意の存する処を后日に残す。然りと雖も予の渡清を志し其發途に就きしは即ち7月29日なり。尔来9月20日に至る間記し以て后日に残すべきの事蹟あり。彼は抜取して概略順を追うて記せんとす。

つまり、七月に東京で試験が行われ、九月九日に上海に到着したものの、貞治は大阪に滞在しているときに足に腫物ができて微痛がしていた。それが上海到着日から激痛に変わり、熱が出て校内病室に療養することとなった。病気の数日間、学校行事にも参加できず、俗事に関与せず珍事も耳にすることはなかった。九月二十日に盛大なる開校式を挙行されることになったので、それまでのことを記しておこうという意図で、『天外放人渡清日誌』を書いたというのである。

…(略)…：国元より同宅は向け書留状達渡清旅費20円…(略)…：家父の厚意感涕衣を湿したりき…(略)…：

神戸

9月2日大坂停車場にて水野氏中野氏へ別れ列車にて神戸に下る。時に偶然三池會計掛と列車中で会す。嘻々快々別后本所の景況及今回航海の萬事種々懇問。其詳を得り。余は生徒合宿処神戸北狭通七丁目小林ウメ方に宿す至れば神戸遠近の諸生囂々たり。…(略)…：9月4日出発日に付知友各氏へ泄なく通知す。9月4日郵船横浜丸にて天涯萬里の異境に発するの日なり。浅井氏午后京都より着せらる。…(略)…：午后8時一同西村宿前に整列す。余及浅井氏は白木氏及菅原氏に別を告げ小蒸気にて横浜丸に移る時に余は第二班下に属し小山幹事の指揮を受け居し事となれり。…(略)…：

この日記によると、廣瀬貞治は知り合いに見送られて、東京を七月二十九日午后に列車で出発した。この日、細雨霧のかかる天候であった。同行した寅太郎と話していても愁情を压抑することはできなかった。東海道各駅を過ぎて箱根山は夜中に経過

し、京都に到着した。知人・浅井何某氏に世話になりながら滞在した。貞治の父親・廣瀬七三郎（南窓）は書留で渡清旅費二十円を送金している。現在の六十万〜百万円に相当する送金であり、「家父の厚意感涕衣を湿したりき」と感謝の念を記している。『天外放人渡清日誌』によると、九月三日が一同神戸へ集合すべき日であった。九月二日に大坂（大阪）の停車場から神戸に向かう。集合場所の神戸の学生合宿所の一つは、「神戸北狭通七丁目小林ウメ方」で、廣瀬貞治はそこに宿している。集合した学生たちとその地の見学をしたりしている。九月四日に郵船・横浜丸で上海に向かう。午後八時に一同、西村（忠四郎）宿前に整列し、小汽船で横浜丸に乗り移った。貞治と寅太郎は第二組（班）に属し、小山秋作幹事の指揮を受けることになった、ということである。

この「天外放人」の横には「貞治翁ノモノナリ」とある。廣瀬貞治は、私塾・咸宜園を創設した廣瀬淡窓を生んだ廣瀬宗家の十代目にあたり、後に堅一の前妻となる廣瀬隆子（リウ）¹⁸の実弟であり、堅一の後妻となる廣瀬収子（修子・シウ）¹⁹の実兄である。文中の廣瀬寅太郎は、後に横田国臣の姉を妻とし、小倉第十二師団に所属して森鷗外と親しい間柄となる。日清・日露戦争時は、玄洋社と義勇軍を組織したと伝えられている。

貞治の四男・廣瀬恒太は、『日田御役所から日田県へ』（日田、帆足コウ、昭和四十四年）において、「全国から青年が集った中に私の父貞治と親類の廣瀬寅太郎の二人が日田より応募してゐる。入学試験合格して二人は学校が上海にあるので明治二十三年九月二日横浜出航の船（正しくは神戸出港の横浜丸）で入学生一同と共に現地へ行った。明治五年生れで満十八才の父と慶応二年寅年生れで満二十四才の寅太郎さん年令の上下があったが希望に胸ふくらまし共に玄海のを越えて行っただろう。そこには各地より集まった元氣一杯の若者達であふれ第一組四十一名第二組四十二名第三組三十九名合計百二十二人で父と寅太郎は第三組へ入ってゐる」と記しているが、貞治本人の日記では第二組に入っている。寅太郎が堅一と日清貿易研究所での同期生であったことは、堅一長男・向野晋による『我が先亡の記』（昭和四十二年）にも記されている。寅太郎が第三組であったかもしれない。

廣瀬貞治の渡清から向野堅一の渡清を見ると、堅一は九月三日が神戸集合日だったので、九月一日に直方を出発し、京都、大阪、神戸を遊興することも、集合地における知人・親族と交流することもなく、たった一人で直方から神戸集合場所へ直行した

と推測される。堅一は一班に属し、宗方小太郎幹事の指揮を受けることになった。九月九日に上海に到着し、学校行事、九月二十日の開校式に参加した。第一組四十一名、第二組四十二名、第三組三十九名の合計百二十二名の第一学期の授業は九月二十一日より始まった。

東亜文化研究所編『東亜同文会史』（財団法人霞山会、昭和六十三年）によれば、向野堅一らに乗せた横浜丸は、九月七日、長崎を通過して西に進み、九月九日の朝に呉淞江に着いた。小汽船に移り黄浦江をさかのぼること一時間余り、上海郵船碼頭に上陸して日本公使館を訪ねた。時の領事・鶴原定吉は一同を迎えて鄭重な歓迎の挨拶を述べ、それより直ちに英大馬路北、労西路西の億金里の研究所に入った。同所は跑馬場（競馬場）の近くで、泥城橋のかたわらにあった。中国家屋十軒を三棟に改造接続したもので、一棟は学生の寄宿舎にあてられ、階上が自習室、階下が寢室であった。一棟は教室で、第一教室の下が受付と応接室、第二教室の下が学生倶楽部、第三教室の下は柔道場であった。残りの一棟は主として職員の住宅にあてられた。九月二十日、欧州留学の途次上海に寄港した華頂宮博恭王を迎えて盛大な開所式が挙行され、荒尾の訓示を聞いた（十三頁）。その内容は、荒尾精「日清貿易研究所開所式訓示」に収められている。

二 日清貿易研究所の活動概観

(一) 日清貿易研究所の学修

日清貿易研究所の教育精神や教育の要旨は、大学史編纂委員会編『東亜同文書院大
学創立八十周年記念誌』（社団法人滬友会、一九八六年）等に所収されている「教育の精神
（明治二十三年）」「教育の要旨（同二十三年）」で知ることができる。また、「日清貿易
研究所規則要綱 学科程度ノ主旨」では学科内容とその程度を示している。研究所
の修学年限は三年で、その学制と教科は法規によったものではなかったが、独自に
「規則要綱」を設け、日本内地の高等教育機関にならっている。第一学年の学科内容
と授業予定は「日清貿易研究所生徒第一年学科予定表」の通りであった。それを見る
と、清語学・商業地理・支那商業史・簿記学・和漢文学・作文・商業算・経済学・法
律学・習字・商業実習・柔術体操と並んで「英語学」があった。このなかでも、「清
語学」「英語学」「柔術体操」をかなり重視していたことがわかる。

日清貿易研究所生徒第一年学科予定表								
期限	前半季学年				後半季学年			
	一週時間	前期	一週時間	後期	一週時間	前期	一週時間	後期
清語学	十二	会話口授	十二	全上	十二	全上	十二	全上
英語学	六	綴字読本 会話口授	六	全上習字	六	会話 習字	六	会話 作文 書収
商業地理	三	亜細亜ノ部	三	全上	三	支那ノ部	三	全上
支那商業史	三	太中古ノ部	三	全上	三	中世ノ部	三	全上
簿記学	二	単式	二	全上	二	全上	二	複式
和漢文学	一	読書 輪講	一	全上	一	全上	一	全上
作文	二	通信文 記事文	二	全上	一	報告文 契約文	一	全上
商業算	三	和算	三	全上	二	洋算	二	全上
経済学							一	経済原論 貿易論
法律学							一	法律原理 日本商法
習字	一	楷書	一	全上	一	全上	一	行書
商務実習			三	日清両国度量 衡使用法、日 清貿易品研究	六	日清貿易品研 究日清各種商 業ノ組織及營 業ノ方法	八	研究所模形ノ 実践、商会ノ 実習
臨時講義	一	貿易上ノ心得	一	全上	一	全上	一	全上
柔術 体操	六	古式 兵式	六	全上	六	全上	六	全上
合計	四十		四十三		四十四		四十八	
備考	入所後第一年教科書中全体ニ付精細ニ試験ヲ行ヒ若シ其教授程度ヲ過ルモノアルキハ其学科ノ 仮卒業証ヲ附与シ余暇ヲ以テ商会及研究所ノ実務見習ニ従事セシメ其他ハ学力ノ優劣ニ依テ三 級ニ分ツモノトス第二第三学年亦之ニ倣フ							

表 2 : 東亜文化研究所編『東亜同文会史』(財団法人霞山会、昭和 63 年) 170 頁。

教員は、荒尾精(所長) 猪飼麻二郎(教頭・大分出身) 草場謹三郎(教員・佐賀) 御幡雅文(清語教員・長崎) 桂林(清語教員) アストル(英語教員) 木下賢良(地理・東京) 竹添(教務)、奥田(教務)、浅野(教務)、沈文藻(教務) 田鍋安之助(幹事・福岡) 宗方小太郎(第一組幹事) 小山秋作(第二組幹事・新潟) 西村忠四郎(第三組幹事) であつたといふ。廣瀬貞治による『渡清日記』の「時に偶然三池會計掛と列車中で会す」とある

ので、会計係は三池という人物であったということがわかる。御幡雅文は、明治十六年に熊本歩兵十三連隊附となった荒尾精少尉の清語教師でもあり、濟々巒の生徒と荒尾との間にも交流があった。また、佐々博雄作成の「乙未同志会会員名簿」²⁰によると小浜為五郎（教員・鹿児島）、米津（井上）佐太郎（職員）がいた。

さらに、「生徒心得」二十五カ条、「寄宿舎規則」四十四カ条（『近衛篤磨日記』付属文書鹿島研究所出版会、昭和四十四年、参照）を定めて、厳しく学生の心得と態度を規定している。特に生徒心得においては、「国際環視のなかにあるので、一挙一動が善良なれば親愛の情を厚くし他日他国との交通貿易の發達を助けるが、然らざる時は国交を傷つけ延いては本所の面目には勿論吾が邦家の名誉利害に影響するから、清国人は固より各人に対しては、決して輕薄の動作を為すべからず（要旨）」²¹と戒めている。

（二）現存する向野堅一の清語学習のための写本

向野堅一は日清貿易研究所で、どのような学習をしたのだろうか。清語の習得に関して向野堅一記念館には堅一による数種の写本が残っている。そのうちの四冊、向野堅一『清語談論篇』・長白桂林先生口述『申報意解』・『清語集録』・句曲王秉元著、御幡先生譯解『貿易指南』については、堀地明が分析にあたった「向野堅一の中語教本」（『向野堅一顕彰会会報第四号』向野堅一顕彰会、平成二十七年）がある。四書の概要を記すと、

- 向野堅一『清語談論篇』（全三十二頁）は、表表紙に「明治二十四年五月一日」と記され、一八九一年五月に成ったもの。裏表紙には「大日本帝国鎮西鞍手郡新入村八都」と記されており、向野堅一が上海渡航前に中国語^{ママ}を学んだ時の教材である。
- 長白桂林先生口述『申報意解』（全三十二頁）は、裏表紙裏に「明治二十四年日清貿易研究所研究生向野堅一」との記録があり、一八九一年のものとの判断できる。
- 『清語集録』（全八十五頁）は、序に「讀書百篇義自通 八竜主人」との記載があるが、日時を示す記録は見当たらない。

- 句曲王秉元著、御幡先生譯解『貿易指南』（全七十四頁）は、桂林の「光緒辛卯（一八九一年）」序が付されている。

堀地によれば、これらは、「安藤彦太郎『中国語と近代日本』（岩波新書、昭和六十三年）でも取り上げられておらず、非常に貴重な中国語教材の資料である」（三頁）とい

う。堀地はまた、「上海に所在する日清貿易研究所で、北方音の清語を学ぶ機会があったことが明確になり、上海の日常生活では使用されない北方音が講じられた要因の一つに、日本人の中国東北地方への経済的進出を念頭においた措置ではなかったか」とも指摘する。特に『貿易指南』は、堅一が河北と香月らとともに、日清戦争後、北京公使館用達「筑紫洋行（筑紫弁館）」を東交民巷に設立するとき実用的な清語として活用できた点は、まさに堀地の考察通りであり、この日清貿易研究所で習得した語学力が、堅一の実業家としての活躍する礎となったのである。

三 日清貿易研究所における向野堅一

― 『宗方小太郎日記』 『高橋正二日誌第二』と兄たちの書簡を見つめて―

『宗方小太郎日記』を著した宗方小太郎²²は第一組の幹事であった。学生ではなく職員である。宗方は明治二十一年から日記をつけていた。大里浩秋が活字化した『宗方小太郎日記』がそれである。渡清以降、明治二十三年から、明治二十六年七月までの分で向野堅一に関する部分を抽出する。ただしこの日記は現在、上海社会科学院歴史研究所図書室が所蔵しており、分析対象としては幾つかの難点がある。（大里自身がその難点を指摘している）『高橋正二日誌第二』を著した高橋正二は第三組に所属する学生である。

対支功労者傳記編纂会編『統対支回顧録下巻』（対支功労者傳記編纂会、昭和十一年、再版は東亜同文会編、原書房、昭和四十八年）の五四五～五四六頁によれば、高橋正二は明治三年、福岡県久留米に生まれた。明治十九年に県立久留米中学を卒業し、上京して東京英学校で学んだ。その後、日清貿易研究所に入学し、日清戦争時は通訳官として第二軍に従軍した。その間、三井物産合名会社の香港支店に勤務して明治三十五年から東亜同文書院の教授になった。帰国後、明治四十二年から昭和九年まで郷里の久留米商業学校で中国語と習字を教え、同年、九州大学で中国語を、九州医学専門学校では語学と書道の講師を務めた。昭和十一年に逝去。他にも『在清見聞録 第一、第二』を遺している（五四五頁）。

ここで対象とする高橋の日記は、明治二十四年九月九日から明治二十五年十二月三十一日まで高橋自身が書き綴っている日常の学校生活記録である。弧の日記は、職員であった宗方の日記と異なり、学生の立場で書いたものである。残念ながら明治二十

五年九月三十日、渡清したときから記してきた日誌及び「通信□件の一小冊子」を誰かに盗まれたために、『高橋正二日誌第一』は存在しない。

なお、本項で分析対象とする堅一の兄たち、特に次兄・浦太郎（後の斉）の向野書簡は下記の通りである。

0144 清国上海英租界天馬路 日清貿易研究所 向野寅吉殿 大至急用（消印 1890.06

□）（※切手切り箇所有り）大日本帝国福岡縣筑前国鞍手郡新入村大字上新入二
千四百番地向野浦太郎様 第十月二十五日発（消印 SHANGHAI※□※30・OCT・1890）

0145 清国上海英租界大馬路日清貿易研究所 向野寅吉殿 至急 親展（消印

SHANGHAI※I. J. W. A. 1-1・28DEC1890）（消印 NAGASAKI※P. & T. □21DEC1890）（※切手切り
箇所有り）大日本帝国福岡県筑前国鞍手郡新入村大字上新入二千四百番地 向野
浦太郎 第十二月十六日投函

0098 清国上海英租界大馬路日清貿易研究所ニテ 向野堅一殿（朱印 書留㊦）（朱書

4085 七式九）（消印 肥前長崎二十四年七月十六日）（消印 NAGASAKI・19・JUL・1891・
JAPAN, I. J. P. □ 21・JUL・1891・SHANGHAI）大日本帝国福岡縣鞍手郡新入村大字上新
入二千四百番地 向野浦太郎 七月十三日発（朱書 七月二十一日着）

0149 清国上海英租界大馬路日清貿易研究所ニテ 向野堅一殿 至急親展（消印 長門赤

間関二十四年九月九日ニ便）（消印 SHANGHAI※ J. P. O. 14SEP1891）（消印 NAGASAKI※
JAPAN1SEP1891）（※切手 切り箇所有り）大日本福岡縣鞍手郡新入村大字上新入二千
百四番地 向野浦太郎 第九月六日投函（※向野印有り）

0091 清国上海英租界大馬路日清貿易研究所 向野堅一殿 至急（朱印 書留㊦）（朱書 式

四五 709）（消印 R NAGASAKI※JAPAN※7・FEB・1892² SHANGHAI※R. P. O.※10・FEB・1892）大日
本帝国福岡縣鞍手郡新入村大字上新入二千四百番地 向野浦太郎（消印 肥前長崎
二十五年二月七日口便）

0150 清国上海英租界大馬路日清貿易研究所 向野堅一殿 大至急親展（消印

NAGASAKI※JAPAN※25※MEIJI24 VII 日本 1892）（※切手 切り箇所有り）日本福岡縣鞍手
郡新入村大字上新入二千四百番地 向野浦太郎

0090 清国上海英租界大馬路日清貿易研究所 向野堅一殿 大至急（朱印 書留㊦）（朱

書 式式参）（シール R NAGASAKI, JAPAN. No. 6456）（消印 肥前長崎二十五年九月二十七日ハ
便^レ※NAGASAKI ※JAPAN※25 1892）大日本福岡縣鞍手郡新入村大字上新入二千四百

番地 向野浦太郎 (消印 1892)

0148 清国上海英租界大馬路日清貿易研究所 向野堅一殿 平信 (消印 肥前長崎二十六年四月十六日ロ便) (消印 NAGASAKI※JAPAN※26 ※MEIJI※17 日本 1893) (※切手切り箇所有り) 大日本帝国 福岡縣鞍手郡新入村大字上新入二千百四番地 向野浦太郎 封 (消印 MEIJI※I. J. P. 0※□19□18□)

0092 清国上海英租界大馬路 日清貿易研究所 向野堅一殿 (朱書 書留) (シール 吉□ NAGASAKI, JAPAN. No. 1815) (消印 筑前福岡二十六年□十八日 NAGASAKI・JAPAN・9・MEIJI22・V・1898) 大日本帝国福岡縣鞍手郡新入村大字上新入 向野浦太郎 (消印 肥前長崎二十六年五月十九日ハ便)

0094 清国上海英租界大馬路日清貿易研究所 向野堅一殿 大至急 (朱印 書留) (シール NAGASAKI, JAPAN. No. 2275) (消印 NAGASAKI・JAPAN・25・VI, 1893) 大日本福岡縣筑前 国鞍手郡新入村大字上新八二千百四番地 向野浦太郎

(一) 第一学年 明治二十三年九月〜明治二十四年九月

最初の学期における向野堅一の様子を知る手掛かりとなるのは、明治二十三年十月二十五日に投函された浦太郎からの手紙、すなわち向野書簡 0144 である。

木葉乱飛の候初めて信を得卿の恙なきと其国の風俗とを知る 次に幣家も一同無事に光陰を經過せり。幸に神を勞する勿れ卿常に自愛以て健康を養い勉強以て学事に進之早く錦を着て我日本へ帰省の日に至ることを待つ

一 郡役所への嘆願の件は未だ何分の指令もなく今一度其地より郵便を以て郡長に当て支那地景の句より起て嘆願の義へ達せしめ極めて丁調なる文章にて發送するを可となせり

一 改名云々の義は先日其義を尽したれども少なく故を許さず今又別の願書を認め進達せしも未だ何分の指令もなし 何れ其中に許可ありたらば直ちに報ず

一 改印の義は先般送達し來たる印鑑を以て鑑印簿に貼付し 改印取計たるに依り更に其届を送るに及ばず以后何等の事たり共用いて可なり… (略) …

第十月二十五日 清国上海英租界大馬路 日清貿易研究所

向野寅吉殿

と記している。渡清して五十日後のもので、堅一からの初めての手紙に対する返書である。無事を確認できたと同時に、清国の風俗とを知ることができたらしい。堅一が初めて目にする異国の様子を書き綴ったのであろう。実家の方も何事も無く経過していたようである。「卿常に自愛以て健康を養い勉勵以て学事に進之早く錦を着て我日本へ帰省の日に至ることを待つ」というように、弟への期待がうかがえる。注目すべきは「郡役所への嘆願の件」である。嘆願の内容の一部に改名と改印がある。改名はなかなか許可が下りにくいということで、別途嘆願書を提出しても役所から返事がないとのことである。役所から何も返事が無いから、堅一の方から郵便で郡長に丁寧な文章で嘆願書を送れと指示している。何れにしる許可が出たらすぐ連絡することである。

第十二月十六日投函の斉からの手紙、すなわち向野書簡 0145 の宛名も「向野寅吉」である。内容は左記の通り。

本年も早流光如夢彌臘月となり寒氣剪裂の候遙異邦遠游の辛苦相察候寒暖の不順等に因りて疾病を引起す事多きに付自愛專一と可相守 次に小生方並に本家其他親族に至る迄秋毫も更り年之老親一日壮健に罷在候間神慮を勞すること勿れ時に卿の曾て改名願の儀申越候に因り一度出願候も少數都合悪くして許可を得ず 然るに今度は別の手段を以て出願候処去る十一月二十五日願済に相成候条爾后堅一と称し候とも聊差支無之 戸籍上も早兄菊次郎元へ復籍の手續相済たるに付姓名も向野を用う可なり 然れ共新聞紙へ広告する等の義は本年を経て後に致すべし 余り早なりしては郡長の手前宜しからず屢に某氏より卿へ問答せ見呉候と依頼越候 右者我国に在る黒竹又七竹とも云う此竹は従前より外国へ交易に多く行きおりしが偶野鄙（イナカ）の者大阪神戸当りに積行くも問屋の者に付け下げられ為に利を失いたる者多し 然るに依り直に支那当りに能き取組を為しおきなば利を得ることも有之べきに付卿へ夫を以て売捌の手段出来るならば奔走をして見呉れ其竹は凡三反歩計り悉く此竹のみの処を見付居るに付交易品になりて勢の能きなれば送りたい者に候 併し其善悪に關せず如何なる都合なるや社長当りに尋ね合せ直々答書を贈り呉候様依頼候也

大日本帝国福岡県筑前国鞍手郡新入村大字上新入二千四百番地

明治二十三年十二月十六日

向野浦太郎

今年もあつという間に過ぎ去ってしまったが、さぞや異国の地は寒いであろうから勉強の苦勞も察している、寒暖の不順などで病気になることもあるから気をつけよ、という氣遣いから始まるこの手紙の報告によれば、斉ならびに本家、その他の親族、年老いた親も元氣でいるから心配は無用、申し出ていた改名願いに対する許可が出ないので、今度は別の手段で出願したところ、去る十一月二十五日に許可が下りたから、堅一と名乗っても差し支えない、とのことであった。続いて、戸籍上も長兄・菊次郎の元へ復籍の手続を済ませ、姓も向野を使用することができ。しかしながら、新聞に広告を出すような場合には、年明けてからにせよ。早すぎると郡長の手前、宜しくない、と忠告している。この書簡によって、明治二十三年十一月二十五日をもって、向野寅吉は向野堅一となったことが明確になった。ここで記している「復籍の手続」とは何か。長兄・菊次郎は安政六年（一八五七）九月十二日生れである。堅一とは十一歳の差がある。父・彌作は明治二十五年で七十六歳である。七十六歳が数え年であるならば、彌作は文化十四年（一八一七）の生まれであり、堅一は五十一歳のときの子である。いかなる理由で兄の籍に復籍しているのかは不明である。ここで留意すべきは「新聞に広告を出す」という記述である。

別件として商業の話も齊は述べている。ある人から堅一に問い合わせてみると依頼が来ている、我が国の黒竹また七竹ともいう竹が以前から外国へ輸出されているけれども、田舎者であるがゆえに、大阪、神戸あたりで問屋につけいれられて儲けを損失している者が多い、直接、清国あたりで取引できれば儲けることもできるのではなからうか。できたら堅一がその取引設定に奔走を試みてくれ、その竹はおよそ三反歩ばかりで、この竹だけが育成するところを見つけているから、輸出品として、新鮮なうちに送りたいのだがどうだろうか、まずは社長あたりに尋ねて、直々答書を送ってくれるように頼んでみてくれないか、という内容である。この部分からは、商業開始の心構えが読み取れる。所長ではなく社長なので、日清貿易研究所に先行して設立しておいた日清貿易会の会長のことを示すのか、その点は定かではないが、次兄・浦太郎の認識は、弟（堅一）は貿易のことを勉強している、という認識である。

明治二十四年は、書簡、『高橋正二日誌第』、『宗方小太郎日記』で照合すること

ができる。まず、明治二十四年七月十三日付の斉からの手紙、すなわち向野書簡 0098 の冒頭に「其国騒動の由は兼て新聞紙上に於て承知度居候処卿の書を披見し大に安心仕候」とある。

其国騒動の由は兼て新聞紙上に於て承知致居候 処卿の書を披見し大に安心仕候 然るに今度生徒中格別の取扱有之候由にて歎訴の赴委細承知度候 因ては申出の通り小使金三円丈送付居り条受取り有て可然其外金二十二円五十銭は第五期学費金なれば事務所へ振込受取証發送相成様申呉度猶又郡費生と区分の義に付向來大に支障を生じ止むを得ざる義有之候はば小生より金員送付致すべけれ共 卿此行いは固より難渋辛苦は辞せざる処にて恰も向したることなれば可成堪忍を至し勉強致呉度 さすれば通信料其他此に出の事は生より給し遣すに付必ず決心を動かす事なかるべし ……(略)……

第七月十三日 向野浦太郎 向野堅一殿

別紙書状と金員と一日事務所へ相渡呉度依頼候也

とあり、新聞紙上を騒がせている「其国騒動」(傍線部)に巻き込まれることを危惧しつつ、巻き込まれなかったことを安堵している²³。

向野書簡 0144 においても「郡役所への嘆願の件」というものがあつた。何を願っているのか、改名・改印の件以外は不明である。歎訴の一つに、堅一は小遣いの送金を申し出たようで、浦太郎から申し出の通り小使金三円だけ送ってやる、という確約を得ている。このとき第二期の学費が金二十二円五十銭であつたことがわかる。

この書簡にある「郡費生と区分の義」の意味を考察してみると、この文面からは、堅一の願いにより郡費生の申請をしたけれどもうまくいかない場合は、浦太郎が送金するから我慢して決心を変えずに勉強してくれ、と兄が弟を窘めている状況がある。

また、『宗方小太郎日記』の明治二十四年分から向野堅一に関する部分を抽出すると、左記の通りである。

八月二日 風雨。日曜日。午前別府(真吉)君来訪。下午又来訪。夜藤崎(秀)、川野、隈元(武次)、高橋正二、向野(堅一)、内田英治、別府(真吉)、原田(茂俊)、池野、甲斐(靖)等来談。十時帰る。(カッコは本論執筆者による。以下同)

一方、この年九月九日から書き始められている『高橋正二日誌第二』を見ると、九月九日は着港の一周年に当るので、内田英治、向野堅一の二名とともに午後八時より菓子を食べて一周年を祝っている。九月十七日からは、二十八日から始まる定期試業のための自習期間となり諸科休業となった。午後六時より堅一、内田の二人と暫時散歩する。『高橋正二日誌第二』によれば、長江沿岸の各処で暴動を起こさせた扇動者は清人ではなく西洋人六、七名であり、ダイナマイトや爆裂物及兵器等を蓄えているという情報を得、午後十時頃に日清貿易研究所が所在する大馬路で火事があったという。内田は福岡県早良郡田嶋村の出身で、向野とは仲がよかつたようである。明治三十八年、日露戦争に通訳官として従軍し、奉天会戦のとき三十六歳で戦死してまう²⁴。亡くなるまで向野堅一に書簡を送り続けている。その内容は心情を綴つたものが多い。

試験期開始前の九月六日に届いた浦太郎の向野書簡 0149 (明治二十四年九月六日付)の内容、

過日来着の書簡誦読致候 益々壮健之由皆欣喜候 次に生家并宗家其他親族中無異消光候条休神所有之然るに新紙上且卿之手簡に扱れば避暑は之無由其旨父へも篤と相談候処帰国の事は止めて勉強致す様申遣す可しとの事に付き左様心得て月養專一に学勉可致候頃日県知事よりの達によれば上海より長崎へ入港したる英船某号へ虎列拉病患者乗載致し居たる由に候処幸に当港は船舶取調の際にて近くに発見し相当手續致したるなれ共其病毒の散逸なる事目下下ノ関港の虎列拉病蔓延の勢なる由なれば其地は如何の景況なるや生大に労神候に付き何分回答を待つ：

(略) …

によれば、「過日受け取った手紙は読んだ。益々壮健の由、喜んでゐる。宗家もその他の親族に変わったことは無いが、新聞やお前の手紙によれば猛暑というわけではないとのこと、父ともよく相談した結果、帰国は止めて勉強するよう申し伝えよとのことである。左様心得て勉強に専念せよ。日頃、県知事からの通達によれば上海より長崎へ入港した英国船某号がコレラ患者を乗船させていたらしい。幸いに当港(長崎)では船舶取調のときに発見して処置したけれども、その病毒が下ノ関港で蔓延してい

るらしい。その地はどのような状況なのかは大いに心配するところなので、大丈夫なのか返事をしてくれ」ということになる。コレラが鞍手郡にも飛び火した。さらに故郷・新入村での水害状況が甚だしく、向野書簡 0149 によれば、七月二十六日より連日豪雨で平時より水位が二尺余高く大雨は止まず、大きな洪水となった。人家も皆浸水して人馬にも死傷者が出た。幸い新入村は人命損傷は無く、不幸中の幸であったけれども、田畑等はことごとく被害を受け、堤防破壊は未曾有の惨状となり、新入村の土木費十万円以上、地租額八万円余となった。差引二万余りの多額に及び、「驚愕の至りに候」という状況だったのである。

浦太郎は自己の心情を綴りながら認めている。

：（略）：左の都合なれば明年の今頃は人民も頗る困難の衛に悉ならんと視察候随て人氣甚だ悪敷事今に 盜賊押込強盜の類多くして人を殺害し或は不詳させる等有之 何れの村も警護嚴重にして青年の輩は柔術擊劔の流行大方ならず卿等も運動の為柔術の科も有之由なれば務めて鍛練可致何時の用に立つも難斗 若し一朝用に立つ時は生死の際なれば平生注意専一なり：（略）：

向野浦太郎拝

明治二十四年九月六日

「来年の今頃は人々もすこぶる困難な状況になるだろうと思いつつ視察している。人の気持ちも荒んでおり、盜賊、押込、強盜の類が多く、殺害や誘拐が起こっている。どこの村も警備を嚴重にしている。青年たちの間では柔術、擊劔が流行しているが、お前たちも運動のため、その学校には柔術の授業あるというから、務めて鍛練していつでも役立てるようにしておきなさい。もし、お国のお役に立とうというときがあればそれは生死を分かつときであろうから、平生、心を込めて専念しなさい」と忠告しているのである。「その学校」とは「日清貿易研究所」を指し、前出の「日清貿易研究所生徒第一学年学科予定表」を見ると、「清語」「英語」の次に「柔術・体操」の時間数が多い。一方、堅一の方はどのように過ごしていたかというところ、『高橋正二日誌第二』の九月二十九日の記述では、この日は曇時々降雨であった。試験期間中にもかかわらず、昼食後に向野、内田英治と三人で郵船会社碼頭まで散歩する。雨降りのなか、何を思つて碼頭まで散歩に出かけたのだろうか。

同日誌には十月一日に「昨日を以て定期試業終了せしを以て本日より来る六日迄諸科休業」とあるので、ここで試験期間や休業期間をまとめると、九月十七日～二十七日までの十日間は休み、二十八日～三十日まで学期試業である。十月一日～六日まで休業である。試験が終わって休業期間に入るとベースボールをしたり、花園を散歩したりして過ごしている。十月七日から学業期間開始。十月二十日、第二学期試験成績表が掲示された。高橋正二の席次は七位である。七位の成績は「算術八十、作文六十三、簿記九十三、英会話九十三、英訳六十、英作六十五、英書九十四、英読一〇〇、英文八十八、清抄九十五、清訳七十九、清暗八十八、英平均一六六、清平均一七四、臨時試業八三、合計六五九、平均八二」となっている。二十七日の午後三時半より学期試業優等者に賞品及賞状が授与された。第一組では、高橋正二および向野堅一を含む十五名が表彰された。第二組では七名、第三組では四名が表彰された。一組に優秀者が集まっているようである。表彰された日の夜、向野と河北純三郎とで味花園に行っている。

(二) 第二学年 明治二十四年十月～明治二十五年九月

『宗方小太郎日記』には、

十月十一日 陰天。終日在家。午前伊地知(季綱)来訪。荒尾(精)に代はりて文一篇を作る。下午猪田(正吉)来訪。夜右田(亀雄)、別府(真吉)、小野、伊地知、郡島(忠次郎)、向野(堅一)、澤本(良臣)、中原毛助来談。

と記述されている。交遊関係の一端を知ることができるものの、来談の内容等については知ることはできない。

『高橋正二日誌第二』によると、十一月四日から諸科臨時休業になった。向野は、十一月五日の旧暦仲秋節の午後八時から送別会を開いてもらって、十一月八日土曜日の午前に横浜丸で井澤修二とともに帰省した。高橋たちはこれを見送っている。そして、十一月二十三日新嘗祭の日、午後四時に西京丸で堅一は戻ってきた。高橋は出迎えに碼頭に赴き、その夜、堅一の帰所の祝宴を開いた。帰省期間は移動日を含めて十六日間であった。

戻ってきてからは仲間たちと登山にも行っている。たとえば十二月二十四日の土曜日晴れの日、午前十時より西村（忠四郎）、青木喬、内田英治、向野、猪田正吉、岡部（喜三郎）の六名と鳳凰山に向った。午後五時頃に山麓から十町ばかりの場所にある小廟に到着してそこに一泊した。寝ようにも寝具もなくて、わずかな藁を探してきてこれを布団代わりに午後六時頃から眠りに着いた。あまりの寒さに安眠することはできなかった。午前二時頃になって火を焚いて暖を取った。十二月二十五日の日曜日、この日も晴れていた。午前五時に廟を出て未明に鳳凰山に到着した。暫時、山で休憩しつつ日出の後に竹を切り、午前十時から帰途に就いた。十二時頃には泗経で麵を食べ、午後七時に学校に戻ってきた。このとき猪田が足を痛めたので二時間余を休憩時間に費した。このように、あるときは山登りをして実践的に体を鍛えていることがわかる。十二月二十六日から冬期休業に入り、この日の午後、室長改選が行われている。十二月二十八日からは年末休業となった。休業に入る前の十二月十三日の夜、堅一は、末廣（不詳）、右田（亀雄）、牧（相愛）、清田（深水十八のこと）、岡田晋太郎、川野久（河野久太郎か）、中原らと宗方のところへ来談している。

明けて明治二十五年、『高橋正二日誌第二』には向野は登場しない。二月一日は上海新年の景気視察のため諸科休業となった。このころ兄たちから一通の向野書簡

16001（明治二十五年一月五日付）が堅一に届いている。

…(略)…然るに客月二十九日午の書簡正に来着致し候処閱するに卿亦壯健の由欣喜候 却説金員入用の件申越候 右は果たして可然筈に兼て存居候得共識る如く 昨年の凶災大に影響を及し旧冬の無諾く一方ならず由て本意なくも干今延引致に候 嚙に冷胆極る者と存つらんと案じ候得共右情亦案じ呉度候 然るに漸にして 佳作致し候条及送付候度此理二十円五十銭は事務所は引渡し受取証送達に相成様 取計有之度猶余り四円は卿の小使銭と渡すべし時節に春陽の赴きなば又旧冬の如くは無之人心も甘き候間決して株等の策は心に配せず必ず勉強致呉…(略)…

まず、堅一から来た「客月二十九日」の手紙によって、元気で過ごしていることを喜び、昨年の洪水が直方新入にもたらした経済的事情を語っている。二十円五十銭を日清貿易研究所の事務所に送り、四円はお前の小使銭として渡すとも述べられている。注目すべきは、「春陽の赴きなれば又旧冬の如くは無之人心も甘き候間 決して

株等の策は心に配せず必ず勉強致呉」、これが「小生の切に祈る処」という部分である。「株等の策」というのは何であろうか。明治十一年に株式取引所条例が制定され、企業勃興の始まる明治十三年代末から鉄道株を中心に株式取引が盛んになった。取引所は会員組織と株式会社組織の二つ、有価証券取引所（普通株式取引所）と物産取引所（米穀のみの取引する米穀取引所、その他の物産の取引をする商品取引所）の二つがあり、直取引、延取引、定期取引の三種の取引方法があった。現物の株式は場外市場で売買された。こういった株売買は筑豊地方にも定着して堅一たちにとって身近なものであったことがわかる。

次兄・浦太郎が「決して株等の策は心に配せず必ず勉強致呉」と強く戒めるのに対し、同封されていた長兄・菊次郎の手紙はいささか落ち着いた文面である。「春になったが益々壮健でよろばしい。父、家の者、親類は皆無事である。心配するな。暖かくなるに従い病気が流行するから健康第一に勉強するよう伝えてくれと父が言っている。決して血気に任せて身体を害することの無いように頭に刻み込んでおけ。家の事については案ずるな。何事も弟浦太郎と相談して解決している。この頃は農業に力を入れ、商業からはさらに手を引いている。このことをあわせて報告しておく」といった内容である。「此の頃は農業を勉務し商業は更に廃し居候」という菊次郎の言葉は、先の大洪水によって農業従事に没頭している状況を想起させる。この洪水で新入一帯の土地を所有していた向野家も大きな損害を受けたと考えられるからである。

『高橋正二日誌第二』によると、三月三日は暖室炉が取り払われて、十日より学期試業につき午後から諸科休業となり、三月十五日で試験期間が終了し、十八日までまた諸科休業である。試験の一週間前が自習で、試験後三日間程度休みとなっている。三月十六日に室長改選を行われた。休業中に改選が行われるのが慣例のようである。十日から始まる学期試験の前に、堅一たちは所長・荒尾を交えて激論したことが『宗方小太郎日記』でわかる。

三月六日 陰天、冷。午前別府（真吉）君来る。下午益田（松田か）、井深（彦三郎）と晚餐す。益田と散歩樂善堂に至り、小談帰る。郡島（忠次郎）、楠内（友次郎）、大川愛次郎、向野、甲斐（靖）等来談。所長招くにより至る。我党今後の方針に付き、興亜会様の者を設立する事に付き、時勢の緩急により大に意見を異に

し激論三時間に亘り袂を□(ママ)て帰る。十時別府(真吉)君来り、十二時帰る。

とあり、日清貿易研究所の学生たちは「興亜会」のようなものを設立することについて、大いに意見を異にして激論三時間にも及んだという。参加者は荒尾精と荒尾に招かれた郡島忠次郎、宗方小太郎、楠内友次郎、大川愛次郎、向野堅一、甲斐靖である。『東亜同文会史』(前掲)によれば、「興亜会」というのは、後に亜細亜協会と改称、さらに明治三十三年には東亜同文会に合流した組織である。会長には、子爵・長岡護美(肥後藩主細川氏の一族)、副会長には渡辺洪基(全権公使・学習院長・帝大総長)が選出され、会員には旧佐賀藩主侯爵・鍋島直大、初代北京公使伯爵・柳原前光、漢学者・重野安繹らが名を連ね、明治十四年には御下賜金が下賜されている。興亜会の主な事業は「支那語学校」の経営で、東京の芝愛宕下天徳寺の同校では一時百余名の学生を収容していた。明治十五年、文部省直轄の外国語学校に合併されたが、生徒のなかからは宮島誠一郎の息子・宮島大八(のちに中国語学校の善隣書院を創設、書の大家)をはじめ、小田切萬寿之助(上海総領事)、田辺熊三郎、豊島捨松、足立忠八その他、外交界・財界で活躍した人材を輩出する。

『高橋正二日誌第二』によると、四月二十八日も午後は諸科休業。教頭・猪飼麻二郎が所長代理兼務を委嘱され、根津一が評議員となった。午後七時半から所長・荒尾が上海を離れることへの離別会が開かれ、荒尾が告別の辞を述べ、学生の演説等もあった。余興として剣舞を催して散会した。四月二十九日も諸科休業で午前十時より所長見送りのため郵船会社碼頭に至った。ちょうどこのとき全権公使・青木周蔵が赴任途中で当港に来た。

六月二十日からは臨時休業始まり、同月末には臨時試験が行われている。その臨時試験が終了した後、浦太郎は向野書簡 0699(明治二十五年七月二十一日付)を送っている。

本日十六日付発送に相成たる書簡正に来着 拙者十三日付を以て学資金と一日発したる書面は到着候や否尋申上候

本日（七月）十六日付で発送した書簡は来着したけれども、（斉が）十三日付で学資金と一日に送った書面は到着したのか否か尋ねたい、と問い質していることから、こまめに堅一が連絡していない様子がかがえる。

然るに、其元より申越の帰省一件父に話居候処何分本年は金員の不融通なる事なれば今度は見合せる方然るべしと被申候に付：（略）：

堅一より申し送ってきた帰省の件については、父・弥作に話したところ、何分本年は金の融通が利かないので、今回は見合せてもらいたい、との旨を伝えている。堅一が帰省したがっているにもかかわらず、金の融通が利かないということで、父親の言い分として断っている。これは父親の考えではなく兄弟の考えであろう。金の融通が利かないというのも先の災害による余裕のなさが響いているのかもしれない。

：（略）：今一応卿に帰省為さしめたきこと腹中に盈て有之様子に候 条熟考すれば可然筈なるべし 已に七十六年の長歳月を重ねし老体なれば何れの日如何なる事あるも計り難きものなれば 渡航金員の不融通にもせよ死後の追孝は秋毫も其功を見ることなく存命の内親意に叶様致こそ 聊以て孝の端に相成事と存候得共其共帰省するを活望するの意我等に於ても又頻りなるに至れり然れ共 父上も斯申居候は第一の気掛りにして来季学期試験に此度帰省したる為太影響を及し成績を害する等の事ありては多年の苦辛を一〇に亡す如きは実に一大事なれば止め置くに苦しくはなしと 此事誠に然りと存候故其元篤と熟考し試験上に於て害を生ずる感情あるとせば父上とても今病氣あるにあらざれば強いて規制を促すに及ばざることと存候 可然念を我等に起こせる所以は今回事務所より試験成績表と同時に報告の赴きに抛れば本夏も作例に働い追々卒業の期を近きことなれば一刻千金の時節と相成候条：（略）：然れ共凌ぎ難き暑となるときは十日内外の暑引を為すこともあると認め有之 之れに由を考えれば最早本酷暑三度目及んことなれば定めて暑引のあるや否やは其口所に於て相知れ居るならん 若し暑引あるとせば其内に帰省せると大に宜きを得る存候 右以上の都合を能く考の上帰省中に要する船賃実費及旅費宿泊料実費等夫々詳細予算を以て報告有之度此度は土産等の事は見合せ置き実費折返し申報の上は此方より土産金何程旅費等予算を以て一

日送金す 到着の上は直に帰省の途に就かるべし 只難まる処は来期試験に害する否やの感情の件にて大至急返報發送有之度候 鞍手郡新入村大字上新入二千
百四番地 向野浦太郎 明治二十五年七月二十一日

向野堅一殿

今回、堅一を帰省させて父親に一目合わせておきたいという考えも芥にはあった、しかし父・弥作にとつて一番気がかりなのは、このたび帰省したことによって来季の学期末試験の成績が悪くなってしまうのではないか、そのようなことになっては長年にわたる苦労も泡となってしまふので、万が一を考え、帰省は止めておく方がよい、と伝えさせている。帰省よりも次回の学期末試験の成績のことが大切だという意識が強いのである。その一方で堅一に対する気遣いも示している。ただし、あまりにも暑いようであるならば十日間ぐらいは学校（日清貿易研究所）が「暑引を為す」こともあるだろう、もしあればその期間に帰省できるとよいと思う、帰省に関する船賃、旅費、宿泊料などそれぞれ細かな予算（経費）を報告せよ、このたびは土産等はいらぬ、実費については折返し報告せよ、一日に送金する、到着したらすぐに帰省せよ、という部分がそれである。

このように、帰省に関する経費報告の要求や土産の不要を言っていることから、経費節約の傾向をうかがわせる。父親・弥作は「七十六歳」であり、かなりの老体である。それでも、このたび帰省したことによって「来季」の試験が不利なってしまうことが心配だ、と念を押している。この書簡によると、日清貿易研究所事務所から試験の成績表と報告書が届けられていることもわかる。その成績表と報告から「追々卒業の期が近きことなれば一刻千金の時節」と述べられていることから、卒業が確約されている成績であったと考えられる。このように、その学業振りを心配しつつ、また異国の地でありながら年老いた親のことを心配する堅一に、あくまでも学業に専念することを戒めている。

ちようどそのころの七月十六日の『宗方小太郎日記』では、

七月十六日 晴天。土曜日。朝別府（真吉）君来訪二次。所員一同根津（二）氏に

中餐す。西村（忠四郎）氏に晚餐し共に出て味菘園に散歩す。夜別府（真吉）、楠

内（友次郎）、向野、本島（正礼）、右田（亀雄）、川村（景敏）等来談。

とある。この日の夜に六名が宗方のところへやって来て談話している。宗方は第一組の幹事だったので、第一組の学生とよく来談したのである。八月五日の宗方の記述では、

八月五日 雨天。早朝出て古庄弘を乍浦路に訪ひ小談、別を告て帰る。井口(忠次郎)、野中(右一)等来談。別府(真吉)来り蘇州行きを誘ふ。晩食後小浜と出て船行に至り、蘇州行の船を定む。来回四天滞在二天にて六円四十銭とす。飯料一頓三十文。薄暮帰る。野中(右二)、楠内(友次郎)、向野、井口(忠次郎)、大熊(鵬)等来り、常熟旅行の事を商量す。大西(蓬萊)、吉原(洋三郎)等来り、鎮江旅行を誘ふ。

とあり、蘇州行の船で四日間の訪問および二日間の滞在費用を六円四十銭、飯料一頓三十文と推量し、野中右一、楠内友次郎、向野堅一、井口忠次郎、大熊鵬らと常熟(江蘇省蘇州市)旅行のことを相談している。

『高橋正二日誌第二』によれば、臨時試験の成績は七月二十四日に発表された。ちなみに高橋の成績は「席四 作文八十五 簿記一〇〇 算術一〇〇 経済九十五 物品九十五 清抄九十八 清暗八十五 英訳九十八 英読一〇〇 英書一〇〇 英文八十六 英会九十六 英作九十八 合計一二三九 平均九十五」である。「予より上席は皆平均九十六とす」とある。この試験での表彰はとりわけ行われなかったようである。八月一日から十日まで暑中休業。八月十六日から二十日まで暑中休業が延期。九月十四日は試験準備のため諸科休業。九月二十六、二十七日は試験慰労として諸科休業。この日から起床時刻が午前六時に改正された。試験慰労の諸科休業中、浦太郎が向野書簡 0090 (明治二十五年九月二十六日付) を認めている。その内容は左記の通り。

陰曆七月十五日晚景原田茂敏氏来訪に相成而して其地の景況等を承り御渡海の節は老父の写真を託すべき筈に候処是迄は父上も至て壮健に有之候も先月初頃より少々不快にて顔色不常然れ共差して取りたる病氣と云うことは無之只何となく鬱然たる模様には有之最早七十有余の老体なれば実に風前の燈火と均しく何時如何なる変あるも難計就きては自ら命数の余り少なきことは思召なるに早くに一応帰省為致呉との望に付我等兄弟相話の上帰省致事に候次第可宜と存候 因て十四円送

付候 条旅費予算の外は土産を買求むべし万一此際学期試験中午又は学期試験の直ある事なれば終結次第途帰に付くべし夫にて急ぐ事なれば其旨直ちに葉書を以て通知致すべし 父上の病氣は決して急変する様なることに無之候…(略)…

「原田茂敏」とは、同期生・原田茂俊のことである。原田から清国の情況などは聴いたという。彼が再び渡清するときには父・弥作の写真を託すつもりだった。これまでは弥作も元気だったが先月初めの頃より体調が悪く少々顔色すぐれず、さして病氣というわけではないが何となく鬱然していた。もはや七十余歳の老体なれば実に風前の燈火に同じでいづどうなるかわからない。自ら余命いくばくもないのを感じているらしい。堅一を帰省させてほしいらしく、兄弟で相談の上、帰省してもらうことになった、と伝えている。原田は、堅一の実家に立ち寄つたらしい。結局は、向野書簡0099における兄弟たちの指示に従って堅一は試験前には帰省しなかった。しかし打って変わって、今回の向野書簡0090では、兄弟と話し合った結果、帰省させた方がよいとなったから、十四円を送金するから旅費以外は土産を買って来い、という。どうやら父親の状態が悪化したようである。十四円を送金は多額である。土産を買ってこい、という指示は父親を喜ばせる意図があったのかもしれない。

『高橋正二日誌第二』によると、十二月十日午後、九月末に実施された学期末試験成績が掲示された。十二月十六日午前零時三十分より賞品及賞状授与式が執行された。第一組は大西蓬萊、吉原洋三郎、角田隆次郎、三澤信一、池橋、高橋正二の六名、第二組は堺与三吉、青木喬、渡部の三名、第三組は小樞、金島(金嶋文四郎)、富永又吉、平野(六郎)の四名であった。このなかに向野堅一の名前は無い。十二月二十六日より冬期休業に入った。

(三) 第三学年 明治二十五年十月、明治二十六年六月

明治二十六年以降は、『宗方小太郎日記』によって卒業までの様子がわかる。一月十三日 雪であった。宗方は朝方樂善堂に行き、銀五十元を受取った。下午、藤崎秀、井口忠次郎、橋口、白岩龍平、市川徹弥、香月梅外、堺与三吉、小山平二郎(平次郎)、岩崎博隆、猪田正吉、岡田晋太郎、和田央円、渡辺正雄、川本、岡田兼次郎、森川省三郎、森永卯八郎、深水十八、倉富が来談。夜は根津一による離宴に出

席。向野堅一を含む所員一同が参加した。その名を列挙すれば、小山秋作、西村忠四郎、御幡雅文、草場謹三郎、速水、原、三池、黒崎恒次郎、根津一、江口音三、小野、内田英治、三澤信一、高橋正二、橋口、牧相愛、井口忠次郎、平野六郎、大隈（大隈か）、高柳、松倉善家、中原毛助、大西蓬萊、原田茂俊、甲斐靖、向野、青木喬、志良川（志良以染之助）、富永又吉、猪田正吉、角田隆次郎、大西禹、中田、永田熊麿、栗村顕三郎、日高、岡田晋太郎、池橋、川野久（河野久太郎か）、大木（熊雄）、園部、吉原洋三郎、景山長治郎、藤崎秀、大川愛次郎、藤城亀彦、福原林平、黒崎恒次郎、田鍋安之助、岡田兼次郎、角田隆次郎、三澤信一、福原林平、楠内友次郎、（大里によればこの後一行分不明とのことである）であった。

この『宗方小太郎日記』の記述では、堅一は明治二十六年の正月は上海に留まっていたことになる。六月に全科課程を卒業し、卒業式が七月に上海の張園において盛大に行われるまで帰国はしていない。卒業式のときの写真に堅一は写っている。この年、故郷からの向野書簡 0090（明治二十六年三月一日付）、向野書簡 0148（同年四月十三日付）、向野書簡 0092（同年五月十七日付）、向野書簡 0094（同年六月二十六日付）と、月に一通は着信している。

向野書簡 0090（明治二十六年三月一日付）は、都合により送金を引き延ばすが、「例の如く二十二円五十銭だけは早速会計元へ納付」して、残り二円は石摺。この「石摺」は「上海端溪」と銘打たれたもので、目測縦三十五センチ、横二十五センチほどの大きさであり、現在も向野堅一記念館に展示されている。残金は速に送り返せ、「所長宛の一封は状袋に入れ差出有之候度依頼候也」といった内容のものである。荒尾宛に何か書き送っているらしい。

向野書簡 0148（同年四月十三日付）では、

春陽の佳節に属し候処益々壮健の由遙に欣喜の至りに候 偕て老父も頃日は暖気の至るに従し一層□□を加え家内親類一同無事消光罷居候間休神有之度候 却説
通りより墨及石摺五葉送付呉正に来着致し候

老父（弥作）も暖かくなるのに従って元気でいること、墨と石摺は届いたことがわかる。この記述からすると、向野書簡 0150（明治二十五年九月二十六日付）の帰省要請に従って明治二十五年（一八九二）十二月二十六日からの冬期休業中に帰省し、明治二十六

年の正月は、故郷・新入で過ごした可能性が高い。また、向野書簡 0148（明治二十六年三月一日付）の石摺代送金に込えて端溪の石摺²⁵と墨を郵送した。

：（略）：彼是多忙のため遂に還延候 及び今回督促状の赴き実察入候也

多忙のために納入を延滞したら今回は督促状が来たというので、この記述によって、日清貿易研究所の学費請求が学生本人ではなく、父兄に直接来ていたことがわかる。

：（略）：一俵余米の価七抱当同の高直に相当致実に一分の損害なるも一般銀主損失不得止承知致所に相決居候然れ共小生は昨冬少なく策略を以て金百円計り受取たるに付他人よりは余程堪へよき方に有之候

米の価格が高値なので浦太郎（齊）は、策略をもって金百円ばかり受け取ることができたから他人よりはましだ、と堅一を安堵させている。この記述によって、堅一に仕送りしていた次兄・浦太郎に多額な収入が得られたことが明確になった。

而して本年は収入役に転職致し候 本職は野菜水稻の事なれば頗る面倒の事多く有之し故 今年だけと心中に決し 爾卒業の日を待ち 卿が直力を以て生計を得んに至れば 万一費用を要せざることなれば 更に職を扱て勸業に従事し安く一三十を老いる覚悟に有之 精々勉強成呉度 屈指帰邦に付く期に如也

向野浦太郎 明治二十六年四月十三日

向野堅一殿

浦太郎はこの年に収入役に転職した。堅一が卒業する日を待ち望んでおり、堅一自身が自立して生計を営むようになれば、経費がかからなくなるし、さらに職によっては勸業に従事しやすくなる、と述べている。この兄弟たちの指す「勸業」（傍線部）というのが、書簡では今一つ釈然としないので、明治十年の八月に日本で初めて開かれた内国勸業博覧会を手掛かりにすると、殖産興業のこと、特に鉱業及び冶金術、製造物、美術、機械、農業、園芸の分野であると考えられる。紡織産業などもこのなかに含まれる。自分は一世代、**新入村の収入役**で老いる覚悟であることを堅一に伝える

浦太郎は、弟・堅一の帰国を待ち望んでおり、何か勸業、すなわち実業を堅一に起こさせようと考えていることがうかがえる。

本年は早々亡母の石碑を建立する積にて最早石工へ注文致居候（石はめかげにて）代金は二十二円にて相定め居に付ては彫刻すべき字を名家に頼み入金する積なれ共差して能き書家無之に依り其地に於て能き書家共有りて頼み得ることなれば早速探索の上何分の御報知被成下度万一出来る様のことなれば直に寸法等字の大小に至る迄手本を製し送付致し候 談事は頗る至急を要することに優慢に付かず早速取調の上御報有之度候也

また、「本年は亡母の石碑を建立する。最早石工へ注文している（石はみかげにて）。代金は二十二円で、彫刻すべき字を名家に頼んで支払うつもりである。しかし有能な書家がないから、清国に有能な書家がいって頼めるものなら頼んでみてくれ。至急を要する」という右の文章については諸々確認したところ、確かに向野堅一の母の墓石は御影石できていた。結局、墓石の文字は清国の書家ではなく、咸宜園出身の文人・吉嗣拝山が書いた。

向野書簡 0092（同年五月十七日付）では、

三月十八日付出状正に來着致候在況老父を始家内一同恙なく消光候 間休神可有之然るに此度限りにて学費金も結了致由千加等も大に安心致候 尔來わが目的を達するや否やを一点に止り候 条精々勉強致べき好結果を得んことを強て之祈る例の如く学資金二十二円五十銭と筆料として二円送付候に付会計へ納付の上受領書を發送相成候 取計有之度候也

「三月十八日付で出状が來着した。老父、家内一同無事。今度の支払いで学費金も結了。お前が望む進路については勉強した結果が報いられることを祈る。例のごとく学資金二十二円五十銭と筆料として二円は送付したから、会計へ納付の上、受領書を發送してもらえ」といった旨が述べられた後に、向野家氏神の劍神社の鳥居建立のことを知らせている。鳥居の何を堅一に頼んでいるのかは不明であるが、「宗像雲閣にて

も依頼可致候」とある。この段階では亡母墓碑の碑名を書いてくれる書家もまだ見つかっていないらしく、「宜敷書家を篤と求め出して依頼致呉候」とある。

日清貿易所学生として最後に受け取った向野書簡 0094（同年六月二十六日付）は、浦太郎が雨降りしきる北部九州の梅雨時期に認めたものである。

自ら梅雨秧田の候に属し候処益々壮健の由欣喜に至候 然るに過日御発し候葉書正に来着致披閱仕候に就ては御申越し如く金六円御返付致候間御受取有之度候 儲て卒業后帰国するや否のこと御尋合せに相成候得共御案内の如く孤父已古希を過ぎ今壮健なる如くなれ共ニ、三年前の挙動を回顧すれば言語の衰弱を加え恰も風前の灯火に均しく一朝病痾に罹るの日あらば又共に老顔を拝するの日は無覚束存候 父上も又卿が此度帰朝候日を屈指被相待居候由帰来の目的等は略研究所よりの来翰に由りて承及候 得共実地如何なる模様なるや否の真に付大に御配慮候致居候 条今回は一応帰省し上篤と孤父をして安神を有為而して再び其地に渡海する方可然存候 間此段急ぎ及御回答候也 筆少し買求め且つ筆立てあらば一滴求め帰り有之度候也 向野浦太郎

六月二十六日 向野堅一殿

この書簡では、壮健の様子を喜びつつ、以前出してくれた葉書が来着したこと、金六円が返付されたので受取ってもらいたいという旨を伝えている。この書簡での骨子は、卒業後の帰国を問い質していることである。理由は父親の老衰にある。弥作はすでに古希を過ぎ、今は壮健のように見えるが、二、三年前の挙動を回顧すれば、言語の衰弱に加え、あたかも風前の灯火ようで、「一朝病痾に罹るの日」があれば、もう老顔を拝するの日は無いと覚悟しなければならぬ、と浦太郎は伝えている。弥作も堅一のこのたびの帰国を日々指折り数えて待っていた。だから今回は一応帰省し、父親を安心させてほしい、と堅一の帰国を促している。つまり、「再び清国に渡海すればよいじゃないか。急ぎ回答せよ」ということになる。併せて筆ならびに筆立てを買い求めるよう依頼している。この時点で、卒業に向けていよいよ上海商品陳列所での実地準備に入ったことを感知できる。この兄の求めに応じて堅一は帰国する。なお、向野堅一記念館には、清国製の白磁の筆立て等（筆については不明）が残っている。堅一の卒業を楽しみにしていた父・弥作はこの年の十二月二十九日に死亡した。

以上、先行研究における日清貿易研究所に関する記述によれば、上海マラリアに悩まされたり、経営難にさらされたりして前途多難な学校であった。しかし、在籍三年間における学生・向野堅一は、ときには友人と散歩し、あるときは喧嘩するほどに議論し、登山をし野球をする。学業もがんばるが怠けもする。職員や友人の見送りや宴会にも参加する。それと対照的なのは、廣瀬貞治の名が一度も出てこないことである。廣瀬貞治の名が『宗方小太郎日記』に登場するのは日清戦争以後である。実は、後に堅一の親族となる廣瀬貞治、廣瀬寅太郎ら十二名は、明治二十四年四月十八日『上海新報』第四十六号によれば、「辱知諸君ニ謹告」という「広告」記事から退学処分になっていることが確認できる。その十二名のなかに「寅吉」という名の同期生がいた。このことが、向野寅吉から向野堅一へと改名する理由の一つとなっているのかもしれない。例外を除き、日清貿易研究所の学生らは試験勉強をし、学業成績書および報告書を父兄に送付され、叱咤激励されて異国の地での勉学に励んでいたと推測できる。十六歳で入学した香月梅外も滞清中にその父・香月恕経を失っている。日清貿易研究所に学ぶ学生たちの家庭の事情は様々であったろうし、西南の役以降没落した九州士族の子弟や、藩に貸し倒れした掛屋の子弟、収穫が安定していない農業従事者の子弟などは、容易に学費を都合できる土壌をもっていたとは考えにくい。それでも清国へあえて留学させようとしたのは、時代背景に「興亜論」といったアジア主義的な思想が青年たちの興味・関心の中心にあり、父兄は、独立した個人として勧業に就くことのできる職能の育成や、国内外での実業展開を期待していたからである。明治二十六年六月二十九日、ようやく卒業式を挙げ、卒業証書が渡された。

四 日清貿易研究所卒業生名簿

日清貿易研究所卒業生の名簿ははっきりしていない。だれが正式に卒業できたか、実際のところは分かっていないのである。そこで次の①～⑥を照合しながら名簿を作成した。

①明治二十四年四月十八日『上海新報』第四十六号掲載、十二名の退学に関する「辱知諸君ニ謹告」という「広告」記事から確認できる者。

②明治二十四年五月十五日『上海新報』第五十号掲載の「日清貿易研究所現存生徒諸子の決心」で在校を確認できる者。

③ 『宗方小太郎日記』から明治二十六年一月十三日の時点で在籍を確認できる者。
その他『宗方小太郎日記』『高橋正二日誌二』から確認できる者。

④ 明治二十九年十月に作成された乙未同志会事務所による「乙未会通告書」の会員名（近衛篤磨日記刊行会『近衛篤磨日記 第二巻』所収、昭和四十三年、一三六頁）によって確認できる者。

⑤ 明治四十一年発行の『日清貿易研究所東亜同文書院沿革史』（東亜同文書院学友会）による「東亜同文書院学友会会員名簿」中「特別会員の名簿」（九〇～九五頁）によって所属もしくは住所が確認できる者。

⑥ ・昭和十一年発行の対支功労者傳記編纂会編『対支回顧録下巻』（対支功労者傳記編纂会、再版は東亜同文会編、原書房、昭和四十八年）によって確認できる者↓【対支】
・昭和十一年『統対支回顧録』（対支功労者傳記編纂会、再版は東亜同文会編、原書房、昭和四十八年）によって確認できる者↓【統対支】
・昭和十五年発行の葛生能久『東亜先覺志士記傳下巻』（黒龍会）で確認できる者

↓【東亜】

なお、野口宗親「明治期熊本における中国語教育」(2)（『熊本大学教育学部紀要』〈人文科学〉第五十一巻、二〇〇二年）では「日清貿易研究生合格者」（『九州日日新聞』明治二十三年七月九日）によって「一名未詳」を含む十五名の名を掲げている。それを佐々博雄作成の「明治二十四年三月現在」の名簿と比較し、さらに五名を追加している。ただし、ここに掲げる熊本県出身者の名簿にはさらなる追加がある。

日清貿易研究所出身者（中退者も含む）名簿表

平成28年1月30日 向野康江作成

- ①明治24年4月18日『上海新報』第46号掲載、12名の退学に関する「辱知諸君ニ謹告」という「広告」記事から確認できる者→○
- ②明治24年5月15日『上海新報』第50号掲載の「日清貿易研究所現存生徒諸子の決心」で在籍を確認できる者→○
- ③『宗方小太郎日記』から明治26年1月13日の時点で在籍を確認できる者→○ その他『宗方小太郎日記』『高橋正二日誌二』から確認できる者→△
- ④明治29年10月に作成された乙未同志会事務所による「乙未会通告書」の会員名（近衛篤磨日記刊行会『近衛篤磨日記 第二巻』所収、昭和43年、136頁）によって確認できる者→○
- ⑤明治41年の『日清貿易研究所東亜同文書院沿革史』（東亜同文書院学友会）による「東亜同文書院学友会会員名簿」「特別会員の名簿」（9～15頁）によって所属もしくは住所が確認できる者→○
- ⑥・昭和11年の対支功労者傳記編纂会編『対支回顧録下巻』（対支功労者傳記編纂会、再版は東亜同文会編、原書房、昭和48年）によって確認できる者→【対支】
 - ・昭和11年『続対支回顧録』（同）によって確認できる者によって確認できる者→【続対支】
 - ・昭和15年発行の葛生能久『東亜先覺志士記傳下巻』（黒龍会）で確認できる者→【東亜】

氏名	出身県	① M24年 4月	② M24年 5月	③ M26年	④ M29年	⑤ M42年	⑥S11年【対支】 【続対支】 S15年【東亜】	備考
佐賀鐵治郎	北海道		○			満洲普蘭店満韓塩業公司		
岡田 傳吉	北海道	○						
工藤常三郎	青 森		○	(小野)		京都市寺町通今出川下ル扇町京都商業学校		小野常三郎か。
栗村頭三郎	宮 城		○	○	○	天津河北泰東同文局	【東亜】【対支】	
関口六三郎	埼 玉		○	(池橋)		東京市下谷區根津須賀町眞泉病院	【続対支】	池橋六三郎か。
川村 景敏	東 京				○	日本郵船会社大連出張店	【続対支】	川村景敏子と誤読あり。
橋本 勝哉	東 京	○						
中川 義弥	東 京				○			
角田隆次郎	千 葉		○		○	漢口大阪商船会社支店		角田隆司郎とも。

松崎 翠	千 葉		○			東京市神田区錦町日本売薬会社		
有泉朝二郎	山 梨		○		○	台湾台北東門街丙第一号官舎		
河野 熊吉	山 梨		○		○			
志良以染之助	静 岡		○	○		山梨県中巨摩郡榑村平岡		志良川という誤読あり。
西島 良爾	静 岡		○				【対支】	志良以染之助と同一人物か。
和田 純	愛 知		○			神戸市中山手通七丁目三一、七七	【東亜】【続対支】	和田円央とも。
土井 伊八	石 川		○			東京市下谷区根岸町		
小泉市太郎	石 川		○			上海南京路瀛華洋行	【対支】	
丹羽 次吉	石 川		○		○	台湾台南三界壇街	【対支】	
小槌 芳	石 川		○			大阪市西区新町通二丁目小松商店		
坪江 徳太	石 川		○					
金嶋文四郎	石 川			△	○		【対支】	金島文四郎とも。
服部 武二	石 川				○			
山岸 浅吉	石 川				○			
吉原洋三郎	三 重		○	○	○	臺灣銀行福州出張店	【東亜】【対支】	
岡本 忠平	三 重		○			山口県山口高等商業学校		
中川 武治	滋 賀	○						
伊藤 良造	京 都		○		○	京都市柳馬場通三條上ル油屋町	【続対支】	伊東良造とも。
秦 長三郎	京 都		○			上海英租界中井洋行	【対支】	
水谷 三郎	京 都		○		○	満洲大連	【東亜】【対支】	
玉置留四郎	奈 良		○		○		【対支】	
白岩 龍平	岡 山		○	○	○	上海日清汽船会社	【続対支】	
飯塚松太郎	岡 山		○				【対支】	甲田松太郎か。
景山長治郎	岡 山			○	○		【東亜】【対支】	

福原林平	岡山			○	*日清戦争特別任務【東亜】【対支】			
河本 磯平	岡山				○			
島谷治三九	岡山	○						
武田寅吉	岡山	○						
岡田晋太郎	広島		○	○	○	旅順鎮守府通譯官	【対支】	中途入学。
河野仙之助	広島	○						
井上徳太郎	広島	○						
下田 奎一	広島	○						
槇田 作蔵	広島	○						
岩崎 唯一	広島	○						
檜崎松太郎	広島	○						
三谷末次郎	香川		○		○	奉天関東公司	【東亜】【対支】	中途入学。
澤本 良臣	高知		○		○	日本郵船会社上海支店	【続対支】	
中西重太郎	長崎		○		○	福州	【東亜】【対支】	
江口 音三	長崎		○	○	○	台湾台南頂打石街		
渡部 正雄	長崎		○	○	○	東京市日本橋区本銀町二丁目	【東亜】【対支】	渡辺とも。
御幡 雅文	長崎		○	○				
平野 六郎	佐賀		○	○	○	台湾台南日報社		
大木 熊雄	佐賀		○	○	○	台湾台南	【対支】	中途入学。
甲斐 靖	佐賀		○	○	○	満洲公主嶺運送業	【続対支】	
大川愛次郎	佐賀		○	○	○	奉天小西邊門外三賢祠		
牧瀬省三郎	佐賀		○			佐賀県杵島郡武雄町田代菊太郎方	【対支】	
富永 又吉	佐賀			○	○		【続対支】	
中野熊五郎	佐賀				○			

野中 林吉	佐 賀		○	△		肥前國神埼郡東背振村	【対支】	野中右一か。
森川省三郎	佐 賀			○	○			尚三郎か。
猪田 正吉	福 岡		○	○		*日清戦争特別任務	【東亜】【対支】	
青木 喬	福 岡		○	○	○	上海東亜同文書院		青木熊五郎か。
内田 英治	福 岡		○	○	○	※日露戦争で戦死	【対支】	
向野 堅一	福 岡		○	○	○	奉天停車場前茂林洋行	【東亜】【対支】	向野寅吉
堺 與三吉	福 岡		○	○	○	奉天總領事館	【東亜】【対支】	
三澤 信一	福 岡		○	○	○	大連美濃町日本塩業公司関東総局	【続対支】	
大熊 鵬	福 岡		○	○		※日清戦争特別任務	【東亜】【対支】	
河野久太郎	福 岡		○	○	○	大倉組上海支店	【東亜】	川野久とも。
香月 梅外	福 岡		○	○	○	福岡市須崎土手町		
原田 茂俊	福 岡		○	○	○	福岡市外春吉町		
許斐 立生	福 岡		○		○	豊前国川郡方城村		桑野立生。
平石安太郎	福 岡		○			福岡市西町字梁橋	【続対支】	
永田 熊麿	福 岡		○	○	○	福岡市博多北船町		
河北純三郎	福 岡		○		○	福岡市須崎裏町五七	【続対支】	
戸田 義勇	福 岡		○		○	福岡縣久留米市莊島町	【東亜】【対支】	田中義勇。中途入学。
高橋 正二	福 岡		○	○	○	福岡県久留米市繩手町	【続対支】	
郡島忠次郎	福 岡		○		○	東京市麴町区有楽町一丁目高田商会		郡嶋とも。郡島金水。
岡田兼次郎	福 岡		○	○	○		【対支】	
市川 徹彌	福 岡		○	○	○	大阪市北区上福島北一丁目	【東亜】【対支】	
倉富熊次郎	福 岡				○			
吉武 勝平	大 分		○			福岡県若松港安川松本商会		
水谷 彬	大 分		○		○	東京市浅草区北三筋町一、松平邸	【続対支】	

廣瀬寅太郎	大分	○						
廣瀬 貞治	大分	○						大分縣豊後国日田郡豆田町
深水 十八	熊本		○	○	○	営口正金銀行		清田十八か。
松倉 善家	熊本		○	○	○	営口東肥洋行		
勝木 恒喜	熊本		○		○	武昌黄土坡街陸軍学堂	【東亜】	
橋口吉之助	熊本		○	○		鹿児島県薩摩国出水郡野田上名村		
牧 相愛	熊本		○	○	○	熊本県飽託郡池田村	【対支】	
本島 正禮	熊本		○		○	熊本県八代那八代町堀端		本嶋、元島とも。
井口忠次郎	熊本		○	○	○	熊本市西鋤身崎町	【東亜】	
岩崎 博隆	熊本		○	○		熊本県飽託郡五町村		
岡部喜三郎	熊本		○			熊本県天草郡今津村		
古庄 弘	熊本		○		○			古荘とも。
楠内友次郎	熊本		○	○		*日清戦争特別任務【東亜】	【対支】	
藤城 亀彦	熊本		○	○		*日清戦争特別任務【東亜】	【対支】	
三池 親信	熊本			○				
内尾 直記	熊本					*佐々友房関係文書』所収、宗方小太郎著・井出三郎校閲「清国ニ於ケル肥後人」(明治32年)より。		
小山平次郎	熊本		○					小山平二郎とも。
池部 秀次	熊本		○					池部秀二とも。
岩崎 重平	熊本		○					
赤峰国弥太	熊本		○					
右田 亀雄	熊本		○				【続対支】	
武藤 岩彦	熊本		○					
鳥居 赫雄	熊本				○			中途入学。
伊地知季綱	鹿児島		○	△			【対支】	

藤崎 秀	鹿児島		○	○	*日清戦争時特別任務で死亡 【対支】		
別府 眞吉	鹿児島		○		○	奉天	【東亜】【対支】
中原 毛介	鹿児島		○	○	○	鹿児島県日置郡中伊集院村下谷口	中原毛助とも。
森田新太郎	鹿児島		○		○	鹿児島市中町	【続対支】
池畑平二郎	鹿児島				○	鹿児島市新町二番丁	
岩元嘉二郎	鹿児島		○		○		【対支】 嘉次郎か。
成田鍊之助	鹿児島				○	東京赤坂区口町七十四（向野書簡より）	【対支】
服部 武次	鹿児島		○	△	○		
石川 宗雄	不明		○			満洲新民府師範学堂	
大西 禹造	不明			○		台湾台北	
大西 蓬萊	不明		○	○			大西忠平とも。
森永卯八郎	不明		○	○			
大石直次郎	不明		○	△			
熊井米蔵	不明		○				
乙田松太郎	不明		○				
藤井 柳泉	不明		○				
藤城駒之助	不明		○				
佐藤 謙三	不明		○				
佐々木卯三郎	不明		○				
池野 鹿郎	不明		○	△			

その他：高柳③○に記載。日高③○に記載。中田③○に記載（田中、中原の誤記か）。園部③○に記載（岡部の誤記か）。小樞③△に記載。大隈③○（大熊か）

第三節 日清商品陳列所の実務研修機能―向野堅一宛書簡に見る卒業生の苦闘

明治二十四年五月十五日の「上海新報」第五十号に掲載されている「日清貿易研究所現存生徒諸子の決心」には、七十八名中の一人として、向野堅一の名が記されている。これは、いかなることがあろうとも退所して帰国したりせずに、日清貿易に従事する志を誓う内容である。

しかし、卒業後の彼らの直面する困難については、これまで明らかにされていない。本稿では、向野堅一宛書簡を通して、研究所卒業生らの実務研修機関と見なされている「日清商品陳列所」の実態に迫り、陳列所に進んだ卒業生が、どのような貿易実務研修に従事し、どのような限界に直面したのか。また陳列所のその後についても論及することとしたい。

ここで分析対象となる向野書簡は、

0126 佐伯文太郎状 ※封筒無し

0093 清国上海陳列所 向野堅一殿 大至急（筑前福岡廿六年十二月十六日ト便

NAGASAKI・JAPAN・MEIJI□6・24・XII・日本□）大日本福 岡県鞍手郡新入村大字上新入 封 向野菊次郎 拝 十二月十六日（消印 SHANGHAI・26・□・26XII・1893）

0030 内田状入用 ※封筒なし

0031 内田氏来状 ※封筒なし

0064 上海陳列場ニ於テ 向野堅一仁兄 東福町 急開封 親展

0147 清国上海大馬路日清貿易商品陳列所 向野堅一殿 親展 甲（消印 NAGASAKI※ JAPAN※27※MEIJI20 V 日本 1894）（※切手切り筒所有り）日本福岡県鞍手郡新入村 向野浦太郎 封（消印 SHANGHAI□）

0037 清国上海日清商品陳列所 向野堅一仁兄 親展（裏）従福岡 内田英治 七月二十七日（消印 1894）

0004 馬関阿弥陀寺町 魚権方泊□ 向野堅一殿 大至急（消印 筑前□）粕屋郡篠栗村 郡嶋忠次郎金水 拝 二十七年九月十六日午后二時（消印 長門赤間関二十七

年九月十七日ハ便） 緘

0040 山口縣赤馬関阿弥陀寺町 魚権方 向野堅一兄 親展(裏) 大坂ヨリ 内田英

治 九月十七日(消印) 長門赤間関二十七年九月十九日イ便)

である。

一 日清商品陳列所の活動―期待から就職難へ―

明治二十六年五月十八日付で佐伯文太郎が認めた書簡、すなわち向野書簡 0126によれば、この書状が認められたときには、堅一はまだ卒業していなかった。佐伯は堅一と同様、上海に在住していたらしい。堅一がいよいよ卒業して商業活動に本格的に従事することを見越しての文面である。当時、輸出入の対象となる生産物の種類は豊富なのに、それらを十分に生かした直輸出入を計画・実行する者はいない。せいぜい輸出品では鰯、鮑、海鼠、椎茸、材木、フカヒレ等、輸入品では大豆粕及び雑穀類等がその専らなるものである、と佐伯は指摘する。実際に、「上海新報」に見る輸入品は、酒類、牛乳、砂糖、卵など、輸出品は木材、紙類、石鹼類、真鍮、陶磁器、貨幣となっている。佐伯は、

…(略)…今一着手に鰯を貴商會に送らんと欲す而今特に肥料に向うの時季も近寄らんとす故に荷物到着後直に大豆粕を御買入送られんことを願う 之より漸々追々益取引す 拡張盛大ならしめんと欲す 然りと雖も未直輸出の経檢なき故願う 鰯の相場及運賃、諸入費、売却の好時節、支那人は如何なる品を好嗜するや、干法の注意、荷作法支那為替相場又当地より開口地に送る地所に就き長崎、神戸及馬関の便名、関税又大豆粕仕入の好事節及仕入地相場運賃、諸入費其他一般商業上に係る御意見詳細御報導あらんことを之祈る 恐惶謹言

明治二十六年五月十八日

文太郎拝

と記す。「貴商會」が「日清貿易商會」ならば、佐伯は当該商會が予定通りに設立されるものと思っている。輸出したいのは鰯、輸入したいのは大豆粕であった。堅一が佐伯の要求にどう応じたか、記録は見つかっていない。佐伯の要求に応じるならば、直輸出のための詳細な意見・報告すなわち計画を立てなければならなかった。また、計画内容を実践するために学習しなければならなかった。計画内容は、一般商業上の

こととして、相場、運賃、諸入費、販売時期、現地の人の好み、荷作法、清国為替相場、上海より開口地に送る地所、長崎、神戸、馬関（下関）の便名、関税、諸入費・その他であった。取り扱う商品すなわち鰯、大豆粕に関しては、鰯の干法の注意点、大豆粕仕入の好時期及び仕入地等であった。この書簡は、向野堅一が卒業以前から、積極的に貿易活動を呼びかけていた一端を伝えるものである。

明治二十六年十二月十六日付け向野書簡 0993 では、長兄・菊次郎が、

拝啓 陳るは御父上様少々御病氣起り候 今にては氣置の事も無之候得共承知の通り老人の事なれば若し變有に時は死病となる事も難計候に付前以て通知可申候
：（略）：貴所は大事な身分にて其ため病氣でも起りたる時は生一人では三十話も出来不致候に付其事は氣に不掛け 陳列所へベンキヨ可致候 若し浦太郎が有罪と成たるとして生一人にて貴所の学費は期日には必ず御送り申候故 決して氣置無之候 本月九日付の手紙の趣き委細承知仕候右の都合にて浦太郎と申合せは出来不致候得共 生の見込は貴所の見込と同事なれば岡田の方より陳列所の方へ一身相定め居り来年一カ年過たれば陳列所の決定付事と致候に付今の通りにて決定可致候 若し又浦太郎帰宅仕其上にて申合せは岡田の口の方が宜敷と申事に運び付候得ば至急に通知可申候 夫迄は右の都合に可致処に決身付置可致候 然るに先日 孫兵衛勢田行の品物は正に受取直ち兩人の処へ相渡し申候間安心可致候 付ては六信丸一箱至急に御送り被下度代金は其節の学費金送りの節に一同に御送り申候間至急に送り被下度 若し万一貴所の手元一金有合不申様の事なれば至急其趣きを通知被下度候也 旧十一月九日

生に送る手紙は表丈は手を違て

書送り可申候也

すでに陳列所で働いている堅一に対して父親が病氣になったことを知らせている。

父・弥作はこの十三日後に死亡する。菊次郎は、（堅一は）大事な身分だから病氣にでもなったとき、自分一人ではどうにもならないから、陳列所で勉強してくれ、浦太郎がたとえ有罪になっても自分一人でお前の学費は期日には必ず送るから、と堅一に強く念を押している。菊次郎の願望は、商業を学ぶことの固持にある。すでに三年学び、さらに二年学べば五年学ぶことになるわけだが、五年後の就職先の見込みとし

て、岡田の方より陳列所の方へ就職を定めている、来年一カ年過ぎたならば陳列所の決定付事として今の通りで決定するというのは、どういう意味であろうか。「岡田」とは日清貿易研究所の同期生・岡田兼次郎のことである。岡田は帰国して商店を開いていた。そこへ就職するか、陳列所に残るか迷っていたものと推測する。菊次郎と堅一は陳列所に残る方がよいと考えた。

年明けて明治二十七年二月十日の向野書簡 0030 の「内田」とは、日清貿易研究所同期生・内田英治のことである。内田は帰国している堅一に陳列所の置かれた状況を手紙に認めている。

：（略）：吾々同志の業たる昔日と異なるなど遅々たる有様を考し来れば転々感慨に堪えず夜中蹶起褥上に正坐し将来を黙考する度々又以て如何とも幸睡むは止みなん止みなん大坂より荒尾所長の来信に曰く断然他の保護を受けることを止免到底営利の方に向て進まんとす故に来る三月よりは陳列所員を以て大坂株式会社及日華洋行の事務に関せし免又仕入万般をも之に任し以て所員経済の一端を補助するとかや唯今は右件に関し共議中と居存候 今便濱田氏帰朝致候間其辺の事も追て明亮に可相成ことと存候 小山氏より兎角の通信まだ無之候 去月中旬より所員相談会なるものを毎月一回宛開会致す様相成最早本会一回臨時会一回致し行商の規約及陳列所内に於て研究最良の取調委員相設け候 只今陳列所の景況は歳末と年首の節なれば之がため殆んど……然れども来月に相成候はば漸次回復可致様相考候 本嶋正礼君 栗村頭三郎君より兄と同じく尊父に永別ありし報告到着致候森田新太郎君は先日鹿島の大火に類焼に相罹れ候よし石坂氏先便にて帰朝□□里同窓達は第三衛の四軒目に転宅相成候 楠内岩本君先便にて帰申し其前便にては池畑 岩崎両君来る来便には那部君桂林先生帰申之筈本便にて武藤及隈元両君帰朝に相成候：（略）：

上海にいた内田は、夜中に目が覚めて将来のことを考え込んでしまうという。大坂からの所長・荒尾精の来信には、断然他の保護を受けることはできないと書いてあったというから、教育機関としての役割だけでは立ち行かなくなったのである。内田は、今後陳列所は利益追求へと向うだろうと予測している。三月からは陳列所員は大坂株式会社及び日華洋行の事務に関する仕入をして所員の自活の一端を補助することも堅

一に伝えていく。この書簡内容を時差的に判別していくと、明治二十六年七月、研究所の卒業生を主体とする修業年限二年の日清貿易実習機関として「日清商品上海陳列所」が開設されたことと、「日清商品売買取引所（商号は日華洋行）」が併設されたのは同時期ではなく、七、八ヶ月間のズレがあることがわかる。明治二十七年二月の段階では、まだ共議中であり、濱田寅吉や小山平次郎がそのために帰国していることがわかる。

昨年（一月）中旬から所員相談会を毎月一回開会することになった。すでに本会一回臨時会一回が開かれ、行商の規約及び陳列所内における研究、取調委員を設けたことも報告している。内田によれば、陳列所の景況は年末年始の時期であるため「殆んど……」であるという。しかしながら、来月になれば漸次回復できるだろうと内田は書き送っている。「殆んど……」という表現には言葉にできない内田の落胆した気持ちが現れている。まったく客が来ない様子がうかがえる。その他、本嶋正礼、栗村頭三郎が、堅一と同様、尊父に永別あったことを報告されている。森田新太郎、石坂（名不明）の帰国、同窓生たちの第三街の四軒目への転宅、岩元嘉次郎、池田忠吉、岩崎重平、服部武二、桂林、武藤岩彦、隈元武次の移動なども報告されている。以上の文面によれば、『東亜同文書院大学史』（前掲）の記す日清貿易商会の「創立趣旨」に見る主な構想、すなわち、

- ①本部を上海に設け、漸次支部を天津・漢口・広東等の諸要港に開き、各要港に出品取扱所を置き、日清貿易の機関とする。
- ②日本の各地方の製産物を陳列して直輸出し、併せて清国物産を輸入する。
- ③研究所の学生を陳列所及び同取引所の助手として業務に従事させ、実地の駆け引きを修得させて、実業家や貿易従事者としての資質を育成する。
- ④将来、日本国の商業学校等の卒業生で日清貿易に従事したい青年に実地練習の便宜を与える。

という①～④のの構想をもった「日清貿易商会」を併設しようとしたが、それは十五名が勤めている日清商品陳列所という商店という形でしか実現できなかったと推測できる。『東亜同文書院大学史』（前掲）の記述通り、入学時には百五十の学生がいて、卒業生が六十八名（八十九名という説もあり）で、陳列所にとどまったのが四十人余りであるならば、学生の学費による収益は日に日に減少したのであろう。しかも新聞に書き立てられた日清貿易研究所生による不満は、少なからず資金調達にかなりの影響をも

たらしたと考えられる。そこで、当初の荒尾たちによる計画を実現させるために「商会」から「陳列所」という小規模の実践所を設立したものの、たちまちのうちに経営難に陥った。そこで、大阪の豪商・岡崎栄三郎の出資した「日華洋行」と称する岡崎の商店が、日清貿易商会の役割を引き受けたのである。

これに引き続いて約一ヶ月を経た明治二十七年三月三日に内田が認めた向野書簡0031の内容を見ると、日華洋行のことをさらに具体的に記している。

謹啓 頃日所内旅行者追々多く今晚は玉置君は天津初航に投じ天津へ行く 又水谷牧の両君は来る三、四日の内に陸路運河に沿うて北京にでんとし 鐘崎君は陸路海濱より芝栗に入らんとて東君の音信絶へてなし

内田は、まず、近頃、研究所員で旅行に行く者が多くなっていることを報告している。今晚から玉置留四郎が天津へ初航する。また水谷彬と牧相愛の二名は、三、四日の内に陸路運河に沿って北京に出ようとしている。鐘崎は陸路で海浜を伝って芝栗に入ろうとしている。東（東太郎か）の音信は絶えてしまった、というのがそれである。

『東亜同文書院大学史』（前掲）中には、実地の商業を研究するために中国各地を視察した、と所員が組織的・計画的に遂行した各地視察のように記述するが、組織的・計画的なものではなかった。

次に日華洋行との折衝状況を述べている。内田曰く、

只遙に聞すらく先言の通り日華には支配人会計各一名を置き 余は全く同窓生より執務し株式会社の方へも五名の派出員を送り以て営業を営利的に実践せしめ 且つ同窓諸子の入費を幾分か減ぜんとせん為にして目下御談中なりと尤も佐野は帰坂直に解雇 井深氏も只今進退伺中なりと云々 之は極く内所にて所員も未知の人多き位なれば其含にて他言なき様願上候

「前にも言ったように日華には支配人と会計を各一名ずつ置き、同窓生が執務し、株式会社の方へも五名の派出員を送り、営業を営利的に実践させ、且つ同窓諸子の入費を幾分か減らそうとして目下御談中である。もっとも佐野直喜は帰坂したから直に

解雇された。井深仲卿（彦三郎）も只今進退うかがい中だという。このことは内密ことで、所員も未だ知らない人が多いくらいだから他言しないように頼む」と書き記されている。『東亜同文書院大学史』（前掲）の「学資のない者は日華洋行の手伝いをして自給する者もあった」という記述からは、日華洋行が助成のために希望者を雇い入れたという感じられる。しかし実際には、日清貿易研究所が計画的に派遣社員を派遣しようとしているように、内田からの手紙では受け止められる。

この書簡には、福岡名物卵焼きの話が出てくる。

時に足下渡申前に福岡名物の卵焼の製法覚えて而して必彼の道具二、三組購求し来るべし 然るときは閑晦の節 田舎通りには適當の道具と存候 併し少しく携行に不便に御座候も其辺は致方無之候 右は先の便母親共に山中氏帰申有之候に付青木と共に訪問致候処 同氏母君と共に口に只今福岡中に卵焼流行の話よりして支那人には適當の者ならんとのことなりしより不図思付候 足下の考は如何に御座候哉 若し陳列所失敗せん可又以て我ら立てるの基を得ん可御一考を乞う 最も御携提に相成候はば極内密に相願候右二件秘密のことに御座候へば特と御一考相成度候 先ずは要用迄 本間氏の帰省に托して長崎よりす 頓首 第一 英治 三月三日 堅一兄閣下 過月曜日より桂林氏に請し小説の講義致居候

「福岡名物の卵焼の製法を覚えて道具二、三組を買って来てくれ。携行に不便だろうが仕方ないだろう。先の便で母親とともに山中氏が戻ってきたから青木喬とともに訪問したところ、同氏と母君による福岡での卵焼流行の話では、支那人には好まれるだろうという意見であった。貴方の考えはどうか。もし陳列所が失敗したときの場合を考えて我らが立ち行く術を得ておこうと思うのだが、考えをきかせてくれ」というのである。日本は上海から卵を輸入していたので、門司・長崎から近い商業都市・博多で輸入卵を用いて卵焼きが流行したとしても不思議ではない。しかも、日華洋行に卵焼きの話は内密にしておいてくれ、と念を押している。本間（本間喜一か）が帰省するにあたって内田が長崎から出してくれるように頼んだこの書簡からは、いかに陳列所の経営が危ういか、とにかく上海でものを売るにはどうしたらよいか、所員の家族ともども考えなくてはいけない状況であったことが察せられる。

二 清国長江沿岸各開港場及び都府の視察開始の理由

向野堅一の自筆履歴書には、明治二十七年四月より清国長江沿岸ノ各開港場及び都府の視察に赴き、同年八月日清開戦のため上海に帰る、とある。なぜ日清商品陳列所へ入所して八ヶ月の時点で長江沿岸各開港場及び都府の視察に出かけたのであろうか。実地商業研究のための視察だったのだろうか。その理由を語る書簡が残っていた。

向野書簡 0064 は、岡田兼次郎からの手紙である。封筒はないが日付は四月十四日とはつきりしている。この内容からすると明治二十七年であると考ええる。書簡の各文章を示しながら解説する。

：（略）：先頃御帰郷の件は御親父御不幸の爲めに有之候由 天命致方無御座候
唯だ此の先忍懃勉強 父母の名を顕し孝を尽す外無御座候

という。先頃、堅一の帰郷したのは、父親の不幸のためであった。

又御一身上の件に付候ては在に 心事を打明け御話も致し候事も有之其間の御苦心御察申上候

とある。堅一は、岡田に一身上の件で悩んでいたことを、打ち明けていた。

此先き自力を以て御研究の御決心は実に賛成の至りで御座候 研究も幾分責任を以て致す方得策の事小生実験上より貴君の御決心御賛成申上候

この文章によると、岡田は、堅一が今後は日清商品陳列所をやめて自力で商業研究していく決心した堅一賛成した。賛成する理由は、雇われ身分ではなく経営責任をもつておこなっていく方が得策であると考えたからである。

然処差当り御処身上に付御苦心の由御報に相成当方も当時は都合能き方には無之
小生も種々苦心罷在候際に御座候間貴君の当方へ御処身は好都合とは申上難く候
堅一は就職に苦心していて、岡田が堅一から就職したいという知らせを受け取ったと
きには、岡田の方も都合はよくなかった。堅一の方も好都合とは言えなかった。

：（略）： 洲上氏の甥洲上武右衛門なる人先日より当徳和の店員と相成当時は帰
坂中に御座候へ共 近日中帰来候相成候筈に御座候 同氏帰坂に付是は種々事情
も有之候間自然は帰来無之やも難計候へ共十中七、八は帰来に可相成候 愈帰来
無之候様に相成別に大坂より店員の派出無之候へば是非一人は入用に御座候 併
し是れは現になり難く候

岡田の店も洲上武右衛門という人が、帰坂中で種々事情もあつて、戻ってくるかも否
かもわからなかった。いよいよ戻つて来なかった場合、大坂から店員の派遣も無けれ
ば、是非一人は必要になるので雇用可能である。しかし、これは現実的な話ではない
という。

：（略）： 御申越により候へば此に両三ヶ月の外御用意無之候由 猶更至急御処
身御確定可然と奉察候 小生も出来候なれば如何とも御周旋可申上候へ共以上申
候運にて何とも難致候次第 殊に小生自身に於ても種々相考え居候際に御座候間
差当り如何とも致方無御座候 何卒其辺御察奉願候

というこの文面から、堅一は急いで就職を見つけなければならなかったらしく、三ヶ
月しか猶予がなかったらしい。三ヶ月経過すれば、ちょうど陳列所に入って一年にな
る。堅一は一年で陳列所を出て早く自力で商売をしたかったのだろうか。それとも、
一年で陳列所を出なければならぬ理由があったのか。いずれにせよ、岡田に就職を
頼んだところ、できることなら斡旋したいが何とも難しく、どうにもできないから何
卒その辺を察してほしい、と断られてしまう。が、岡田は代案を提示した。それが次
の文章である。

今回小林梅四郎と申す人香港を経て当地へ参られ当地より上海に到り上海より長江一帯を巡回の由申居候。左同氏は荒尾所長に大坂に於て面会せられ由に付同氏の件に附ては兼て所長より陳列場に照会は有之候筈の由に御座候間同氏は誰か一人研究生を借受け長江一帯を巡回致度様申して居られ候間定めて陳列上も候補者選定可有之候へ共。小生は同氏に貴君と小生の交際の事を話し且つ同氏に謂て曰く若し研究生を要しられ候様なれば小生の親友向野堅一なる者あり性質は同じ其他の事に付至極同伴者としては適當の人柄に有之候間同人を要せられては如何と申候処同氏は其は何より幸い兎も角向野なる人に照会し呉れ面会の上何れとか相定むべしとの義に付。不取敢同氏に貴君宛照会状一封相渡し置候間。定めて該手紙持参致し可申候間。

つまり、小林梅四郎という人物が香港を経て当地へ来たらしい。当地というのは岡田が向野書簡を投函している「東福町」のことであろう。小林は、上海より長江一帯を巡回したいと申し出ており、荒尾（精）所長に大坂で面会している。小林氏の件についてはかねて所長から陳列所に照会があったはずで、誰か一人、研究生を借受けて、長江一帯を巡回したいと言う。陳列所も候補者を選定するだろうが、岡田自身、小林梅四郎に堅一と自分との間柄を話した。かつ小林に、もし研究生が必要ならば親友に向野堅一という者がいる、性格もその他のことについても至極同伴者としては適している人柄だから、その人を指名してはどうかと伝えたところ、小林は、それは何よりだ、とにかく向野という人を紹介してくれ、面会して決めるからという、とりあえず氏に堅一宛の紹介状を渡すことに決め、その手紙を持参するように伝えてある、ということを伝えている。肝心なのは、

貴君にして差当り宜敷口もなく其他多忙の事情も無御座候へば右小林氏に通弁者として暫時長江筋旅行致されては如何

というくだりである。堅一にさしあたり適当な就職口もなく、その他多忙の事情も無ければ、小林の通訳としてしばらく長江を旅行してはどうだろうか、という進言によって堅一は清国長江沿岸の各開港場、都府の視察に赴くのである。日清開戦の事前の情報収集と活動しているわけではない。日清貿易研究所がスパイ養成機関、情報収集

機関の目的で開校されたわけでもなく、学生たちもそのような自覚も無かったことを意味している。

且つ御申越の趣にては田中門田の諸氏と兼て御話申上候 一件御計画の御心算も有之候由に御座候間場所選定諸事取調次第彼是御便宜に相成宜敷や

かつ用件内容によっては、田中、門田の諸氏と話し合ってはどうか、と促しているが、今のところこの二名が誰なのかは明確でない。「一件御計画御心算」もあるようだから、というこの「一件御計画御心算」というのは、後述する河北たちと開店する計画を示すと想定される。この時点では、開店の場所はまだ選定していなかったようである。

岡田はまた、小林梅四郎のことを次のように評している。

：（略）：同小林氏は横浜貿易新聞社長など意張居候へ共社長丈けの値打は無之候 他だ一書生の如し小生も一日同行諸所に参り申し処至極気楽な人柄に御座候間 旅行同行には至極気兼無しに可有之候 依て貴君にして御同行の御存思無御座候へば兎も角自然御同行被成候様なれば同人滞申中気軽く彼是御尽力被成下度候：（略）：小林氏は社長と云う値打も無御座候へ共決して山師とは見受不申候 今来の紳士なり 書生上りの紳士なり 少々ほらはふくなり

横浜貿易新聞社長である小林梅四郎のことを、「社長丈けの値打は無之候」「一書生の如し」「至極気楽な人柄」などと評しながらも、「決して山師とは見受不申候」と判断し、氏が滞清中はよろしく世話しろ、あるいは尽力しろ、と促していることから、岡田の目には、小林との接触が先々の便宜につながるものと映ったのかもしれない。そして岡田は、同期・角田隆次郎の紹介状も書いた。

尤角田氏も照会致置候間同氏と御談合可然候 尤角田氏へは普通の照会状に御座候

この一行から、岡田が堅一に肩入れしていることはわかる。同時に、角田も就職を探していることが明快である。岡田にとっては、堅一の、今後の計画や就職の件が気に

なるようで、時々報告してほしいこと、就職のことが決まり次第その様子を知らせてほしいと、左記のように締めくくっている。

…(略)…以後御計画の件に付ては時々御報奉願候…(略)…唯貴君の御処身一日も相忘れ難き次第に御座候間必ず御決定を下ば時に其模様御知せ被下度候

早々 四月十四日 岡田兼次郎

向野堅一仁兄

また、追伸には、

許斐君も再渡候相成候由何卒宜敷御申伝被成下度候…(略)…実は先頃小生帰国中処身上の苦心は唯だ兄と許斐氏あるなり

という。「許斐君」とは、同期生・許斐立生のことである。金玉均のことも「金玉均の件御報奉耐候」とあるから、この時期に起こった金玉均処刑は堅一たちの話題の中心であったに違いない。

岡田の書簡内容からすると、金玉均処刑等の政治的事件に触れてはいても、それは大陸で過ごした経験をもつものなら誰しもが関心を寄せることであり、日清貿易研究所出身者が大陸内地を旅行していたとしても、それは陳列所の命によって学習の一環として旅行をするのではなく、稼げないから、あるいは就職が見つからないから通訳として雇われて中国大陸各地を旅しに行ったのである。岡田が、帰国中の就職上の苦心は堅一と許斐のことだと述べているように、許斐立生も岡田に就職を頼んだようである。このように、日清貿易研究所を卒業して日清商品陳列所の研修生になったものの、彼らの大陸での商業展開の場所は用意されていなかったのである。堅一はまだ幸運な方である。岡田の勧めもあって、小林梅四郎の通訳として長期にわたり長江沿岸沿を旅することができたからである。

三 大陸と九州を結ぶ店舗の開店計画

小林が堅一を雇い入れていつ出発したかは詳細ではないが、岡田が小林の通訳の件を認めてから一ヶ月後の五月十七日、浦太郎（斉）は堅一に手紙を書いた。向野書簡0147がそれである。その書簡によると、堅一は金の用意を依頼したようである。内容から分析すると、開店の準備に関することと推測できる。先の岡田の手紙にある「一件御計画御心算」というのは、この書簡における開店のことであろう。

前後書状并に物品共正に来着致候条投神候致之 扱て其元身上の様に付ては当初より余は非常に前途将来の成敗を案じ一日延て忘却せざるは兄弟骨肉の親情より然らしむる処也 今回の件に付き兄上と種々協議を尽し候得共 指して得策と認むる考案を出ず処分上甚だ困入候とも 到底談合の上 其元より申向けし事を最後の資金投入とし夫れに内決をなしたるもの也 所長帰清の上都合の如何に抛り決行するも可然と存候 従組合商店にせよ県下一連合の商店開設するにせよ所長帰店の上結果を待ち決意可致之 生等も其処にて所長帰清の都合報知を得た上で金作可致事と決し居候条可然承知有之度候

向野浦太郎

向野堅一様

次兄・浦太郎（斉）は、堅一の将来について非常に心配しており、今回の資金調達については、長兄・菊次郎と種々協議を尽くしたけれども、さして得策といえる考案も出ない、処置に困って話し合った結果、堅一からの申し出に対して最後の資金を投入することに内々決定した、と伝えてきている。そして、所長（荒尾精）が帰清した際の都合により決行するのよかろうし、従組合商店にするにせよ、県下一の連合の商店を開設するにせよ、荒尾所長が帰店して、その判断の結果を待って決意せよ、自分たちも所長の帰清の予定の知らせを得た上で、金策しようとした、このこと承知しておいてほしいという旨である。

堅一たちの計画は、かなり大きな商店規模を企画していたらしい。荒尾精の判断を仰ぐようとする堅一の兄たちと、独立独歩を目指して商店を構えようとする堅一たちとの考え方に、多少のずれはあるとしても、資金調達に関しては、国内に住まう向野一族に頼らざるをえなかった事情がある。小林梅四郎社長と長江沿岸旅行中に出店の考えをまとめ、資金援助を申し出たのか、それとも、それ以前に開店計画があり、その資金調達のために小林の通訳を引き受けたのか、この問いの

回答を示すものとして、内田英治が堅一に出した明治二十七年七月二十七日の手紙が手がかりとなる。ただし、内田の手紙を読む前に、今少し浦太郎の書簡(0147)を読んでおこう。なぜならば、企画している店舗の規模が想定できるからである。

：(略)：石光丑太郎結婚の際后藤氏より同人妹ユキ子を卿が妻へ結婚の事を兄へ非常に進め居たる事は兼て生も聞き及候処此点に付ては一方ならざる熟慮すること有之：(略)：石光の言はユキは他所には遣らず其元の妻に遣ると云い居る様子と真欵と尋ねしも余は前言の通り夫等のことは大に生は嫌とする処なり：

(略)：未だ其元は一己身の処分だに苦む今日の境遇にて妻帯の沙汰処では有之間敷今迄諸方へ遊学し費したる資金も少にあらざ 実に父母且つ我等が膏血を絞りたる金作の限きを費したるのみならず今回の事業も成敗不知の冒険を試る位の事にて一朝誤ては東奔西走して是非目的を達する精神無くては今後何の面目あつて先考に見んや：(略)：目的を八、九達したる后にあらざれば妻を帶ずと云誓書を送られ度 否らざれば余は此度の資金を作ることは断然不致決心也 何となれば目的も達し得ず妻帯して終には今迄の辛苦も水泡に属する如き危きことなれば実に病歎の甚しきにあらざ哉 小生が精神如欺 卿の意見如何 熟考の上誓書を便に托し送致候欵：(略)：

この手紙によると、昨年冬、堅一が帰国したときに、石光丑太郎婚儀の際、后藤氏から妹・ユキ子を堅一の妻へと、長兄・菊次郎へ熱心に勧めていた。次兄・浦太郎

(齊)はこの件についてよく考えたらしい。菊次郎は簡単な話ではないと断つたにも関わらず、石光は、ユキは他へは嫁に遣らず、堅一の妻に遣ると云っていた。この話は、浦太郎が嫌がる話であった。堅一自身は就職も決定しておらず、妻を娶るところではない。怒りに近い浦太郎の感情は、堅一に誓約書を請求するまでになった。文面上でも、日清貿易研究所以前に費やした学費にも話は及んでいる。今まで諸方へ遊学し費した資金も少くない、と浦太郎は振り返りながら述べている。諸方とは、勉焉学舎、修猷館、日清貿易研究所などを指す。実に父母かつ我らが膏血を絞つて金策の限りを費した、というから、堅一のために一家挙げて多額の学費を用意したことが察せられる。のみならず今回の事業も成敗不知の冒険を試る位のこと、と浦太郎は言い切る。つまり、かなり冒険的な大掛かりなことであると認識しており、「一朝誤てば

…」どうなるかわからない、という浦太郎の不安が、東奔西走して是非目的を達する精神が無くては今後、何の面目あつて先祖に顔向けできようか、という強い怒りにも似た感情になつて現れている。さらに、自分の言い分に賛成ならば目的を八、九割達成した後に妻を娶る誓約書を送れ、さもなければ、この度の資金を作ることは断然しない決心である、といった強い言い方で誓約書を要求している。結婚の話は別としても、堅一が資金調達を依頼している今回の事業も一族にとっては、「成敗不知の冒険を試る位の事」として捉えられていた。いったい、どのような事業だったのであろうか。

明治二十七年七月二十七日付の向野書簡 0037 を読むと、おおよその事業内容が想定できる。この書簡は、福岡から内田英治が陳列所に居る堅一と猪田正吉に宛てた書簡である。

…(略)…向野兄には永々実地視察に御尽力奉万謝候 然るに御報告書は本日迄未拝誦不仕候 追而拝誦の上何とか御可申上候 河北氏には去る日曜日久留米田中氏宅に於て香月氏と共に面会致候 河北氏の談に熊本に於て二、三千円の資本にて北京城内開店の儀御話され候処 或は其運に至るやも不知と 若し此件出来兼申候はば 吾々の九江一件につき尽力致す旨なれば未だ著き額の出金に相成ものによ不明候

この文面によつて、

- ・ 堅一は永々と実地視察に尽力していたこと。
- ・ 河北純三郎は去る日曜日に久留米の田中宅において香月梅外とともに誰かに面会したこと。あるいは田中宅において河北と香月が会ったこと。
- ・ 河北は熊本で、二、三千円の資本で北京城内に開店する計画を話したこと。
- ・ 開店の出資額はまだはつきりしないこと。

がわかる。堅一もこの北京開店にかかわっており、次の内容は、

向野君へ余は未だ貴宅訪問後一度も書信の往復不致 右は何れ貴兄実地御報告の上彼是可申上考なりし為につき左様無礼致居候 又百五十円を二百に致して貰ふ

訳には参り不申候哉 河北氏北京開店に相成るときは少しく資本不足可き様相考
候 猪田氏は貴殿より御出金の五十円を御貰いに相成積りなるや：(略)：

堅一に対しては実家訪問後一度も書信を往復したことはない、何れ実地報告があるだ
ろうから、左様無礼してしまっている、とのことであった。つまり河北は、堅一とは
接触が図れていなかった。しかしながら、内田は、堅一に出資金の百五十円を二百円
にしてもらいたい旨を伝えている。理由は、河北が北京に開店にするときには、多少
資本不足になると予測しているからである。一方、猪田は堅一から五十円を出しても
らうつもりであったという。誰しもが堅一をあてにしているように見える。

資本金の額、場所、共同経営者等も未確定のようで、

：(略)：又再三永田氏等と共同の旨御申越に相成候為め田中氏共に相談致し候
処同氏は頭から反対をして三沢、香月等にしても余り賛成の方に無之候 尤も当
地博多、久留米開店の儀は向野兄より御申越に相成候後 着々其運につき三沢氏
と談合し畧其緒を得 三沢氏には既に三百円丈畧出来居候故私奔走の分三、四百
円相出来申候へば直に開店可致候 尤も極めて小さく四百円位にして二ヶ所に開
店の都合なれば

河北提案の北京開店に永田熊麿らと共同で実行する旨を言い出して田中に相談したと
ころ、田中は頭から反対した。三澤信一、香月らにしても余り賛成の方ではなかつ
た。もつとも上海、博多、久留米に開店する案は、堅一が言い出して後、着々とその
運びになっていた。三澤信一と話し合い、三澤はすでに三百円だけ用意できているの
で、内田が奔走して集める予定の分、三、四百円が用意できればすぐに開店できると
いう。店の規模は極めて小さくして四百円位の資金で二ヶ所に開店する予定であつ
た。

資本金四百円規模の店舗を二カ所に設立し、反物類は取扱うことはできず、文具、
陶器、化粧品、小切等を対象にすべきであると内田は考えていた。そのうち久留米よ
りアゼ縞(ママ)を出荷できるようにするため、これらも一手に引き受けるようになって
たときには、九江、上海、日本と取引できると考えていたことが、次に文章で明快で
ある。

勿論反物類を重に取扱うこと出来兼申候 只文具、陶器、化粧品、小切等にて兎や角相立ち行可申候 其内久留米よりアゼ縞聊出可致候為に是等も一手に引受る様に相成候節は九江、上海、日本と双方三方都合宜敷相考候

そして、永田らとの共同経営を主張していたのは、博多に店舗がほしかった堅一や猪田たちであった。博多に店舗を所持していなかったからである。しかしながら、内田は、堅一らはすでに上海の畧其路に店舗を獲得しているので、別段、共同経営する必要は無いと考えていた。博多での開店の分は、出金の都合によっては九江と経営を別にするはずで、連絡は充分ついていることと承知してほしい、と堅一に納得を促している一方、永田らは博多開店を主眼として帰国していた。だから博多開店の分だけは、永田らに資本ができるというのならば、共同経営体制にして上海、博多、久留米に店舗が揃うことになる。しかし、現在、永田氏らのうち是松は留守、永田は病氣、果して資本ができるか否か、またどのような方法で進むのか、その辺も確定していなかった。以上の情況は次の文面で読み取れる。

尤も兄等の共同説を主張するも全く博多開店のなき為に夫れを手に入れる為にならんと相考候 然るに当地に於ては既に畧其路を得たる所なれば 別段共同の必要無之ことと存候 尤も博多開店の分は九江とは出金の都合に依り経済を別にする筈に御座候も連絡は充分相就き居候ことと御承知相成度候 然るに永田氏等は博多開店を主眼として帰国に相成居ことなれば只博多開店の分丈は永田氏等に於て資本相出来申候はば共同とか何にとか共に相談可致ことと存候も只今に於ては永田氏等の分は是松氏は留守なり 永田氏は病氣なれば果して資本の出来るもの可 又は如何なる方法に可進ものによ 其辺も確定不致候

是松という人物が何者かは明確ではないが、永田グループの一員であると考えられる。この内田の書簡内容からうかがうと、博多に店舗を開こうとしている永田グループは、永田熊麿、堺与佐吉、是松某というメンバーで、上海にすでに店舗を用意し、さらに久留米に用意しようとしていた堅一グループは、向野堅一、猪田正吉、内田英

治、河北純三郎、三澤信一、香月梅外、大熊鵬、久留米の田中何某らが主流メンバーであつたとわかる。

共同経営について、どのような方法で行つたらよいのか、三澤らとともに現在、考
え中の内田が思い直したかのように綴っている。

何れ博多の方は何とか一相談可致ことと考候俣し堺、永田等にも一寸其辺のことは申置候 此相談たる如何なる方法に可致ものによ 三沢氏等と共に只今甚考中に御座候吾等共同不賛成の儀は既に吾々の計画は畧其緒に就き且他人の資金不仰各自少数の資本を投じ兩三年間清地において実地商業の経験を積み充分見込み就きたるとき資本家の出資を仰ぐ為に初は独立の運動をなすものなり之に反して彼等は少しの当てもなく今から奔走の途に就く筈にして最初より他人の資力に依り（大熊は不然と云う）先各人をして支那のことを知らしむる為に本邦開店を先にし半年か一ヶ年の内に資本家に付き増資を説いて初め上海に開店することなれば其基礎及目的進行の順序等に彼是随分相応有之候故共同上のことは如何と存じ候も人物には差して云々することは無之候

要するに、

・ 自分たちの計画は畧其路にあつて、かつ他人の資金を仰がず各自が少数の資本を投じて、二、三年 間、清国で実地商業の経験を積み、充分見込みが就いたとき、資本家の出資を仰ぐ。

・ これに反して永田たちは、少しの当てもなく、今から奔走の途に就くはずで、最初から他人の資力に依る。（大熊はそうじゃないと云う）先ず各人が支那のことを知らしめるために本邦開店を先にし、半年か一ヶ年の内に資本家に増資を説いて、最初は上海に開店する予定。

・ AとBとでは、その基礎及び目的、進行の順序等に随分相違があるため、共同経営上のことはどうかと思うけれども、人物については差して云々することは無い。
ということの内田は伝えている。さらに続けて、

前陳の次第につき少しく相考居候 兄等も亦特と御甚考相成度奉願候 タオル第一
一回陳列品仕切相成度様御取計奉願候又 大形少し有之候間追而御送附可致候
猪田氏の送金は十五円以内下より十円 河北氏一々受取申候可 ……(略)……

と記述し、内田は堅一によく考えてほしい、と念を押している。その他、タオル第一
回陳列品の精算依頼すなわちタオル売上代で都合できれば、七十五銭の六神丸三、四
箱を送る依頼や猪田の送金、小山平次郎(書簡の中の別紙)への届けが記された後、
九江開店について意見を求めている。

朝鮮事件よりして日清貿易上幾分の影響有之為暫時九江開店は見合す可きものに
や 之に関せず開店するも不苦や其辺御聞相成度 当地に於ても二説に分れ未だ
確定不致候 兄等の意見は如何に御座候や：(略)：

朝鮮事件とは東学党の乱のことである。これが日清貿易上に幾分かの影響を与えてい
るので、しばらく九江開店は見合わせるべきか、いや、これには関係なく開店しても構
わないか、その辺の意見を聞きたい、当地においても二説に分れて未だに確定しな
い、堅一たちの意見はどうだろうか、という内容である。

岡田の言う「御計画御心算」、浦太郎の言う「成敗不知の冒険を試る位の事」と
は、まさに河北の二、三千円の資本で北京城内に開店する計画であり、この計画を実
現するために、上海、博多、久留米に開店する案を考案していた。博多に開店した店
が順調であったか否かは不明である。日清貿易研究所出身者による民間企業として独
立した商業を展開しようとした計画は、後に堅一たち研究所出身十一名が日清戦争時
に乃木希典に軍からの退職希望を提出した理由であり、後の筑紫洋行設立の元基とな
るものである。

四 日清戦争勃発による日清商品陳列所の動向

しかしながら、前掲の計画は、日清戦争の勃発により中断しなければならなかつ
た。日清貿易研究所出身者の多くは軍に雇用され通訳官となり、一部の卒業生は特別
任務を与えられ軍事探偵となった。明治二十九年発行の『征清美談』「向野建一」

「虎口ヲ逃レテ使命ヲ全フス」によれば、堅一は、明治二十六年七月、日清貿易研究所を卒業して商品陳列所に移り、実地商業を修めた後、長江沿岸の各港、都邑商況観察として漢服を着て旅行していた。漢口の諸港を遊歴し、安慶に至ったときに、日本軍が仁川に上陸したという知らせがあった。心ひそかに悦び、すぐに上海に帰って形勢をうかがっていた、と記されている。さらに、六月中旬にいささか感ずるところがあつて、友人の福原林平（岡山県人）、楠内友二郎（鹿児島県人）、藤崎秀（同）、成田鍊之助（同）、大熊鵬（福岡県人）、景山長二郎（岡山県人）、前田彪（熊本県人）、松田満雄（同）、猪田正吉（福岡県人）等と相計るところがあつた、とも記されている。しかしながらこの記述は正しくない。前出の向野晋編『明治二十七八年戦役向野堅一従軍日記』（昭和四十二年版、以下『向野堅一従軍日記』と記す）によれば、堅一が松田を知るのは従軍以降だからである。いささか感ずるところがあつて相計つていたのも堅一自筆の履歴の示す通りならば、明治二十七年八月に上海で清国軍隊及び軍艦の行動を偵察するように堅一に命じた根津一（少佐）であり、堅一の自主的行動とはいえない。根津に命じられていたからこそ、漢口の諸港を遊歴しながら軍艦の様子を偵察し、安慶に至ったときに日本軍が仁川に上陸したという知らせを聞いて心ひそかに悦んだのである。自分の任務が何らかの功奏すと直感したからである。したがって、長江沿岸の各港、都邑商況観察として支那服を着て旅行していた、のではなく、商店の運営資金調達のために通訳として、漢服を着て長江沿岸の各港、都邑商況観察しながら旅行していたのである。そして、上海に帰って形勢をうかがっていたところ、楠内、福原の両人が清官に捕らえられ、ついに上海にいる日本人で辯髪しているものは嫌疑を受けるようになってしまった。やむをえず清国を去らなければならないことになった。

『東亜同文書院大学史』（前掲）によれば、日清開戦の直前、根津は情報収集の軍命を受け、成田鍊之助・藤島武彦を伴って上海に渡ったが、偵察任務に当たる軍通訳官を募る任務も受けており、当時日清商品陳列所に実習中の貿易研究所卒業生にはかつたところ、楠内友次郎・福原林平・藤崎秀・大熊鵬・猪田正吉・向野堅一と藤島武彦の七名がこれに応じたという。日清戦争勃発のときの陳列所はどのような状況だったのであろうか。ちょうどその頃の書簡が残っている。

日清戦争が勃発したとき、堅一らの意見と陳列所の所員たちとの考えが一致しなかった様子は、篠栗村にいた郡島忠次郎の書簡から把握できる。明治二十七年九月十六

日午後二時に認めた向野書簡 0004 によれば、郡島に先に書簡を送ったのは堅一の方である。

…(略)…謹呈在候 陳者只今御書面拝見大に御高見の程奉感謝候 実は昨朝東都鐘崎三郎より發電有之且つ午後二時頃平野君より山内、高橋氏此度非常の御計画に就き種々□ 小西氏との意見と格別大差なき通知有之候故御貴兄御報知の文意前御万事承知仕り候勿論今日国家多難軍国多事の時彼は一ヶ人の感情及び一ヶ人の運動上に付て云々すべき所にあらざるも従来関係及び陳列所全体上より觀察して一考す可き時と存じ候故前書面送付仕り候次第に御座候

郡島は堅一の手紙を読み、実は昨朝、東都の鐘崎三郎より電報があり、午後二時頃に平野より「山内、高橋のこの度の計画については小西との意見と格別大差ない」という通知があった。だから堅一の報告内容・意向は承知した。もちろん今日の国家多難軍国多事のために、一個人の感情及び一個人の運動について云々すべきところではないが、従来の関係及び陳列所全体上より見て一考すべきときと思うから前もって堅一に手紙を送った次第である、という。さらに続けて、

小生も今日□小及び高、山、中、諸君との運動は是非共一度致さずば考に御座候併も亦陳如く軍国の多難目前にある時彼是云々するときに非らず何れ小生も明日中には必ず出発御地へ向う是に付万事は拝眉上可申陳候

自分(郡島自身)も高橋、山内、中嶋、諸君の運動には参加する考えである。しかも我が国の多難が目前にある今、彼是云々するときにあらず、いずれ私も明日中には必ず出発してそちらへ向う。万事顔を合わせて言うことは言うつもりだ、と伝えていく。この手紙は、馬関すなわち下関へ逗留している堅一に宛てられているので、篠栗から下関までは近距離である。状況から見て、上海から引き上げてきた陳列所所員たちは馬関に集合していたようである。

御貴兄方数名と陳列所員と意見相合わざりしは只今初めて存じ申候併し彼是も此れも今日国家多難の時不平するの情に無之と存じ候 全く御貴兄方数人は大義名

分を重ぜられ 陳列所員は全体前途運動方針如何と重ぜられたるものならん 其の間の味は知る者ぞ知る 決して御不平なき様奉願上候 初□ニ氏は已に靈殺せられんと時事新報に記載有之候 伝儀如何にや大に旻電波に居申候 是非共明日中には御地にて拝眉万事可申陳候也

郡島は、堅一たち方数名と陳列所員と意見が合わなかったということは、今回初めて知ったという。そして、今日国家多難のときなので不平を言っている場合ではないだろう、と諫めている。堅一側数人は大義名分を重じ、陳列所員は全体の前途、運動方針をどのようにするかを重視したのであろう。その思いの違いは知る者ぞ知るのだから 決して不平なきようお願いする、というのが、郡島自身はあくまでも中間的な立場を貫いている形である。最後に、中嶋、山内、高橋、田鍋、宗方、その他知人へは万事よろしく伝えてくれ、と締めくくっている。日清貿易関係者の主たる人材が馬関（下関）へ集合していることを示している。

さらに翌日、大阪にいた内田から馬関の堅一向野書簡 0040 が投函され、十九日に届いている。その書簡によると、内田は、

：（略）：明朝無事着陸致候 東区内久宝寺町二丁目草場八輔殿方へ罷居候ども夜御承知相成致候 昨晚土井氏に面会候一件につき聞及候処にては一昨日夜小山氏兼て下坂し処上京に相成御候 御幡 鐘崎両氏は昨日より猪田氏らと同じ澤本三澤 角田氏等は京都にありと 是の為然一件につきては未だ何へよるをも申し不來 多分本日には電報なり信なりと可來とのことなれば電報の来り次第打電可致候 尚小山氏にも少しの意見は申越す考なれば爰両三日中には何日とか確定可致し候と相成候間迄御待可相成：（略）：

つまり、馬関から大阪に行き、東区内久宝寺町二丁目草場八輔方へ滞在した。そして昨晚土井に面会した。一昨日の夜には小山が大阪に來ないで上京し、御幡、鐘崎は昨日より猪飼を訪問した。沢本、三谷、角田らは來ない。連絡があれば打電する。なお小山の意見は述べるつもりだから二、三日中には何とか確定するだろう。それまで待ってくれ、という内容である。追記に「小山氏の談に一人一人にて出れば一ヶ月二十五円なりとのことなりしと土井氏及び和田純氏が左に応じて行きたりと呵：」とあ

り、電報略号「(ツ)都合できる・都合よし(ソ)都合わるし(ト)東京(ユ)小山(ヲ)大坂をたつ(キ)君の処に行く(イ)今立つ(ナ)君の方の計画(井)如何(シ)至急返電」と書き添えられている。

電報で短期間に情報交換しつつ議論している内容は、陳列所に関わることに相違ない。なぜならば、大阪が舞台の中心になっているからである。小山なる人物が小山平次郎であるならば、大阪の岡崎栄三郎の「日清商品売買取引所(日華洋行)」併設の共議にあたった小山平次郎と連絡を取り合い、今後の陳列所員の行く末をどうするか決めようとしているかに見える。おそらく、郡島の記す堅一たちの大義名分とは、内田が暗号に記す「君の方の計画(北京開店)」の遂行であり、陳列所員の全体の前途・運動方針とは、日清商品陳列所の存続であり、一ヶ月二十五円の収入が確保できるように岡崎もしくは政府に働きかけることではなかったか。

藤崎秀、大熊鵬の両名が長崎に帰ってすぐに、日清戦争が勃発、間もなく大本営の命令に応じて広島に赴いた。九月三十日、藤崎、大熊、堅一は第一師団司令部付き通訳官へ配属、三名は山地師団長および大寺参謀長に面会し、年来貯えた髪を利用し、大いに国家に報ずることを誓ったという。師団長および参謀長大いに喜び、通常通訳官とせず特別の任務を帯び従軍することに決めた。十月十六日師団と共に宇品を出発、二十四日花園河口に上陸、すぐに変装して貔子窩(ひしか)に出て、普蘭店を経、復州に赴いて敵状を探る任務を負った。藤崎、大熊の二人とも各方向を異にして別れた。また、この日、第二軍司令部の特別任務者・鐘崎三郎、山崎羔三郎、猪田正吉の三人が、堅一と前後して内地に入っていた。こうして日清貿易のために貯えた辮髪も特別任務に役割を果たすことになる。当然、計画した商店開店も中断せざるをえなかった。

五 日清戦争後の日清商品陳列所

日清戦争後、日清商品陳列所はどのようになったのであろうか。日清商品陳列所は日清戦争後、上海に本店を、大阪西区江戸堀南通三丁目五十五番地に支店をもっていたことが向野書簡で確認できる。その双方に堅一は出入りしていた。『東亜同文書院大学史』(前掲)では「まもなくこの陳列所は日清戦争のため閉鎖し、すべての保管をイギリス人に託して関係者は帰国したとのことである。そして、研究所卒業生の土井

伊八が日清戦争終了後、イギリス人から陳列所を引き継ぎ、新たに商取引を開始して軌道に乗せたため、そのすべては土井伊八に譲渡され、上海東華洋行として上海三井洋行とならぶ商社となった」（三十五頁）と記されている。この記述では時系列が明瞭でない。あたかも戦後一気に東華洋行になったかのように見える。しかし実際は、様々な経緯をへて明治三十年半ばまで紆余曲折を経て存続していたことを指摘しておきたい。たとえば、「上海 商発第九〇号 受第一二一六五号」「本邦商品販路拡張ノ為在外帝国領事館内ニ商品見本陳列所設置一件」（外務省外交史料館「外務省記録」

B1007436800）に、

在清国上海日清商品陳列所ノ義ハ客年六月官設陳列所ヲ閉鎖スルト同時ニ三十五年度ニ於テ金千五百円ノ補助金ヲ交付及置可処分今般同所ニ至土井伊八ヨリ事業經營上ノ都合候之候趣ヲ以テ昨年度限り補助金ヲ辞退シ預テ当省ヨリ貸与陳列セシメ居ル商品標本ヲ引続き同所ニ於テ陳列スヘキニ付此際□皆下付セラレ度旨直接当省へ出願致成候ニ付詮議ノ上昨年度限り補助金交付ヲ廃止シ商品見本ハ□人ノ縦覧ニ供セシムル条件ノ下ニ同所ニ下付候事ニ相決候間総領事ニ於テ下付取計ヒ之カ保管陳列方ニ関シ十分監督ヲ加ヘ下付ノ目的ヲ全フセシメラレ度且ツ同所ヨリ右標本受領証ヲ□シ回送ノ標上海総領事ニ御通達相願度此段及御照会候也

というのがあつた。これによると、三十四年六月に官設陳列所は閉鎖され、三十五年度の補助金千五百円は土井伊八が馬業経営する都合上、昨年度限りで辞退し、農商省より貸与していた陳列商品標本は引続き同所で陳列する、とのことである。つまり、土井は助成金をもらいながら委託されて運営していたことになる。また、「明治三十七年一月十二日 農商務次官和田彦次郎 外務次官珍田捨已殿 明治三十七年一月十九日 起草」「上海 商第一三六二八号 受第四二四号」（外務省外交史料館「外務省記録」

B1007438806）によ

客月十六日附送第六四七号ヲ以テ在上海日清商品陳列所備付本省商品標本処分方之件ニ付御照会之趣其承右本人へ下附ニ係ル標本中廃棄ニ属シ候分ハ貴総領事ヨリ御申示之如ク今日ニ於ケル致方無之ニ付願出ノ儘差措全部本人へ下附ノコトニ詮議相成候条右全部ノ商品ニ関スル受領セルヲ徴シ御回答相煩度得又残品保管監

督方ニ就テハノ□人ノ縦覧ニ供セシムル条件ノ下ニ下附ノ義ニ付□ニ其目的ヲ全フセシメ度趣旨ニ外ナラサル次第第二有之候ニ付其御□ヲ以テ可然御監督相成候様当該領事へ御訓示相煩度此段御回答旁ニ及御依頼候也

とあり、珍田捨己に下附されている。これら二つの公文書によれば、陳列所は一旦、官の補助によって運営されたかのように見える。さらに「機密第二十七号」の「福州銀元局ニ於テ本邦商土井伊八等ノ手ヲ経テ大阪造幣局ヨリ銀鑄造器械購入ノ為メ同局委員力鉤外一名本邦へ来航之件」（外務省外交史料館「外務省記録」B11091495000）では

福州銀元局日清商品陳列所土井伊八ノ手ヲ経テ銀貨元局ニテ銀貨鑄造器械購入ニ付塩運使係葆璿等ヨリ書面ヲ以テ当地日清商品陳列所ニ依頼セシ処当時同陳列支配人土井伊八ハ帰朝大坂滞在中ナリシ故此儀同人へ中送リタル処同人ハ長谷川大坂造幣局長ニ面シ右銀貨鑄造器械購入ノ事ヲ相談セシ ……（略）…

と記録されている。銀貨製造機械販売を扱っているのである。実習生による自主運営のときは小売ものしか扱うことはなかった。政府が相手にするような商店ではなかった。それがわずか数年後には大型機械を政府に販売するまでになり、商店の性格がずいぶん変化している。

以上、「日清商品陳列所」は、日清貿易研究所の卒業生のために設立された貿易実務研修機関として、その実態はうまく機能していなかったと言える。そこでの教育は順調ではなかった。明治二十六年七月、「日清商品上海陳列所」が開設されたものの、貿易会社としての規模は確保できず、商品売り場のような陳列所で実習に当たることになっていった。それも立ち行かず、岡崎栄三郎の出資により、取引機関として設立された日華洋行に依存せざるをえなかった。実習生の自主経営としながら、小売販売を行っていたが、実習生たちは学費を払っており、労働に対する報酬もなかった。実地の商業を研究するために中国大陸各地を視察したのではなく、就職先を求めて、あるいは臨時収入を得るために通訳として雇われて旅行していた。陳列所は日清戦争のため閉鎖し、土井伊八がその新たに商取引を開始して軌道に乗せたというよりも、

一旦、官営になった可能性が強く、土井は委託を受けて一時運営していた可能性が強い。

明治二十六年七月から二十七年三月まで陳列所に所属していた堅一には、陳列所から独立して、上海、博多、久留米に商店を運営し、北京城内にも商店を運営しようとする志を有していた。しかしその志は日清戦争によって中断、一時、商業の道から遠ざかることとなったのである。

向野堅一記念館に、日清商品陳列所で研修しているときの堅一たちの写真が残っているので紹介しておきたい。

日本初の職業写真家・上野彦馬（一八三八〜一九〇四）は、明治二十四年（一八九一）頃には上海に進出し、同二十八年（一八九五）頃まで、上野撮影局・上海支店を運営。同支店で撮影された古写真は、他に比べて現存例が少なく貴重とのこと。上野撮影局・上海支店撮影古写真は、いずれも「H. UYENO SHANGHAI」と記された欧州製の台紙に貼り付けられていて、上野撮影局・上海支店（住所は福州路十六号。中国名「上野照相館」）で撮影されたものとわかる。しかし、この写真の場合には、

「K. ISONAGA NO. 18ROADWAY HONGKEW SHANGHAI」と記されているため、上野撮影局のものではない。植物はオリーブの葉。「K. ISONAGA」は氏名、「NO.18

ROADWAY」は第18路のこと、「HONGKEW」は日本租界である虹口区のことである。



日清貿易研究所を卒業して、日清商品陳列所で実修を行っていたときの写真。向野堅一は後列右。後列左は大熊鵬。前列左は猪田正吉。（向野堅一記念館蔵・直方市）



左が猪田正吉。写真下ロゴに SHANGHAI
の文字が見える。(向野堅一記念館蔵)

第二章 日清戦争・台湾の通訳官としての向野堅一―北京・筑紫洋行設立前の

活動―

ここでは、向野書簡などの一次史料を活用して、大陸での商権獲得を目指した向野堅一の台湾での活動を探る。台湾に行くことによつて日清貿易への道を開くことができたのであろうか。堅一の自筆の履歴書には次のように記されている。

一、同（明治）二十七年四月ヨリ清国長江沿岸ノ各開港場及都府ノ視察ニ赴ク 同年八月日清開戦ノ為メ上海ニ帰ル

一、同年八月 上海ニ於テ根津少佐ノ命ヲ帯ビ清国軍隊及運艦ノ行動ヲ偵察ス 九月上旬上海ニ滞留スル事甚危険トナリ帰朝ス

一、同年九月十九日 廣島大本営ヨリ召サレ陸軍省通訳官トシテ第一師団司令部 附ヲ命ゼラル

一、同年十月十六日 第一司団ト共ニ廣島ヲ発シ征清ノ軍ニ従フ

一、同年十月 盛京省花園河口ニ上陸セリ、兼テ二年前ヨリ弁髪セシヲ以テ、第一師司令部ヨリ秘密偵察ノ特別任務ヲ命ゼラレ、支那服ヲ徴發シ土人ニ変装シ金普蘭店復州城ノ偵察ニ赴ク 十月二十五日碧流河附近ニ於土人ノ集合隊ニ捕縛セラレ皮子窩ノ兵營ニ護送セラルル途中暗夜ニ乗シ監視者ヲ欺キ遁送ス 山中ニ入り道ヲ失シ四五日ヲ経テ漸ク復州城ニ達ス 此ノ地ノ偵察ヲ終ヘ普蘭店ニ出デ再ビ騎兵ニ捕ヘラレ訊問ヲ受ケシモ之ヲ瞞スルコトヲ得テ遁ル 夫レヨリ金州城ニ着シ、城ノ内外敵ノ防備ヲ偵察シ、是レヨリ道ヲ皮子窩街道ニ執リ、石門子ノ防禦工事ヲ探リ皮子窩ニ於テ我ガ騎兵ニ邂逅シ復命スルコトヲ得タリ 爾後師団司令部ト共ニ、金州旅順ノ攻撃ニ従フ

一、同二十八年二月 第一師団ト共ニ盖平城ニ赴ク 大平山、營口、田庄台ノ戦ニ従フ

一、同年三月 盖平民政局支部附ヲ命セラレ民政局設置ヲ終ヘ司令部ニ復帰シ金州ニ帰ル

一、同年六月一日第一帰団附ヲ免ジ通訳官トシテ占領地総督部附ヲ命セラル

一、同年六月二十九日占領地総督部ヨリ帰朝ヲ命セラル

- 一、同年七月一日 大本營ヨリ占領地総督部附ヲ免ジ通訳官トシテ大本營附ヲ命セラル
- 一、同年七月十一日 陸軍省ヨリ願ニ依リ通訳官ヲ免セラル
- 一、同年十一月二十七日 陸軍省ヨリ陸軍通訳官ヲ命セラル
- 一、同年同月同日 台湾総督府附ヲ任セラル
- 一、同二十九年一月八日 台湾総督府ヨリ混成第七旅団司令部附ヲ命セラル、一月十一日蘓灣湾ニ上陸シ宜蘭ノ土匪討伐ニ從ヒ三月三日台北ニ帰ル
- 一、同年五月二十一日 陸軍省ヨリ願ニ依リ陸軍通訳官ヲ免セラル
- 一、明治二十八年十二月二十五日附ヲ以テ明治二十七八年戦役ノ功ニ依リ勲七等青色桐葉章及ビ年金六拾円ヲ授ケ賜ハル

なお、分析対象とする向野書簡を時系列に並べると次の通り。

- 0034** 向野堅一殿 親展(裏) 復州民政支部 内田英治 六月七日
- 0033** 在金山州占領地総督部附通訳官 向野堅一殿 親展(朱印 復州民政支部之印) (消印 第二軍第七野戦郵便局□八年六月十四日) (消印 □二十八年□十□) 復州民政支部 内田英治 六月十一日 緘
- 0032** 在金山州占領地総督部附 証認 通譯官向野堅一殿 親展(朱印 復州民政支部之印) (消印 第二軍第七野戦郵便局二十八年六月□) 錦州民政支部 内田英治 六月二十五日 緘
- 0008** 金山州占領地総督部内 通譯官 向野堅一殿 親展(消印 第二軍第七野戦郵便局二十□年□月二十□日) 東京芝区琴平町十三番地 信濃屋支店 三澤信一 六月二十七
- 0007** 宇品歩兵隊司令部旅舎 寓 通訳官 向野堅一殿 大川愛次郎殿(朱印 親展) (消印 □二十八年□) (消印 □二十八年七月九日イ便) 東京大本營副官部内 三澤信一 七月六日扱(消印不詳) (朱印 緘)
- 0035** 福岡縣鞍手郡新入村上新入 向野堅一殿 親展 証認(朱印 復州民政支部公印) (消印 野戦郵便局□年七月二十八日) (消印□) 在占領地復州民政支部 内田英治 七月二十八日証認(朱印 内田英治) (朱印 緘)

0137 福岡県築（ママ）前国鞍手郡新入村大字土新入 向野堅一殿 平信（消印）筑前直方
二十八年八月十九日二便）馬関碓泊 高砂丸ニテ 岩崎鐵彦 八月十八日

0611 台北混成第七旅団司令部 在□水館 陸軍通譯向埜堅一様 大至急親展（第二
台湾郵便局二十九年四月十九日）頂双溪守備隊附 陸軍通訳 廣瀬貞治 四月十七
日夜認

0260 - 2 台湾台北縣總督府内 陸軍□使 向野堅一殿 至急親展（朱印）封下 大分
縣豊後国日田郡豆田町 廣瀬七三郎（消印 第二台湾郵便局二十九年一月十一日）

（朱印 目方貳匁）一月二日発（消印 豊後日田二十九年二月三日ホ便）

0153 台湾總督府ニテ 陸軍通官（ママ） 向野堅一殿 親展用（消印 筑前直方二十九
年

一月五日イ便）（消印 第二臺灣郵便局二十九年一月十一日）（第十五臺灣郵便局二十九年一
月二十一日）（※切手切取り 箇所有り）福岡縣鞍手郡新入村大字土新入 向野菊次
郎 第一月四日投函 封（正方形「向野之印」ニヶ所有り）

0154 台湾總督副支部 通訳官 向野堅一殿 親展（消印 □二十九年□十六日）（※切手
切取り箇所有り）福岡縣鞍手郡新入村 向野浦太郎拝 封

0155 台湾總督副支部付通訳官 向野堅一殿 親展（消印 第二臺灣郵便 局二十九年四月
二十一日）（※切手切取り箇所有り）福岡縣鞍手郡新入村 向野浦太郎（朱筆四月二十
二日着）封

第一節 日清貿易研究所出身通訳官たちの不平とその俸給

日清戦争で特別任務を命ぜられた十名のうち、向野堅一が唯一人生還を果たしたことをあまたの新聞が報道した。明治二十八年六月二十四日に春陽堂より発行された『戦時大探偵』においても、「通訳官向野堅一君の日記」の一部（八〇三八頁）が紹介されて全国に流布することになった。これが向野堅一『明治二十七八年日清戦役従軍日記』（毛筆の真筆日記は未だ発見されていない。一回忌に配布した昭和七年の蒔菴版と長男・晋が改めて編集した昭和四十二年のガリ版ずりのものが残っている）である²⁶。

日清戦争開戦前の明治二十七年、広島大本営部の根津一より軍事偵察の特別任務のため、清語の堪能な日清貿易研究所卒業生らに募集がかかり、堅一は他の卒業生である楠内友次郎・福原林平・藤崎秀・大熊鵬・猪田正吉や漢口樂善堂出身の藤島武彦らと広島に集結した。堅一、藤崎、大熊、猪田の四人は、司令官・大山巖が率いる第二軍の通訳官になった。第二軍は広島の子品を出航し、遼東半島花園口に上陸した。向野堅一『明治二十七八年日清戦役従軍日記』は広島に集結した時点である十月十七日から書き始めている。

堅一ら四名と別途同軍に属した貿易研究所出身の山崎羔三郎・鐘崎三郎の計六名は、軍に先行して敵情偵察をするため、それぞれが直ちに偵察活動を開始した。この六名は南山の戦いで金州城がなかなか陥落せずに苦戦を強いられていた日本軍のために、一帯の状況を密偵することになった。そして、清国側の警戒は厳しく、堅一を除く全員が清国兵に次々に捕えられた。堅一も探索中、現地の人らに清語の発音の訛りから怪しまれて捕縛された。しかし、夜間護送中に自らの奇計によって脱走し、人家を避けて畑を抜けて逃走、峻険な岩山に辿り着いて身を隠した。一方、藤崎、山崎、鐘崎は捕縛後拷問を受け斬首され、大熊、猪田も消息不明となってしまう。堅一は、山中を彷徨し、野宿や乞食をしながらも唯一人生き延びて偵察行動を続け、金州城の偵察に成功する。『日清戦争』（興文社、明治二十八年）によれば、命からがら奇跡的に帰還した堅一から情報を受け取った大寺安純参謀長が作戦を変更し、堅一の情報で日本軍は敵の急所を攻撃したという。こうして堅一の情報は金州城攻略に大いに貢献することになった。このときの功績により根津一に連れられて明治天皇に拝謁し、「明治二十八年十二月二十五日附ヲ以テ明治二十七八年戦役ノ功ニ依リ勲七等青色桐葉章

及び年金六拾円ヲ授ケ賜ハル」ことになった。『対支回顧録下巻』（前掲）には「当時通譯官に賜はる最上の恩典である」（六一八頁）と記されている。

向野晋編『明治二十七八年日清戦役従軍日記』（前掲）には多くの人名が登場する。こうした人脈が堅一のその後の経済活動の礎となる。明治二十九年十月に作成された乙未同志会事務所による「乙未会通告書」の会員名（近衛篤磨日記刊行会『近衛篤磨日記 第二卷』所収、昭和四十三年、一三六頁）を見ると、圧倒的に日清戦争に関わった日清貿易研究所出身者が多く、この会のメンバーは、向野堅一のその後の経済活動にも、直接・間接に関わってくる人物が多い。

一 日清貿易研究所出身通訳官たちの不平

向野書簡 0033 は金州占領地総督部附通訳官であつた堅一に、復州民政支部から明治二十八年六月十一日に宛てた内田栄治の書簡である。

…（略）…皆様へ宜敷奉願候 天理に逆うては天四討あり 兄等不平を鳴さず天命と思つて時を待つこそ男らしいぞ くだらぬことにがやがや申すは男らしくもない 余り不平を云うからして其とばしりが 遠く復州の拙者の処まで来るとは難有迷惑千万 それは何かと云うと岡田晋さんの手紙なり 封入とあれば 途中で逃走する まさか支那兵ではなし 逃走の筈なし 多分不平のあまり タギリ コボレタルナラントやら早く送れ やれ左様なら うちだ押 六月の十一日 手紙受取りて読んですぐ返事をかく こうのさん まいる

と書かれていた。岡田晋というのは、日清貿易研究所同期生・岡田晋太郎である。研究所の同期生らが不満を抱いていたことが如実に現れている文章である。

また、向野堅一『明治二十七八年日清戦役従軍日記』に登場する日清貿易研究所出身者の通訳官の一人に澤本良臣がいた。向野書簡 0032 は、金州占領地総督部附であつた堅一に、復州民政支部で通訳官をしていた日清貿易研究所出身の内田栄治が、向野書簡 0033 を投函したちょうど二週間後の、明治二十八年六月二十五日に認めた書簡である。その書簡には澤本良臣の書簡が同封されていた。

御兄益御安清大賀此事に御座候 次に小弟昨夕当地に到着仕候間左様御承知被下
度候 早速内田氏に面会仕從來の模様等一々話候 尚諸兄が青瓢と交渉の結果御
報導被下度候 先は右御報侍得貴意度候 勿々 頓首 澤本六丞 六月二十五日
不平倶楽部員諸兄

澤本六丞というのは澤本良臣のことである。不平倶楽部諸兄というのは何であろうか。何に対する不平であり、どのような不満内容であったのか。考察するに、俸給に対する不満であった。

二 日清戦争従軍通訳官たちの俸給

通訳官の俸給について、陸軍省「陸軍省大日記」(C05121584100)による通訳官俸給をまとめると、月俸五十円が、九月二十四日大本営附きとなった澤村繁太郎と同日二十八日に大本営附きとなった山内崑、月俸三十円が同二十九日第一師団附きとなった荒賀直順であった。その他は月俸二十五円である。

月俸二十五円の者の名を列举すると、同二十二日付大本営へ郡島忠次郎、第一師団へ米津佐太郎、大熊鵬、同二十四日付第一師団へ石本鑽太郎、藤崎秀、井上俊三、池田忠吉、同二十五日付大本営へ佐野直喜、第一師団へ中原毛助、同二十六日付大本営へ鐘ヶ江源次郎、青木喬、高橋正二、赤津仁作、中村雄助、同二十七日へ大本営へ藤田捨次郎、大木熊雄、中西重太郎、内田英治、倉富熊次郎、三澤信一、隈元武次、田中義勇(戸田義勇か)、池田五郎、藤本親信、間庭朝光、渡部正雄、第一師団へ本島正禮、藤城亀彦、別府真吉、森川省三郎、武藤巖(岩)彦、大川愛次郎、田川大吉郎、同二十八日付大本営へ松本亀太郎、江口音三、第一師団へ堺興三吉、香月梅外、中川義弥、同二十九日付第一軍司令部へ栗林次彦、となっている。堅一の場合は、

同十九日 同上 第一師団 向野堅一

と、その名が挙がっている。「右頭書ノ日附ヲ以テ雇員ヲ要シ通訳官トシテ頭書ノ通り配属相成度及移動候也 明治二十七年九月二十九日 参謀総長熾仁親王 陸軍大臣伯爵大山巖殿」とあるので、堅一は誰よりも早く雇用されたことがわかる。

ここで多くの通訳官の給与が二十五円と定められており、向野堅一の場合も同様であった。しかし堅一の場合、アジア歴史資料センター資料第二四五四号「経甲第三九〇六号ノ三受領番号肆第二四五四号 庁名 第一師団司令部 件名 過納金下戻ノ義ニ付申請之件」(防衛省防衛研究所「陸軍省大日記」C07071011700)では、

経甲第三九〇六号 陸運省受領肆第二四五四号 過納金下戻之義ニ付申請 元占領地総督部通訳官 向野堅一製艦費過納金下戻之義請求候ニ付別紙要求書之通払戻相成度第一師団監督部長意見書相添此段及申請候也

明治二十八年十月十八日 第一師団長 子爵 山地元治

算甲第算八七号 向野堅一製艦費過納金払戻之儀ニ付陸軍大臣へ御申請之件異存無之候也

第一師団長 子爵 山地元治殿

諸払戻金支払要求書 明治二十八年年度 明治二十八年七月三十日収入済 製艦費補足金納付

福岡県筑前国鞍手郡新入村大字上新入千九百五十番地ノ二

一、金二円七拾一銭 債主 向野堅一

但占領地総督部陸軍通訳官月俸四拾円 向野堅一二十八年七月十一日解雇之所七月

分俸給金四拾円第一師団監督部出納官吏ニ於テ留守宅へ支給シ製艦費金四円納付済

ニ有之今般右俸給日割計算ノ為メ金二十七円九銭七厘返納ヲ要シ之レニ対スル製艦費過納ノ分本行ノ通り 但別紙正等債主ノ払戻請求書一葉添付ス

右之通候也 明治二十八年十月十日 第一師団司令部…(略)…

よって月給四十円に昇級していることを確認できる。また、明治二十八年五月一日の段階では「野戦第一師団司令部通訳官」であったのが、一ヶ月後六月一日には「総督部通訳官」に配置換えになっていることが、向野堅一『明治二十七八年日清戦役従軍日記』によつて明確である。堅一は特別任務で生還したので、昇給の対象になつて四十円まで引き上げられたか、配置換えによつて引き上げられたか考察するに双方による可能性は高い。しかし他の通訳官たちは自分の月給が二十五円であつたことをどう感じていたであろうか。堅一自身も同日記において、「今日迄硝煙丸雨ノ間ヲ穿チ、晨ニ軍ヲ導キ不知方ノ地ニ入り、夕ニ寒氣ヲ侵シテ敵ヲ搜索シ、積雪没脛堅氷夜

渡り、或ハ高、或ハ高梁ノ幹ヲ焼キ、雪ヲ枕ニ露宿シ、互ニ其ノ辛苦ヲ共ニセシ」
（九十頁）と、そのつらさを書き記していることから、通訳官誰もが月給二十五円は安
いと感じ、不満に思うのは当然だったかもしれない。

第二節 台湾行き理由

一 向野堅一『明治二十七八年日清戦役従軍日記』に見る日清貿易研究所出身者の陳情書

向野堅一『明治二十七八年日清戦役従軍日記』（前掲）によれば、戦局が日本の勝利で終わるのが見えてきたころ堅一たちの任務は落着する。日清貿易研究所生の志は、中国大陆で商業を興すことであつたから、役目が終わったら早く特別任務を辞めさせてくれと、同期生十一名の連署で乃木希典中将に陳情書を出した（日記、九二頁）。乃木は、「それぞれ出せ」と言う。向野堅一が提出した内容は、

陳情書

明治二十三年研究所創立之際ヨリ永遠日清貿易ニ従事スル目的ヲ以テ渡清致シ候
其後内地視察ノ為メ各地旅行中今回ノ葛藤ヲ生ジ上海ヨリ直チニ、大本營へ招集
セラレ一度モ帰国不致従軍之途ニ上リ候。素ヨリ邦家ノ為微力ヲ尽スノ精神ニ御
座候へバ当時意見ヲ申上スル邊無之今日迄經過于仕候処幸ニ一命ヲモ全クシ兩國
ノ平和モ既ニ成リシ事ナレバ今後ハ商業之戦争ニ候故、従来抱キ居候長江以南ニ
向テ貿易ヲ試ミ度キ目的ヲ遂ケ度存居候 既ニ昨年ヨリ結社開業運ビモ有之候へ
バ一応帰国諸事整頓ノ上必要ノ件有之候節ハ、命令ニ応ジ可申候。又台湾ハ兼テ
大ニ望ミヲ属シ居候処ニ候へバ一旦帰国シ上、彼地ニ派セラルルハ誠ニ懇望スル
処ニ御座候衷情推察右御取計ラレ被下度奉願候

総督部通訳官

向 野 堅 一

明治二十八年六月一日

というものであつた。これは明治二十八年六月一日付で書かれたもので、向野堅一『明治二十七八年日清戦役従軍日記』の五月二十九〜三十一日の記述によれば、この陳情書提出前に、堅一たちは帰国する予定で、大連へと荷物を配送してしまつてい
た。ところが、船に乗ることが禁じられ、呆然として出航を見送り、大連から金州へ
引き返してきたという経緯がある。この文面によつて、あくまでも堅一たちが商業展
開を志していることがわかる。この内容からすると、彼らは、明治二十三年に研究所
創立ときから永遠に日清貿易に従事する目的で渡清した、と言っている。彼らの渡清

の目的はあくまでも商業の展開にあり、その意志は固い。また、堅一の両国の平和もすでに成立したという認識は、平和になれば今後は「商業之戦争」の時代がいよいよやってくるという期待を抱かせたのである。この文面からは、北方ではなく長江以南に向けての貿易を試みるという目的を従来から所持し続けていたことがわかる。すでに昨年、日清商品陳列所に在籍中にも、同期生たちと商社を開業する運びがあったことも明快である。長江以南にかけての貿易圏に台湾をも含めていたのか、台湾はかねてより大いに望みをたくしている地だという。ひとまず帰国した上で台湾に派遣されることを誠に懇望する、と述べている。

では、いったいこの十一名とは誰か。前出の「陸軍省大日記」によれば、月俸五十円である澤村繁太郎と山内崑、月俸三十円である荒賀直順は極めて強い不満を持つとは考えにくい。月俸二十五円であり、堅一と同じ第一師団に所属しているメンバー、すなわち米津佐太郎、大熊鵬、石本鑽太郎、藤崎秀、井上俊三、中原毛助、藤城亀彦、別府真吉、森川省三郎、武藤岩彦、大川愛次郎、堺興三吉、香月梅外となる。また、このときに堅一と接触していた、あるいは行動をともしていた可能性があるのは、堅一の従軍日記によると、堺、沢本、成田鍊之助、郡島、大川、岩崎、小浜、佐賀鉄二郎、米津、熊谷直亮、中原、森川、武藤、別府、松田満雄である。六月三日の記述では、「倉富氏来金、三澤氏営口ヨリ帰り来リ」とあるので、この二名除外。角田、松田、池田忠吉、米津、熊谷の名があり、六月八日では、米津、熊谷、沢本、堺、森川、中原、郡島、別府の氏名が挙がっている。内田英治に関しては、「本日内田英治氏ニ書状ヲ送り姜一家ノ事ヲ依頼ス」とあるので除外。日清商品陳列所時代の店舗開店活動に関わっていた仲間は、河北純三郎と香月である。猪田、大熊は死亡。この状況でとりあえず十一人を推測すると、向野、角田、米津、熊谷、沢本、堺、森川、中原、郡島、別府、河北、香月となる。しかし、河北と香月はこの頃、堅一のそばにはいない。特に河北の可能性は低い。

内田が堅一に宛てた向野書簡0034（六月七日）には、

：（略）：兄等の滞金のことは昨日三沢兄よりの書簡にて委細承知致候 双手を挙

げて同意を表し候 河北氏へも話 書簡早速差廻し置候得ば今頃は同君も大喜にて

祝杯共挙げ居ることならんかと被存候 ；（略）：沢本、別府、大川、森川、中

原、末津、熊谷諸君へも宜敷御伝言の程、諸君来訪の節其意に任ぜず失礼致候旨兄

より御わび被下度候 又郡島、成田氏等にも御遇いの節は宜敷伝上候 郡島氏に兄達の書簡は慥に拝見したと…(略)…

とある。この書簡は、向野書簡 0033 に同封されていたものらしく、住所や消印が無い。その内容によれば内田の所属する第三師団は復州城より以南に滞在中であるという。司令部は第一師団と同一の家屋に置かれ、六月十三日より金州に向うとのことなので、そのときには渡辺、井口、右田、中嶋らと面会できる、彼らの「滞金」のことは昨日、三澤よりの書簡にて委細を知ったという。河北へも書簡を早速差廻した。今頃は河北も大喜びだろう、とあるので河北はやはり十一名のなかには入らない。

河北や自分のように諦めている者はともかく、堅一たちのように何日は船に乗り、何日は上陸、何何日何何処と、日々費用計算している人が俄かに「金州の関所」住まいとなると「さて浮世でござんすばい」とからかっている。河北純三郎が剃髪したことは向野堅一『明治二十七八年日清戦役従軍日記』にも記されており、河北の落髪に堅一は日記に「感ずるところあり」と記しているが、内田は「感服した」と述べている。堺の落胆ぶりに思いを馳せ、数多の同窓諸氏が金州関に引き止められ苦しんでいるのを内田は伝えている。この書簡によって、十一名が堅一を含む堺(福岡)、沢本(高知)、別府(鹿児島)、大川(佐賀)、森川(佐賀)、中原(鹿児島)、米津(不明・佐太郎)、熊谷(熊本・直亮)、郡島(福岡)、成田(鹿児島)であったことが明確になった。

さらに内田は、「旅順口に於ての白岩、岡田、永田、隈元、木田等の所謂島流し然たる処 面白志第也 河北兄等も癪が下りますぜ」と記していることから、郡島忠次郎からの向野書簡 0004 にある仲間割れしていた日清商品陳列所の各グループのメンバーの目安がつく。要は、堅一を含む大義名分を重んじる数名とは、沢本、別府、大川、森川、中原、米津、熊谷、向野堅一ら商業に早く従事したくて乃木に陳情書を提出した十一名であり、全体の前途、運動方針を重視する陳列所員とは、白岩、岡田、永田、隈元、木田らであったと考えられる。

堅一から姜恒甲のことを頼まれた内田は、「其後五十音丈は既に能く暗誦致名詞も少しづつ相覚え居候」と、様々な報告をしている。

二 堅一宛ての書簡にみる台湾行きの事情

明治二十八年六月二十七日着で東京芝区琴平町から堅一に投函された三澤信一の書簡すなわち向野書簡 0008 によると、日清戦争から引き揚げてくるためには台湾行きは好都合だったようである。三澤は、金州滞在中は誠に壮快だったという。六月二日に大連港を出発して同月十三日に無事に到着している。そして、堅一たち十一名が憤慨した「諸君引留之件」は、「占領地総務部必要上より突然の始末相成候様も相考候」と述べている。過日、帰朝者の事について総務部より照会があつて、代理者のいない者は帰朝させ難い、という趣旨によるものであり、実際に父親の病気を理由に帰朝を願ひ出た者も代理者がいない場合は許可されなかったから、と堅一に理由を伝えている。代理者を探すのも大変だとも書いてある。だから、「台湾行も目下差して必要無御座候趣にて彼地より請求せざる限りは何人と雖も渡航せしめざる様去候照会致来候由」と、台湾の方から人材派遣を要求しない限り、何人といえども渡航できない、今は台湾では人材を求めていないので、先に帰朝した諸氏は、西京で直々に解雇されている、目下、どこにも行く宛もなく潜居しているのではないかと、三澤は自分の考えを述べている。今回、同行した尾上、古庄弘、森田新太郎、隈元武次、森脇、神谷、姫田らの諸氏、白岩龍平、岡田晋太郎の二名も帰着した、と伝えている。

また、明治二十八年七月七日付で、宇品歩兵隊司令部旅舎に居た向野堅一と大川愛次郎、熊谷直亮 別府真吉、森川尚三郎、堺与三吉宛てに、東京大本営副官部内から送つてきた三澤信一の手紙、向野書簡 0007 は、

…(略)…諸君の内東京へ御出遊之御方有之候 哉相伺度候 自ら通訳官としては
台湾兼々占領地共人員の必要有之候 台湾行は追々望手有之候 現今の勢東京地方実
業界の氣勢頗る沈睡にて大に予想外に有之候様相覚候 尤も通商條約占領地の処分も
未だ不相片附今日事に有之候間尚お両二ヶ月経過せば自然に人氣も快復すべき歎とも
御座候 …(略)…

三澤は、諸君のうちで東京へ来るのは誰かと尋ねている。台湾は占領地になり、人員が必要になったので、台湾行は希望通りになるだろうと予測している。なぜ彼らは台湾行きを希望したのか、その理由がこの書簡内容によってわかる。その理由は、東京

すなわち日本全体の実業界の気運が沈滞し、通商條約占領地の処分も片付いていなかったからである。

明治二十八年七月二十八日付で、復州民政支部から福岡縣鞍手郡新入村上新入の堅一に送付された内田英治の書簡すなわち向野書簡 0035 によると、

…(略)…御帰国は定めて諸方に於て盛大なる御優待を受けられたることならんと奉察候 河北氏辭職聞届ラレ去二十二日を以ち当地を發出帰途に就き申候こと不日着国之ことと存じ河北兄之帰国に就ては当初の目的に就て運動を始める積りにて帰国せしなれば御面会の上篤くと御協議下されたく存候 尚其節は万事御通報の程奉願候 日清研究所の一方は如何に相運び居り申し候也 田中氏も既に帰国の趣なれば是又御打合被成度く存候昨日三澤兄の書簡に依れば未に如何なる運動も無之東方齋先生も西京に昼寝の趣き 今日の処今警機を見るの時なるに能くよく一同と共に御取計相成度 在台諸兄よりは如何なる通信も無之候也 先便にて弟こと台湾行のこと一寸御聞に入れ置候処古莊氏よりは其後如何なる返事も不来…(略)…

この時期、堅一は故郷に戻っていた。まだ復州にいた内田は、帰国後はさぞかし盛大な優待を受けただろうと、堅一の功績をたたえている。河北も辭職願が聞き入れられ、去二十二日に当地を出発して帰途に就いたことを報告している。内田の報告によれば、河北は「当初の目的」について運動を始めるつもりで帰国したわけだから、面会してよくよく協議しろ、と伝えている。そして、なおその節は万事も通報してくれ、ことを願う、とあるので、内田が非常に河北の計画に興味を持ち続けている。

また、商業開始と同時に日清貿易研究所の人々がどうなったのかを気にしている。「田中氏」もすでに帰国、昨日の三澤信一の書簡によれば、いまだに何の運動も無いし、東方齋先生すなわち荒尾精も西京に引きこもって、台湾にいる同期生たちからは何の連絡もない、という。この「田中氏」というのが誰なのか不明である。向野堅一『明治二十七八年日清戦役従軍日記』では、「田中副官」という名称が出てくる。内田の書簡には、台湾行き情報がほしくて同期生の古莊に連絡しても何の返事もなく、当分は総督府軍政に変更もなく、今のところ帰国しても別段面白いこともなく、城内を守っているだけで、それも何とか計画を実行したいがため、もし弟の帰国を

要するときは至急知らせてくれれば早速帰国させる、と書いてあった。同封されていたのは、姜士采からの手紙であった。姜翁は石炭販売の依頼をしてくれていた。

三 台湾総督府附通訳官の俸給

下関条約によって、清国から日本へ割譲された台湾に台湾総督府を置いて統治することになった。しかし、清国の留将・劉永福らが台南州で土着民を煽動して日本に抵抗した。そこで日本側は、北白川宮能久親王近衛師団を率いて制圧することになった。各地を転戦しながら、ほどなく明治二十九年四月に全島を平定し、同三十年に総督府管制を發布して、三十一年に児玉源太郎が総督として赴任し、以降、台湾は日本へと統合されていく。日清戦争の時の通訳官たちが台湾に赴いたのは、このように下関条約において台湾が清国から日本へ割譲されたからである。日清戦争も終結へ向かい、通訳官の職も失い、次に通訳官が必要とされた地域は台湾であった。

公文書館 129395 「台湾 通訳官 海軍」 「臨時傭人使役 明治二十九年四月八日〜明治二十九年五月一日 海軍大臣 台湾総督伯爵樺山資紀」 (防衛省防衛研究所「海軍省公文備考類」C08040761000) では、「将来ハ益々其必要ヲ増シ候義ニ付少ナクモ二名ノ通訳官ヲ常置スルノ必要有之候条海軍部予算内ヲ以テ使用致度」と、通訳官二名を海軍の予算内で雇用することを願い出て許可を得ている。

岩崎鐵彦は山地元治の甥であり、多くの奇談を残した土佐土族であった。その岩崎が堅一に書簡を送ってきている。明治二十八年八月十八日付の向野書簡 0137 がそれである。岩崎鐵彦は堅一より先に台湾総督府へ赴く旨を述べている。

俄然渡台之命を受け只今当地に着す 何れ台湾にて拝眉の期を待つ賢臺倍之健康を保て尚ほ後便を以て詳細の報をなすべし 八月十八日 鉄彦 向野堅一殿
小生は台湾総督府に行く

岩崎は命令によって堅一より先に台湾に赴いた。堅一の台湾行きを知っていたから拝眉の期を待つ、と言っている。なぜ、岩崎までもが台湾に赴くのか。それは俸給によるものであると考えられる。

ここで台湾総督府通訳官の俸給を紹介しておこう。「御署名原本・明治三十年・勅令・第三百六十六号台湾総督府職員官等俸給令制：」公文書館（A03020305100）では、

朕台湾総督府職員官等俸給令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム 睦仁 明治三十年十月十九日 内閣総理大臣伯爵松方正義 勅令第三百六十六号 台湾総督府職員官等俸給令…（略）…

第四条 左ニ掲クル者ノ俸給ハ第二号俸給表ニ依ル但シ通訳官二等郵便電信局長ハ六級俸以下トス

とあり、また翌年に公布された公文書館130015「御署名原本・明治三十一年・勅令第三百六十五号・台湾総督府法院奏任通訳官等…」（A03020346499）では、

朕台湾総督府法院奏任通訳ノ官等俸給ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム 睦仁 明治三十一年七月十八日 内閣総理大臣伯爵大隈重信 内務大臣伯爵板垣退助 勅令第三百六十五号 台湾総督府法院奏任通訳ノ官等ハ高等官七等乃至九等トシ其ノ年俸ハ左ノ如シ 一級 千円 二級 九百円 三級 八百円 四級 七百元 五級 六百元

とある。これらの文書によると、台湾通訳官の年俸は最高額千円、五等でも六百元である。日清戦争時が、月給最高額五十円最低額二十五円であったから年俸に換算すると、年俸最高額六百元、最低額三百円である。要は、台湾通訳官は日清戦争時の二倍に跳ね上がっている。これが台湾行を希望した理由でもあろう。

第三節 台湾総督府附通訳官向野堅一の活動

一 『台湾再渡日誌』にみる堅一の動向

自筆の履歴書によると、向野堅一が台湾に向かったのは、明治二十九年一月八日、台湾総督府より混成第七旅団司令部附を命じられ、一月十一日に蘆溝湾に上陸して宜蘭の土匪討伐に従い、三月三日に台北に帰っている。同年五月二十一日に陸軍省に願い出て陸軍通訳官を辞任しているので、わずか四ヶ月と十日間の台湾滞在であった。

堅一が台湾で通訳官をしているときの様子は、橋本定幢の『台湾浄土（百年の時を超えて）台湾再渡日誌（第一報）』（法蓮社道譽定雄、明治二十九年）すなわち、僧侶・橋本定幢の日誌ならびに書簡によって明快である。これらをもとに、日清戦争後の台湾総督府付通訳官時代の堅一の行動を探ることとしよう。

台湾における向野堅一の動向を伝える『台湾再渡日誌』の記事を日ごとに整理すると、明治二十九年二月二十七日、三月一日、四日、五日、二十九日、四月九日、十日、十一日、十三日、十五日、十六日、十七日、五月三日、四日、八日、十五日、二十一日、二十八日となる。僧侶である橋本定幢の記す事項は、宗教に関する事項が多い。しかし大陸系の紳商に論及する記事も見える。「明治二十九年二月二十七日

（曇）」の記述を見ると、午前九時頃、土着の僧侶・邱普、明元、善明の三人が来た邱普は臨濟宗にして福州山、西禅長慶寺の住僧にして、四ヶ年已前、台湾に來り、目下艋舺街の或俗家に寄宿すと云、明元、善明の二僧は、艋舺街龍山寺の徒弟にして、師僧□修なる者、事變を泉州に避しより民家に寄宿すと云」がそれである。

通訳官・向野堅一を仲立ちとして橋本和尚は現地人と常に談話している。福州から台湾に來ている紳商は多く、僧侶である自分たちも台湾に逗まるという内容を記している。また「明治二十九年四月十三日（曇又は雨）」では、同期の倉富熊次郎が大嵒台北県出張所詰で、堅一たちとともに淡水河を溯り、水路大嵒嵌に向おうとして大嵒程の河岸で矮舟を雇い、五、六丁を溯ったとき、旋風が起り雷鳴が頻りに轟いた、舸夫が怖がつて舟を進めようとしなない、明日まで日延べを乞い、一行は上陸して徒歩で向かうことに決めて、土着民の苦力一名を雇った、艋舺街を経て西南方に二里余り進んで枋橋に着いた、この夜、紳商林維源の公館に宿泊した、ということが記されている。「同行の通訳官二氏の清話に巧みなる等を以て、頗る好都合にて一行三名は方

鑑齋といへる別室に於て優待を受く」ともある。改めて言うまでもないかもしれないが、堅一も倉富も清語会話が巧みで紳商に厚遇されている。堅一は、台湾においても紳商たちと接触する機会を有していた一端を知ることができよう。

「明治二十九年五月二十八日（晴九十一度）」の記述は、向野堅一の帰国する様子を記している。

…（略）…向野通訳官帰国に付、大西陸軍書記及副通訳廖敬廷と共に記念の写真撮る。…（略）…七時、向野氏留別会を平楽遊亭に開く。席上左の出鱈目を詠して祝意を表す。

身を玉と かがやく君は 国のため ころつくしの いさほなりけり

このように橋本和尚たちに見送られながら、堅一は送別会のあと、婚約者である隆子の待つ日本へと帰国する。

二 廣瀬貞治の書簡から知る台湾情況―台湾通訳官業務内容を補うために―

橋本和尚のこの日誌には、廣瀬通訳官という名も登場する。廣瀬通訳官とは廣瀬貞治のことである。堅一の妻となる廣瀬隆子の実弟であり、堅一とは日清貿易研究所の同期生であった。ただし、貞治は途中で退学している。彼の俸給が安値であったことは、堅一宛に貞治から配置願いを依頼した明治二十九年の四月十七日の向野書簡

0611でわかる。台湾内地の状況を伝える主な内容は次の通りである。

①小生（貞治）も明日より小隊に随ひ此地より記置先なる山中に土匪搜索の爲め出張

②義基隆（キールン）か瑞芳兩処に各一泊の上一昨十六日夕無事当方へ到達候

③当地方に匪徒多数なるが爲めに恐惶心相起り候

④元来当頂双溪は未だ匪徒の残党猶全く退却不致候て山中より出沒、民家を掠奪候由にて、頃来村長其他の良民等毎日上申に來り爲めに当隊の如きは殆ど戦時同様の有様にて町はずれ入口には憲兵巡查兵士などの張番を要し通行票之れ無き者は一々掬問、又近日同内他隊より兵士加勢に來り共に撲滅方に着手致候位の極々困難なる緊要の地にて従来月俸四十五円取りの小城と申す通訳官在任此人でさへ大

に困難を感居候処今回小生の如き安値の通訳をして受持たしむとは旅団司令部の
計画何れに出し哉

⑤当地には憲兵部あり毎日土匪猜疑者を訊問致し警察出張処あり。村長其他の取調
件数多しかも一人の通訳官之れ無き為めと前通訳一人の時などは目が迷ひ候程多
忙に之れ有り候

これら①④は、当時の台湾の土匪討伐の様相を表しており、堅一の蘆溝湾に上陸
して宜蘭での土匪討伐の様子もこのようではなかつたかと想像するの難くない。三月三
日に台北に帰っている。

⑤において貞治は、ともに通訳官として勤務している小城という通訳官のこと
を、「当地方の地理精しく新来の当中隊に取ては真に適物に有之候」「小城氏は旧
来の計画上大必用の人物」と評価している。対して自分は、「新来の者にて東西不
分明なれば近々の作戦計画に就て何の御手伝も出来申さざるべし」という。「カカ
ル緊要の地に特に近日作戦の計画あるに何故我輩如き者を来らしめ高給通訳を帰ら
しむ甚だ了解に苦み候次第也」ともいう。近日作戦のある、というのは土匪を一掃
する作戦である。貞治は四十五円の通訳官を高級通訳官という。自分が頂双溪守備
隊附の陸軍通訳であることは守備隊にとつても不都合なので転任したい、と伝えて
きているのである。このように、向野堅一たちは台湾の現地において多忙な職務に従
事していた。

第四節 北京開店資金および結婚の準備

向野書簡 0260 - 2 は、明治二十九年一月十一日付で廣瀬七三郎から向野堅一に宛てた年賀状を兼ねた書状である。「過般御令兄浦太郎君下毛耶馬溪見物の上日田地方通呼応の際小家御訪問殊に貴公様より支那書画張交一葉御惠贈に預り不相替御厚情奉謝候」でわかるように、堅一の次兄・浦太郎（斉）の来訪と堅一よりの支那書画の寄贈に謝意を表している文面である。次兄の廣瀬家訪問の意図は、堅一の縁談先の素性確認であった。向野書簡 0153 は、兄たち二名が昨年晩秋の頃、堅一の言いつけ通りに豊後の廣瀬家へ立寄り、書画一枚を進呈したところ、非常に廣瀬家の尊父・七三郎も喜んでいた、という内容である。おそらくこの手紙は長兄・菊次郎の指示によつて次兄・浦太郎（斉）が認めたものであろう。前々から廣瀬家のことを調べていた様子だろうかができる。主な縁談に関する報告内容を抜粋すると、

① 同家ハ非常ニ維新前ハ飛鳥モ落ル勢ニテ実ニ近地名大ナル豪商ナリシ由其義ハ豆田ノ旧宅ヲ一見シ知タリ

② 血統ノ義ニ付テハ何分相分リ危キモ悪シキト伝事モ亦無之候

③ 最早年モ二十五、六ナレバ只晏然トシテ長クハ内エモ居ラレ間敷様考へ居候故何トカ宜シク話置カザレバ悪カル可ク存候 其内能ク考案ヲ為シ返報有之度候

となる。①～③が示す通り、家の状況・血統・年齢などを報告し、その上で「才知アル教育アル者」を嫁に選ぶように催促している。

このように縁談の話が進んだのは、堅一が一応の財を成したからである。かつて日清商品陳列所時代に次兄・斉が堅一に書き送った向野書簡 0147 は、一応の財を成すまで結婚は絶対許さないという誓約書まで書かされる始末であった。前出の「経甲第三九〇六号 陸運省受領肆第二四五四号 過納金下戻之義ニ付申請」（防衛省防衛研究所「陸軍省大日記」C07071011700）によれば、月額四十円に上がっている。これを十ヶ月分得て総計四百円は獲得したわけである。

明治二十九年三月十一日の向野菊次郎、浦太郎による連名の向野書簡 0154 の前半は、廣瀬家への縁談申込儀に対する返答を要求する内容である。いよいよ結婚の準備が始まったことがわかる。廣瀬宗家の長女・リウといつ結婚したのかは、戸籍からは確定できなかったが、この手紙により、明治三十年に結婚したことがわかる。廣瀬家さえ承知すれば、リウの教育かつ容貌等はすでに承知しているわけだから、我々とし

ては堅一が不満でないなら「宜敷都合とは存申候」と言っている。兄たちは、結婚相手のリウは最早年齢も余り若くないので式は来年か再来年にしたとしても、結婚の申し込みだけはしておいた方がよい、と心配している。

この書簡の後半の内容は北京開店の資本金のことである。

…(略)…：本金云々の事に予て聞及候故此度炭坑へ落込勿 一時打切約定致し六
百円斗り金員出来致候故之れに卿の月俸金を加えなば殆ど千円余の金員を得へり
候と存候 又他へ預金の事も詮索致居候処卿帰省の上は貝島太助氏より魚安の商
号にて出来申事も可有之候…(略)…：二月五日官報掲載と題し閏月九日配写に勲
七等青色桐葉章年金六十円下賜ある旨を記載致居候間定めて卿の元へは通知に相
成居る事と存候 果して間違無哉否併せて至急御報告被下度候也…(略)…：

要点を整理すると、

- ① 資本金が必要なことは以前から聞き及んでいたもので、この度、炭坑への「落込勿」を一時打切り約定して六百円斗りできた。
- ② 堅一の月俸金を加えたら千円余になる。
- ③ 他へ預金の事も詮索する。
- ④ 貝島太助より魚安の商号の申出があった。
- ⑤ 二月五日官報掲載と題し閏月九日配写に勲七等青色桐葉章年金六十円下賜ある旨が記載されている。

という内容である。貝島太助は周知の筑豊の炭坑王である。②と⑥とによって、河北純三郎が計画した北京開店資金二千円のうち、その半分が向野堅一によって用意することができた。

さらに、二十九年四月二十一日付の、次兄・向野浦太郎(斉)からの書簡すなわち向野書簡 0155 は、結婚の準備が具体的に変わったことが述べられている。堅一からの書状を受け取った兄たちは、新入鴨生田に住まう親族と打合せをし、堅一の意思通り、廣瀬家へ婚儀申込をすることに決定した、明治二十九年四月二日に新入村を出発し、翌三日に日田郡に到着して、廣瀬家の親族で、豆田で宿屋を営業していた本城権六に相談したところ、早速尽力してくれて廣瀬の方に取り次いでくれた、しかしその翌日から大雨で福岡に帰県することができなかったので、廣瀬家に八日間滞在した、

計十一日間の日田行によって親族間での意見もまとまり、三芳村長の兄・古後（名不詳）という人を媒酌人と定め、婚礼の儀は先方へ承知してもらったから心配しなくてもよい、が、先方は、婚礼の儀式だけはぜひ次回、堅一が帰国の際に執り行ってほしいとのことである、まずは堅一自身が帰国して万事打合せたいが、いつ帰ってくるのか、本状が着き次第、回答せよ、廣瀬貞治に出会ったならば、たいへん厄介になったので、よろしく伝えて御礼を言っておいてくれ、という内容である。

耶馬溪で初めてリウと出会った堅一は、明治二十七年から二年間にわたる通訳官の俸給、特別任務の恩賞、炭坑投資への資金回収とで得た千円を手にして、リウとの結婚を決意し、いよいよ河北たちと飛雄の夢を実現するために北京へと向かうこととなる。

日清貿易研究所卒業生たちの台湾行きの意義をまとめると、まず日清戦争通訳官としての職を失い、収入源を失った人々に対して、再び就職を可能にし、更なる貯蓄を可能にした。継いで台湾通訳官の俸給は二倍に引き上げられており、日清戦争での民間通訳官たちの不満を台湾行きでかわすことができた。という二点を指摘することができる。向野堅一は、こうした情勢に乗って一定の蓄財をなし、一方で縁談に漕ぎ着け、飛躍の基盤を形成したのである。なお、日清貿易研究所の面々も同様に台湾において通訳官として一定の経済的基盤を固め、飛躍の基盤を形成しており、その後も堅一の活動と親密な交流を続けていく者もいる。さらに言えば堅一の動静に注目する者は、日清貿易研究所の所員だけではなく、郷里・直方において有力な炭鉱家である貝島太助のような人々も堅一の動静を注視するようになっていたのである。

明治二十九年五月に台湾から帰国した堅一は、しばらく長兄・菊次郎の自宅に滞在していた。この滞在期間に廣瀬家宗家・七三郎の長女・リウ（隆子）と結婚式を挙げ、堅一自筆の履歴書に、

一、同三十年四月一日附ヲ以テ明治二十七八年戦役ニ継ギ再ビ台湾地方ニ於テ軍務ニ服シ其功不少ニ付キ金四拾五円ヲ賜ハル

と、記されているように、明治二十九年に千円の資本金を用意できたうえに、重ねて同三十年四月一日付けで台湾での軍務に服した功績で再び金四十五円ヲ賜った堅一であった。いよいよ筑紫洋行開店に向けて動き出すことになる。

第三章 北京・筑紫洋行の設立とその顛末

ここでは、北京開店の資金を貯めた堅一が、筑紫洋行を開店して、大陸と日本を往来している様子を描く。堅一の自筆の履歴書には次のように記されている。

- 一、明治二十九年十月 在北京日本公使館用達店トシテ筑紫洋行ヲ開設ノ為メ渡
清ス
- 一、同三十年四月一日附ヲ以テ明治二十七八年戦役ニ継ギ再ビ台湾地方ニ於テ軍
務ニ服シ其功不少ニ付キ金四拾五円ヲ賜ハル
- 一、同年三十年二月 従軍記章ヲ賜ハル
- 一、同年二十九年十月ヨリ三十三年五月迄北京日本公使館用達店筑紫洋行ヲ経営
ス

本章で新たに分析対象となる向野書簡は次の通りである。

- 0281 大坂西区□□堀通□三丁目五十五嵐邸 日清商品陳列□□支店 向野堅一殿
至急親展(裏) 大分縣日田郡豆田町 廣瀬七三郎 十一月一日発(消印 豊
後日田二十九年十一月一日口便(同一消印五ヶ所有り) (朱印 廣瀬(五ヶ所有
り))
- 0251 清国北京大日本欽差衙門内 洪野周平殿(朱書 目方三夕)至急 親展(裏)大日
本帝国大分縣豊後国日田郡豆田町 廣瀬七三郎 No.1 一月八日着 二十九年
十二月十五日発 (消印 SHANGHAI※0□12DEC□) (消印 豊後日田二十九年十二月十五日
ホ便(※日本の 消印は全部で五つ有り)
- 0250 清国北京大日本欽差府衙門内 洪野周平殿 至急親展(消印 不詳)大日本大分縣
豊後国日田郡豆田町 廣瀬七三郎 明治三十年一月二十四日発(消印 豊後日
田三十年一月二十三日ホ便(※日本の消印 は全部で五つ有り))
- 0253 清国北京大日本公使館内 洪野周平殿 至急親展 (朱印 目方四夕) (消印 不詳
六つ有り)大日本大分縣日田郡豆田町 廣瀬七三郎 三十年二月六日発(消印 □

11FEB97 □)

0255 大坂西区京町堀通二丁目後藤支店 洪野周平殿 至急親展 (朱印 目方四匁)

(裏) 大分県豊後国日田郡豆田町 廣瀬七三郎 三十年四月十七日午后発 (消印

豊後日田三十年四月十七日口便) (消印 撰津大阪三十年四月十九日テ便) (朱印 廣瀬)

0252 大阪西区京町堀二丁目後藤支店 洪野周平殿 豊後日田郡豆田町 廣瀬七三郎

至急親展 (朱印 目方貳匁) 三十年四月三十日 后発 (消印 撰津大阪三十年五月

二日又便) (消印 豊後日田三十年口)

0139 白岩氏来状 ※封筒無し

0254 大坂京町堀通二丁目後藤支店 洪野周平殿 至急親展 大分縣豊後国日田郡豆

田町 廣瀬七三郎 (朱印 目方貳匁) (裏) 二十年五月廿九夕刻 千 1669025

(消印 撰津大阪三十年九月二十九日へ便) (消印 豊後日田口)

0258 大分縣豊後日田郡豆田郵便局内 廣瀬七三郎様 御親展 (消印 撰津大坂川口三

十年十月二十六日リ便) 大坂京町堀通二丁目後藤 支店 十月二十六日 向野堅

一 (消印 豊後日田三十年十月二十八日ニ便) (朱印 向野)

0257-2 大分県下毛郡真坂村矢野教一様宅 向野隆子殿 親展 第二号十一月十日着

(消印 撰津大阪口三十年十一月二日イ便) 大坂京町堀通二丁目 後藤支店 向野堅

一 十一月一日 午後十時 (朱印 向野 三つ有り) (消印 豊前中津三十年十一月四日

口便)

0257-6 大分県豊後日田郡豆田町廣瀬本家 向野隆子殿 第二号 十一月十一日着

親展 (消印 撰津大阪川口三十年十一月九日ニ便) 大坂京町堀通二丁目後藤支店 向

野堅一 十一月九日於 護 (朱印 向野三つ有り) (消印 豊後日田三十年十一月口)

0257-10 大分縣豊後日田郡豆田町 廣瀬本家ニテ 向野隆子殿 親展 十三日着

第四号 (消印 豊後日田三十年十月十三日口便) (消印 撰津 大阪川口口年十一月十一日卜

便) 大阪京町堀通二 後藤 向野堅一 十一月十一日正午発 護 大分県豊後

日田郡豆田町廣瀬本家にて向野隆子殿十三日着 親展

0257-8 大分縣豊後日田郡豆田町廣瀬本家 第五号 向野隆子殿 十五日着 親展

(消印 撰津大坂川口三十年十一月十三日ニ便) 大阪京町堀通二丁目 後藤 向野堅

一 十一月十三日於 護 ※(朱印 向野〈三ヶ所あり〉)

0257-5 大分縣豊後日田郡豆田町廣瀬本家 向野隆子殿 親展 (消印 撰津大阪川口三十

年十一月十五日ホ便) (消印 口日田三十年十一月十七日口便) 第五号 大坂京町堀通

二後藤 向野堅一 十一月十五日於出函 封

- 0257-4 大分縣豊後日田郡豆田町 廣瀨本家 向野隆子殿 必親展(消印 豊前門司三十二年十一月十九日ハ便) 郵船玄海丸門司碇泊中 向野堅一 十一月十九日出
第三号 護 (消印 豊後日田三十年十一月二十日ロ便) 一
- 0257-3 大分縣豊後日田郡豆田町廣瀨七三郎様方 向野隆子殿 親展 (消印 肥前長崎三十年十一月二十日ハ便) 第七号 長崎市江戸町鶴や 向野堅一 十一月二十日(消印 豊後日田三十年十一月二十二日ロ便)
- 0257-1 大日本大分縣日田郡豆田町廣瀨七三郎様方 向野隆子殿 要用親展 玄海丸 仁川碇泊中 十二月四日着ス 向野堅一 十一月二十四日(消印 朝鮮仁川三十年十一月二十九日ロ) (消印 豊後日田 三十年十二月ロ日ロ便) (消印 不詳)
- 1221 大阪西区大佐掘占……………五丁目城湖平殿方 向野堅一殿 至急親展 豊後日田町 廣瀨七三郎(消印 豊後日田三十七年三月十日ニ便) (*書込みあり) 二十七年三月十日夕発
- 0276 清国北京大日本公使館 洪野周平殿 至急 大日本大分県日田郡豆田町 廣瀨七三郎 (赤ペン 第十一号 四月五日夜着) (消印 不詳 肥前長崎ロ) 三十一年三月二十五日夕刻(消印 豊後日田 三十一年三月二十八日ハ便)
- 0248 清国北京大日本公使館 洪野周平殿 至急親展 大日本大分縣豊後 国日田郡豆田町 廣瀨七三郎 (消印 ロ JUN・89 ロ) 三十一年六月十六日午後発(消印 豊後日田ロ年六月十六日ホ便) (朱印 廣瀨 五ヶ所有り※のこり三つの消印不詳)
- 0249 清国北京大日本公使館 洪野周平殿 至急 親展 大日本大分縣豊後国日田郡豆田町 廣瀨七三郎 (朱書き 七月二日着) 三十一年六月二十二日夕発 (消印 豊後ロ田ロ年六月二十二日ハ便) (消印 72・JUN・89※1・J.P.0ロ) (朱印 廣瀨ハ五ヶ所有り) ※日本の消印は五つ有り
- 0257-9 大分縣豊後日田郡豆田町廣瀨本家 向野隆子殿 親展(消印 豊後日田三十一年八月二日) 福岡縣鞍手郡新入 向野堅一 七月三十日 封(朱印 向野ハ三ヶ所) 封(切手切り取り箇所あり)
- 0288 博多粕屋町二九番地 寿天号 向野堅一殿 至急親展 日田郡豆田町廣瀨七三郎 (朱印 目方貳匁) (消印 筑前福岡三十一年八月ロ日) (消印 ロ三十一年八月五日ニ便) 二十一年八月四日午後発 (消印 三十一年八月ロ) (朱印 廣瀨ハ二ヶ所有り)
- 0290 筑前宗像郡粕屋嶋町 高山螻夫殿方 向野堅一殿 同隆子どの 至急親展 大分県日田郡豆田町 廣瀨七三郎 (朱書き 目方八 匁) (消印 不詳) 三十一年八月

月十一日午後発 (消印 豊後日田 三十一年八月十一日□(四ヶ所有り)) (朱印 廣瀬
(三ヶ所有り))

0292 筑前宗像郡粕屋嶋町 高山螻夫殿方 向野堅一 向野隆子どの 至急親展 日
田郡 廣瀬七三郎 (消印 筑前福岡三十一年八月三十日 イ便) (消印 □後□田□八月二
十九日ニ便) 三十一年八月二十九日発 ※貼付あり 示名ノ人鞍手郡新入村八號
向野菊次郎殿宅に移転申し置き候 高山

0266 筑前鞍手郡新入村字上新入 向野堅一殿 隆子どの 至急親展 日田郡豆田町
廣瀬七三郎 (裏) 三十一年九月八日夕刻 (消印 筑前直方三十一年九月十日イ便)
(消印 不詳) (朱印 廣瀬(二ヶ所有り))

0264 筑前鞍手郡新入村字上新入 向野堅一殿 向野隆子どの 至急親展 (消印 豊後
日田三十一年九月十四日ハ便) 三十一年九月十四日夕発 (消印 筑前直方三十一年九月十
六日イ便) (朱印 廣瀬(同一印六ヶ所))

0262 福岡縣鞍手郡新入村字上新入 向野堅一殿 至急親展 日田郡豆田町 廣瀬七
三郎 (消印 豊後日田三十三年二月□日イ便) (消印 筑前直方三十二年二月六日イ便) 二月
六日朝発

0263 福岡縣鞍手郡新入村字上新入 向野堅一殿 至急親展 日田郡豆田町 廣瀬七
三郎 (消印 豊後日田三十二年三月□日□便) 三十二年三月十七日午後発 (消印 □年
三月十八日イ便) (朱印 廣瀬(二ヶ所有り))

0287 博多粕屋町 寿天号 向野堅一 至急親展 日田豆田町 廣瀬七三郎 (消印 豊
後日田三十三年四月二十五日イ便) (消印 筑前福岡三十二年四月二十六日イ便) 三十二年
四月二十五日発 便箋書 上等 壱□ 中等 壱□ 下等貳□は御出送りて
候 メ四□也 (消印 豊後日田三十二年四月二十五日イ便)

0285 博多粕屋町二十九番地 寿天号 向野堅一殿 至急親展 日田郡豆田町 廣瀬
七三郎 (朱書 書留) (シール 書留 日田864) (消印 筑前福岡三十二年五月十六日イ
便) 三十二年五月十五日発 (消印 豊後日田三十二年五月十六日ロ便(二ヶ所有り))

0355 東京芝区桜川町二番地 風柳館 向野堅一殿 至急親展 豊後日田郡豆田町
廣瀬七三郎 (消印 □東京三十二□七月十二日□便) 三十二年七月七日夕発 (消印
豊後日田三十二年七月七日ニ便 二ヶ所有り) (廣瀬印三ヶ所有り) ※切手は裏に二ヶ所有
り)

0282 東京芝区桜川町二番地風柳館 向野堅一殿 万一御出発候二六日 京堀御京堀

送発就き候(後略) 至急親展 豊後国日田豆田町 廣瀬七三郎(裏)三十二年

七月二十五日発(消印 武蔵東京三十二年□) (※切 手切り取りあり)

1177 福岡住吉住吉神社前二、六、七番地 向野堅一殿 隆子どの 至急親展 (消印

豊後日田三十二年□月二十□日□便) (消印 筑前福岡三十二年十一月三十日八便) 日田郡

豆田町 廣瀬七三郎 三十二年十一月二十九日后発

1179 博多住吉神社前二、六、七番地 向野堅一殿 隆子殿 日田郡豆田町 廣瀬七

三郎 (消印 筑前福岡三十二年□月□□□日) 至急親展 三十三年二月九日発

第一節 筑紫洋行（筑紫弁館）の設立

一 筑紫洋行の概要―筑紫洋行の「総則」等の規定―

近衛篤磨日記刊行会『近衛篤磨日記、付属文書』（鹿島研究所出版会、昭和四十四年）のなかに「同文会設立趣旨書」と題し、傍註に「明治三十一年か。白岩竜平筆」と記す書類を収録して、

既設の事業に北京に筑紫洋行あり。（中略）現に在清の同志者（中略）筑紫洋行河北純三郎 同 香月梅外 同 向野堅一（中略）以上は現に清国に在りて民間事業に従事せるものに係る。（四〇一〜四〇二頁）

と記す。『続対支回顧録下巻』（前掲）によれば、日清戦争後、対清（対支）事業に先鞭をつけたのは、白岩龍平一派による新利洋行と、向野堅一・河北純三郎・香月梅外の筑紫洋行であった。前者は「追加日清通商航海条約」により獲得した「内河航路権」を行使して、大陸の広大な河川を活用しながら大陸貿易を推進しようするものであった。後者は北方の首都を基盤にして大陸貿易の実権を握ろうとする野心をもっていた（四一〇頁）という。ただし筑紫洋行は、筑紫弁館とも呼ばれた。筑紫洋行が御用達店であることから世間では筑紫弁館と呼んだということが考えられる。向野堅一記念館所蔵の筑紫洋行に関する「総則」等の規定は以下のようである。

第一章 総則

第一条 本商店ハ筑紫洋行ト称ス

第二条 本商店ハ日新貿易ヲ以目的トス

第三条 本商店ハ清国北京東交民巷ヲ以テ営業所ト定ム

第四条 店員氏名住所

河北純三郎 向野堅一 戸田義勇

第五条 本商店ハ明治二十九年八月十四日ヲ以テ開設ス

第六条 本商店向ウ十ヶ年ヲ以テ営業期限トス

第七条 業務担当員氏名

第八条 本商店出資金額ハ台帳ニ登録シ各自捺印スルモノトス

第九条 出資金ニ対シ、左の領収書ヲ交付ス

領収証 此券余人ノ所持スルモ効力ナキモノトス

金何程也

右ハ筑紫洋行資金ノ内支出相成り候分正ニ領収候也

筑紫洋行 業務担当員 支配人何某 副支配人何某 月 日 店員

何某殿

第十条 本商店資本欠乏スル時ハ社員中ヨリ借入レヲ以テ償フベシ、若シ都合

附カサル時店員協議ノ上他ヨリ一時借入ヲナスコトアルベシ

第十一条 本商店ヨリ官廠及ヒ其地ニ対スル書類及証書類ニハ社員ヲ押捺スベシ

第十二条 本商店ノ印章ハ左ノ通り

筑紫洋行之印

第十三条 本契約書ハ店員各々一通ツヽヲ分配シ一通ヲ商店ニ保存シ置クモノト

ス但シ会議ニ依リ変更加除スル事アレハ訂正シ總社員ノ捺印ヲ受クル

モノトス

第二章 社員ノ権限義務

第十四条 本社商店員ハ商店ニ対シ、正整商人自己ノ事務ニ於テ致スト同シキ勉

強注意ヲナスノ義務アリ 其債務ニ背キ、本店ニ損害ヲ生セシメタル

時ハ、之ヲ倍賞スル事ヲ要ス

第十五条 本商店員ハ商店業務ノ実況ノ監視スル為メ帖簿其他ノ書類ヲ検閲ナシ

亘此事ニ関シ意見ハ述ベルコトヲ得ル

第十六条 本商店員自己出資額ノ内ヲ以テ近親ノモノヘ分与セント欲スル時ハ豫

メ本商店員ノ承諾ヲ要ス 此場合ニ於テハ被讓与人其人ニ依リテハ本

商店、之ヲ拒ムコトアルベシ

第十七条 本商店員ニシテ死亡又ハ能力喪失スル時ハ其相続者ヲ以テ填充スベシ

若相続者不得已店員

第十八条 本商店員ハ出資シタル持分ヲ自己借用ノ抵当書入及ヒ売却讓与ヲ禁ス

第十九条 本商店員ハ出資額ノ内、密カニ余人ヲ加入セシムルコトヲ禁ス

第三章 計算 …以下略…

「総則」第四条には香月の名はなく、かわりに戸田義勇の名を記す。『続対支回顧録下巻』（前掲）によれば、戸田は筑後久留米の藩士・戸田乾吉の三男として、明治二十一年一月三日に久留米市で生れた。東京商船学校を退学して明治二十四年秋に一年後れで日清貿易研究所に入り、二十六年七月に卒業した。もちろん向野堅一たちと同様、日清戦争に通訳官に命じられ、三十一年には台湾総督府法院の通訳になっている。帰国後、土木請負の支岐組の会計主任になり、三十三年の義和団事件のときにも支岐組員として鉄道工夫百五十名を引率して渡航している）ので、筑紫洋行に従事していたとは考えられない。なお同書によれば、中国大陸河南産の竹皮を下駄の表に製造の仕事を始め、昭和四年一月十九日、六十一歳で逝去している。この「総則」の字は堅一によるもので、堅一と河北は、当初から筑紫洋行と命名し、戸田義勇を仲間にするつもりであった。

また、「総則」第五条には「本商店は明治二十九年八月十四日を以て開設す」とある。向野堅一の自筆の履歴書によれば、「明治二十九年十月到北京日本公使館用達店として筑紫洋行を開設のため渡清し…（略）…」とある。そして、佐々博雄「日清戦争後における大陸「志士」集団の活動について―熊本国権党系集団の動向を中心として―」（前掲）では、「筑紫洋行は福岡出身の乙末同志会会員でもあり日清貿易研究所卒業生の河北純三郎、香月梅外、向野堅一らによって、明治二十九年十二月、北京に設立された貿易会社である」と述べられている。これらの開店時期の記述の相違は、何を示しているかという点、堅一らは、この「総則」を日本へ帰国中に作成し、八月十四日に開店予定であったこと、しかし、予定は大幅に遅れ、十月に渡航して十二月にようやく開店できたことを示している。

二 河北純三郎による発案

この筑紫洋行は河北純三郎による発案であったと『続対支回顧録下巻』（前掲）は記述する。同書によれば、河北純三郎は明治五年九月四日に福岡県浮羽郡山春村の河北俊藏の次男として生まれた。初めは福岡中学に入学、その後、神田共立学校で学び、明治二十三年に日清貿易研究所設立の講演を聞いて、同年九月、同研究所に入学した。卒業後は商品陳列所で実地研修をしていた。つまり、堅一とともに日清貿易研究所で学び、上海で実地練習をした仲間である。日清戦争時には第二軍に属し、旅順

陥落後に兵站監部へ移動、亮甲店兵站部などに勤務した。日清貿易研究所の学生生活を綴った『高橋正二日誌第二』や『宗方小太郎日記』、『向野堅一日清戦役従軍日記』において、常に堅一の身近な人物として登場する。河北の筑紫洋行設立の経緯については、

君（河北）が内地旅行中、北京に於て小村代理公使（小村寿太郎）に面会した序でに、日本人で北京に商店を開く事が出来るや否やを尋ねた所、代理公使は英国のハンダリーや独逸のインベツクスも公使館御用商として現に開店して居るのだから、日本人にだつて出来ない事はあるまいとの答を得て居る。戦後君（河北）は向野堅一・香月梅外等と謀り愈々北京に進出するの義を決した。其頃北京公使は林董時代であつたので、君は同公使赴任の後を追ふて北京に入り公使館御用商人として開店の事を懇請したが、林公使は中々それを聴かなかつた。併し幸にも当時北京駐在武官であつた少佐神尾光臣の居中調停で「一時に六十個以上の貸物」と云ふ條件の下に漸く許可となり、君（河北）と向野堅一とが商品仕入に奔走し、香月梅外が開店準備として北京に向かつた。然るに其後に至り林公使が商店開設を許可したことはないと言ひ出したが、兎も角も東交民巷に開店を実行した。之が即ち筑紫弁館の誕生である。（『統対支回顧録下巻』、五三六頁、○は本論執筆者補足）

と記している。ここで注目すべきは、北京駐在武官の調停によりつつ、公使館御用商人として、一定の条件付きで始まったことである。北京駐在の少佐・神尾光臣によつて、「一時に六十個以上の貸物」という条件によつて許可された。戸部新十郎『海外雄飛の群像』（大陸書房、昭和四十四年）によれば、神尾少佐は日清戦争のとき、特別任務を帯びている六人を水雷艇で護衛し、大同江から潜入していった（二九〇頁）人物である。当然、堅一の『従軍日記』にも登場する。たとえ、当時の北京公使林董が乗り気でなくても、神尾の堅一に対する戦功評価が開店を可能にさせたのは明らかである。要は、この筑紫洋行開店は、向野堅一という人物抜きでは不可能であつたと判断する。ともかく、その後、林公使が商店開設を許可したことはないと言ひ出しても、東交民巷に開店を実行したのである。

三 香月梅外による準備

香月は明治二十九年九月に筑紫洋行開店準備のために北京に入り、堅一と河北とは、商品の仕込みに京阪に赴いた。手分けして創業に奔走した結果、十二月に東巷民巷の各国公使館街に開業するに至った。ただし、この弁館は簡単に生まれたものではなかった。香月梅外の話によれば、

私（香月）が北京に着いて見ると状況は一変して居た。林董公使は筑紫弁館の開業など承諾した覚へはないと云い出され、又家主の李姓も河北が来られた時は営業不振で、あの場合貸借の約束をしたには相違ないが、今は商売も順調に復したので譲ることも貸すことも出来ないと拒絶され、私（香月）としては立つ瀬もない苦境に陥いつたのであるが、その内に林公使は露国に転任し、矢野文雄が後任に据り、内田一等書記官が公使着任迄代理公使となられたので、私（香月）は実に蘇生の思ひをなし、準備を進めてみると、向野、河北は商品と共に十二月着京し茲に開店を完了した。云々（『続対支回顧録下巻』、四〇二頁）

とある。この記録を残した香月梅外は、福岡県選出代議士・香月恕経²⁷の次男である。香月梅外は明治八年一月三十一日に朝倉郡三輪町で生まれ、十六歳で日清貿易研究所に最少年者で合格した。二十六年七月、卒業後、河北や向野とともに上海の商品陳列所で修学した。日清戦争従軍のときには、第一師団下乃木旅団司令部に配属された。『向野堅一従軍日記』においても香月に関する記述は多い。

第二節 明治二十九年十月筑紫洋行開業以降の書簡に見る動向

一 洪野周平と名乗る

明治二十九年十一月、堅一は大阪に滞在していた。大阪のどこかというのを特定してみた。大分縣日田郡豆田町廣瀬七三郎十一月一日発の向野書簡 0281 によれば、大坂西区江戸堀通南三丁目五十五番邸 日清商品陳列所出張店である。明治三十年四月は、向野書簡 0255 (三十年四月十七日午後発) と向野書簡 0252 (明治三十年四月三十日午後発) によれば大坂西区京町堀通二丁目後藤支店である。二十九年の後半から「洪野周平」と名乗っている。明治三十七年になると向野書簡 1221 (三十七年三月十日付) によれば、大坂西区大佐堀に宿泊したりする。いずれにせよ、当時の大坂西区を中心に滞在していた。

特に、舅・廣瀬七三郎が堅一に宛てた向野書簡 0281 (明治二十九年十一月一日発) では、いよいよ北京に向かう堅一の様子を把握できる。

客月二十六日付貴翰相達拝見…(略)…貴君愈々本月十二日正午十二時神戸出帆
玄海丸にて渡清に治定被致候旨承知候 尤頃日来神戸大坂京都地方へ御出張仕入
に奔走被成候段御苦勞奉存候 …(略)…貴君来春三月五日神戸出帆汽船を以て
第一始船天津着次第直に帰国春期仕入に被参わづか三ヶ月間渡清の積御申越具に
承知時合折角御厭御渡海有之候台隆義は一同心添居条少も御懸念被成間敷候…
(略)…頓首 十一月一日 七三郎 堅一様

この書簡によれば、堅一は明治二十九年十月十二日正午十二時、神戸より出帆の玄海丸で渡清することに定めていた。また、日頃から神戸、大坂、京都地方へ出向いて、仕入に奔走していた。

渡清後は、向野書簡 0251 (明治二十九年十二月十五日発) によって「北京大日本欽差衛門内」に居を定めたことがわかる。

天津より十一月二十四日夜 旧十月二十日御仕出の貴書十二月六日旧十一月二日
着拝見先以海上無御恙該地御着 船中或者上陸被成たる次第具に御申越御紙上則
家族共へ為読聞候処御同慶皆安心候。其後北京へ間もなく御着清と奉賀候。御志

書中に古後、本城、大超寺へ御加筆被下候付向ふへ相示候にいづれも相悦び宜御
礼申出候。…(略)…二十九年十二月十五日 廣瀬七三郎 洪野周平殿

とあり、天津を経由して、北京入りを果たしたこともわかる。ここで気になるのは、
なぜ「洪野周平」と名乗っているのかということである。舅・廣瀬七三郎によるこの
時期の一連の書簡を見ると、堅一の職務に関する場所宛てには「洪野周平」の名で宛
名を書き、郷里の新入村に送信するときには「向野堅一」と書いている。「洪野周
平」と記される書簡は、

0250 清国北京大日本欽差府衙門内 洪野周平殿 …(略)…廣瀬七三郎 明治三十
年一月二十四日発…(略)…

0253 清国北京大日本公使館内 洪野周平殿 …(略)…廣瀬七三郎 三十年二月六
日発…(略)…

0255 大坂西区京町堀通二丁目後藤支店 洪野周平殿 …(略)…廣瀬七三郎 三十
年四月十七日午後発 …(略)…

0252 大坂西区京町堀二丁目後藤支店 洪野周平殿…(略)…廣瀬七三郎 三十年四
月三十日 后発…(略)…

0254 大坂京町堀通二丁目後藤支店 洪野周平殿 …(略)…廣瀬七三郎…(略)…
三十年五月廿九夕刻…(略)…

である。一方、堅一が明治三十年十月二十六日付で舅・廣瀬七三郎に宛てた書簡、す
なわち向野書簡 0258 は、本来の名前「向野堅一」で出している。その書簡によれ
ば、博多、大坂(大阪)、北京間を往来していたようである。

拝啓先頃は永々御世話に相成且つ出発の節は御土産被下、誠に毎々気の毒千万御
礼の申様も無之次第に御座候。其後は心外の御不音に打過失敬致候。然に貴宅よ
り帰途田主丸、博多へ各一泊十八日帰宅仕候。時に博多停車場にて、本城氏に面
会致、其日夜十時頃新入へ着仕候。二十一日午後八時、母上様御来光被下、二十
二日、三日御滞在二十四日十二時母上様隆子一同出発致候。御母上様御立寄下被
候へ共、田舎の事にて何の風情仕らず甚だ失礼千万に奉存候。さて、二十四日午

後二時、門司へ着四時上船。田上様、隆も門司迄見送り被下、隆子母上様御伴にて四時二十分の列車にて中津へ御赴候。私事門司に於て兩人に別れ、海上至極無事、今朝五時着坂仕候間乍憚御安意被成下度候。…(略)…
二十六日正午認む

また、妻・隆子も実家に戻っていたようで、向野書簡 0257-10 (十一月十一日正午発)では、「渡清後は洪野周平の宛に出せよ」と妻に命じている。律儀な廣瀬七三郎が堅一の言いつけ通りに「洪野周平」とあて名書きしているのは、北京宛てのものと大阪宛てのものである。つまり、筑紫洋行に関連する居場所や取引先に滞在しているときには、「洪野周平」と名乗っていたことになる。なぜ、「洪野周平」と名乗る必要があったのか。おそらく新聞報道といい、直方での歓迎ぶりといい、根津一に連れられての明治天皇の拝謁など、唯一生還した日清戦争時の特別任務通訳官として、時の英雄名である「向野堅一」を名乗ったまま商業活動をするのは、概ね不便が生じたのではなからうか。つまり、新聞等で知られている堅一が関西方面で商売をしていること、清国において特別任務を全うしたことを知られてはまずい、そういった諸々の理由によって、「洪野周平」という名で一般商人として活動しようとしたのであろう。

二 妻・リウ(隆子)宛て書簡から見る筑紫洋行の仕入れ先

この時期、堅一はしきりに隆子に書簡を送っている。長男・晋が誕生する前の新婚時代であったからかもしれない。向野書簡 0257-10 (十一月十一日正午発)をはじめ、妻・隆子に対する恋心を綴った一連の手紙から、筑紫洋行の仕入れ先や取り扱っていた物品がわかる。やや煩瑣であるが、これら一連の書簡を通して筑紫洋行における商業活動の様子を見ていこう。これは、初期の対清貿易の具体的な事例でもある。

大分縣豊後日田郡豆田町の実家に戻っていた妻・隆子宛てに、堅一が明治三十年一月十一日に大阪から書き送った書簡、すなわち向野書簡 0257-10 には、

本月九日仕出しの玉章十一日即ち本日午前十時於いて着き仕り候 …(略)…

京都より帰り大坂の仕事甚夕多くして日々外出し夜ハ店方の手代共見本品など持ち来り、多忙此の上なく或は神戸に赴き、日々奔走罷在り候為心ならずも不音に

相成り候。夜、人静まり認めんと思ひしも日のれにて遂に打臥し、独り辛苦罷在り候。又た此度も北京より送金仕らず、其の為め心配の事も之有り、夜は心中に苦勞いたし昼は外出し、内に帰りても慰める者はなく思ふて此処に至れり実に涙を落し候。…(略)…母上の肩掛けは送金に及ばず候。大抵六七円なれば上等等存じ候。…(略)…北京行冬の用意は十分致候故、安心致すべく候。此度ドイツトンビ一枚十八円にて作り蒲団上二枚下一枚都合三枚綿五貫目入代金十円に分作り持ち行く事に致し居り候故、北京冬籠りは御心配下され候。…(略)…

とある。この書簡から判明する筑紫洋行が取り扱う物品は、玉章、肩掛け(六、七円ほどが上等とみなされるもの)、ドイツトンビ(二枚十八円)、蒲団上下(綿五貫目入代金十円)である。たとえ義母用、自分用に購入したとしても、大陸に在住する日本人が必要なものである。注意しなければならないのは、「又た此度も北京より送金仕らず、其の為め心配の事も之有り」という部分である。筑紫洋行から仕入れのための金が送金されてこないとなると、夜は安心して眠れるどころではない、不安を抱きながら昼は外出して、仕入れを進めている堅一の心中は、「実に涙を落し候」といった状態であった。

さらに、大坂京町堀通二丁目の後藤支店から堅一が、大分県下毛郡真坂村矢野教一様宅に身を寄せていた妻・隆子に明治三十年十一月一日午後十時に認めた書簡、すなわち向野書簡 0257-2 には、

…(略)…其後は如何致せしやと心配なし居候処取り敢へず二十六日安着の知らせのみ差出し用事ニ打懸り候。二十七日彼是東西へ奔走し二十八日午後八時頃より中嶋氏と京都へ赴き同氏の宅へ宿し二十九日、三十日は池田店に於て美術品取調べ致し千二三百円丈け北京へ誠売致す約定に相成、売上高丈け送金の事に決し候故、北京の店も餘程好都合の次第安心くだされたく候。三十日午前十一時建仁寺に於て故荒尾所長及び九殉難志士の大施餓鬼を始め第一、十二時の参詣人打ち揃い昼食之馳走之有り、午後一時より読経三時に相終り候。三十一日京都之用事相済ミ今日(即一日)午前十時京都出發致候。…(略)…さて今日帰坂。…(略)…此許船中も事無く大坂も殊の外暖気にて用事もそろそろ片付申居り候へば安心致され度候。…(略)…十一月一日夜認む 堅一 隆子どの

とある。文中の「中嶋氏」というのは、日清貿易研究所同期生・中嶋直雄のことである。この書簡から判明する筑紫洋行が取り扱った物品は、美術品（千二、三百円）である。池田店で販売する美術品について調査し、千二三百円だけ北京へ売る約束が確定したのである。筑紫洋行からは、売上高だけ分の送金を実施することに決定したという連絡が入ったらしく、堅一は「北京の店」すなわち筑紫洋行も羽振りがいよいよだと、妻を安心させる言葉を連ねている。ちなみに、荒尾精と日清戦争で特別任務を帯びた九殉難志士の大施餓鬼を建仁寺で執りおこなったことがわかる。唯一生還した堅一としては、「当時の事共思い起こし反て不快の感之有り候」であった。

向野書簡 0257-6 は、廣瀬本家に居る妻・隆子に明治二十年十一月九日に、大阪での拠点としている後藤支店から堅一が書き送った手紙である。それにはまず、

…（略）…第二号矢野様宅仕出しの玉章は本日三日に着したれ共一日に出状せし故四五日頃出さんと存じのばし候置き候処四日又々京都へ要用出来出張、成田の宅に至しも高等学校へ出勤中にて留守なれば中嶋氏の宅へ参り其日要事を済ます。五日午後要用済み六日京紅仕入の為め三条通りへ出て七宝等色々取調又写真助手一人好都合人之有り話承り参候日之も出来ず遂に六日午後に至り候処、四時の汽車にて帰坂する積りにて成田宅に寄り候に、今日土曜にて午後休日なれば今晩一宿して明朝帰坂せよ最早京都にも来らずば来年迄は暫時の別れ故、是非共一宿せよとの勧めにて大中院へ宿し二合の酒を傾け往事を談じ懐古の情に堪へず互に涙に入りし事数回、十二時迄相ひ話して眠る。

とある。京都では、京紅を仕入れ、七宝焼きの作品などを鑑定し、写真助手一名を手配している。文中の「成田」とは、日清貿易研究所同期生・成田鍊之助のことである。同期生でも中嶋には「氏」の敬称を付け、成田は呼び捨てである。それは、堅一と成田との距離感が近いことを示す。この頃、成田は高等学校の教員をしていた。中嶋の自宅に行き、その日の要事を済ますというのは、中嶋も筑紫洋行の商品流通にかかわって、と命じて夜中まで酒を飲み交わした成田は、その後、堅一に正隆銀行設立を呼びかけるのである。

七日午前九時出発十時半帰坂せり。…(略)…然に今日は急用之有り、神戸に是非共行く事と相成り、十一時半之列車にて胸なでながら梅田に馳せ行き候。汽車の中にて心は日田に飛び行き思ひ続け大息しつつ神戸に着せしも覚へざる位なりし。早速用事相済まし五時帰坂せり。帰坂しても何の楽しみもなく二階に上りてもきびしく茶の一つも入れてくれる者もなく嗚呼くやしと思ひ力を落し、暫時茫然たり。乍去心を取り直し否な否な左様の心にては事業之成就是六々敷候。此の位の事に力を落し居り候はば、兎ても役には立たぬと思ひ漸く洋服をぬぎ和服を着し候。昼は東西に走り夜は勞れ入り郷里にて携へ来りし正宗の酒少々呑み昼の勞れを慰め妻の心もかく我を思ひ居るならん、…(略)…尚々鴨生田衣服の儀此許よりも姉へ申置き候へば其辺、別に心配有る間敷と存じ候。併し、其許より姉へ宛て兄の元へ手紙出し申し置き下され度く候。母上の肩かけは政太郎に托すべし代金は其許の小使錢にせよ。送るに及ばず候也。御申越の如く当地暖かにして拾一枚にて宜敷く少々不自由なりしも最早一周間位なれば差支なし。十一月九日

堅一より 隆子どの 参る 大坂京町堀通二丁目後藤支店 護 向野堅一 第十一月九日朝

七日には、正宗の酒、衣服を購入している。くじけそうになるのを、「左様の心にては事業之成就是六々敷候。此の位の事に力を落し居り候はば、兎ても役には立たぬ」と己を叱咤激励している。日田に飛んで行き、妻に会いたい心境に鑑みれば、堅一にとってはあまり面白い商売のようには見えない。

大阪と京都での仕入れ活動に、あまり面白さを感じていなかった堅一ではあったが、十日ほど経った十一月十九日に門司碇泊中の郵船・玄海丸において妻宛てに認めた書簡、すなわち向野書簡 0257-4^{いよ}、「漸く諸事相調ひ乗込み申し候間、御安心下され度候」と、多少落ち着いた様子が見える。ただ気になるのは、「店も一応小生渡清整理致す考に御座候」と記述していることである。どう整理するつもりであったのか。このことと香月梅外が筑紫洋行を辞めたことと関係があるのかは、今後の課題として残る。

…(略)…此許も昨日大阪出発昨夜も用事にて十二時過ぎ迄書面等相認め最早其許の玉章には相見る事出来申さず候かと案じ居り候処、今朝神戸後藤宛来状実に

喜しく飛立つ様に存候。漸く諸事相調ひ乗込み申し候間、御安心下され度候。実は神戸より電報にて乗り込み御報せ申し上ぐべく候処、多忙にて取り紛れ失念致候故、御許し下され候。：(略)：店も一応小生渡清整理致す考に御座候。其許が此許に逢ひたく存候心許を思へば実に苦痛に感じ何事も打(ち)捨て帰り度く相成(り)候。：(略)：此度母上肩掛け代金四円及花カルタ是れは箱入の上、等有合い申さず候故、祖母上様へ宜敷申し上げ下され度候。其小包の中へ薄葉百枚入置候故、是れに認め送るべし。切手は十銭也所は清国北京大日本公使館内洪野周平にて宜敷候。何号と中に御認め下され度候。母上五岳の画、何円位か小生は相明り申さず候へ共、四、五円では如何と存じ候其へん宜敷母上にも談合下され度候。父上御依頼の算盤は出来候も便之これ無く小包にすれば代金より上る位なれば大坂後藤の小生行李の中に入れ置候故、明年帰坂の節持参仕るべく候。：(略)：

ここで扱っている物は、花カルタ、薄葉百枚、切手(十銭)、五岳の画、算盤などである。五岳とは咸宜園出身の絵師かつ僧侶・平野五岳のことである。当時はまだ健在か、もしくは逝去してすぐかの頃で、現代の文人画を取り扱っていたとも考えられる。たとえ親族用に購入したとしても、やはり大陸に在住する日本人も必要なものである。

向野書簡 0257-4 から 21 日後に認められた向野書簡 257-3 (十一月二十日) は、門司碇泊の玄海丸から、いったん長崎の陸に上がった堅一が、長崎市江戸町鶴屋から妻・リウに宛てた手紙である。

拝啓 昨日門司港より打電及び書状差出申候。定めて御受取りの御事と奉察候。其許も無事御暮し下され候由、誠に嬉しき事に御座候。此許も無事神戸出帆門司港に着し此処にて写真助手福岡の人を雇入れ乗り込み午後四時出帆致候。玄海も極々穏かにして今朝七時頃、長崎に着し、明日午後五時迄長崎へ碇泊し居り候。長崎へ上陸し湯などに入り、宿屋につき候も知る人は之無く、其許とも居り候ハば如何斗りか楽しからん。なれ共、別二用事も無く、市中を散歩し少々買物など致候。：(略)：今日神戸名産「玉すたれ」一箱小包にて送り申(し)候間、

皆々様と御開きくだされ度く候。：(略)：十一月二十日午後三時長崎つるやにて 向野主人より 隆子どの

第七号 長崎市江戸町鶴や 向野堅一 十一月二十日

とある。この書簡から神戸名産「玉すたれ」なども購入したことがわかる。また、神戸で出帆して門司港で福岡の写真助手を雇い入れて乗り込んだ。

向野書簡 0257-1 も、堅一が妻・隆子へ仁川港に碇泊中の玄海丸において、明治三十年十二月二十四日に書いた手紙である。

去る二十一日長崎出帆致し対嶋の沖にて大にゆられ乗客誰れとして酔はぬ人は之無く、此許も大に痛入候へ共、此位の事は幾度も合ひ候へばさしたる苦痛にも感じ申さず候まま御安心下され候。翌二十一日午前十時頃朝鮮釜山に着し皆々一安堵仕候。午後六時釜山出帆此日は海山も穏なりしか夜十二時頃より風出て又大に動揺いたし頓と閉口の至りに候。

かくて雨振り出し乗客は大に酔ひ倒れたり。昨二十三日、後日浪にゆられゆられて日を暮らし候。今日二十四日午前十一時頃仁川に着し候。今日は天気も宜敷海上も穏かして仁川に着せるや先づ一と安心致し心も大に元氣付き申候。明日午前九時頃出帆のはずなれば、上陸致さんと思へども何分遠方に船つき候為め、不便なれば遂に上陸もせず、船中に止まれり。：(略)：

とある。この書簡からは、長崎を出港してどのような経路で仁川に向かったかがわかる。いわば、当時の物品流通ルートに相当する。二十一日長崎出帆↓対嶋の沖經由↓二十二日午前十時頃朝鮮・釜山に到着↓二十二日午後六時釜山出帆↓二十三日船中↓二十四日午前十一時頃仁川に到着↓二十五日午前九時頃仁川出帆、となっている。仁川に着くまで五日間を要している。さらに仁川から北京までどのように進むのかは、この書簡では明確でないが、おそらく堅一もその当時のルートで筑紫洋行のある東交民巷までたどり着いたのであろう。明治十九年頃から日本郵船が長崎―仁川―芝罘―天津航路を開き運行したので、仁川から天津に向かい、天津から鉄道もしくは運河を使用して北京入りをしていたと考えられる。

以上、これらの書簡から判明する筑紫洋行での物品は、肩掛け、ドイツトンビ、蒲団上下、美術品、玉章、七宝等、正宗の酒、衣服、花カルタ、薄葉、切手、算盤、地域名産品などであった。他にも写真助手の手配もしていた。商品は、京都、大阪、神戸で仕入れ、特に大阪では「仕事甚夕多くして日々外出し夜ハ店方の手代共見本品など持ち来り、多忙此の上なく」といった状況であり、神戸でも「日々奔走罷在り候」であった。しかも後藤店舗の二階に寝泊まりしていたらしく、京都、大阪、神戸と東西へ奔走していた。京都では日清貿易研究所同期生宅へ宿泊したりするものの、また大阪に戻り、またまた京都へ出張、京都を出発してまた帰坂の繰り返しであった。

「今日は急用之有り、神戸に是非共行く事と相成り」ともあるので、神戸も買い付け場所の一つであった。しかし、やはり拠点は大阪であって、神戸に買い付けに行ってもその日に帰阪している。神戸から北京へどのような経路で向かうのか。これらの書簡からすると、神戸↓門司港↓長崎↓対嶋（対馬）↓朝鮮・釜山↓仁川↓（天津↓北京）という経路で北京にむかっていたことが推測できる。

筑紫洋行（筑紫弁館）設立の経緯と仕入れ活動は、以上の通りである。しかし香月は、設立一年後の明治三十一年に筑紫洋行（筑紫弁館）を罷め、白岩龍平の経営する大東新利洋行（後に日清汽船株式会社に吸収）に入社し、三十九年まで勤めることとなる。

なお、筑紫洋行は白岩龍平の大東汽船の株主でもあった。しかし、福岡市外住吉字先新家を守っていた妻・隆子への書留すなわち向野書簡 0467によれば、明治四十年二月二十九日に大東汽船の株を清算している。これは、深水、成田、白岩らの要請で、堅一が正隆銀行の立て直しに乗り出したことにも起因するが、筑紫洋行を退社した香月が、その後も交流を図っていることは、何を意味するのか。香月は、なぜ筑紫洋行（筑紫弁館）を罷めたのか。縁が切れたように見える河北・向野・香月の三名が、また一方で、明治三十二年、天津に新たな商品陳列館を開設しようとするのであろうか。

第三節 筑紫洋行の苦境と天津商品陳列所の開設計画

一 離れがたき妻・リウ（隆子）の存在と北京、博多、東京間の往来

北京に筑紫洋行を設立した向野堅一は、北京と日本の各地を慌しく移動する。本来本論は、向野堅一経済活動の追跡を目指すものであるが、個人の私的な状況にも目配りしなければ理解できないこともある。ここでは、該時期の書簡に現れた妻に対する強い恋慕の情を確認しておこう。実は、この恋心が堅一の行動に制限を与えているからである。多くの人名事典が向野堅一のことを「日清・日露戦争の功労者」と記しており、あたかも日露戦争に参戦したかのような印象を受ける表記をしているが、実際は、堅一は隆子の病気のため、日露戦争には参戦していない²⁹。家族への情を蔑ろにしない新しい夫像を、書簡の心情的な部分に見い出すことができる。これは、前述したように、新興産業富裕階層として台頭してくる向野一族の、新しい結婚観の上に成り立つ夫婦像であり、家と家との結婚ではなく、一夫一妻対等の感情を所持している。その部分を抽出しておきたい。

0257-2（前出／明治三十年四月十七日午後発）

…（略）…もみじは見たれども左程楽しからず 其許と春の頃清水に上りし時の様に之無く 当時の事共（に）思い起こし反て不快之感之有り候。秋は紅葉の下に鹿の妻恋ふ如く此許も紅葉を見て妻の思ひを増し、やるせなく見物もいやに相成候…（略）…

0257-6（前出／明治三十年十一月九日付）

…（略）…恋しかるべし恋しかるらん、是れを思へば仕事も手に付かず外出もいやに相成り 最早此後は如何なるとも其許とは離れ居る事は出来申さず候。左様夫を恋ひ慕ふ可愛い可愛い妻を残してハ不びんなり。殺生なり

0257-10（前出／明治三十年十一月十一日正午発）

先日より度々夢見候へ共、昨夜は其許独り室に眠り居りしに我其室に入りたるに其許の曰くあなたどうして御帰りなりましたかとの一言にて夢覚めて其残念なる事言はん方なく、…（略）…後藤の二階夜深^ふけて車の音も絶へ寂しく心苦しく夜の明くるを相待ち申し候。以上我が心中御推察下され候…（略）…堅一より 恋しき 吾が妻隆子どの

0257-8 (前出／明治三十年十一月十三日)

恋しさやるせなく一筆申上げまいらせ候。…(略)…思へば耶馬溪見物の一遇は
実に愛縁奇縁と云ふ者と思ひ居り候。雨降る夜や風吹く半夜には淋しき床に眠ら
れず思ひ起すならんと奉推察。誠に恋情と云ふは不思議なる者にて其許の事を思
へば仕事も何も手に付き申さず候。…(略)…恋しき慕しき我妻隆どの

0257-5 (前出／明治三十年十一月十五日付)

…(略)…此許とて好んで其許と別るるには之無く、互に水も漏らさぬ中なるに
好んで別る事ぞあるべきや。其許より見れば左程に我は軽薄なる男の様に相見え
候や。我身の不徳なる故、心中人に見はす事の出来ざるかと独り身の及ばざるを
悔ゆるのみに御座候

0257-4 (前出／明治三十年十一月十九日付)

此許と相別(れ)申候てより常に不快の由、誠に心配罷在候。御互に恋しき苦しき月
日を送る事残念に存じ候。…(略)…此許も別れの後には実に気分も一所に居り
候。時より快からず相談の相手はなく何事も独りなれば不愉快に在候…(略)…

0257-3 (前出／明治三十年十一月二十日付)

…(略)…其許に逢いたさ見たさやるせなく御座候。…(略)…

0257-1 (前出／三十年十一月二十九日付)

…(略)…互に永く楽しく暮らすこそ本意なれ。何卒此許のためと思ひ身を達者
にして来春を御待ち下され度(く)候。此許とて互に楽しく顔見て暮したく一日も
別るる事はいやなれ共、之れも致方なき次第なれば左様あきらめ下され度(く)候。
さぞかし頃は恋しからん。…(略)…此夜半目覚め故里の事思ひ起し眠りにつ
く事できず船は動くし其許の事思ひやるせなく写真取り出し抱きしめて眠り候に
不思議や心持ちもなをり船にも向ふ風なく誠に其許の心の通りしかと思ふば尚更
ら恋しく相成候。

二、三日毎に隆子宛ての手紙を書き続けている。これらの書簡に示されたの妻・隆子
への恋慕の情は隆子を喜ばしたのである。しかし、向野書簡 0257-8 の「誠に恋情と
云ふは不思議なる者にて其許の事を思へば仕事も何も手に付き申さず候」と吐露する
女々しい堅一に対し、商業を全うしてほしいという隆子の意地が見え隠れする。向野
書簡 0257-10 の「あなたどうして御帰りになりましたかとの一言にて夢覚めて」という

部分からは、妻の叱咤激励を感じるからである。されど、妻とともに暮らしたいという希望は強く、明治三十年十一月十九日に隆子に宛てた向野書簡 0257-4 の「店も一応小生渡清整理致す考に御座候。其許が此許に逢ひたく存候心許を思へば実に苦痛に感じ何事も打捨て帰り度く相成候」からは、まるで筑紫洋行から手を引きたいようなニュアンスを感じる。また、明治三十二年になると仕入れ先の関西地方ではなく、向野書簡 0355 と 0282 の示すように、東京芝区桜川町二番地風柳館に滞在するようになる。これはいったい何を示すのであろうか。

明治三十一、三十二年になると、隆子への手紙は少なくなる。なぜならば隆子が病がちになり、堅一は隆子のために博多住吉で過ごすようになる。向野書簡 0249（明治三十一年六月二十二日夕発）では、

全御壮健に御滞清奉賀候。陳者、先書申陳置候通、りう儀別紙之。病体にて當時薬用中に有之未だに該熱下り兼毎々薬諸伺、大に相悩み疲労も見受候間御在所御兄弟の外御一名当方も御世話相成度与本城より文通乍取斗致候次第に付貴殿も直に御帰国出来間敷候へ共御操合、可成至急御引取の程、一同奉侍候。

一、貴殿よりりうへ写真、御送吃卜正に到達候へも、即今、病臥中書状不行届残置申進置候。…（略）…六月二十二日 廣瀬 洪野殿

と、隆子の父親である廣瀬七三郎が報告している。明治三十一年の堅一の所在を日田郡豆田町に住んでいた七三郎から堅一宛ての書簡によって時系列で追うと、

0276 清国北京大日本公使館 洪野周平殿 廣瀬七三郎 三十一年三月二十五日夕刻
0248 清国北京大日本公使館 洪野周平殿 廣瀬七三郎 三十一年六月十六日午後発
0249 清国北京大日本公使館 洪野周平殿 廣瀬七三郎 三十一年六月二十二日
0288 博多粕屋町二九番地寿天号 向野堅一殿 廣瀬七三郎 三十一年八月四日午後
発

0290 筑前宗像郡粕屋嶋町 高山螭夫殿方 向野堅一殿 同隆子どの 廣瀬七三郎
三十一年八月十一日午後発

0292 筑前宗像郡粕屋嶋町 高山螭夫殿方 向野堅一 向野隆子どの 廣瀬七三郎
三十一年八月二十九日発

0266 筑前鞍手郡新入村字上新入 向野堅一殿 隆子どの 廣瀬七三郎 三十一年九月八日夕刻

0264 筑前鞍手郡新入村字上新入 向野堅一殿 向野隆子どの 三十一年九月十四日夕発

0262 福岡縣鞍手郡新入村字上新入 向野堅一殿 廣瀬七三郎 三十二年二月六日朝発

0263 福岡縣鞍手郡新入村字上新入 向野堅一殿 廣瀬七三郎 三十二年三月十七日午後発

0287 博多粕屋町寿天号 向野堅一 廣瀬七三郎 三十二年四月二十五日発

0285 博多粕屋町二十九番地寿天号 向野堅一殿 廣瀬七三郎 三十二年五月十五日発

0355 東京芝区桜川町二番地 風柳館 向野堅一殿 廣瀬七三郎 三十二年七月七日夕発

0282 東京芝区桜川町二番地風柳館 向野堅一殿 廣瀬七三郎 三十二年七月二十五日発

1177 福岡住吉神社前二、六、七番地 向野堅一殿 隆子どの 廣瀬七三郎 三十二年十一月二十九日午後発

1142 筑前博多糶屋町二九寿天号 向野堅一殿 水津芳雄 十二月二十九日

1179 博多住吉神社前二、六、七番地 向野堅一殿 隆子殿 廣瀬七三郎 三十三年二月九日発

となる。このようにして堅一に所在地を確認してみると、明治三十一年の七月後半までは北京に居てそれ以降は、ずっと日本に滞在しているような感がある。しかも向野書簡 0257-9 (堅一から隆子宛て)では、

此度は其許の命も無覚束なくと存じ過半落胆取急帰宅仕候処意外に病氣も快方に赴き居り先づ笑顔見る事得て其心中地獄にて佛に逢ふに似たる心地致候 就ては今後十分身体壮健にして幾千代相老ん事切望の到りに存まいらせ候 扱帰途明石にも相尋申候処海水浴は適當の由然に熊谷先生田主丸へ来る由に付一応御尋申し上候上、通知致すべく候万一通知せざる時は勿論宜敷方と承知下されと申居候 此許も昨日午後四時帰宅仕候処隣家へ不幸之有り兄等皆々出博話も碌に出来申さ

ず候故昨日迄在宅之上、旧十四日出博之筈、其途次海水浴場実見の上決定し御通知申し上べく候。尤も河北四日に出発致故、其の前は急忙なれば其許も四五日の両日中に日田出発下され田主丸へ一泊着博被下候へば好都合の次第に御座候。久留米迄迎に行く方便利なれば出浮べく申候。必要なれば博多にて相待申候其都合一寸御通知下され候。：(略)：七月三十日 堅一より 隆どの：(略)：

とあるので、河北純三郎も日本に滞在しているようである。なぜ堅一は明治三十一年、三十二年に博多で多く過ごすようになるのか。それは妻が病気になったという私的な事情によることのようなもある。されど、一方では河北も日本に滞在している様子であり、三十二年の七月ごろから東京に出かけていることから、このあたりから、天津商品陳列所開設のための準備に東京へ行くようになるのではないだろうか。

二 天津商品陳列所設立計画

筑紫洋行が当時、自由商業地区でなかった北京において、北京在住の日本人相手に商売をするとなれば、その販売量や販売額は自ずと限定されてくる。天津の方が商業拡大には利便があった。そして、天津商品陳列所開設のための準備を整えようとした様子は、郡島(郡嶋)忠次郎の苦心談に見られる。

(一) 「奉天 茂林館 向野堅一君」の記事と郡島(郡嶋)忠次郎の苦心談

東方拓殖協会が大正十五年に出版した『支那在留邦人興信録』に、向野堅一について紹介した部分がある。以下は、その一部分である。

：(略)：二十九年一月台湾總督府通譯となり混成第七旅団に屬し、土匪討伐に従軍。同年十月、友人河北純三郎氏と共に北京に入り筑紫弁館を設け、公使館の用達商となり傍ら和洋雜貨の販賣店を営業す。日本人にして北京に商店を開設したるは君を以て嚆矢となす。君、天津に日本商品陳列館設置の必要を認め、三十二年帰朝して朝野の当路者に遊説勸告し、遂に九州炭鑛業家の賛助及び出資の承諾を得。外務省の許可を受け政府よりの保護金も亦漸く確定したる時、三十三年

義和団の変乱に際し、君の経営に係る筑紫弁館は此等匪徒の為に焼失の不幸に遭遇したるのみならず其留守主任たりし中村秀次郎氏は義勇兵に加はり戦死したる等、災厄踵を接して臻り止を得ず多くの債務を負ひ、半途にして廃業し、更に第五師団監督部の用達商となり、天津に入り有馬組北部の主任となる。：（略）
：（一九五〇一九六頁、句読点は筆者）

この記事によれば、河北純三郎と向野堅一たちは天津に日本商品陳列館を設置しようとし、明治三十二年帰国して官・民における関係者たちを説得して廻っていたことになる。「九州炭鑛業家」とは誰のことか。そこで、向野堅一友人・郡島忠次郎が語った記録（『続対支回顧録下巻』）を探った。

『続対支回顧録下巻』（前掲）によれば、郡島は、明治三年十月十九日、福岡県糟屋郡篠栗町の郡島甚次郎の次男として生まれた。粕屋中学校を卒業後、明治十九年に福岡の養鋭学校に入学した。このとき、鐘崎三郎や石橋禹三郎らと知り合う。翌年の明治二十年には、金子堅太郎、明石元次郎らを輩出した正木昌陽塾に入塾して漢籍を修めた。その後、簿記学校で簿記を学び、長崎で簿記、漢学の教師をしていた。明治二十二年、長崎市商業会議所で荒尾精の日清貿易研究所生徒募集の講演があった。長崎に来ていた鐘崎とともに上海に渡った。明治二十三年九月に学校に相当する日清貿易研究所が開設され、郡島は白岩龍平と同じ三組（三班）に入った。このとき向野堅一と郡島忠次郎は出会う。卒業後、二人とも上海の商品陳列館に入所した。この商品陳列所は深刻な経営不振となった。打開策を見つけようと東京で角田隆郎と奔走していたときに、日清戦争が勃発した。この戦役では第二軍司令部付、第二野戦隊付通訳官となった。日清戦争終了後は台湾に通訳官として赴いた（五一九〇五三二頁）。ここまでは向野堅一と行動が同じである。

さらに同回顧録によれば、明治三十二年、郡島は笹栗炭鉱の採掘権を巡る抗争を解決中であった。ちょうどそのころ、日清貿易研究所同窓生であった河北純三郎、向野堅一と香月梅外が天津に商品陳列館を開設する計画を立案し、郡島とあわせて四名の連名で趣意書を作成した。当初、郡島は名前を貸すだけという約束であった。いよいよ準備が始まると準備費用の調達・資金集めに奔走、ついに貝島太助・安川敬一郎・平岡浩太郎の賛助を得ることに成功した。「九州炭鑛業家」とは貝島太助と安川敬一郎のことであった。

この資金援助要請については次のような苦心談を郡島は残している。内容を略述すると、

- 1 河北の天津商品陳列館の趣意書が実に拙い文章だったので末永純一郎（末永節の長兄）に筆を入れてもらった。
- 2 趣意書を印刷する金がなかったので、郡島の時計を質に入れて印刷を済ませた。
- 3 この趣意書で二万円を金持ちから引き出すことにした。
- 4 十二月頃、まず郡島が河北をつれて貝島が宿泊していた馬関旅館を訪れた。貝島は「自分は良事と思うが、支那がわからぬから、安川が賛成したら私も賛成する」という返事であった。
- 5 運動費は平岡浩太郎の弟・常次郎から百円の無心をした。
- 6 今度は安川を若松に訪ねた。安川は何を言ってもジーツと無言で実に薄気味悪かった。
- 7 博多に帰った際、河北は「安川が賛成せぬと成立せぬ」と悲観した。
- 8 翌年の春、笹栗の一件で向野と上京した際、やっと安川の賛成を得て押印してもらった。
- 9 東京では、平岡の入れ知恵で農商務省（藤田次官、木村商工局長）に働きかけ、年額二千円の補助を受けるまでに話は発展した。
- 10 ちょうど矢野文雄に会った。一度どこかで役人に御馳走せよと言われたので、しか湖月で御馳走したはず。
- 11 その時、竹芝館に島田経一がいて、隣室に孫逸仙がいた。私（郡島）も二、三回ほど会った。（五二七頁要約）

となる。明治三十二年の二万円はかなりの金額である。これを貝島や安川から融資させようとしても、彼等がすぐに首を縦に振らなかつたのも当然であろう。この時期、貝島太助も安川敬一郎も炭鉱業確立に専念していた。郡島が河北をつれて馬関旅館を訪ねたとき、貝島が「支那がわからぬから、安川が賛成したら私も賛成する」という返事をしたのは、どのような意図によるものなのか。当時貝島よりも安川の方が鉱業規模ならびに資産規模が大きかった。安川は若松に住んでいた。『安川敬一郎日記』第一巻（北九州市立自然史・歴史博物館、平成十九年）によれば、明治三十二年十二月は一、三日、十七、二十一日、二十四、三十一日まで若松に滞在していた。訪ねたとなればこの期間内である。河北の話では「翌年の春」となっているが、明治三十三年の新

春に郡島と向野堅一がともに行動していた記録が『白岩龍平日記』にも残っている。中村義『白岩龍平日記―アジア主義実業家の生涯』（研文出版、平成十二年）所収のものによると、

一月一六日 火、…（略）…一時半到門司千住迎款酒飯、偶郡島、向野通刺来
会、不与郡島見者二年病在肺肝而容（？）意氣不甚衰出意想之外為之一喜（三五〇

頁）

とあり、これによれば、向野堅一たちは門司へ白岩に面会するために行っている。奇しくも同年一月六日の『安川敬一郎日記』には、博多に滞在していたことが記されている。翌日に門司に出向き、八日に帰宅したが、九日には大阪（大坂）へ出発し、十四日に大阪から東京へ出発、十五日から二十日まで上京している。向野堅一と会った可能性が高い時期は、一月十五～二十日、二十六～三十一日 二月一～二十八日 三月一～四日 五月 二十四～三十一日である。

明治三十三年の『安川敬一郎日記』に河北・向野・香月・郡島・孫文（中山樵）らの記述は見出せないものの、『白岩龍平日記』によれば、孫文が明治三十三年二月二十四日から三月五日までは東京に滞在していたことは確かである。孫文と島田経一が竹芝館に滞在し、郡島が孫文に二、三回ほど会ったのであれば、郡島と堅一が安川と面会したのは二月二十八～三月四日の間と特定できる。向野堅一も孫文に会ったのかもわからない。ただし断言できない。

『支那在留邦人興信録』（前掲）の「九州炭鑛業家」とは安川や貝島のことであり、彼らの融資確約を得て外務省の許可も受け、平岡浩太郎のアドバイスで農商務省に働きかけ、年額二千円の補助を受けるまでに話は発展し、「政府よりの保護金も亦漸く確定した」ことを指す。その手掛りは、『続対支回顧録下巻』（前掲）所収「河北純三郎」のなかの「筑紫弁館はその後、経営難に陥った」という記述にある。日清戦争とその後の一時的な好況で財界も大いに業務を拡張し、金融業は多額の手形を振出していた。しかしその反動が訪れ、金融は逼迫し、銀行は貸し渋るようになった。たとえば、中上川彦次郎の率いる三井銀行は九州炭鉱経営者すなわち炭鉱業家である麻生太吉や貝島太助に貸付けた金の回収に乗り出したほどである³⁰。

『安川敬一郎日記』において、安川と三井の顧問をしていた井上馨との接触が多いのも三井銀行の融資問題と無関係ではない。筑紫洋行もこの日清戦争後の不況の煽りを受け、経営不振に陥り、その打開策を講じなければならなかった。そうした一案として天津に商品陳列館を設立しようとしたのではあるまいか。後述する向野堅一宛ての矢野の書簡から推測すると、不況はすでに明治三十年頃から始まっていたようにみえる。こうした状況下において、彼らに融資する銀行があったとは考えにくい。向野堅一等は、九州の炭鉱業家たちに融資を依頼していたと推察される。

(二) 白岩龍平からの手紙

明治三十年十一月十九日に隆子に宛てた向野書簡 0257-4 に「店も一応小生渡清整理致す考に御座候」と明記され、まるで堅一が筑紫洋行から手を引きたいようなニュアンスを感じることは指摘しておいた。そして向野書簡 0288 によれば、三十一年八月四日以降、博多に居て北京を往来している様子は少なくなる。こういった一連の事象に先行して、堅一が白岩龍平に、小村寿太郎より矢野文雄へ依頼してくれるよう要望し、それに応えて白岩が堅一に宛てた返書が記念館に残っている。向野書簡 0139 がそれである。

御書面拝誦仕候。大坂(阪)ニテ御再会ヲ相期シ居候処僅カ一泊シテ急ギ出發仕候為取モノモ取敢ヘズ何レヘモ御無沙汰仕候始末幾重ニモ御諒恕奉願上候。其ノ御申越相成候小村次官へ御紹介ノ儀ハ小生ノ微力ニテ及候事ナレバ何ナリトモ致スベク候得共、同次官ハ今回初メテノ面識ニテ心ヤスキト云フ迄ニモ無之就テハ一封ノ書面ヲ以テ依頼致候事如何ト被存申候。若シ貴兄御上京ノ御モ有之候ハ直接御面会御依頼相成候事都合宜敷奉存候。同氏ハ淡泊簡直ノ質ニテ我々ノ話シハ至極致シ易キ人故御面談相成候ヘバ矢野公使へ依頼ノ勞ヲ取ルベクト奉存候。若シ左様御取相成様ナレバ小生ヨリ一番詳細ニ相メ御面会迄ノ御紹介可申上候。御賢考如何御伺申上候。：(略)：御令夫人へ宜敷御通声奉煩上候。右ハ鮮抗州へ出張ノ為御返事延引苦々御詫申上候勿々 不尽 龍平 七月十七日向野大兄御地方知已諸兄へ宜敷御奉上候

この書簡には封筒がなく発行年は不明である。ここで「小村次官」と記すのは小村寿太郎のことであり、「矢野公使」とは矢野文雄のことである。小村は次官を明治二十九〜三十年まで務めていた。矢野は明治二十九年に外務大臣の大隈重信の要請で清国特命全権公使に就き、二年間北京に滞在し、日清戦争後における清国外債借入問題を処理した。したがって、この書簡は明治二十九年か三十年のものである。実は、明治三十年七月十七日の『白岩龍平日記』には、

七月十七日 発信向山・小村・大石・岸田・河原・黒崎・秋山・向野・佐野・井出・宗方・守田・小川・中西・細川・前田・根津・村山帰京。(二五四〜二五五頁)

とあり、従って上述の書簡は、まさに明治三十年七月十七日のものということになる。向野堅一は小村を通して矢野に何を頼もうとしていたのであるか。公文書館「天津 商発第七八号 受第六〇六〇号」(外務省外交史料館「外務省記録」B10074385900)を見ると、「天津当省商品陳列所開設」の委託業者指定を依頼した。そして、「同陳列所事務被託人筑紫洋行」と記してあることから、堅一は小村寿太郎に会うことができ、三十三年四月二十日付をもって、委託業の許可を受けることができたのである。ところが、同文書では、筑紫洋行が開設準備・整頓をしないで明治三十五年五月十三日まで至っており、筑紫洋行に対する委託は解除することに決定した。

天津 商発第七八号 受第六〇六〇号 去ル三十三年四月二十日付商発第三四四〇号ヲ以テ及御照会置候天津当省商品陳列所開設方ノ義ハ同陳列所事務被託人筑紫洋行ニ於テ開設準備整頓セサル為メ今日ニ至ルマテ開設延期相成度ノ処目下ニ於ケル同行ノ現況ヨリ推察スレハ今後急速開設準備整頓ノ見込無シモノト被認候ニ付今般同行ニ対スル委託ハ之ヲ解除セシ候事ニ決定シ右解除ノ儀直接同行ニ対シ及通達置へ条此旨在同地帝国領事ニハ令達相煩シ度候通報旁此段及御依頼候也 明治三十年五月九日 農商務総務長官安広伴一郎 外務総務長官際田捨乙殿 明治三十五年五月十三日起草 同年〃十六日発遣 送第七八号 長官 在天津総領事館事務代理 農商務省商品陳列所ニ関スル件

しかしながら次の章で述べるように、明治三十三年六月に義和団事件のために筑紫洋行は焼かれて商店経営を中止せざるをえなかった。堅一は、同年七月十三日に第五師団監督部用達を命じられて北清事変に従軍したため、天津商品陳列所開設準備どころではなかったのである。同三十四年四月に用達を辞して北京から帰国したので、当公文書が起草された明治三十五年五月十三日には、日本に滞在していたのである。打ち捨てておいた天津商品陳列館開設の委託は結局、解除された。

第四章 筑紫洋行挫折からの再起

明治四十年に発行された奥谷貞次・藤村徳一編『満洲紳士録前編』の「奉天 茂林館 向野堅一君」には、次のように書かれている。

…(略)…三十二年義和団の変乱に際し君の経営に係る筑紫弁館は此等匪徒の爲めに焼失の不幸に遭遇したるのみならず其留守主任たりし中村秀次郎氏は義勇兵に加はり戦死したる等災厄踵を接して臻り止を得ず多くの債務を負ひ半途にして廃業し更に第五師団監督部の用達商となり天津に入り有馬組北部の主任となる 此役に於て通州―北京間の輸送を完全ならしめたるもの実に君の労苦幹旋の力なりとす 三十五年廣東省に入り両広の内地旅行を為し商工業に関する諸種の状況を視察し三十八年五月盛京省新民屯に出張し軍政署の囑託を受け遼西一帯の地に於ける物資輸送力に関する調査を遂げ後同地に有益公司を起し輸送及仲買業を営み兼て陸軍用達となる…(略)…(一九六、一九七頁)

『対支回顧録下巻』(前掲)では、

…(略)…斯くて君は二十九年十月、北京交民巷(ママ・車交民巷)に公使館用達店として筑紫弁館を開設し、其本来の目的たる対支貿易経営の本業に復帰したが、三十三年義和団の動乱に際して兵火に焼かれ、次で出征中の第五師団監督部用達を命ぜられて、北清事変に貢献する所多く、戦後は広東省内地に入り計画する所あつたが三十八年日露開戦に当りて、君は陸軍省より遼西物資調査を命ぜられたので新民府に赴き物資輸送に従事したのである。…(略)…(六一九頁)

と記されている。ただし、堅一は日露戦争には参加していない。それについては後述する。

そして自筆の履歴書には、

- 一、同三十三年六月 義和団匪ノ為メ筑紫洋行ヲ焼カレ仍テ商店ヲ中止ス
- 一、同年七月十三日 第五師団監督部用達ヲ命セラレ北清事変ニ従軍ス

- 一、同三十四年四月 願ニ依リ用達ヲ免セラレ北京ヨリ帰朝ス
- 一、同三十五年七月ヨリ十一月迄広東省ノ内地ヲ旅行ス
- 一、同三十八年六月 陸軍省ヨリ遼西物資調査ヲ命セラレ新政府ニ赴ク

とある。この三つを照合した上で、事象を整理しておこう。堅一は、明治三十三年六月に多くの債務を負い、半途にして筑紫洋行を廃業しなければならず、七月十三日に第五師団監督部の用達商を命じられて北清事変に従軍して天津に入って、有馬組の北部主任となった。その間に通州―北京間の輸送システムを完成するために斡旋に尽力した。その後、明治三十四年四月に用達を辞して北京から日本へ帰国した。同三十五年七月に広東省に赴き、十一月まで内地旅行をして商工業に関する諸種の状況を視察した、ということになる。

ならば、多くの債務すなわち借財はその後どのようにして返済あるいは解決したのであろうか。なおかつ、河北純三郎の記事の部分で後述する「一年ならずして巨萬の富を剩すに至つたと云ふ」はどのようにして成立していったのだろうか。日本最初の駐清国北京公使館・筑紫洋行に対する賠償は無かったのか。なぜ堅一は義和団事件時に、渡航のためにすぐに有馬組の社員になることができたのであろうか。筑紫洋行を再建しなかったのはなぜだろうか。有馬組の北部主任となっている間は長くて十ヶ月である。その後は十五ヶ月間、日本で過ごしている。帰国した後、玄洋社社員・宮川五郎三郎の書簡の往来が開始する。本章では、向野堅一の置かれた状況と苦闘の足跡踏まえ、筑紫洋行賠償金支払いの顛末を宮川五郎三郎の書簡を中心に分析し、第五師団監督部用達有馬組北部主任へ就任した結果がいかなる方向付けをもちえたのか。

その後、明治三十四年四月に日本へ帰国し、何か計画するところがあった、また再び、同三十五年七月に広東省に入り十一月まで内地旅行をして商工業に関する諸種の状況を視察したことになる。堅一は何の目的で広東調査に趣いたのであろうか。その結果はどうなったのであろうか。それらの意義を考察する。

第一節 義和団事件での焼き討ち

筑紫洋行焼き討ち後、向野堅一は、有馬組に身を投じ、清国第五師団監督部附用達として危機を乗り切ろうとする。彼を取り巻く状況はやや複雑であり、有馬組における位置づけや義和団賠償の行方などにも注意しつつ検討を加えたい。

ここで分析対象となる向野書簡は次の通りである。

0079 清国第五師団監督部附用達 向野堅一殿 親展 (裏) 福岡市住吉村 向野斉

拙於宮川君明治三十三年八月三日

0078 在北京野戦第五師団監督部用達有馬組 向野堅一殿 親展 (消印) 筑前福岡□年十

月十八日(八便) 大日本福岡縣鞍手郡新入村 向野斉 メ

0257-7 大分縣下毛郡真坂村矢野教一様方 向野隆子殿 親展 二十九日着第一号

(消印 豊前三十年十月二十八日口便) (消印 撰津大阪川口三十年十月二十六日口便) 大坂

京町堀通二丁目後藤支店 向野堅一 十月二十六日 (朱印 緘 向野(ニヶ所))

一 第五師団監督部用達

『対支回顧録下巻』(前掲)「河北純三郎君」では、

却説北京の筑紫弁館は其後経営難に陥つて、其救済に就き君は向野と共に帰国中に、三十三年の義和団事変が起り、東交民巷は団非の包囲中に陥り、店舗は遂に兵燹に罹り、而して留守を預かる店員中村秀次郎は、公使館籠城中に戦死したのであつた。是に於て君は百方北京帰還を焦つた。勿論筑紫弁館の事も氣にならうが、他に又現在の窮境を脱する為めには、戦地に投ずるのが得策であつたからである。君は遂に向野と共に東京の有馬組店員となつて渡海した。而して君の天津、北京に於ける活動と機智とは目醒しいものであつて、無論有馬組の為めにも働き、又君自身の為めにも大に活躍したので、一年ならずして巨萬の富を剽すに至つたと云ふ。(五三五頁)

と記述されている。

筑紫洋行は公使館の向かい側にあつたため、明治三十三年六月十日、焼き討ちにあい、社員たちは、暴徒鎮圧のため立てこもって防戦することになった。そのとき、八女出身の支配人・中村秀次郎が、民間人の義勇隊員として初の戦死者になってしまふ。『対支回顧録下巻』（前掲）によれば、中村秀次郎は中島彦次の次男として明治七年三月二十四日に福岡県筑後国八女郡岡山村に生まれた。明治二十三年に福岡商業学校に入学した。明治二十八年に台湾へ渡航して、明治三十年に東京で「支那語」を学び、三十一年に筑紫弁館に就職した。義和団事件の際に義勇団に加わって公使館で籠城防戦中、六月二十五日午後三時敵弾にあたつて戦死した。享年二十七歳であつた

（五三七頁）。明治三十九年、香月梅外は、河北、堅一宛てに中村秀次郎に関して書簡を送っている³¹⁾。当時、堅一は河北と神戸に買出しに帰国していた。筑紫洋行に戻りたい二人は、有馬組という当時大陸を横断していた土木業者の社員となつて清に戻つた。ようやく北京にたどり着いた二人が目にしたものは筑紫洋行の無残な焼け跡だけであつた。筑紫洋行は「中止」するしかなかった。河北と行動をともししていた堅一は、出征中の第五師団監督部用達を命じられて天津に入り、有馬組北部主任となつた。河北も同様であつた。そして、北清事変のとき通州―北京間の輸送を完全にしていった。『満洲紳士録前編』所収「奉天 茂林館 向野堅一君」において「実に君の労苦幹旋の力なりとす」（傍線部）と述べるのがそれである。この第五師団は北清事変では義和団鎮圧に出動し、連合軍の中核となつた。後に日露戦争では沙河会戦・奉天会戦に参加した軍隊である。

そしてちょうど同時期に惠州事件がおこる。惠州事件は、中国、光緒二十六年すなわち明治三十三年六月、孫文が反満革命のための興中会と革命諸勢力を結集して広東省惠州での武装蜂起をはかつて失敗した事件である。当時の中国は義和団事件によつて混乱しており、興中会の孫文はこれを機に三合会、哥老会と結んで惠州で蜂起しようとし、フィリピン、シンガポール、ホンコン、台湾、日本を回つて武器の調達に努めた。惠州起義ともいう。武器支援を期待して準備されたものの支援の約束が果たされず、孫文の奔走も効なく中止した。

筑紫洋行はどうなつたのであろうか。洋行焼き討ちで共同経営していた堅一と河北の二人は莫大な負債を負うことになる。第五師団御用達有馬組主任・向野堅一宛の書簡はそう多くない。堅一の人脈において、大きな変化が起こるのは北清事変以降であ

る。台湾通訳官時代までは、日清貿易研究所同期生たちとの結びつきが強かった。書簡の多くが同期生たちからの報告書であった。しかし、この時期になるとそこに割って入ったように玄洋社社員たちの書簡が多くなる。なぜ玄洋社との関係が強くなったのか。このことを解明する形と取りながら、筑紫洋行を失って以降の活動を検討していくと、『対支回顧録下巻』「河北純三郎君」（前掲）の記事に、

其頃福岡市に於いて倉富熊次郎が支那雜貨店を開いて居た。其の店には陳金台と呼ぶ、十三歳になる蘇州産れの少年が居て、之れが市中の人気者で、語学の進歩も早く、三十二年に支那に帰る時は、彼の日本語は実に自由自在であつた。

君は此福岡の支那店を、金台少年と共に引受けて経営する事となつて居たが、此店は当時支那に往復する者の集合所であつた。其定連には郡島忠次郎、向野堅一、倉富熊次郎、末永節、島田経一等があつて、町中では殿様店の称号を呈せられた通り、決して利益あるものではなかつた。（五三五頁）

と記すのが気にかかる。この文の中で注意しなければならないのは、「其定連には郡島忠次郎、向野堅一、倉富熊次郎、末永節、島田経一等があつて」というくだりである。末永節、島田経一は玄洋社社員であり、玄洋社の中で宮川五郎三郎同様、堅一に多くの手紙を寄せた人物である。『宗方小太郎日記』によれば、日清貿易研究所には宮崎滔天をはじめ、玄洋社社員が開校当時から出入りしていた。もともと日清貿易研究所生と玄洋社との交流は頻繁であつたと推測できる。それに加えて、倉富から店を引き受けた河北の福岡の店で、福岡出身の日清貿易研究所卒業生と玄洋社員との親交を深めていたと考える。

二 次兄・斉の怒り

明治三十三年、筑紫洋行が公使館の向かい側にあつたため六月十日に焼き討ちされて、社員たちは暴徒鎮圧のため立てこもって防戦し、支配人・中村秀次郎が初の戦死者になってしまふことはすでに述べた。当時、堅一は河北と神戸に買出しに帰国していた。洋行がどうなっているか気が気でない二人は、当時大陸を横断していた土木業者・有馬組の社員となって清国に戻った。ようやく北京にたどり着いた二人が目にしたものは筑紫洋行の無残な焼け跡だけであつた。筑紫洋行を「中止」して、出征中の第五師団監督部用達を命じられて天津に入った。そこで、有馬組北部主任となり、北清事変のとき通州―北京間の輸送を完全にしておくことができたのも、単に清語ができるだけの理由ではなかつた。確かに堅一の労苦斡旋の努力の結果という側面もあつたが、その背後には向野堅一の次兄・斉の並々なぬ助成があつた。向野書簡 0079 (三十三年八月三日) は、向野堅一宛に、次兄・斉が宮川(宮川五郎三郎)に託した書簡で、義和団事件発生から約二ヶ月後のものである。

書状来着健然の由大に安意致候 次一同無事消光候間放心被下度候 扱天津陳列所一件の運動費として倉富節氏に借用分 已に約束手形日限を経過し同氏より非常なる督促に接し出博の処 丁度同氏相待居られ候 本件に付ては種々談般(ご)を遂げたる要旨は后日接眉の時に讓成行より可申述候由を郡島氏を態飛脚にて呼寄より顛末相尋候処先日来広島より河北氏より返付致置呉との手紙来着致居候も自分引受片付すべき手順もなく 是非引受べき義の金にも無之旨申述

の部分を整理すると、天津に設立する予定であつた商品陳列所の一件の運動費として倉富節から借用した分は、すでに約束手形の日限を経過しており、同氏からの非常なる督促に接し、博多を出発するときにも同氏が待ち構えていた。本件について、事情を話して郡島(忠次郎)を急ぎ呼び寄せて顛末を尋ねたところ、先日、広島より河北(純三郎)より返金しておいてくれとの手紙が来たけれども、自分が引受けて片付けるべき物事ではないし、引き受けるだけの金員も無いという旨を述べている。

倉富氏に強制執行に着手する場合古林三郎氏を山地に遣したるも俊義氏は一向相手に成不申空敷維三郎名義にて宜敷様片付置けとの事なるも夫では節氏承知致くれず殆ど困入申候 爰に於て自分は已に談判合を止め 財産執行なりとも服存とも不可被成と決心し云破らんと思し事状度(と)なりしも顧れば河北君卿等為之中執行せしなる様の事有ては濟ざる次第 帰国の上は何と平工夫も相附き可申と存じ漸々虫を制し談極郡島、河北、向野三名の連帯借用の公正を為し 自分は保証連帯の調い候にて 本年十二月二十日限の処を以て落着致候

倉富が強制執行に着手する場合、古林三郎を山地に遣したけれども俊義は、一向に相手にならず、ただ維三郎名義のもので宜しいので片付けておけとのことであつた。それでは倉富節は承知してくれず困り果てている。自分は交渉を止めて財産差し押さえをされても仕方がないと決断した。しかし河北や堅一らのために、本当に執行されて濟むものではない。帰国して何とか郡島、河北、向野三名の連帯借用の公正を為し、齊は、保証連帯調整をするとして、何とか本年十二月二十日限とすることで落着した、という内容である。「山地」とは鉾山の権利に関する担保である。当時、向野一族や向野堅一も三菱が経営していた新入炭坑の利権を所持していた。その利権所は向野堅一記念館に所蔵されている。

右の如き迫せる事件を打捨置とは全体何たる所存なるや 無謀なる思念 耳を抱き居られては実に留守中の者は当惑致事に候 以上の次第河北氏へ話を申無被下度 次は中村永廉に係る手形御中々以て相運不申 同氏に乘じ 自ら出張督促する事幾回到候 先方よりは手強く責付せら進退極る逆境に陥り候 是より為遂に一週間滞在する事となり公私上差出の手紙は頻に來着致し実に迷惑千万 中村怒し度々詰引の末 本日十二時迄と相成たる処 干今入金不致 本日中調はざる上は無致方 訴訟する決心に有之候 然る時は(古)林三郎氏にては何分無覺束候間自分滞在せざる可らざる場合に立至り申候宮川氏來博の由 承知候条直ちに訪問 台地の事情等精敷聞及申候 有馬組員病氣の由嘸々心配と察入候 述る迄もなく自重專一可被致 留守中は万事無差間心配致可申候 中村秀二郎氏戦死の赴きに付き 同人父へは弔詞相送り致候 北京の模様相得候次第精敷通知相成度待入候 三十三年八月三日午十二時認め 住吉にて 向野齋 向野堅一殿

この文面からすると、筑紫洋行焼き討ちのことは日本に伝わり、天津商品陳列所設立のための借入金の返済を各方面から迫られている次兄・斉の様子がわかる。斉自身からすると、借金の後始末もしないで放置しておくとは、いったい何たることか、と怒りは激しく、「無謀なる思念 耳を抱き居られては実に留守中の者は当惑致事に候」と堅一に詰め寄っている。厳しく叱責しながら、対応すべき方策として、

・この事態を河北へ伝えること

・中村永廉に係る手形が運用できない。自ら出張督促することも幾回にも及んだ。

本日中に調整できない場合は訴訟する決心である。

・有馬組員病気の由、さぞや心配であろうと察する。自重専一せよ。

・中村秀二郎（秀次郎）氏戦死に対し、同人父へは弔詞を送った。

・北京の模様を得次第詳しく知らせよ。

という諸点を指摘する。これは、堅一の妻・隆子との新居である住吉で認めているので、斉は堅一の留守を預かる形で住吉に滞在していた。当時の住吉は現・博多駅前の付近であった。情報は博多でいち早く収集していたとも推察できる。この書簡からうかがい知ることができるのは、筑紫洋行経営時に計画を立てた天津商品陳列所設立のために借用した負債を整理できておらず、訴訟問題にまで進展しそうな気配であるということである。

次兄・向野斉の怒りは、向野堅一の交友関係にある人物達へと向けられていく。

卿等が友人は皆書生風の者斗りに付 一度金を借す時は 殆んど疑にたる同様

返すと云事は無之 現に 中村永廉の如き紳士の体面をしながら猶然り 十分警

戒を加へ居らざれば勞して功なきのみならず 終には妻子も養育する能はざるに

至るべし

本来ならば、よろしくない交友関係を有し、借金の後始末もしない子弟ならば、親兄弟から勘当されても致し方ない立場にあるところを、この次兄・斉は、決して堅一を見捨てないのである。さらに、同封の別紙「八月六日朝認め」には、

前紙手紙を認め候折迄は 記事の如くに候処或回の交渉の成に可感得情義を以て形付せしめ度事計にて大に談般を開始せし処同人も痛く感服し百万奔走せしも八月五日に至るも尚運ぶべき見込なし 已に旧盆節に属し自分中々居るべき気持もせず 漸々の事に一百円だけ作り 残りは八月二十五日迄延期を田中吉蔵に相談し 夫にて落着を告げ本日午十二時三十分列車にて返宅せり前紙にも認め置候通り倉富氏の分は 本年十二月限りにて候間河北君又郡島氏此度渡清せば同人より事情能々聞取の上期日迄には返済の方にて遠より詣でしき相成度 自分も此度位の苦しき事に立乗りたる事は曾て無之候宜敷は同意せざれば自分は是等の如き事には断然如何なる卿が非境に陥るも關係をせざる決心に候間 何人と雖も傷心なくば意外の辺に不利益は生ずる者に候 八月六日 朝認め 向野斉拝 堅一殿

とあり、天津商品陳列所開店の準備のために方々から借金返済を延期してくれるように齊の奔走する様子を示している。「大に談般を開始せし処同人も痛く感服し百万奔走せしも八月五日に至るも尚運ぶべき見込なし」「已に旧盆節に属し自分中々居るべき気持もせず漸々の事に一百円だけ作り」「残りは八月二十五日迄延期を田中吉蔵に相談し」「倉富氏の分は本年十二月限りにて候間河北君又郡島氏此度渡清せば同人より事情能々聞取の上期日迄には返済の方にて」といった文言は最終的に「自分も此度の苦しき事に立乗りたる事は曾て無之候」「自分は是等の如き事には断然如何なる卿が非境に陥るも關係をせざる決心に候」というように堅一に強く向けられていく。

それから二ヶ月後の向野書簡 0078 (明治三十三年十月十八日)では、

拝啓 書留を以て御申越の段委細承知仕候 就ては河北君帰省の旨報告に接したるを以て直ちに出博し実処金子は隆殿に於て己に受取済に有之候 当時新入尋常校建築費一時借入用付き壱千円は：(略)：己に貸付致す積り(に)候も是は未だに確然分明不度候 ；(略)：河北君の談によれば最早余計なる利益事業も無己由昇々して然には留主中一同の者も氣遣致居事なれば一応帰省致しては如何候成然れ共今回ハ空前絶後の一遇なれば目的ある事に対し放ら勸に一不致、品定中は万事相斗申兼収候 ；(略)：隆殿も懐妊の様子にて本年旧十一月頃分娩の筈なる聞及候 是とて決して心配には及不申候得共大概月の相違見得者帰省も可然と被存候 河北の談に拠れば今回は御等二人が一当功の拝承候 小人は凡て人の善

きを忌むの常身体あれば万事気配りは肝要ニテ油断は一身の大敵に御座候条能々注意せらるべし　：（略）　：親族中何れも変り無く無事相暮居候恥中晋は常に健康と相置候　之自愛專一と成され度申置候　明治三十三年　十月十八日　向野齊向野堅一殿

と記し、堅一は、その後、書留で事情を説明したらしく、齊は委細承知したとする。河北からの金員は、堅一の妻・隆子がすでに受取ったという。齊は、当時、新入尋常校建築費を一時借用して千円を貸し付けるつもりであった。齊は河北から聴いた話に基づいて「最早余計なる利益事業も無之由昇々して然には留主中一同の者も氣遣致居事ナレバ一応帰省到テハ如何候」と、帰国を促している。しかしながら、「今回ハ空前絶後の一遇ナレバ目的アル事に対し放ら勸に一不致、品定中は万事相斗申兼収候」と穏やかに弟を氣遣っている。「隆殿も懐妊の様子ニテ本年旧十一月頃分娩の筈なる聞及候」というのは、堅一の次男・有二の出産の事を示している。向野書簡 0079（明治三十三年八月三日）では、あれほど怒りを露わにしていたのに、向野書簡 0078（明治三十三年十月十八日）では、「之自愛專一と成され度申置候」と機嫌を直している。おそらく「河北の談に拠れば今回は御等二人が一当功の扨承候」が、齊の機嫌をよくする事態を示しているに相違ない。それはいったい何であろうか。

三 有馬組と向野堅一

筑紫洋行を焼き討ちされたことよって多額の債務を生じた。しかし今のところ債務の総額は明確ではない。債務をどのように解消していったかを探ることで、解明の緒を得ることとしよう。実は、この債務返済に関する事項が、齊が河北から聞いた

「河北の談に拠れば今回は御等二人が一当功の扨承候」に関係するのかもしれない。

まず義和団事件中に大阪に買い付けに帰国していた河北純三郎と向野堅一とが、有馬組の社員となつて渡清する意義を検討しよう。そもそも有馬組とはどのような組織であつたらうか。建設産業図書館に対する質問「明治時代の建設業者「有馬組」について知りたい。特に日清戦争時の広島県での陸軍関係の人夫供給に関して知りたい」

（平成十六年六月二十二日、不出人不明）への回答によれば、当該図書館所蔵の資料「昭和五年度帝都復興記念版　土木建築請負並に關係業者信用録　2」あ之の五十五頁、「請

負之栞」の二十一頁、「鹿島組史料」の一七二頁、「建設人物史上巻」の三十四頁に有馬組および創業者・森清右衛門に関する記述があるという。なかでも、広島県での陸軍関係工事については「請負之栞」に、「…(略)…同(明治)二十七、八年征清の陸軍省より近衛、第一、第二、第三、第四、第五師団等軍役夫諸職工約二万人の請負を命ぜられ広島へ出張す」という記述のあることがわかる³²⁾。有馬組を直接取り上げた先行研究が見当たらないものの、北井波治目による『自叙伝』(昭和八年)には「有馬組整理事件」という記事がある。それによれば、「有馬組なる商号は本田平八郎の配下より軍事に於て輸送者として歴史あるもの、先代は御維新の際、長州軍の為其輸送を盡し、当代に至るも尚長州系の武者と親交があり、陸軍方面の請負は有馬組の長所とする処、今之を廢滅するは債務者の不幸なるに留まらず債権者も僅少の処分により損失となる」(五十四頁)と記されている。「明治三十八年中日露事件の終了に際し、有馬組は建築工事の下請負人神田錦町の長谷川金太郎氏裏書手形金数万円の支払に窮し、遂に事実上支払い停止」(五十頁)となった。森清右衛門が創業者で、請負業かつ人夫供給の役割を日清戦争時点から果たしていたのである。

以前より堅一と有馬組との関係を示す書簡が残っている。向野書簡 0257-7 すなわち大坂京町堀通二丁目後藤支店から堅一が明治三十年十月二十六日午後三時に妻・隆子へ宛てた手紙には、

…(略)…四時半頃出帆海上極々無事にて今朝五時大坂川口に看し後藤に來り候節は未だ皆々寢居り候故、此許も一眠り致候。船中は柿と正宗酒にて眠り通し少しも苦痛を感じ申さず安樂に到着致し居り候間御安意下され度候。当地に着するや早速有馬組に至り森氏相尋申候処、昨日は有馬温泉地へ用事之有り赴かれ今晚か明日帰坂の筈にて都合尤も宜敷御座候。就ては京都へは二三日中に出張仕るべく候。…(略)…

とあり、文中傍線部の有馬組の「森氏」とは森清右衛門のことである。堅一は森清右衛門とも直接面会できる立場にあった。「当地に着するや早速有馬組に至り森氏相尋申候処」というこの一文によつて、堅一と森は知り合いだったことが明快である。

義和団事件が起こったときに有馬組の社員に即座に早変わりできたのも、堅一の人脈によるものであったと考えられる。

義和団事件による筑紫洋行焼き討ちは、向野堅一らにとっては、今まで構築した全てのものを失う結果となった。その負債額は人生未曾有のものであったといえよう。しかし、幸いながら彼らが一縷の希望を捨てずに済んだのは、有馬組を背景にした第五師団御用達になったことであつた。公文書館 131029 「第五師団 義和団 明治三十年」 「参謀総長侯爵大山巖 派遣隊編成方第五師団長へ命令ノ件 陸軍省」 中「命令案」 (防衛省防衛研究所「陸軍省大日記」 C08010001400) によれば、

陸軍大臣ヨリ第五師団長へ命令案

一、北清地方義和団匪徒暴動ニ依リ帝国公使館公使館并ニ臣民保護ノ為メ陸兵ヲ派遣セラル之ガ為メニ其ノ師団中広島屯在諸隊ノ現在員ヲ以テ別冊臨時派遣隊編成要領表ニ依リ左ノ諸部隊ヲ編成スベシ 但其編成ハ遅クモ来ル六月十九日迄ニ完結スルヲ要ス

歩兵一大隊 騎兵一隊 工兵一隊 輜重一隊 天幕輸送員

二、前記諸隊ノ編成完結セハ臨時派遣隊司令官陸軍少将福島安正ノ指揮ニ属スヘシ 但シ臨時派遣隊司令官ハ任務上陸軍大臣ニ直隸ス

三、各部隊ノ編成完結スル毎ニ其日時ヲ陸軍大臣及参謀総長ニ電報シ全部ノ編成完結スレハ速ニ其将校同相当官職員表及人馬一覽表ヲ呈出スベシ

四、衛生部士官下士ノ不足ハ広島衛生病院ノ者ヲ以テ軍吏部士官下士ノ不足ハ第五師団監督部ノ者ヲ以テ職工長、工卒ノ不足ハ傭役ノ者ヲ以テ補フコト得前項ノ外師団ノ保管物件ヲ以テ供給スベキモノノ補足其他ノ細件ニ関シテハ師団長適宜之ヲ処理スベシ

五、臨時派遣部隊ニ要スル人馬物件ノ補充追送 (陸軍大臣ヨリ特ニ任命シ若クハ追給スルモノヲ除ク) ハ当該師団長ノ担任トス

とあるので、義和団事件より北清事変へと拡大するにあたり、第五師団に対する陸軍大臣からの命令は、有馬組に陸軍関係工事を請負わせたと考えられる。日清戦争のときには軍役夫諸職工約二万人の請負を命じられたわけで、北清事変のときもすぐさま人員を手配できたのは有馬組であつた。傍線部にある、これらの規模の兵隊の食料を現地で賄うには、あるいは補充するには、現地に慣れた人材が必要であつた。堅一、河北はまさにその任に適していた。

また、「第五師団 有馬組 用達」「有馬組 便乗願の件 清国事件書類編冊 明

治三十三年九月二十七日 臨清 陸軍省」(防衛省防衛研究所「陸軍省大日記」

C08010118000)

によれば、

御願書 東京市神田区関口町六番地有馬組支配人 五艘秀次郎 同組員 嘉永二年四月生東京市神田区関口町六番地 松岡滋太郎 明治五年七月九日生 右ハ今般第五師

団司令部ノ御用達且ツ対清貿易商会ノ業務ヲ兼ネ清国北京迄罷越度海外旅行免状

ハ携帯罷在候ニ付宇品ヨリ清国大沽迄御用船便乗御許可相成致度此段奉願上候也

明治三十三年九月二十七日 有馬組用紙 右 森清右衛門 陸軍省御中

とある。文中傍線部の示すように、有馬組は第五師団の御用達であるとともに、対清貿易商会の業務を兼ねており、北京まで渡清することが可能だったのである。前述の通り、第五師団は北清事変では義和団鎮圧に出動し、連合軍の中核となった軍隊であり、後に日露戦争では沙河会戦・奉天会戦に参加した軍隊である。河北と堅一が有馬組の社員となって渡清したのは、通常は、渡清に制限がかかっており、一般人は有馬組関係者しか渡清できなかったという事情によるものと考えられる。有馬組としては、清国における商業活動経験豊富であり、なおかつ日頃から親交の深い堅一らの力量に期待するところは大きかったのか。実は、明治三十四年に筑紫洋行の土地売却をめぐって、有馬組との駆引きが行われている。その様子を見ていきたい。

第二節 向野堅一帰国後の大陸における動静

出征中の第五師団監督部用達有馬組北部主任として、北清事変のときに通州―北京間の輸送を担当していたはずの向野堅一であったが、明治三十四年四月には自ら用達を辞職して北京から帰国している。有馬組に所属していたのは僅か十ヶ月余りであった。しかしながら、成田の書簡（後述）によれば有馬組から大きな配当を得ることになる。

一方、筑紫洋行はどうなったのであろうか。義和団事件の焼き討ちで共同経営していた堅一と河北の二人は莫大な負債を負うことになったはずではないか。計画倒れした天津商品陳列所設立のために河北と堅一の借金返済延期交渉を担い、頗る機嫌が悪かったはずの次兄・斉は、前述のごとく二ヶ月後に帰国した河北に会って頗る機嫌良くしている。これはいかなる情況変化を示すものなのであろうか。

帰国した堅一に対して、玄洋社社員・宮川五郎三郎³³は、明治三十四年五月七日以降より北京十景花園から福岡の向野堅一の自宅（筑前国筑紫郡住吉村住吉神社前）へと書簡を投函している。まず書簡を時系列に沿って並べ、その後に検討を加えることとしよう。分析対象となる書簡は次の通りである。

0108 大日本筑前国筑紫郡住吉村 往吉神社祠前 向野堅一様 侍史（消印 筑前福岡
三十四年□月八日イ便）（消印 清国北京三十四年五月七日）清国北京九条胡同 宮川五
郎三郎 四月三十日発

0110 大日本東京市芝区桜川町風流館 向野堅一様 親展 イソギ（消印 清国北京三十
四年五月七日）在清国北京九条胡同 宮川五郎三郎（消印□34・5・16前105/6）

0105 大日本 福岡縣筑前国筑紫郡住吉村住吉神社祠前 向野堅一殿 侍史（消印 清
国北京三十四年六月□二日）（消印 筑前福岡三十四年六月十八日イ便）清国北京十景花園
胡同溥善書院 宮川五郎三郎 （中身三通あり）

0113 大日本福岡縣筑前国筑紫郡住吉村住吉神社□前 向野堅一殿 親展（消印 筑前福
岡三十四年七月三日イ便）（※消印二重押印不詳 北京十景花園溥公館 宮川五郎三郎）

0114 大日本福岡縣筑前国筑紫郡住吉村住吉神社□前 向野堅一殿 親展 （消印 筑
前福岡三十四年七月三日イ便）（消印 豊後大分三十四年□月五日イ便）（豊後大分□四年七
月五日イ便）清国北京十景花園溥公館 宮川五郎三郎

0111 大日本筑前国筑紫郡住吉村 住吉祠前 向野堅一殿 (消印 豊後別府三十四年七月八

日イ便) (消印 筑前福岡□年七月十日イ便) (消印 清国北京□年七月□) 在清国北京

十景花園 溥善書院 宮川五郎三郎 拜白

0112 大日本福岡縣筑紫郡住吉村住吉神社祠前 向野堅一様 親展 (消印 筑前福岡三十

四年十月十五日□便) (消印 □01・□・P.J.1) 北京十景花園胡内溥公館 宮川五郎三

メ

0160 筑前国福岡博多町住吉宮前 向野堅一殿 急至展 十二月二日 附 (消印 筑前福

岡□年十一月二日ロ便) (消印 東京神田 34-10-31 后3□) 森清右衛門 明治三十四

年十月三十一日 東京市神田區関口町六番地 有馬組 電話本局千百七拾貳子

五百〇三番) 封 (有馬組用箋使用)

0158 奈良崎来状 ※封筒無し。原稿用紙使用

0157 調査メモ地図 (城壁、防備等)

0019 成田氏来状 ※封筒なし

0123 - 3 奈良崎氏来状 文事之件 ※封筒無し

一 堅一に対する世評―宮川五郎三郎からの報告―

これより、これら一連の書簡を中心に、関連する書簡をも用いて考察を加えよう。なお、宮川の堅一に対する敬称は「盟兄、兄」である。書簡には一部「川北」と記す箇所がある。すべて「河北」と表記を統一する。

博多駅前の住吉神社傍に居を構えていた堅一に対して、宮川五郎三郎が明治三十四年四月三十日発で書簡を投函してきた。それが向野書簡 0108 である。

… (略) … 筑紫弁館の件は其後奈公屢公使館に出頭致候。極めて詳細は同人より通報するならんと存入候。斉先と奈公の折合は極々の円滑にて一の風波無之例の通り仕事は無之候も皆な平快に業に勉め居候故居供も仕合に有之候。支那人は以前の通りに有之候。先頃藤井計年が勾留せられたため其連累者の嫌疑にて「リュアール」「マエンチン」拘引えられ、「コアール」は天津に逃げるなどにて一恐慌を来したるも日ならず晴天白日にて目出度事澄候。… (略) … 島田君も南清に渡ると掛合候。御面晤の節宜敷。田鍋や島君等来京時に相会候。田君は四、五日中

帰朝の途に就く予定に有之候。当地の時局満州問題一段落可致一の見るべく報すべきもの無之候。本紙到着の節は極めて東上後と存入候条御挨拶のみに止めて又た報すべきことは後日に報ずる。一考に右之候に決して急がずと極めて優に一家の団欒を尽し候後中秋三五の月明に棹して渡航せらるる位が極みの上分別ならん。帰心矢の如き軍隊も立往生の姿にて面白い。思出の俣報奉不尽 宮川五郎三郎 三十日 向野盟兄 机下

この手紙からは、義和団事件・北清事変後の北京の様子がよくわかる。「島田君」というのは宮川と同じく玄洋社に所属する島田経一³₄のことである。「島田君も南清に渡ると掛合候」という一文で、島田が後の孫文の南清独立運動へ参加するつもりであることが察せられる。

前出の向野書簡 0079 (三十三年八月三日)での次兄・斉の怒りの背景には、向野堅一に対する厳しい世評の存在があるようであり、宮川の書簡では、向野堅一の世評を気遣う内容をしばしば記している。向野書簡 0110 (明治三十四年五月六日)では、次のように書き認められている。

… (略) … 先頃、田鍋、中島、黒崎の三氏来京せり。関と天津まで邂逅せりと聞けり 中島、田鍋両氏につきなほ君の東京における噂を探知せしが実に冤罪は雨の如くに君の一身に降りかかりつつありたるものと承知致。上京後君が御苦心も御察し申し上候。俯仰元より天地に愧じず大夫畢境を欲情に止むるか要なきも、偶に君の知己たる根津の如き、田鍋の如き君子人をして幾分の遊心を君に向て起さしむは人世不幸中の尤も不幸に属するものと存ぜられ只管君の濡衣をほさんと欲するは小子等一回の希望に有之。故に今回前に三氏の来遊を期とし奈良崎ハ中島君を説き小子は田鍋君を説くなど幾分奔走居候処。田鍋君の如きは遊心全く斉れ去三日当地出發致され出發に際し、帰京の上根津は勿論森にも充分向晤して其不都合を勧告せんと迄申しおられ候条何卒右会にて田鍋氏には御揃被下度偏奉願上候。今回の田鍋氏の来京は政治上の事は勿論万事の事に迄大に好都合に有之候。… (略) …

宮川は、堅一の東京での噂を知って、堅一に雨の如く冤罪が降りかかっていることを告げている。おそらく堅一が上京したときには、苦勞するだろうと心配している。いったい、どのような噂なのか、どのような冤罪なのか、この書簡ではわからない。しかし、田鍋安之助、中嶋真雄、黒崎恒次郎の三名のうち、中嶋、田鍋の二名は、堅一を信じている様子である。なぜならば、この二人は、かつて日清貿易研究所の教員であり、同期生であったかである。堅一の「知己たる根津一」のような君子までもが堅一のことを心配しているようでは、不幸の極みというもので、ひたすら堅一の濡衣を晴らしたいと思うのは我々男児の心意気というものである、と宮川は言う。だから、今回、三氏の来遊を機会に、奈良崎は中島に説き、宮川は田鍋に説くなどして、幾分奔走しているとろだ、と伝えている。「田鍋は、安心して去三日に当地を出発し、その際、帰京して根津は勿論のこと、森（清右衛門）にも充分にその不都合を勧告しようと言っておったから、何卒、その機会に田鍋にあつてほしい。今回の田鍋の来京は政治上のことは勿論、万事につけて大いに好都合である」と、宮川は堅一に一つの方策を打ち出している。ここでの「森」というのは森精右衛門のことであるが、なぜ森が登場するのは、筑紫洋行売却の件において有馬組に関わるからである。

東京における噂というのは何であろうか。堅一はどのような濡れ衣をきせられたのであろうか。ここで考えられる一つは、明治三十三年八月頃、孫文の南清独立運動に助成していた玄洋社の宮川五郎三郎、島田経一、末永節らが大陸への移動理由に有馬組で働いている向野堅一との面会を挙げたことである。これが「外務省甲秘南清独立計画報告」（公文書館 B03050064300-31）である。この計画は、宮川五郎三郎、末永節、島田経一らが、南清独立を計画していた孫文を支援するために南清に渡ろうとして、向野堅一への面会を理由にし、取り調べられた事件である。よって、堅一もそのグループの一員とみなされたという疑念である。

向野書簡 0105（明治三十四年六月十一日）では、孫文とかかわる疑念ではなく、有馬組と関連する好ましくない噂を連想させる。

森の所遇につきては当地の知友も一同慊正やたらず彼れとしても白状の生立決して美しかるべき筈に無之而して盟兄が昂然自重の態度を以て此鄙借人接せられたるは洵に見挙げた御挙動として感服居候。盟兄も如欺行動を以て世に処し給ふ将来の成功刮目して視るにも足るの有之かと存入候。徳孤ならず必ず隣あり。森

が如きもの果たして成功するか盟兄が如きもの果して成功する旻天上にあり。烟
眼將に人の背後に微す。盟兄幸に御自愛被成度。盟兄が今の境遇は人世航路一大
瀬戸たることを忘るべからざるなり。

つまり、堅一は有馬組を明治三十四年四月に辞職している。悪い噂はその直後の五月
から始まっている。有馬組を辞職するにあたって何か不都合な理由があったのかもし
れない。しかしながら、宮川は堅一の態度を非常に高く評価している。森の処遇につ
いては、当地の知友も納得していない、森としても面白くないはずだったが、堅一が
自重した態度で接したのは、まことに見上げた挙動として感服してしまった、と宮川
は褒める。堅一のこのような処世術は将来の成功を視野に収めたものであるうと思っ
た、と宮川は述べる。森のような者が果たして成功するか、堅一のような者が果して
成功するか、「烟眼將に人の背後に微す」といったところか、と将来の予測めいたこ
とを宮川は言うが、実にこれが的を射た形になるのは、二十年後である。有馬組は倒
産し、堅一は奉天実業界の重鎮となっていく。「今の境遇は人生航路の一大瀬戸際
にあることを忘れるべきではない」という宮川の忠告は、堅一の人生そのものを表すこ
とになる。

次に、宮川から届いた手紙、すなわち向野書簡 0111（明治三十四年七月十日）
は、さらに堅一を称賛するというか、励ます手紙であった。

啓 六月二十一日の芳冊拜見仕候 近頃は裏畑に鋤などを執つての生活と何たる
風流閑雅か一段の光采は慥に君が頭の上に輝けり 今日君が態度は將に 千古
人の的たるに愧ず候。君にして此事忘了するの時ならば 君は如何なる事業と雖
も成功せざるなし 予は実に此報に接して瞻仰し 措く能はざるの感を打たる。
溜月小利小康に安するの小運に 而して君や具に疾ん全激の雨弾丸焔雨の辛酸を
嘗め、帰来 笑って南畝に耕す二十世紀の日本には容易には見られぬ事ぞかし
勉旃ツマラヌ奴に金を借せば借したものが馬鹿になる。君平然とし構え給へ。天
下の日清は 必ず 君に趨る太姑息の小仁義に拘泥せず 泰然前途の歩飛を舒ふ
る事に鋭意着手せらるるこそ 君 目下の大事に御座候

宮川は、六月二十一日付の堅一の手紙を読んで、堅一が、近頃は裏畑に鍛などを執つて風流閑雅な生活をしていることを知る。堅一に対して、「一段の光采はまことにあなたの頭上に輝いており、今日のあなたの態度はまさに立派なものである。あなたがこのことを忘れないならば、あなた自身はどのような事業でも成功するだろう。私は実にこの知らせを聞いて瞻仰し感動した。二十世紀の日本では容易には見られないことである。あなたは平然として構えていたまえ。天下の日清は必ずあなたの手に委ねられる。鋭く心を研ぎ澄まして着手することこそ、あなたにとって大事なことなのだ」という意味のことを書き綴っている。精神的に弱っていたであろう堅一に対する宮川のこの激励、称賛は、盟友としての宮川の存在を堅一に大きく印象付ける。堅一と宮川との友情は、大正六年に、後妻・シウ（修子・収子）を連れて大連の宮川宅を訪ねるほどに永きにわたって続く³⁵⁵。

二 筑紫洋行売却の動向とその顛末―宮川、森清右衛門の書簡からの考察―

宮川五郎三郎の書簡は、そのほとんどが筑紫洋行の売却の内容である。向野書簡 0105-1（明治三十四年六月十一日）では、次のような記述がある。

…（略）…奈は依然として以前たり。…（略）…筑紫弁館一件未だ落着せず、奈、七千テールより引水如と頑張る処止むを得ざる事かと存入候 先頃川北君の電報ありしも奈は依然旧態を執居候…（略）…

「奈」とは、玄洋社社員の奈良崎八郎を指す。奈良崎は依然として以前のままである。つまり、筑紫洋行の件も、奈良崎が七千テールより売却価格を下げないと頑張るので、未だに落着しないと報告しているのである。奈良崎が下げないのも止むを得ないことかと思う、と宮川は言う。先頃、河北純三郎から電報あったけれども奈良崎は依然としてこれまでの方針に固執していた。

また、向野書簡 0105-2（明治三十四年六月二十一日）の宮川五郎三郎からの書簡には次のように書かれている。

有馬組は事業撤退の方針をとり、弟は立退きを命ぜられ馬を連れて中島真雄 黒崎など、同居する筈にて明日朝居致十景花園にと集まるべく候。奈良崎のえ馬も取上られて廃止せられ、九条は止めて三条に同居なるなど、老人会の退守策には斉田初め奈良崎迄も大閉に致居候 土地は買収せぬと兼てより申来候由一時の權益とを見込買ねば売らぬと奈良崎気焰を吐き候。尤もな事にて今弱音は吹けたものに無之吹けば吹くほど損に有之候。川北君が五千円にて宜敷と打電したるも奈良崎は依然旧態を守り居候。

どうやら、有馬組は事業撤退の方針で、宮川は立退きを命ぜられたらしい。馬を連れて中嶋真雄・黒崎恒次郎などが同居するはずで、明日朝十景花園にと集まることとなっていた。奈良崎の馬も取り上げられて廃止され、老人会の退守策には斉田をはじめ、奈良崎までも困惑しているという。土地は買収せぬと有馬より連絡があったとのこと、買わねば売らぬと奈良崎は気焰を吐いている様子がわかる。もっともなこと、今弱音をはけば、それだけ損することになるう、と宮川は言う。河北は五千円テールにてよろしいと打電してきたが奈良崎は一步も引かない、と言っている。

この奈良崎は、帰国後、病にかかり玄洋社が経営する東京養生園に入院し、家族は困窮を極めた。その奈良崎のために家族に金を送金してくれるように、玄洋社の社主らが連名で堅一に嘆願書を送ってきている。それが向野書簡 0003 である。

向野書簡 0113 (明治三十四年六月二十一日) では、

…(略)…森沽渡沽(清右衛門)君に対する観念は如何かと案じ煩い候処当地の実況に接して□然覺敷ありたるものと見へ、…(略)…今となりては兄に対しても気毒の思ひを存い居るものと存入候 殊に日、沽(清)両兵戦没供養塔を建立致筈にて橋口、森の両氏発起相求、是れに關し兄にも米方義指頼み度ものなど、森其人の申し候より考ふれば今や全く□然坦然前罪を悔ひたるものに存入候。何つ又手置き俯行不悦天地ば何れるときか人を知て心服せしむる事必然にて兄が朗なる行為ねに森を服さしめなるものと存入隨而向後の万事大に安心居候 筑紫弁館の件は奈良崎は前後の行状上到底五千兩などの弱音を吐き得ぬと云ひ居り候。将来強固の態度を執りたるもの故恐らくば奈良崎の口上り云為する事は六ヶ敷かる

べし。又た地勢上突張り置けば独乙が買収するは勿論買収せざるも雑貨などを出すには適當の場所にて是を家賃にて配立すものとするも充分の利益を見る事を得る。近来各公使館、各兵營建築に着手し兄の滞在中とは形勢全一憂筑紫弁館跡の如きは実に好良の場所にて恐らくば安々と手離す事は出来得るものにあらずと被
伝候…(略) …

宮川は、森清右衛門がどう対処するか心配していたが、森は北京を訪れて当地の実況に接して理解したものと見え、今となつては、堅一に対しても気毒の思いを有している、と報告してきた。筑紫洋行（筑紫弁館）の件では、奈良崎は河北のように、到底五千兩などとの弱音を吐き得ぬ、と言つていた。宮川は、奈良崎の言うように七千テールで成立することの方が難しいと考へていた。また地理上、独乙（ドイツ）が買収するのはもちろん、買収しなくとも雑貨などを出すには適當の場所であり、貸家で貸し出して、その家賃で充分の利益を得ることができる。近いうちに各公使館、各兵營建築に着手する。堅一が筑紫洋行を經營していたときは形勢が全く異なり、筑紫洋行跡地のところは、実に好良の場所であり、安々と手離すものではない、という報告内容である。

向野書簡 0112（明治三十四年十月十五日）では、「筑紫弁館、有馬組の近況は、奈良崎より知らせる。ただ「居留地」の事が気にかかるから、必ず手を抜くこと無いように願う、と書かれている。

…(略)…筑紫弁館、有馬組の近時は奈良より御通知申上候由につき何も申上ず候只居留地の事が気にかかるから必ず御手抜無之様奉願上候 先は下略儀近況御
報併て御願迄…(略) …

「居留地」は、ここでは天津の居留地のことである。報告書は、堅一宛の分弊宿にやってくるはずの奈良崎に送り、その後で奈良崎が詳しく話すから近況の詳細を承知してくれ、という。

これら宮川からの書簡によれば、義和団事件から一年経ても筑紫洋行の件は解決しなかつたということである。その理由の一つに、奈良崎が七千テールより下げないと

頑張ったからである。どうやら賠償問題に関しては、有馬組は事業撤退の方針で買わないで貸借を申し出たのではなからうか。だから奈良崎は、買わねば売らぬと気焰を吐いた。河北が五千円テールでも構わないと言っても奈良崎は一步も引かなかった。この問題に有馬組の森清右衛門がどう対処するか心配していた。しかしながら、森は実況に接して理解したものと見えて、堅一に対しても気毒の思いを有したと推察できる。

一方、奈良崎は、河北のように到底五千両などの弱音を吐き得ぬわけで、場所としてもドイツが買収するのはもちろん好都合な土地である。事実、筑紫洋行跡地にドイツ公使館が建設される。結局は、ドイツが買ったのである。買収しなくとも雑貨などを出すには適当の場所であり、賃貸で貸しても充分の利益を得る場所だった。安々と手離すには惜しい土地であったことに間違いはない。

ここで筑紫洋行跡地の件で有馬組が介入していること、玄洋社の奈良崎が委任されてことを確認して行かねばならない。また、宮川はどのような役割を担っていたかも考察する必要がある。その手がかりとなるのが、堅一直々に当てた有馬組の創始者・森清右衛門からの書簡である。

明治三十四年十月三十一日に認められた森清右衛門からの書簡、すなわち向野書簡0160は、神田の有馬組本社から福岡にいる堅一に当てた書簡である。宮川が報告してきた通り、森は清国を訪問してきたことがわかる。

向野堅一様

清右衛門

…(略)…清国より持帰候の骨董類も過る二十二日日本橋倶楽部にて展覽会を開き売立候処目下の経済界とは乍申余りの不景気にて僅に百分の一程より購買者無之到底内地にて販売の目的無之旨無抛地内合名会社の手を以て北米へ輸送致十二月クリスマス前に売立候都合に仕候。

清国美術品を輸入販売しているわけだが、日本で売れず、アメリカに輸送している。このような情況下、

右の次第此方も一、二万円は本年内の金では間に合申間敷旁大手違と相成手許大逼迫狼狽致居候儀に付 何共貴下へ対し御氣の毒千万には奉存候が本月末御支払の金員は暫く延期被下度懇願致候。

一、二万円は本年中の金で間に合わせることができたが、手違いで大逼迫してしまつて狼狽している。堅一に対して御氣の毒千万であるけれども、本月末の支払金員はしばらく延期してほしい、と言っている。

：（略）：渡清の上御入用の御予定も御座候へば天津には叔江及北清貿易洋行共須永達と申人監督致居候。同地にては多少の金融は繰合せ出来可申候に付無御遠慮御相談可被下候。只今過日富田より申上致候北京の地所取引にても御帰天此分先に流用御間に合可申候。

堅一が渡清する場合には、天津には叔江及び北清貿易洋行には須永達という監督がいる、富田より伝えた北京の地所取引についても堅一が天津に帰るときの分は先に流用して間に合せよう、と森は申し出ている。

今朝も小村外相へ御催促等相伺候処既に北京日置書記官へ申遣たり候処独逸公使旅行中書記官のみの留主にて辺答不致旨の返答御座候由何れ北京より廻答御座候へば直に御報知可致云々。

森が、今朝も小村寿太郎外相へ催促したら、すでに北京の日置書記官へ申送ったところであり、ドイツ公使は旅行中で書記官が留守をしていた。辺答できない旨の返答であった。何れ北京より回答あるから直接知らせるとのことである。

只又賠償金下附の事も可相成要急御手續被下度候哉と相伺候処此事は同相も兼て御心配に相成居政府に財源の都合出来候はば清国より償金入手不致内にも政府に於て取替へ下附致度候と考へ居候得ども何分惣計二百万円の高故目下の経済故日本銀行より借上の上にて既定の予算金さへ支出致居御間合故公使恙其運に不相成候。何とも可相成取急ぎ下附致べく云々と被申居とも遅くも来年早々御下附の都

合には相成可申候の事に御座候。兎に角地所の方は独逸公使北京へ帰館次第即時に取極可申素貴下御渡清の上は日置書記官へ直接御尋可成候。就ては過日富田よりも申上させ致通り小村外相は独逸公使報酬的に周旋被致居候事故幾分か洲は勤め至儀に被致度仮金五千円の内に入る共其不足は必ず賠償金の方にて填捕の意味を以下金も出来可申候間其御含を以て御引合相成候方得策に御座候。先は右要旨迄取急申上候。…(略)…

森は、賠償金下附のこともなるべく要求して急ぎ手続をしてほしい、と堅一に言う。森が聞くところによると、この件については小村寿太郎外相も心配しており、政府に財源の都合できれば清国より賠償金を入手しなくても政府が立替えて下附したいと考えているけれども、何分総計二百万円の高額なので、目下の経済状態ゆえに日本銀行より借上するように提案したらしいが、既定の予算金さえも支出を問合せたところ、公使はその運にめぐまれなかったという。なるべく取り急ぎ下附するように云っているし、遅くとも来年早々下附されるとの事である、と森は堅一に弁解するがごとく伝えている。そして、とにかく筑紫洋行の土地の件は、ドイツ公使が北京へ帰館次第、すぐに取り掛かるから、堅一も渡清したら日置書記官を直接尋ねてくれ、過日、富田からも伝えたように小村外相はドイツ公使へ報酬として斡旋してくれるから、仮金五千円の内不足分は必ず賠償金の方で填捕する、と確約している。

三 筑紫洋行土地売却の基本線―奈良崎八郎の交渉と成田鍊之助からの書簡―

(一) 奈良崎八郎の交渉

中国大陸における日本財界での最大のテーマは、筑紫洋行（筑紫弁館）をどのように処分するのか、ということだ、向野堅一を「盟兄」と呼ぶ宮川五郎三郎の視線から見れば、有馬組の森清右衛門と向野堅一との間に、利害対立があり、加えて利害の一致するはずの河北純三郎の気持ちも、大陸から離れていると見ている。宮川五郎三郎は、筑紫洋行の件について、筑紫洋行の件は、その後、奈良崎八郎がしばしば公使館に出頭したから、極めて詳細な事柄は奈良崎より知らせるだろうと、向野書簡 0112

（明治三十四年十月十五日）で伝えている。宮川の述べるように、奈良崎八郎からの報告書である向野書簡 0158 が現存する。内容は以下の通りである。

写し 拝啓者 筑紫弁館所有地ニ係ル代金若クハ土地交換之儀ニ付別紙之通り報告候間事情御斟酌之上宜シク御取計被成下度候尤モ相成ハ代金ヲ以テ御取計被下候様希望仕候也 三十四年四月三十日

右全権委任者 奈良崎八郎

日置書記官殿

筑紫弁館所有地ニ係ル要求条件

一、足銀七千兩也

此ハ明治三十年五月買入代金七千壱百五十円ニ対シ同年四月ヨリ同三十四年五月ノ分四ヶ年間此利息割二歩（日本利法）トシ金參千四百三十二円元利共計金一万、五百八十二円ノ処今日ノ事情ニ鑑ミ此ニ足銀七千兩ヲ請求致候次第ニ付尚ホ事情御斟酌ノ上宜シク御拾捨相求足銀六千五百兩ヨリ不少、七千兩ヨリ不多ノ額ヲ以テ御取計被下度候

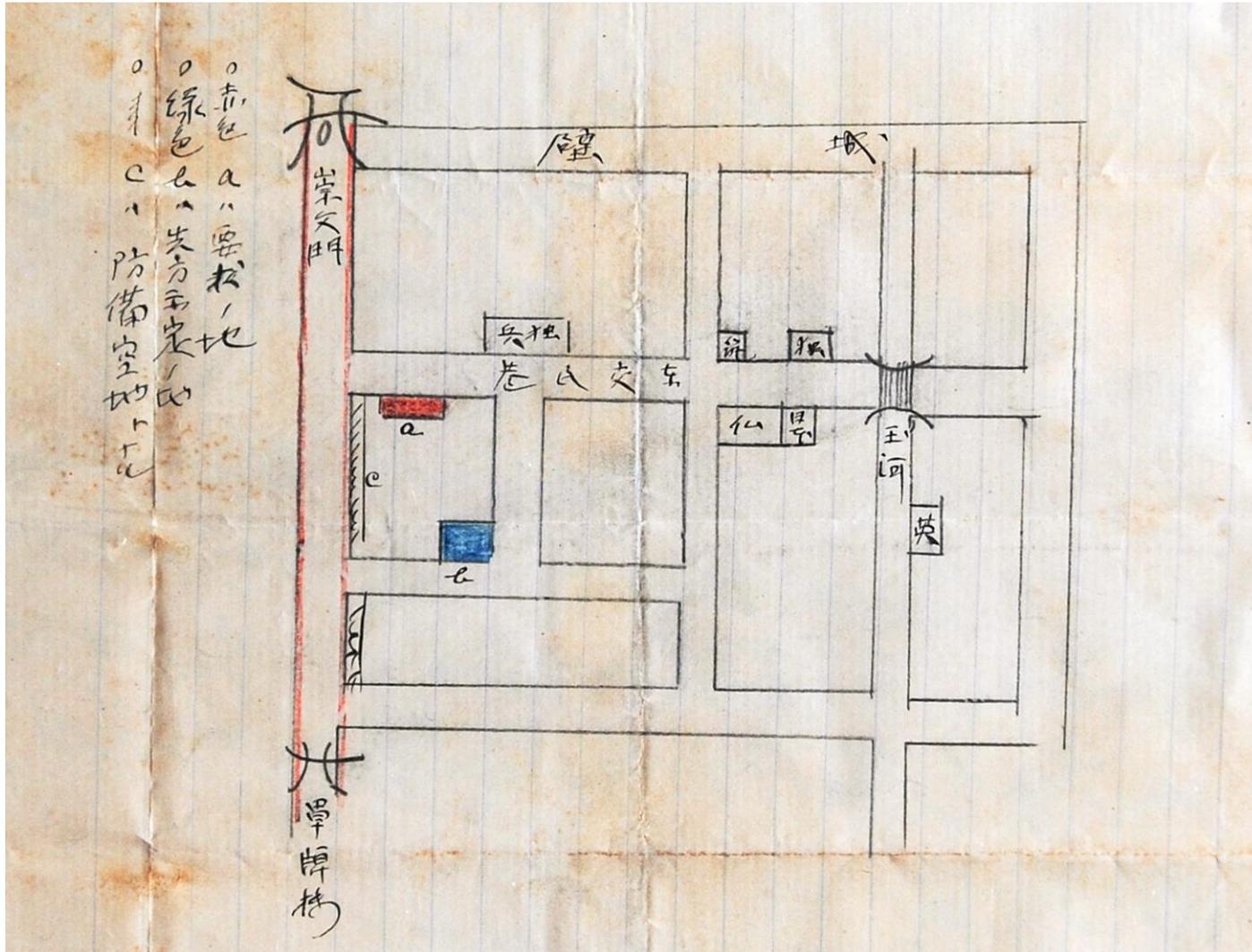
一、土地面積壱千、六十一坪四歩

此ハ原坪数三百五十三坪八歩ヲ三陪（倍）シタル者ナルモ今日ノ事情ニ鑑ミ宜シク御拾捨相成リ七百、七十六坪ヨリ不少ノ面積ヲ以テ御交渉被下度尤モ此ハ交民巷ニ面シタル地処ニ限り間口三十間奥行二十三間半強ヲ見積リ御取計被下度候

一、先方指定ノ地処此ハ全然御断リ申候

明治三十四年四月三十日 奈良崎八郎

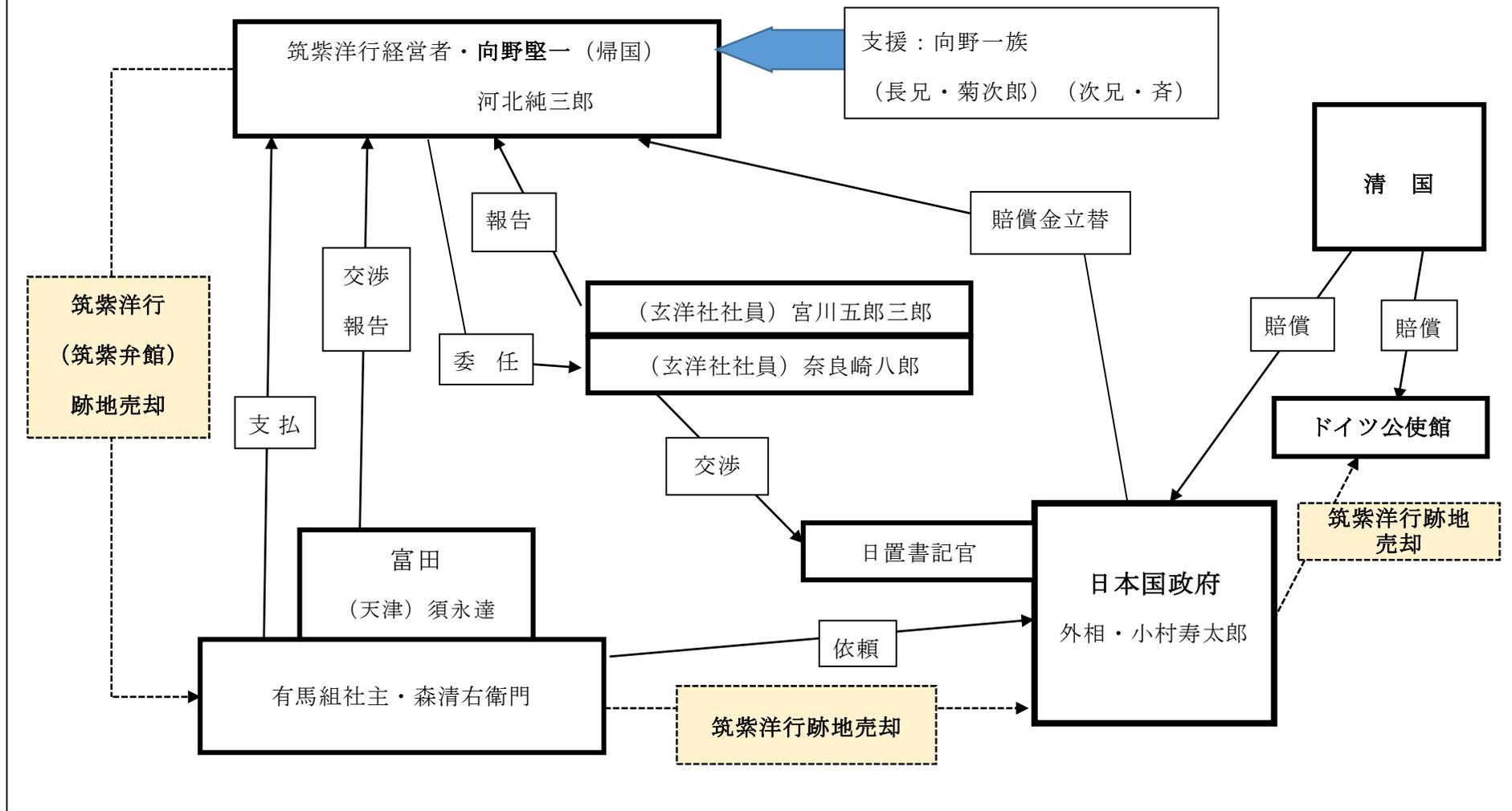
この、地図「向野書簡 0157 調査メモ地図（城壁、防備等）」が残っていた。



奈良崎八郎は河北と向野の委任者として賠償問題について動いており、三点の要求条件に対する見解を記している。足銀七千両也」は清の銀六両は当時の日本円では約八円四十四銭であると考えると、「銀1…日本円1・407」「日本円1…銀1…0・711」ということになる。この換算を使うと、「七〇〇〇両（九八四九円）」の要求に対して、明治三十年五月の段階での買入代金を七一五〇円（五〇八三・六五両）とし、利息二分換算で三四三二円（二四四〇・一五二両）、元利合計一〇五八二円（七五二・三・八〇二両）となる。これを処分するに当たり、事情を考慮して、六五〇〇両（九一四五・五円）から七〇〇〇両（九八四九円）での決着を求めている、ということになる。ついで「一、土地面積壹千〇六十一坪四歩」では、「原数坪」を三五三坪八歩とする。これに対して三倍の広さつまり一〇六一坪四歩を求めている。ただし東交民巷に面している地処すなわち **a** ならば間口三十間・奥行二十三間半、つまり七〇五坪強分確保することを保証してもらいたい主張している。「一、先方指定ノ地処」に対して拒否している。なおこの「先方指定の地」というのは地図の **b** の部分である。**b** の土地は対象外だと拒否しているのである。

一連の書簡から、これまでの動向を図式化すると次のようになる。

明治34年5月以降の筑紫洋行賠償問題の件



(二) 成田鍊之助の書簡にみる交渉成立

賠償金等を手にした堅一たちの動静の一端を伝える書簡がある。向野書簡 0019

「成田氏来状 ※封筒なし」である。

拝啓 去一日付貴翰本日正に接收、益御清康奉賀上候。さて、小弟モ不相変無事罷在候間乍憚り御放念被成下度候。扱、先般願出候。根津氏要求金額二百円丈御都合被成下、既に御送付被成下候。御趣御厚誼奉感謝候其後御承知之通、根津氏は御帰朝被成候由：(略)：又根津氏ハ東京同文会本部若くは京都府下伏見桃山江戸町三丁目を住処と成し居られ候由なれば乍序御知られ申上置候。色々御配慮相煩はし候段、此に佈謝仕候。

ここで把握できることは、傍線部が示す通り、堅一が根津一が要求している金額二百円也を渡した、ということである。続いて、

先日小弟貴地を過ぎ候頃は有馬組之決算にと御上京中なりし由、遺憾千萬に存候。又其節は御令聞より御親切に御仰被下候へども、小弟は帰宅相急ぎ候為め失礼致候段乍憚御令聞に宜敷御伝意相願候。有馬組の方も首尾克く相済み相応之配当も受けられ候運に相成り、小弟は大に安堵仕候。御互の間期而行而掛の事ありては何時も心頭に残り居りて思出る毎に不快と感じ候ひしも、先是にて晴天を見みし心地致し慶賀の事と乍蔭喜居候。

では、先日、成田が堅一の住吉の居宅に立ち寄ったときは、堅一は有馬組の決算で上京中であつたので会えなかつたこと、有馬組との交渉の方も首尾よく済んで、相応の配当も受けることができたことになったこと、が確認できる。成田は有馬組との件案を心配していた。おそらく、日清貿易研究所同期生のなかで、筑紫洋行開店以来、京都においてしばし酒を飲み交わしていた成田に対して、堅一は常に手紙を送り続けていたのであろう。「拝啓 去一日付貴翰本日正に接收」という冒頭の言葉で、その交流の度合いがわかる。いつも気にかけていて、思い出すたびに堅一への対応を「不快」と感じていたらしい。しかし、堅一が損失しなかつたことで、心も晴れたのであ

ろう。「慶賀の事」と喜んでゐる成田であった。しかし、ここから成田の忠告に入る。それは、成田が清貿易研究所同期生・土井伊八に長崎で同宿したことがきっかけとなった。成田は十月二十日過ぎに渡清を予定していた。門司から長崎経由で渡航した。その船便等を問い合せして日を確定した上で改めて決行し、今度こそは妻を連れて行こうと決めていた。

∴ (略) ∴ 過日帰宅是途上門司より土井老人博多まで同車致し、老人は河北兄を訪問の為め下車し、又長崎にて同宿致し、其節老人より聞けば、河北兄は云々。

貴兄は金貸然、倉富兄は遊女を受出し出京中、金も扱成尽きんとす、と。皆頗る不的之評判、耳に入り申候。貴下も余り発財的に傾かれては大に名声に関し申

候。其辺は可然御加減被成下度相願候。先は御返事旁根津氏の御礼まで草々 不

一 十月吉日 成田拝 向野老兄 侍史

帰宅の途上で、成田は門司から土井伊八と博多まで同車した。土井は河北を訪問するために下車した。そのあと、成田と土井は長崎で同宿した。そのときに土井から、河北純三郎は云々、向野堅一は金貸然、倉富熊次郎は遊女を受け出して出京中で金も最早尽きようとしている、と聞いた。すこぶるよくない評判が耳に入ってくるから、堅一も金遣いが荒くなつて不名誉な噂が立つと、大いに名声にかかわるから注意しろ、と成田は忠告しているのである。

本書簡は封筒を欠き、年次の表記を欠く。しかし「十月吉日」とあり、明治三十四年十月三十一日付の森清右衛門からの書簡、すなわち向野書簡 0160 と比較した場合、有馬組の決算が三十四年に行われているので、この成田の書簡、すなわち向野書簡 0019 も明治三十四年のものと判断する。つまり向野書簡 0160 の森書簡に少し先立つものである。

まず、森精右衛門の手紙によっても明快の通り、有馬組は一、二万円を向野堅一に支払うことになっていた。北京の地所（筑紫洋行の跡地）は売却された。どこに売却されたかという点、ドイツ公使館である。賠償金下附もなるべく要求していた。日本政府の財源が確保できれば、清国より賠償金を入手しなくても日本政府が立替えてもよいということであった。その金額は総計二百万円の高額で日本銀行より借りて支出できないうかを問い合わせたところ、無理とのことであった。しかしながら、なるべく急

いで下附するように云っているから来年早々には下附される予定であった。このようにして、筑紫洋行跡地はドイツ公使館になったのである。仮金五千円の内不足分は賠償金の方で填補することになっており、その後、賠償金等を手にした堅一は、東亜同文会のために根津に要求された二百円を渡し、有馬組の決算に上京して、首尾よく相応の配当を受け取り、多額の金を手に入れることができた。そのことによって「向野は金貸然」といったようなよくない評判が立つようにもなり、成田からも金遣いが荒くなって名声に傷がついたらいけない、自重してもらいたい、と忠告されるほどに経済力を得ることとなったのである。

四 筑紫洋行再建および「物品陳列所」開設への忠告―文麟の存在―

(一) 奈良崎より伝えた川島浪速から堅一への忠告

向野書簡 0112 (明治三十四年十月十五日) は、次兄・斉が怒りを露わにするほど、筑紫洋行を失ったその後始末をせず、すなわち天津商品陳列所計画のために集めた資金処理などの手当をおこなわず、噂も気にかげず泰然と田畑を耕している堅一に対して宮川が出した手紙である。宮川は、天下の日清は必ず堅一の手に乗ねられる、とまで言いつつ、筑紫洋行の関する今後の方針について自分の意見を打ち出している。向野書簡 0112 からその部分を抜き出してみよう。

：(略)：天は善人に組すと聞けり。暫らく苦衷を抑えて他日の成功を待ち給へ筑紫弁館の地所も片付候由先ずまず：目出度事に御座候。物品陳列所に対する御意見至極尤もに御座候。河北が清国に意なきは弟 彼の警に於て已に既に是を知れり 加之ならず兄の性行とは氷炭容れず將亦然るべき御決断有之候事適切と存入候。群島とても病軀瘦身大業を共にするものに無之須らく御処決有之度候。河北との干係は 貴地に於て断行せらるべし。群島に至りては当地にて処置するの外なかるべし。其儀につき要用どもあらば御一報相成度候。事業万端の事は奈兄より時々消息相通候由弟は柄でなき役を以て敢て云はず

宮川は言う。「天は善人に与すると聞く。しばらく苦衷を抑えて他日の成功を待ち給へ。筑紫弁館の地所も片付き、まずまず目出度ことである」と。つまり、これで筑紫

洋行跡地は売却できたということが出来る。その売却した金で、「物品陳列所」を開設しようとしたらしい。それに対する意見も至極もつともであると宮川は言う。

しかし、誰と組むか、という問題に対して宮川は、河北はもはや清国に打ち込む気持が無いらしい、と言いつ切る。河北は柳沢論の言葉をかりれば「一攫千金組」「一旗組」になってしまった、という宮川の認識である。さらに、堅一と河北の性格・行動は、相容れない、だから、然るべき決断が適切であるという。つまり、河北との繋がりを切れ、河北との関係は、貴地（福岡）において断行しろ、と勧める。「天津商品陳列所計画」に奔走してくれた郡島についても、とても病気がちの身で大業をとにもする相手ではなく、処分を決断した方がよい、当地（北京）で処分するほかはないだろう、と宮川は言う。これはあまりにも強い言い方である。さすがあの奈良原至³⁶の実弟だけはある。

：（略）：今回筑紫弁館御処遇の際に於て御一考の価値あるものは文麟よりの貸借返金一条に有之候。当時文麟は日本人との往来交通殊に頻繁を極め随而程々なる干係も結ばれ 当人も少なからぬ損害を蒙り候由、此事今は世上に伝聞せられ心あるものは皆な日本人の処遇を慨嘆致居候如き有様に有之候。卿等にして筑紫弁館を再建せられんか文麟元より安ずる所あらんも 万一是を閉鎖する事と相成候得ば 彼又た種々云ひふらすに相違なかるべく随而悪説伝播して貴客を汚す事なしと云うべからず。殊に兄の独り北清に止まると云うに至りて河北の汚名迄身に担がねばならぬ場合と相成可申。彼是残念の次第に御座候条其金丈けは 筑紫弁館処分協議の際 拔らず河北と御話合有之度 為念御一報致置候。

さらに続けて、今回、筑紫洋行の処分において一つ有意義だったのは、文麟からの貸借を返金できたことである、と宮川は言う。「文麟」とは清朝の有力官人であり、食物倉庫の官吏の役職に就いていた。当時、文麟は日本人が頻繁に往来するようになって、日本人の投資話に応じ、文麟自身も損害を蒙った経験があったらしい。現地では、文麟のこの恨み節を周知していた。筑紫洋行も文麟の恨みの対象になっていたことがわかる。宮川は、堅一たちが筑紫洋行を再建するとしても、この文麟のことが心配であるし、逆に、閉鎖することになれば、文麟はまたいろいろと言いつらすに相違ないだろう、と予測する。悪説が伝播して堅一の客人を汚すに決まっていし、特

に、堅一だけ一人が北清に留まれば、河北の汚名までも身に担がねばならない、かれこれ残念な次第だけれども、筑紫洋行売却の金をどのように分けるかは、筑紫弁館を処分する協議の際、ぬかりなく河北と話合え、と念を押している。

事業万端の事は奈良崎より時々消息がくるはずだから、と伝えた宮川であったが、自分は柄でもない役は敢えてしない、と対岸に引いた。そして、ついに奈良崎から文麟に関する忠告の書簡が届いた。向野書簡 0123-3 がそれである。奈良崎八郎が北京から堅一に宛てた書簡で封筒は無い。堅一の自筆で「奈良崎氏来状 文事之件」と朱書きしている。「文事」の「文」とは「文麟」のことである。

拝啓 時下日増暖和に相趣候 処に存候 御清健之段千万奉恭賀候 小生事幸に無事罷在候得ば他事御放神可申上候 却證唐突之儀に候得共今般川嶋浪速氏より特に出馬相談有之候間左に申上候条可然御寸済至島御運び方奉願候

一、筑紫弁館より兼て文麟に対する借款一時も早く御都合被下度候事
一、文麟は筑紫弁館より兼差入に有りたる借用証の如き者を携帯し各方に示し常に愚痴をこぼし居り候事

一、軍機大臣并に那桐世続各親王へも筑紫弁館に貸金あることを吹聴し干今返済せぬなど時々狂人じみたることを申す事

一、以上の次第にて支那各大臣は文麟の証書を見て筑紫弁館の事を或いは疑い居る者の如し 賠款の第一回も已に済みたる今日なれば支那官吏の頭中には筑紫が今日其義務を果し能はぬと云うことは万々なしと申居候事

一、以上の次第にて川嶋氏の今日の位置より言えば然る処或は公会所にて其事を聞糺され誠に以て赤面一方ならず終には口悪き狂気じみたる文の為に引て一国の体面にも関することに付き此件は是非大至急に文に対する義務丈は御果し被下候度繼に此等の事より川嶋氏の事業進行上少からぬ障有之候との事右之都合に即之候間何とか御工夫は有之間敷哉 実に向來此俣にては不少利害に關係有之事と被存候間川嶋氏の依頼を兼て小弟の愚見をも併せて右申上候又愈何月頃御渡航相成候哉御一報被下度候乍御面謝此状に対し御返事被下候はば誠に幸福に存候先は要用迄如此御座候勿々

三月十九日認 ならさき 向野兄

別啓

例の銀一千拂は旧正月末には必ず送上の見込に有之候処日本郵便局改築工事請負漸に通信省の許可を受け去本月十二日契約出来候事とて自ら其材料買入方に急ぎ居可候 若し御急ぎとあれば新四月中旬迄には五百丈け御送付仕度余り勝手の申分に候得共残金は尚一時御猶予被下度候哉 尤も外に支那人の方より入金相運び候得ば悉皆納付可仕候得共此は事業上当てになりて当てにならぬ様に被感候 併し義理ある銀の事故一生懸命取纏め可申候間其点は御安神被下度候：(略)：

この書簡には、川島芳子の養父・川島浪速まで登場する。奈良崎は突然の事だけでも、と断りながら、このたび川嶋浪速より相談があつて堅一に済ませてもらいたい用件があるからと、項目を立てながら述べている。奈良崎の願いは、筑紫洋行は文麟から借りた借金を一刻も早く返済してほしい、ということであつた。なぜならば、文麟は筑紫洋行の借用証を携帯して示し、常に愚痴をこぼしていた。清国の軍機大臣ならばに那桐世続各親王にも筑紫洋行に貸金あることを吹聴して、まだ返済しないなど時々、狂人じみた事を言っていた。清国の各大臣は文麟の証書を見て筑紫洋行を疑っている様子であつた。賠款の第一回もすでに済んでいる今日に至っては、清国官吏の頭のなかには筑紫洋行が、今日、その返済義務を果せないはずはないと言っていた。このような状況下、川嶋浪速が或公会所でそのことを聞糺されて赤っ恥をかかされたという。文麟のこのような狂気じみた行動は、日本国の体面にもかかわるので、ぜひ大至急、文麟への返済義務だけは果してほしい、という奈良崎の思いが、切々と伝わってくる。この忠告は川嶋浪速からの依頼でもあつた。この書簡から、筑紫洋行運営資金の調達をめぐって、洋行存在当初から不都合な状況にあつたことの一端を窺うことができる。

(二) 天津における「商品物品陳列所」設立予定

文麟からの借金など、筑紫洋行経営に行き詰った感があつた堅一たちは、筑紫洋行の運営と平行して「天津商品陳列所」の開設を模索していた。しかしそれは実現しなかつた。そこでまた、筑紫洋行の売却と平行して、改めて新店舗の開店を計画していた。それが「物品陳列所」である。おそらく場所は天津であろう。宮川五郎三郎からの書簡、すなわち向野書簡 0113 (明治三十四年六月二十一日)では、

(森清右衛門が) … (略) … 斉田氏に向って君は更に天津に開店する時妻君も携帯同行するが宜敷などと申候て様嫌欣宜敷 … (略) …

とあり、宮川は、森清右衛門が堅一に対してどう対処するか心配していた。しかし、森が当地の実況を理解し、帳簿の検査などもほとんど目を透さないで、斉田龍三に対して天津への開店を前提として話していたことなどを堅一に伝えている。そして逆に、宮川は「物品陳列所」設立計画について、向野書簡 0114 (消印 筑前福岡三十四年七月三日ホ便) で、

天津居留地撰定の件は如何相成候也。其節御話申上候如く東京にて農商務省と御交渉有之たるか。近頃天津より入京したる人の話によれば物品陳列の必要は勿論随て土地撰定も今日を除ひて又たあるべからざるなどの意見を耳に致候事故弟之迄の事情には恂に暗き方に有之目下意見を立て、校合申上訳には参らず候得共陳列所は暫らく措き土地の撰擇歩を誤ると誤らざるとは将来御事業上至大の干□九之候已耳ならず土地其物について直に数万円の損益を見るが如き次第に御座候条此事は貴地にあつても抜目なく御準備相成度奉願上候 … (略) … 居留地の事は成田、堺の両氏に充分御尽力御依頼あれ。小弟も及ばずながら依頼状相発し置かん。

と注意喚起している。宮川は「天津居留地撰定の件」はどのようなになっただろうか、と心配する。以前、堅一に対して、東京で農商務省と交渉するように勧告していたらしく、それを実行したか、と聞いている。宮川は、最近、天津から東京へ戻ってくる人たちから聞いた話によって、物品陳列の必要性や土地撰定について不本意な意見を耳にしていた。だから宮川は堅一に、陳列所はしばらく措いておきましょう、と書き送ったのである。もし土地の撰択を誤れば、将来、事業上、支障が出る。土地そのものについても数万円の損益を出すかも知れないからである。宮川の、抜け目なく準備されるように願う、といったこのような洞察力を堅一は信じたのである。

また、天津における居留地のことは成田鍊之助や堺与佐吉の二人に充分、尽力を依頼すべきである、とも記している。宮川も自ら及ばずながら彼らに依頼状を出してお

く、と言っている。このような記述は、本論の今後の課題となるべき、日清貿易研究所出身者と福岡玄洋社社員たちとの密着性を示す部分である。とにかく宮川は、天津より北京への来訪者に事情を聴取し、不安な要素が多いとして、堅一に慎重な対応を求めている。この意見を堅一は重視したのであろう。それは、宮川の堅一に対する誠実さに基づくものであった。

以上、多くの債務すなわち借財は、有馬組からの配当と筑紫洋行の売却、筑紫洋行に対する賠償金で返済した可能性が高く、筑紫洋行運営時よりも多額の金を手に入れることができたと推察できる。いかなる時代においても土木業界は必ずといってよいほど政治性をもつ。政治性を帯びれば帯びるほど近代的マーケットから落ちこぼれていく。その代表がこの有馬組であった。河北や堅一が義和団事件時に有馬組の社員になって渡清できたのも、有馬組が明治維新以来の政府御用達請負業者であり、創立者・森清右衛門と堅一は旧知の仲であったからである。筑紫洋行の跡地は、委任された玄洋社社員・奈良崎八郎の交渉の下、有馬組と日本政府を通してドイツ公使館に売却され、賠償金とともに多額の金になった。明治三十三年七月に有馬組の北部主任となって同三十四年四月に用達を辞職するまでの十ヶ月間の後、同三十五年七月に広東省に視察に行くまでの十五ヶ月間、日本で過ごしていたときに、筑紫洋行売却や賠償金の問題は東京で決済されることになった。交渉役は、玄洋社社員・奈良崎八郎であり、堅一への報告係は玄洋社社員・宮川五郎三郎といったところであった。しかしながら、宮川は、堅一を励まし、筑紫洋行の再建をはじめ天津物品陳列所の開店を忠告して断念させ、今後の堅一の命運を決定する発言を送り続けた。そして宮川の一連の注意喚起を受けた堅一は、その金で筑紫洋行の再建をすることはなく、新店舗「天津物品陳列所」の実現も断念し、いよいよ広東へ向かい、次の展開となる鉱山探索を模索し、日露戦争後に新民府で有益公司を設立して、奉天へ向かう足がかりを形成していく。それらの資金は、筑紫洋行への賠償によって得た資金を基礎とするものであった。

第三節 新しい経済活動の模索

明治三十八年五月、盛京新民府（新民屯）に出張し、六月に軍政署の囑託を受けて、遼西一帯の地における物資輸送力に関する調査を成し遂げた後、物資輸送に従事するため同地に有益公司を起し、輸送および仲買業を営んで陸軍用達となる、という内容にな

る。筑紫洋行の土地売却および賠償金を手にして、国内でしばらく過ごしていた堅一が、日露戦争を舞台に奉天への足がかりをどのように見出していくかを明らかにして行く。

以下)での分析対象となる向野書簡は次の通り。

0041 原口氏来状 ※封筒なし ひも付き

0042 領収証 向野堅一殿 ※封筒なし

0043※封筒なし書簡一通 江藤□(枝か)師状

0045 - 2 島田氏来状 ※封筒なし

0044 島田書状 戻東之件 ※封筒なし

0045 - 1 島田氏来状※封筒なし

0205 清国新民屯軍務署気付又新館裏より 向野堅一殿(朱印 至急親展) (消印 筑前直方三十八年七月五日(二便) (消印 遼東兵站38・7・15 第十九野戦局) (消印 遼東兵站38・7・16 第十九野戦局) 福岡縣筑前国鞍手郡新入村 封 七月四日 向野菊次郎(朱印 向野)

0343 清国遼寧省新民屯軍務署 奈良崎氏気付 向野堅一殿 至急親展 日本大分県豊後国 日田郡日田町 廣瀬七三郎(消印 NEWCHANG3. □. SPE. 05. I. J. P. 0) (※朱印三ヶ所有り) 三十八年九月二八日発

0202 清国新民府有益公司内 向野堅一殿 親展(消印 □年十七日(八便) 大日本福岡県鞍手郡新入村大字上新入 向野菊次郎 十月二十六日(消印 NEWCHANG3. NOV. 05 □)封

0204 清国新民府有益公司内 向野堅一殿(朱印 要□) (消印 筑前直方三十八年十一月四日(二便) 大日本福岡県鞍手郡新入村 封 向野菊次郎(消印 □1. NOV □)

0200 盛京新民府有益公司 向野堅一殿 親展用(消印 □1. NOV. 05. I. J. P. C. J) (消印 TONGKU※3. OCT. 05. I. J. P. 0) 従塘店 向野斉 緘

0209 清国盛京省新民府有益公司内 向野堅一 親展(消印 東京39 - □ 第十九野戦局) (消印 三十九年□二日(八便) 福岡県鞍手郡新入村 向野斉 緘

1145 清国盛京省新民屯 有益公司 向野堅一殿 親展 (消印 筑前直方□□□□月十三日(二便) 日本福岡県鞍手郡新入村 向野斉

0199 清国盛京省新民府有益公司 向野堅一殿 親展(消印不詳) 福岡 大学病院六病棟第二室(消印不詳) 向野斉 緘

便）福岡縣鞍手郡新入村 向野斉

一 広東省内地旅行―原口聞一からの情報と島田経一からの書簡

堅一は明治三十四年四月に日本へ帰国して家族とともに、博多区住吉神社前の自宅
で、再び大陸に渡る同三十五年七月まで、十三ヶ月間余りを暮らしていたが、隆子の実
家・日田の廣瀬家が関わっていた事業への投資、新入炭坑や貝島炭鉱への投資をしながら
経済的ゆとりある生活をしていたと考えられる。『続対支回顧録下巻』『河北純三郎
君』（前掲）の記事には、

…（略）…斯くて三十五年、友人原口聞一から広東省内に鉄鉱を発見したと云ふ
通知を得て、君は其経営に従事する考へで、向野堅一と共に、同地方の奥地一帯を
視察した。併し鉄鉱は物にならなかつたのである。…（略）…（五三六頁）

とある。宮川五郎三郎の忠告を聞き入れて筑紫洋行を再建しなかつた堅一と河北には
巨万の富が残こり、河北と筑紫洋行を再建せずともその縁は切れることなく、十三ヶ月
後に、広東省内に鉄鉱を発見したという通知を得て、堅一と河北はその経営に従事する
考へで、同地方の奥地一帯を視察したのである。しかし傍線部が指す通り「鉄鉱は物に
ならなかつた」という。広東省で鉄鉱を発見したと通知した原口聞一とはいかなる人物
であろうか。また、なぜ堅一たちはこの話を受け入れたのだろうか。

『対支回顧録下巻』（前掲）所収「原口聞一君」によれば、原口は、明治六年九月二
十三日肥前国（長崎県）西彼杵郡瀬戸村に生れた。明治三十一年、東京帝大法科在学のと
きから同志であった早稲田専門学校の井上雅二らとともに「東亜会」を組織した。一方、
宗方小太郎（日清貿易研究所）、中嶋眞雄（同）、田鍋安之助（日清貿易研究所幹事・
漢口樂善堂）、井手三郎、中西正樹（漢口樂善堂）らは同文会を結成し、この二会合同
が合併して東亜同文会となった。会長になった近衛篤磨が事業の方針を定め、会則を設
けて内部の組織を完成したのは、原口が卒業する数か月前の明治三十一年十一月のこ
とであった。原口は同会の成立と同時に東京帝大を去り、翌三十二年夏に広東支部員と

して渡航した。広東に居ること四年、その間に日本語学校を起して「支那人」を收容し、広東地方の開発に貢献しようとした（九七一〜九七四頁参考、一部本論執筆者修正）らしい。

酒田正敏『近代日本における対外硬運動の研究』（東京大学出版会、昭和五十三年）によれば、東亜同文会発会当時の会員数六十人、翌年三月十四日の春季大会までに新たに九十六名の入会者があった。明治三十二年度には、外務省機密費から四万円の補助金を得て、活動は活発化していった。まず第一に情報収集網の整備であった。上海支部には井手三郎、井上雅二、漢口支部には宗方小太郎、清藤幸七郎、岡幸七郎、広東駐在所には高橋謙、原口聞一、福州駐在所には中嶋真雄、岡田兼次郎、水谷彬、中川義弥、桑田豊藏、北京駐在所には中西正樹をそれぞれ配置した。東亜同文会設立当初、旧乙未会関係者の従来の活動に資金援助を行うかたちで展開されていた。これ以後、東亜同文書院に集中されていったという。つまりこのころ、原口は広東の東亜同文会広東駐在所に居て、広東の鉱山発掘の話をもたらしたのである。向野書簡 0041 は、明治三十四年六月頃の手紙であると推測する。なぜならば、朱書きで堅一の字で「原口氏来状」と記されているけれども、この書簡は原口が河北に宛てたものである。堅一が持っている河北宛ての原口書簡と言えば、内容的には広東のことと考えられるからである。また、同書簡からこの広東省調査旅行で玄洋社社員・島田経一が関わっていたことがわかる。

今度の行に就ては小生は自用としてシャツ其他の品物二十円計りと友人と長崎にて会飲せし払い二十円と外に島田らの買物十二円計のみにて緑屋の払をも後廻しに致し居る次第 其余は往復と博多の宿屋のみに有之に存外に手の掌よりもれ出る金額 自分にて怪き位今際多額の費用は甚恐縮の次第なるも 實際右の如き次第御察し置被下度候間貴下等出立の事は電報にて願上候…（略）…

厚かましくも原口はシャツ代までも堅一らに支払わせる有様で、傍線部が示す通り、「自分にて怪き位今際多額の費用は甚恐縮の次第なるも」と弁解しつつ、堅一らに何もかも用意させようとする原口、島田らの姿勢は、むしろ堅一らが広東行き資金は豊富を豊富に所持している証でもある。

向野書簡 0042 こみゝ江藤権三からの堅一宛ての「領収証」

領収証

一 金百三十円也

右は御依嘱に依り清国出發支度料及び同上日当金の内とし正に領収候也

筑前国遠賀郡八幡町尾倉 江藤権三 明治三十五年九月六日

向野堅一殿

と向野書簡 0043 「※封筒なし書簡一通 江藤□(技か)師状」

…(略)…直ちに今泉氏に面会仕候処 預て同氏まで御届置被下候金子正に同氏より落手仕候間此段不知とは存候処来る十二日博多丸門司出帆之義は同日午前八時頃之間に候様聞及申候につき必御守申上候 当鉦物及鉦区測定に関する潜伏の準備は今泉氏とも協議の上悉皆相調居候条御安心を乞…(略)… 江藤権三

向野様 河北様 …(略)…

によつて、その準備だけでも百三十円の費用が掛かったということがわかる。江藤の「当鉦物及鉦区測定に関する潜伏の準備」(傍線部)とは広東省への鉦山調査に行くための準備の事を指しているからである。

広東省での鉦区調査の様子を、玄洋社社員・島田経一の書簡より検討しよう。まず、

向野書簡 0045 - 2 には、

拝啓 本日午前十時入港 明日門司に直行致候 十一、二日に^{香港}出福可仕候 香港に於ける支那人と合業の件は大に都合好く取纏め申候 爰三週間内位には畧ほ開舗の運びに相成可申積りに御座候 今度は小生も実に一寸の悔も無く八方に駆け廻り候 彼惠州鉄山の有様は何れ拝眉の上御談可申候 鉄鉦も以前のサンプルに勝る事類等なく 今回は製鉄処に差出為先三、四十貫丈け携帯致候 何れ委細は御面会の上可申述候 敬具 不一 経一 拝
向野大兄 河北兄 …(略)…

とあり、島田自身が向野・河北に会って、「惠州鉄山」について交渉しようとしている。このときの島田は、香港の事業も順調なように見える。結果として、調査の運びとなる。向野書簡 0044 では、調査の状況を報告している。

拝啓 本月六日 内地の覆命に接し候 其情況未開の愚民之れに反対し 徒に風
水の害を唱道し事を妨げんとはすなり 実意 小生等に尽さんとするもの少数に
して 尚ほ未壓服の勢足らず唯菱涌の一部聯義公司の対面に係るもの 將に小生
等の意を迎えたりしも此間既に奸智を弄するもの出で己れ先ず山主の愚に乗じ之
れを説き付け有しの事を郷紳に晤被ず 以て直ちに小生等に売付けんと計る也
故に意外にも又意外なる高価を吐き到底手付け得らる可きにあらずと思料し速か
に此輩を排はん為め 先ず之れを避け 而して一面坪山の曾姓なるものを以て事
に当らしめ其間小生等は総督府内に附入り 次に知県に謀り以て事を理せんとす
るなり 督府知県我手に入らば愚民と雖も無論反抗の勢無く壓服遂行を得ん 且
尚ほ 恩威施すに道あるなり 要するに此愚民は飢犬の如きものにして 自己の
食に遭へば自ら尾を振り人に服し 意に吠々せざるものなり 今小生等が為めに
尽さんとするもの坪山北嶺及菱淨に到て 各有之 唯赤凹の徒 頗る頑迷但知県
之を説かば容易ならん 赤凹服せば坪山一帯は易し 別信御参照を請う次に十五
日 省城発原口の電音に接し小生直ちに 往省 而して昨午後三時回港候 在省
の情況頗る好都合にて先督府に対する順序法方等に到っては既に會議纏り 今將に
正面一進歩を得たる次第なり 現に省中の有力家蘇氏なるものを得たり 此人総
督巡撫に尤も親近の間柄なれば 督撫に対するの道は同氏引受けたる旨を約せり
尚ほ二十三日迄原口回港と共に省城より鄭なるもの来り一面山主郷紳に説き 以
て立約を為さしむるの筈なり 要するに爰四五日内又原口より詳細の報道可致茲
に小生より不敢取概略御報迄 不一 二十日 經一拜 平岡殿 河北殿 向野殿
追伸 去四日河北兄東京発信 只今慥かに拝授致候 思うに爰十日内には極めて
交渉の上に於て一進歩ある可し 此際河北兄意中の準備 尤も緊要の義に存候
尚ほ原口回港の上協議の上打電方致 只貴方も充分御商議を乞ふ 乱筆御用捨を
乞う

ここに、「内地の覆命に接し候」というのは、東亜同文会のことであろうか。それとも
玄洋社のことであろうか。なぜならば平岡、河北、向野の連盟宛になっているからであ
る。平岡とは玄洋社の平岡浩太郎のことであり、玄洋社の社主をつとめた人物である。

また文中の「坪山の曾姓なるもの」「坪山北嶺及菱浄に到て」と論及している。この「坪山」一帯の地を特定できていない³⁷。ただ、非常に苦心している様子を理解することができる。現地民が利に賢いというだけでなく、風水等への迷信による頑迷な抵抗にもあつていたことを記しており、容易に進展するとは推測し難い状況で、「此愚民は飢犬の如きもの」とまで罵倒し、知県や「省中の有力家蘇氏」の力を借り、山主や郷紳に働きかけて状況の打開を図ろうとしているのである

なぜ島田が絡むかという点、島田からの書簡すなわち向野書簡 0045-1 では、

拝啓 尔来又闊別謝々にて時今洵兄が北清の事業は頗る好結果を収たりと聞く
実慶賀の至り也 然るに 僕昨夏南清に押渡り大に為す処あらんとして 天時
未到 分つ敗れ 今又敗局に立ちて 大に閉口の事あり 即ち兄に依り 是非一
時の助力を仰がんと囑望せり 幸にして之れが領諾を得ば爰に二千元丈の融通
を頼入れ度尤も之れは 僕が名島の地処及家屋を抵当にして苦しからず 今彼の
処に一千二百元を借り居れり 之れが期日は来四月なり 故にそれまでには帰国
の筈也：(略)：依頼申置き候也

と述べる。他への借財の期日を「来四月」とするので、この書簡は三月に記されたもので、おそらくは明治三十四年三月であろう。傍線箇所は昨年夏に南清に渡って実行しようとしたことがあったけれども、その時期ではなくて目論見は失敗に終わってしまった、と失意を強調して借財を申し込んでいる。「南清に推し渡り」というのは明治三十三年の「南清独立計画」のことを示すのであろう。この書簡を書いた時点で島田は大いに金に困っていたことはわかる。島田は福岡県名島の自宅を抵当に入れており、堅一に二千円の融通を求めている。「南清独立計画」がうまく運ばばこうした事態には立ち至らなかつたであろう。そこでこの借金を返済するために島田経一は、「北清の事業は頗る好結果を収たり」と噂に聞く堅一らの混沌調査に同行することとなつたと考えられる。広東における調査は、結局は次の事業へと結びつくことはなかつたが、このようにして、堅一は、幅広く次の事業の展開を模索していたのである。また、この書簡によって、南清独立運動に向野堅一はかかわっていなかつたことが明確となつた。

二 遼西物資調査から新民府有益会社の設立へ―日露戦争終結後の経済活動―

日露戦争は明治三十七年二月八日に開戦し、明治三十八年九月五日にポーツマス条約により講和した。向野堅一自身は日露戦争には従軍していない。自筆の履歴書においても、日露戦争のことは記載していない。また一連の向野書簡から、博多の自宅に居たことが明らかである。日露戦争終了後、陸軍省より遼西物資調査を命じられて、囑託で盛京新民府に赴き物資輸送に従事することとなる。まず遼西一帯の物資輸送力に関する調査を成し遂げ、開設した道路は補給路として大きく貢献したという。その後、新民府に「有益公司」を起し、輸送及び仲買業を営んで陸軍用達となった。「有益公司」は、これまでの諸記事から知られているように、明治三十八年にはすでに設立されていたようである。このことは向野書簡の消印からもわかる。清朝では明治三十七年に公司律を定めている。有益公司是、筑紫洋行が公使館御用達であったのに対して陸軍御用達であった。以下、向野堅一書簡中の有益公司宛書簡を分析することで、この時期にいかなる事業を展開していたのだろうか。

新民府に赴任してから間もなく、堅一の舅・七三郎から明治三十八年九月二十八日に投函せられた向野書簡 0343 が届いている。宛先を「奈良崎氏気付」としており、奈良崎八郎の関与していることを知ることができる。奈良崎八郎は日露戦争でも特別任務に着き、顕著な功績を挙げている。奈良崎は、一連の日清貿易研究所から筑紫洋行にいたる交流を踏まえて、堅一を呼び寄せたものと推測される。向野堅一は、この三月二十八日の時点では、有益公司を開設してはいない。その後七月の段階でも軍政署に勤務している。

向野書簡 0205 は、明治三十八年七月四日の、長兄・菊次郎が新民屯軍務署に居た堅一に出した書簡である。そのなかには、横浜正金銀行長崎支店副支配人の青柳正喜から来た書簡が同封されていた。書簡によって、有益公司設立にあたっての、金の貸与・借入がおこなわれているのがわかる。

拝啓仕候 然るに長崎正金銀行の担保品は貴殿帝国政府五分利付の分九千七百円と国庫債券二千円齊小生分社金と合併にて一千三百二十五円合計一万三千二十五円丈担保として差入候 貴殿の申込は一万五千円に御届候得共債務書合不申候に付有合分丈は不残担保に入候 若し右之担保にて不足致候得共現金は四千余有之

候に付日田の廣瀬の方へ現金と換當時相談仕候得共 担保品は出来申候間資本金不足の節は何時にても宜敷候間御通知被下度 長崎の正金銀行には若し此節の担保品にて不足を生ずる時は残り二千円は又担保差入申かも相不訳候に付其節は御相談に御入被下様と相談致置き候間長崎正金銀行の方は熟談相調い居候間貴殿方の都合に依り御報被下度可成候 今の資本丈にて宜敷候得ば小生の方に於ても心配無之候 先日も御照会申上たる通り今日より三十日間も致候得共三十七年度掛込の分三百円丈は本債券引換出来申候得共末にては間に合不申候 長崎正金銀行の預り証は左の通りにて受取候

証

一、無記名国庫債券額面三千百二十五円也

一、帝国政府五分利付公債額面九千七百円也

右は当行午莊支店に於ける貴殿当座貸越担保として向野菊次郎殿より持込たる分
正に御預り候也 長崎市橘湾崎四番 横浜正金銀行長崎支店 副支配人青柳正喜

とあり、若干複雑なやりとりはあるものの、向野堅一の申し込み金額は、「一万五千元」で、この一万五千元が有益会社の資本ということになる。表にして示すと、次の表3のようになる。

用意	名目	金額	備考
横浜正金銀行牛莊支店	堅一借入申込金	15,000 円	使用目的は有益公司設立
向野家	帝国政府五分利付の分	9,700 円	用意可能→横浜正金銀行長崎支店の預かり金へ
向野家	国庫債券	2,000 円	用意可能→横浜正金銀行長崎支店の預かり金へ
向野家（長兄・菊次郎）	菊次郎分社金	1,325 円	用意可能→1,125 円分横浜正金銀行長崎支店の預かり金へ
向野家	明治三十七年度掛込の分	300 円	用意可能
向野家用意可能金計		13,325 円	
(不足金)		(1,675 円)	
向野家	保有現金	4,000 円	担保可能
横浜正金銀行長崎支店	無記名国庫債券	3,125 円	午莊支店に於ける貸越担保
横浜正金銀行長崎支店	帝国政府五分利付公債	9,700 円	午莊支店に於ける貸越担保
横浜正金銀行長崎支店の向野菊次郎より預かり金合計		12,825 円	
有益公司設立のために向野家が用意できた総額		16,825 円	
明治三十八年七月四日段階			
表 3 : 長兄・菊次郎調達による有益公司設立のための準備資金経緯			
平成 28 年 1 月 22 日向野康江作成			

そして、明治三十八年十月二十六日付の向野書簡 0202 は、「有益公司」に宛てた初めての手紙であり、菊次郎からの手紙である。

…(略)…十月十三日付書面は十月二十六日に到着仕候間一寸申添え置き候也拝啓仕候 然るに先日斉より金四千五十円御送附に相成候に付直方郵便局にて正に受取候 若松住友銀行へ預置候に付一寸御報申上候 御貴殿より御送附の金は未だ直方局より御通知無之候得共 二、三日間の内には 御通知有之事と察し候 現金受取次第早速御報知申上候 …(略)…

とある。また、同年十一月四日の菊次郎からの手紙、すなわち向野書簡 0204 に、

拝啓仕候 然者 先日貴殿より御送附金は若松住友銀行へ預置く積りの処 寒竹信太郎氏より相談に依り 金二千円丈貸付候に付 残り二千五百円は直方十七銀行へ預け置き候に付御報申上候 十一月三日付にて直方局より通知に相成候 送金四千五百円本日正に受取候間御安神被下度 是は若松住友銀行に預置候 貴殿より送金に相成たるや又は斉より送金致たるや否や御尋申上候 …(略)…

とある。この二通の書簡によると、長兄・菊次郎宛てに、まず次兄・斉より四千五十円送金された。引き続き四千五百円が送金された。ただ堅一からのものか、斉からのものか、菊次郎でさえ判然としない。長兄・菊次郎を代表とした資金調達に斉も関わっていたことがわかる。なおしかながら向野書簡 0205 によれば、日田の廣瀬家も巻き込んだ資金調達のはずであったが、廣瀬家はそれができなかった。江戸時代の掛屋時代の勢いはなかったのである。一万五千円の内、八千五百五十円が、こうして早々と送金されたことは有益会社の順調ぶりを示しているよう。

向野書簡 0200 は、こうした有益会社の商業活動の一端を示すもので、

…(略)…最早牛買の如き危険なる事に手を出さずとも満洲の嚴寒を避けて一度帰朝身体の健康を養ふ事肝要兼用たるべき義に之有り候。…(略)…

とある。ここで「牛買の如き危険なる事」（傍線部）とあるので、有益公司は当初牛の売買を行っていたようである。このことに対して斉は「危険なる事」と注意を与えている。「最早牛買…」という文言で、牛買しなくても別の仕事で順調だったということである。

その他、堅一が奉天小西門外に移ってから明治三十九年二月二十日に斉から来た書簡、すなわち向野書簡 0191 には、

拝啓 二月十四日付大連よりの書状正に来着致候 然るに一月二十八日附書面来着に付直ちに返書差出置候得共此度書面の赴きに依れば其地へ未着の様被存候：（略）：当時戦後は世間一般平穩の模様にて金銭貸借の如きは殆んど皆無の姿にて有之候 憶うに開戦以来出征士の多き為何事も親は子を遣わし、若き人は自分出征と云う有様多事業中止にて随て金融も緩慢に及たる次第なるべしと被存候 此時に当て余り貸金を急ぐは却て不利益に付き今は回収に務め時機到来の日を待ち貸出を為すの得策ならんことを謀り専ら回金に務め居り候：中略：先日住吉隆殿より市原氏の兄へ金五千円渡したりと云う手紙来り居り候 右は如何の都合にて市原の兄貴に渡す様の事に相成候哉 定めて住吉には其故相知し居るならんも拙者は一向了解不致候 序の節御報被下度候 奉天の方は一人にて出張致居候哉 又廣瀬君は如何致居候哉 新民府の米売捌きには北君相当り居候乎金設けの事あらば少數共其地に於て行方宜し 我日本にては当分設け口無之候：（略）：

とある。この書簡からわかることは、

① 今は貸付るよりも回収に務め、時機を待ってから貸付けをする方が得策であること。だから専ら回収に努めていること。

② 「住吉隆殿」とは、堅一の妻・隆子のこと、隆子から来た手紙によれば、市原源二郎の兄へ金五千円渡したというが、なぜ渡したのか。なぜ妻には知らせて自分には知らせないのか、斉は了解しかねる、と怒っていたこと。

③ 新民府での米の販売では北修一が担当していたこと。

④ 金設けの機会は日本ではなかなか見出せなかったこと。

⑤ 明治三十九年の二月十四日には堅一は大連に滞在していたこと。

等のことである。ここでも金のやり取りが展開されている。さらにこの書簡でも有益会社が何を取り扱っていたかを知ることができる。傍線部「新民府の米売捌き」、つまり米の販売である。

こうして順調に出発した有益公司を取り巻く商況はどのようであったろうか。斉の書簡を中心に検討しよう。十一月二十四日付の向野書簡 **0199** は、向野斉より日本の経済状況を伝えている。

拝啓 帰朝後其地の情況に不接候得共定めて相変りたる事も有之間敷候 内地の方は講和以来一般の商況は不振なるも近来石価(石炭価格)騰貴の爲め鉱業界は大に時を得て盛隆に有之 従て地方も追々金融緩慢に及ぶ傾にて米作の凶なるに拘らず至極勢附たる有様に相見え申候 猶又頃日は軍隊の凱旋にて至る処凱旋門等を造り万歳の声と共に追々商況も快復と可相成被案候 …(略)…

とあり、日本内地の商況の不振と鉱業界の隆盛とを伝える。広東の鉄山開発に失敗している堅一は、この記述をどう読んだのであろうか。さらに向野斉はしだいに商況も回復するであろうという樂觀的な見通しを披瀝している。この後、斉は、状況把握のために、堅一のもとへと旅立っている。続いて斉は、明治三十九年一月元旦付の向野書簡 **0209** において、

清国盛京省新民府有益公司内 謹賀新禧 明治三十九年一月元旦 …(略)… 自分帰朝后一回も書状来らず 其地の状況如何と朝夕案じ居候間 拙者出立後の模様を渾さず御報被下度 先月佐賀君より商況は中々好景気の様申来候得共 何等の爲めに可然相成候哉 是又懸念に存候 当時軍隊も相引上げ致候得ば何乎面白き払下げ物でも有之候哉 先日戸田氏の処に手紙を遣し候処同人は河北君と共に朝鮮北方より満洲へ渡航せし由 細君より回答に接し候 其状中卿の処より電報の来りたる事を記しありたる様申来候 商業の爲め戸田君の手を要する様多忙に相成候哉 兎も角 其後回報相待申候 廣瀬君不相変健在に被遊候哉 最早結氷にて航路不通なれば解氷の時期に至らざれば御帰朝も有之間敷に内方は小生共万事気附可致に付御心配には及不申候 只專一は自重此事に御座候 忽々 向野斉

と述べる。前半は、その後の状況を確かめようとして、状況報告を求めたものである。傍線部が示すように、佐賀鉄二郎よりの情報では「商況は中々好景気」というのであるが、何の理由でそうなったのか、と尋ねており、どうも納得できないようである。当時、新民府は日露戦争後、遼東地域と遼西地域とのちょうど境目にあり、軍部が遼西へ足がかりにするには良好の地点であった。軍隊相手の商売は御用商としても当初は順調であったであろう。しかし、もはやその軍隊も引き揚げたのに、良好な商況ではないはずだ、というのが齊の見解であった。

手紙の後半は戸田義勇の動静に関する件である。戸田宛書簡に対する細君の返信より、戸田義勇が河北純三郎とともに朝鮮北方より満洲へ渡航し、堅一よりの電報のあったことを記しているとする。つまり堅一の誘いによって、戸田義勇と河北純三郎とが動き出したことを推測させるのである。ただしその後、戸田義勇も河北純三郎も行動をとりにしていない。

その後の明治三十九年一月二十日付向野書簡 1145 の前半は、

時下 寒冷の候 益壯健の由欣喜此事に存候 其地に於ける商況余り面白き事も
無之奉天に転留の事相定り候可早速御通報被下度 猶又同地に於て営む事業も相
成 正確を旨として利益よりは損失と言う事に随分注意專一に御座候 牛の如き
は自分は最初より余り望ましく存居不申 生命を有する物は食料或は死後の事有
之 意外の損失を蒙たる事不少 最早戦後の事なれば突飛の事有之間敷被存候得
共 損失を受けざる様注意可被成候 … (略) …

と述べる。結局、新民府での商況は、陸軍が引き揚げた後にはこれといった商業展開は望めなかった。軍御用達商の危険性は、軍の動勢に左右される点にある。新民府での軍関係の仕事が無くなり、新民府における事業は行き詰まっていた。こうして奉天に転留することになったのである。ここで「牛の如きは自分は最初より余り望ましく存居不申」（傍線部）というのは、向野書簡 0200 の記述に符合する。有益会社の当初の事業であった牛の売買は頓挫しているようである。戦時中はよかったかもしれないが、通常戦時中であっても中国大陸の東北地方では、牛よりもむしろ馬の需要が大きいはずである。たとえ沼地であっても冬季には大地は凍り付く。アイスバーンとなった道を馬車で

荷物を輸送できる。現在も道路の事を中国語で「馬路」と言うのは、鉄道駅までの輸送にいか馬が活躍していたかを示すものである。この手紙において斉が、牛の売買のことを「突飛の事」と思うのは、当時の商況に適合していなかったことを示している。だから損失を受けないように注意しているのである。

ちなみに、向野書簡 1145 には、日本における斉自身の商況をも記述している。

…(略)…留守宅の方は兄貴と拙者在邨なれば御心配は無之万事注意取計可申候
貸金の方も本年は大分約め相附き申候 当時は一般差して能き借人も無之に付
其時に当て余り気をいらち貸出は不宜少候 時節到来を待ちて得策と存被候 回
収に励み更にて好期を見済し貸出の覚悟に相居候 昨三十八年度は利殖非常に不作
なるべしと予想せし処決算の結果は却て一昨年に比し好結果の有様にて八朱二分
の配当と相成候 決算表は次便に送達可申候 目下旧年内より非常に多忙を相極
め申居候 …(略)…

日本においても経済状況が厳しくなっているという報告は、堅一にはさらに圧力となる話であった。

向野堅一にとって奉天への転出は、次兄・斉の進言を受けての背水の陣で臨まなければならぬ状況であった。こうして苦境の中で、戸田義勇らは離れていったようである。向野書簡 1145 の後半は、戸田義勇の金銭の整理に関する、斉の批判が展開されている。

…(略)…戸田君天津行の節二百円受取り不居とて更に金員を持行き候とは言語道
断の事に御座候 同君へ支払の計算は左記の通りに有之候得共 同氏は受取りたる
現金を突合せ見れば直ちに明白なる事なるに何と云事に有之哉 甚だ其意を得
ざる次第に御座候 …(略)…戸田君へ会見被成候はば篤と御話し被下度候拙者は何
時も明瞭なる為め戸田君にも限らず総て手帳に記載致居候 …(略)…

と、このように斉は、戸田の金銭感覚に批判的であった。実は斉の批判は戸田一人に向かうものではなく、最後の「戸田君にも限らず総て手帳に記載致居候」(傍線部)とあるように、広く堅一を取り巻く人々全般に向けられるものであると想定できる。堅一の日

露戦争終結後の経済活動は、当初順調に見えた。陸軍省より命じられた遼西物資調査を命ぜられ、物資輸送に従事しつつ基盤を形成し、新民府に有益会社を設立した。一見順調に見えた事業であるが、日本の菊次郎・斉兄弟や姻戚の廣瀬家をも巻き込もうとした資本調達したものであり、特に斉は動静を注視していた。結局、牛の売買は不調であり、向野堅一は、背水の陣を敷く心境で奉天へと轉身せねばならなくなった。

第五章 奉天での経済活動と奉天経済界の形成

『満洲紳士録前編』（前掲）に収録されている「奉天 茂林館 向野堅一君」には、

…略…奉天陥落後奉天唯一の紳商趙国鋌³³と資を合せ石炭販賣、土木建築業及び仲買業を經營し以て今日に至る君ときに居留民会評議員となり復た行政委員たりしも思ふ所ありて之を辭し専ら実業の發達に就て日清人間の爲めに盡瘁しつゝあり。（二十五頁）

と記されている。また、『奉天二十年史』（前掲）では、

…（注）…明治三十九年奉天に來住し、茂林洋行を開業した。当時の奉天は荒涼たる原野で邦人にして家屋を建築したのは、君を以て先驅者となす。君は目下家業を經營する傍ら帝国生命保險代理店をも兼營して居るが、奉天創設者として特記すべき一人である…（注）…（八十一、八十二頁）

と書かれている。茂林洋行の業種は何であったのだろうか。石炭販賣としたら、どこの炭坑の石炭を売りさばいていたのであろうか。土木建築業においては、どこの工事を請負っていたのか。

自筆の履歴書には、

- 一、同三十九年一月ヨリ奉天ニテ商業ニ従事シ石炭販賣ヲ開始シ茂林洋行ト称ス
- 一、同四十一年城内ヨリ鉄道附属地ニ移転シ硝子製造ヲ開設ス
- 一、同年三月熊本縣深水十八氏ト正隆銀行ヲ設立ス

と記している。この履歴書に記されている事業を開始する奉天の地を把握するとともに、向野堅一の奉天に至る経緯はどのようなものであったのであろうか、その点を中心に論を進めたい。本章で新たに分析対象として加わる向野書簡は次の通りである。

- 0192 清国奉天府小西門外茂林館 向野堅一殿 親展(消印 筑前三十〇年〇二便) 日本福岡県鞍手郡新入村 向野斉拝 緘
- 0136 (封筒表書) 奉天小西門外茂林館 向野堅一様(朱印 軍事郵便) (消印 明治三十七八年戦役陸軍記念★関東 39・3・10 第二十三野戦局) (封筒裏書) 撫順炭坑老虎台坑 陸軍歩兵中尉 妻木栗造
- 0237 (朱書 午契第二十号) 石炭賣買契約書(裏表紙) (朱印 野戦局 運経理之印)
- 0235 証 大日本軍政署ヨリ何分ノ命無之以上ハ当洋行ヨリ賣却セシ石炭 二対シ税金ヲ納付スルヲ要セス 明治三十九年六月三日 奉天小 西門外 茂林洋行主 向野堅一(朱印 茂林洋行)※書類 岐阜 武井製便
- 0072 福岡市外住吉先親家 向野堅一様 惠展(消印 奉天 39・7・22 野戦局、福岡 39・7・27) 奉天小西門前茂林館 甲斐靖
- 0241 立合同 ※鉛筆書き書類
- 0066 奉天小西関 茂林館 向野堅一様 貴酬(消印 満□40・10・13、40・10・30) 清国公主嶺鮫嶋通第十九號地 公主嶺屠獸場商業部 甲斐靖 吉田猛雄 明治四十年十月二十九日(印 清国公主嶺屠獸場営業部)
- 0068 奉天小西関 茂林洋行 向野堅一様 急(消印 満公主嶺40・12・23) (消印 満奉天城内 40・12・26) 公主嶺 内外通運局支店 甲斐靖 (印 清□国 内外通運公司支店 公主嶺)
- 0055 奉天小西関 茂林洋行 向野堅一様 急(朱印 書留)(シール番号票 公主嶺 貳九九) (消印 □) 公主嶺駅前 内外通運局公 司 甲斐靖(紫印 清□国 内外通運公司支店 公主嶺) ×
- 0061 奉天駅前茂林洋行 向野堅一様 急(消印 満公主嶺41・1・6 満奉天41・1・7) 公主嶺内外通運公司 甲斐靖(青印 清□国 内外通運公司支店)
- 0056 奉天停車場前茂林洋行 向野堅一様(消印 □41・1・□□) (消印 □・16□) 公主嶺鮫島通第十九号地 吉田猛雄 一月十四日 ×
- 0063 奉天停車場前茂林洋行 向野堅一様 急(消印 41・8・24、満奉天41・8・□) 佐賀市東松町一六三 甲斐靖

第一節 茂林洋行の設立とその変遷から見る奉天での活動内容

まず、堅一が奉天に移住する日露戦争直後における奉天の状況を概観しておこう。福田実『満洲奉天日本人史』（前掲）によれば、日露戦争後、奉天省では明治三十八年十月二十一日より日本人の旅行を許可し、十二月一日より居住を許可したので営口や新民府の日本人たちが一挙にやってきた。日露戦争まで奉天に居住していた少数の日本人は、城内大南門裡後方の満鉄公所付近にかたまって住んでいたが、日露戦後、奉天へやってきた日本人たちは、ロシア旧駅から東へ十間房、小西辺門外、小西関などにバラック式建物や土着民の家屋を改造して移り住んだ。旧駅付近の軍御用達商、運輸業が最初で、次いで十間房の売薬業と料理屋を筆頭に、雑貨・食料・瀬戸物商、質舗、旅館業、遊戯場が立ち並んだ。最初の日本人街は十間房である。日露戦争直前にロシア軍が奉天城西北七里の馬三家子に停車場をつくった。この停車場から東行して小西辺門にいたる高梁畑に道路をつくった。明治三十九年夏に日本側で硬道に改装した。その両側に一棟十間房子のバラック式木造家屋が立ち並んだので、十間房が地名になった。向野書簡によれば、堅一も一時期ここに住んでいた。当時、三畳一間の家賃が月二十円という法外な値段であった。十間房から小西辺門外は一帯が荒野で、奉天公園となった地域は湿地帯で一面に葦が群生していた。ところどころに沼地があり、昼間でも追剥ぎや強盗が出る物騒なところであった。

小西辺門外から小西辺門内に入ると道は一層凸凹で泥田のようであった。普段は軒下の小径を伝って歩き、真向かいの家に行くにも数回、迂回しなければならなかった。小西辺門から城壁の小西門にいたる間を小西関といった。明治四十年の春、初めて硬道を築造しはじめた。それから貿易を営む邦商がここに集ってきたという。小西関の中央部から南に入る数丁のところの子孫堂という古祠があり、その西方が左宝貴將軍の邸跡であった。ロシアが統治しているときにはロシア公使館であった。日露戦争後に日本軍司令部の仮庁舎となり、民政移管後は、小西辺門裡で借家住まいをしていた日本領事館がここに移ってきたので、この周囲にも日本人商戸、住宅が集まり、日本人町を形成していった。領事館は、明治四十四年に二十三万円の費用をかけて商埠地の浩然里に庁舎を新築、移転したので、この左將軍邸は、商業会議所、居留民会、赤十字委員部、警察派出所などの合同事務所として長く使用された。小西門をめぐり、一步城内に入っても、ここも泥地で各所に点在する民家の多くは傾棟してお

り、あたかも廢城のような感じがしたという。ちなみに明治三十五年、シベリアおよび満洲視察旅行中であつた戸水寛人(博士)一行は、九月二十四日に奉天駅に着いたけれども、降雨により膝まで浸つてしまうような泥濘のため、奉天視察を断念して奉天を素通りしたという記述が『東亜旅行談』にある。それだけ奉天という地は奉天城外は、すなわち後に満鉄附属地となる土地は、悪道泥地の荒野だったのである(福田、六十一―六十四頁)という。

ちようどこのような時期に向野堅一は、奉天小西門外に茂林館(茂林洋行)を開いたのである。では、いったい誰の勧めによつて奉天へ移住しようとしたのであろうか。奉天には、ロシア統治時代すなわち明治三十三年前後にすでに奉天城内で生業を営んでいた関東洋行主・三谷末次郎がいた。そして清国施政の軍事顧問であつた井深彦三郎(井深仲卿)がいた。彼らは堅一と特に親しい人物であつた。その関係で奉天移住を決意したのではないだろうか。

一 新民府の有益公司から茂林洋行の設立へ

福田実『満洲奉天日本人史』(前掲)が示す「旧駅付近の軍御用達商、運輸業」というのが茂林洋行のことである。なぜならば、撫順炭坑から奉天に石炭を供給する御用商人が必要だつたのである。そしてさらに堅一が着眼したのは、泥地の奉天の道を硬道に改装・築造する土木請負であつた。また、当時、三疊一間の家賃が月二十円という法外な値段であつた奉天に新家屋を建築していくことであつた。

では、なぜ撫順炭坑の石炭であるとかわかるのか。その論証は後述するとして、まず新民府から奉天に移住してまもなく設立した茂林洋行のことに触れたい。

茂林洋行の事業がどのような経緯で成立していったのかを、向野堅一宛ての書簡から検討しよう。明治三十九年代の関連書簡を紐解いてみよう

まず、前出の向野書簡 0209 は、

謹賀新禧 明治三十九年一月元旦…(略)…自分帰朝后一回も書状来らず其地の

状況如何と朝夕案じ居候間拙者出立後の模様を渾さず御報被下度 先月佐賀君よ

り商況は中々好景気の様申来候得共何等の爲めに可然相成候哉 是又懸念に存候

当時軍隊も相引上げ致候得ば何乎面白き払下げ物でも有之候哉…(略)…商業の
為め戸田君の手を要する様多忙に相成候哉…(略)…

齊は、当時軍隊も引上げたから、商売相手はいなくなったはずなのに、戸田義勇に手
伝わせるほど忙しくなったのか、と聞いていた。忙しくなる理由の一つに、齊の頭
中に浮かんだのが、傍線部の示す軍用品の払下げである。

齊からの明治三十九年一月二十日付の手紙前出の向野書簡 1145 からも、この時
期、直方向野家の貸金の方も、本年は大分回収できたことが報告されており、当時は
借る人も無く貸出は良くなかったらしいが、時節到来を待つのが得策と思つて回収に
励み、さらに好期を見済し貸出する覚悟でいる、とのことであった。昨三十八年度の
利殖は非常に不作だろうと予想していたところ、決算の結果は却て一昨年に比べて好
結果であった。八朱二厘の配当となった。齊は、決算表は次便で送る、と伝えてい
る。今までの中で非常に多忙だったとのことであり、この時点で直方の向野家は「金
貸し」すなわち金融業をしていたことがわかる。この書簡は、まさに明治期に入って
炭坑の利権で財を得た富農が、新興ブルジョアジーとして金融業を手掛けていく様子
を示しており、その新興産業富裕階層がさらに海外へと興味をもち、一族を、この場
合弟・堅一を支援している様子を証明する一つの要素でもある。海外の親族もぬかり
なく国内の利益を投資に活用している。この連携こそが後の奉天での実業イノベーシ
ョン推進の礎となることを見逃してはならない。

新民府有益公司設立の項ですでに前出の向野書簡 0191 によれば、有益公司が新民
府でおこなっていた米の販売では北修一に担当させて、堅一は奉天に移住してきたよ
うである。同年三月四日に認められた向野書簡 0192 には、

御書面拝誦仕候 長崎正金銀行に対する手続きは早速取計可申候 只今日少しは
面白き仕事有之候哉 当時内国にては更に仕事無之候哉 其地に於て仕事発見致
候はば御通知被下度 今一応拙者も渡清致し何なくとも役に立つ事あらば致し度
候 併し最早大連より奉天に達するは貴社にて何人にも乗車するを得る事に相
成居候哉 万一軍人の外乗車するを得ざる次第なれば営口へ廻るの外無之候右の
都合も略承知致し置度候条至急御通知被下度候 御通知の如く奉天道路改修工事

受負出来候はば 早速御報被下度 拙者も役立可申候 猶又見積り等に上手なる人入用なれば同行可致候条予め承知致候是も合せて早速御通知をせし右は受負出来の時に限るも土木事業に精通の人などは直ちに得難きにより今より若し出来せし時は渡清する乎否や申致事の必要有之候 三月四日 … (略) …

とある。また新たに長崎正金銀行に対する手続きが開始されたことが記されている。「この頃は少しは、面白い仕事でもあるのか。内国ではさらに仕事は無い。そちらで仕事が見つかれば知らせてくれ。一応、私も渡清して何かしら役に立つ事があればやるよ」と、斉の意欲が際立つ。そして、軍人以外、乗車できない場合は営口へ廻るしかないと心配はしているものの、茂林館関係者ならば誰でも乗車できることになっているのだろうと、斉が思うぐらい、茂林洋行に軍人並の特権が与えられていたことがわかる。ここでの乗車はもちろん汽車に乗ることである。

また、堅一は、奉天道路改修工事請負ができる可能性を伝えているらしく、この情報に対して、「私も役に立ちたい。なおまた、見積り等の上手い人が必要ならば同行するから、予め承知してくれ。このことも合わせて早速返事をくれ。知らせてくれた請け負いの仕事が入ったとしても土木事業に精通している人を直ぐには見つけにくいので、今からもしできるならば渡清するか否かを伝える必要があるから」と斉は返信しているわけである。斉は実際に土木技術者を連れて奉天に向かう。

二 書簡と外務省記録で探る茂林洋行初期事業内容

旧来、刊行資料によって茂林洋行の事業内容については、石炭販売で成果を挙げたことなどが知られているが、事業内容については詳細に検討されているわけではない。ここでは初期の茂林洋行の事業内容を明らかにしておきたい。茂林洋行は堅一生存中においても多くの事業内容を変えていくからである。

(一) 石炭販売業

明治三十九年三月九日の向野書簡 0136 は、陸軍歩兵中尉・妻木栗造からの書簡である。妻木は、撫順炭坑老虎台坑からこの書簡を送ってきているので、茂林洋行は撫

順炭坑老虎台坑の石炭を取り扱っていた。虎台坑の機械は占領直後は豎機関（直径四フィート、高さ八フィート付属品なし）の一台しかなかった⁴⁰。

七日附在老虎台清国人に托されたる貴翰難有奉拝読候 頃日は貴地に於ける石炭一手販売の有様の由御成効の如慶賀の至りに奉存候 仮会競争者相居候とも機先を制せられたる御得意先きを失はざる様充分御勉強御奮発相成候得ば毫も顧慮するに足らざる義と愚信仕候 益貴兄の敏腕を以て永遠の御成効あらんこと切に希望に不堪候

小生も近来は時に少閑有之候に付是非一度貴地見物に参り度と心組居候 不相変の貧乏中尉にて本月の俸給を取り二十五日頃 貴地に御滞在の様なれば御訪問可申上候先は不取敢御返事迄如此に御座候 勿々 九日 妻木

とあり、傍線部「石炭一手販売の有様の由御成効の如慶賀の至りに奉存候」という妻木の言葉からは、茂林洋行が奉天での石炭販売を一手に手がけて順調にスタートしたことがうかがえる。「仮会競争者相居候とも機先を制せられたる御得意先きを失はざる様充分御勉強御奮発相成候得ば」という競争相手は、後に明治四十年代になると、奉天は当該市場の掌握を目指して清和、三井、三和、豊栄、松昌、南島炸煤局、茂林洋行、拓殖公司など八社が競争していた。その結果、石炭業者間の過当競争による乱売の問題が生じることとなる⁴¹。しかしながら妻木が「貴兄の敏腕を以て永遠の御成効あらんこと切に希望」すると記すように、かなり期待された事業であった。

向野堅一記念館には、このときの向野書簡 0237 すなわち石炭売買契約書が残っている。

午契第二十号 石炭売買契約書

石炭売買契約書

石炭 壹千 噸 之 代価 銀壹萬百円也 但 壹万二付 単価 銀拾円拾銭也

此 契約保証金銀壹千拾円也 引渡場所大連昌図間各駅中乙希望駅構内

右物品ヲ前記代価ヲ以テ野戦鉄道提理部ニ於テ向野堅一代金島文四郎ニ売拂フニ付キ野戦鉄道提理ト向野堅一代理金島文四郎トノ間ニ左ノ條款ヲ契約ス契約書中ノ称呼ヲ簡易ニスル為ノ野戦鉄道提理武内徹ヲ甲トシ向野堅一代理金島文四郎ヲ乙ト称ス

第一条 物品ハ甲若クハ其代人立会ノ上貨車積ノ俣引渡スベキニヨリ乙ハ着炭ノ通知ヲ受ケテヨリ二十四時間以内ニ他ニ引取ルベシ若シ其時間内ニ引キ取ラザル時ハ甲ニ於テ必要ト認ムル措置ヲ為シ乙ヲシテ其費用ヲ負担セシム

第二条 炭価ハ総テ前納トシ甲ハ納入スベキ額及期限ヲ指定スベキニ抛リ乙ハ其指定ニ応ジ納付スベキモノトス

第三条 石炭ノ重量ハ積載貨車ノ容積ニ抛リ、一立方呎ヲ四十三斤トシテ呈出ス積載量壹割以内減ノモノハ満車ト看做ス

引渡場所在地ノ貯炭ヲ引渡ス時ハ甲乙立会ノ上實際秤量スベシ 但風袋引ノ外濡引其他一切ノ割引ヲ為サズ前項ノ場合ニ於テ秤量造ノ費用ハ甲ノ負担トス

秤量ノ時日及場所ハ甲ニ於テ指定スベシ秤量炭引取方ニ就テハ第一条ノ準用ニ秤量ノ終リクルコトノ二十四時間以内トス

第四条 實際ノ引渡高契約高ヨリ一割以内ノ増量ヲ生ズルモ乙ハ之レガ引受ヲ拒ムコトヲ得ズ之レニ対スル代価ハ物品引取前ニ追納スベシ

第五条 石炭ハ乙ノ希望ニ応ジ引取場所ヲ定ムルモ一箇所ノ引渡高ハ百噸ヲ下ルコトヲ得ズ

第六条 甲ハ契約ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ石炭全部ヲ乙ニ引渡スベシ

第七条 一旦納付シタル代金ハ一切返戻セズ但第九条ノ場合ハ此限りニアラズ

第八条 左ニ掲ゲル事項ノ一ニ当ル時ハ甲ハ本契約ヲ解除シ契約保証金ノ全部若クハ一部ヲ取得スル事ヲ得

- 一、乙ニ於テ契約履行ヲ辞シタル時
- 一、乙ニ於テ物品ヲ引取ラザル時
- 一、乙ニ於テ指定期日内ニ炭価ヲ納入セザル時
- 一、甲ノ指定スル期日内ニ第一条ノ費用ヲ納入セザル時

第九条 甲ハ何時ニテモ自己ノ都合ニヨリ本契約ヲ解除スル事ヲ得 此場合ニ於テハ甲ハ本契約ノ単価ニヨリ引渡済ノ炭価ヲ差引キタル過納ノ金額及契約保証金ヲ払戻ス外一切損害賠償ノ責ニ任ゼズ

第十條 本契約ニ於ケル計画法左ノ如シ

- 一、金銭ハ銀拾錢ヲ単価トシ拾錢未滿ノ端數ハ拾錢ニ切り上リ
- 一、一噸ハ千六百八十和斤トシ一和斤未滿ハ一和斤ニ切り上リ

第十條 甲ノ請求アル時ハ乙ハ甲ノ近便ノ地ニ代人ヲ置クベシ

第十條 本契約書ハ式通ヲ作り甲乙兩名共署名捺印シテ各壱通ヲ領置ス

明治三十九年五月二十八日

野戦鉄道提理 武内徹

奉天小西門外 茂林館内 東華公司主任 向野堅一代理金島文四郎

これによれば「明治三十九年五月二十八日」に野戦鉄道提理・武内徹と「奉天小西門外 茂林館内 東華公司主任 向野堅一代理金島文四郎」との間で契約が成立している。

石炭一千トンに対し代価は銀一万百円であり、一トンに付き単価は銀十円十銭であった。契約保証金は銀千十円で引渡場所は大連昌図間各駅中、茂林洋行が希望する駅構内で、野戦鉄道提理部から売り渡すことになっていた。石炭は野戦鉄道提理もしくは代人の立会の上、貨車積みのまま引渡し、茂林館は着炭の通知を受けて二十四時間以内に引き取らねばならなかった。もしそれができなかった場合には、茂林洋行が負担することになっていた。

さらに、第二条では代金支払いは総て前納とし、野戦鉄道側が指定した期日に茂林館は納付しなければならなかった。第三条と第四条は石炭の重量、積載貨車の容積（一立方呎ヲ四十三斤）について記されており、積載量壱割以内減は満車と見なし、石炭を引渡すときは両者立会いの上、実際に秤量し、二十四時間以内に酌量し終えねばならなかった。また、実際の引渡高が契約高より一割以内の増量があっても茂林館側はこれを拒むことはできなかったし、その代金も取引前に支払わなければならなかった。

以下、野戦鉄道側に都合のよい条件ばかりが続く。第五条では、茂林館側は、石炭を希望場所で引取ることができても引渡高は百噸を下まわることではできなかった。野

戦鉄道側は契約日から三ヶ月以内に石炭全部を引渡さなければならず、茂林館側は一旦納付した代金は一切返戻されることはなかった。

第八条においても、茂林館側が契約履行を辞したとき、物品（石炭）を引取らなかつたとき、指定期日内に石炭代金を納入しなかつたとき、野戦鉄道側が指定する期日内に第一条の費用を納入しなかつたときには、野戦鉄道側は本契約を解除して契約保証金の全部もしくは一部を取得することができた。

特に第九条においては、野戦鉄道側はいつでも自分の都合によってこの契約を解除できた。その際には、野戦鉄道側は契約の単価により引き渡し済みの石炭の値段を差し引いた過納金額及び契約保証金を払戻すほかは一切の損害賠償の責任は取らないことになっていた。つまり野戦鉄道側の権利を一方的に保障している。

第十条でも金銭は銀十銭を単価とし、十銭未満の端数は十銭に切り上げ、一トンを一六〇八和斤とし、一和斤未満は一和斤に切り上げ、野戦鉄道の請求があるときは、茂林洋行は野戦鉄道の近便の地に代理人をおかねばならなかった。この契約書は、二通作成され、両者共署名捺印して各一通ずつを持っていることになったのである。そのうちの一通が向野堅一記念館に展示されている契約書である。

石炭販売については、契約成立後わずか六日後の明治三十九年六月三日における迅速な動きがある。突然、清国の官衙ヨリ税金の請求があった。防衛省防衛研究所「奉天交渉事務総局公文透至明治 38-39 年」中「向野堅一肉筆書簡」C07071011700) によれば、その請求に対して、堅一は次のような訴状を提出していた。

私儀、昨年来、野戦鉄道提理部ヨリ拂下ケ相成候撫順石炭、当奉天ニ於テ販売ニ従事致居相成候処二三日前突然、石炭売却先ナル磚室等ヨリ、斗秤税金納付ヲ迫ラレシ旨ヲ報シ来リ候。是迄本邦人ノ売買扱ニ対シテハ、何等ノ課税規則発布モ無之、如何ナル方法ニ依リ課税スルヤ甚タ不明且ツ曖昧ナルノミナラズ、之レヲ買主ニ請求シタルヲ以テ、買主ハ売主ニ向テ課税ヲ請求シ来候。

右斗秤税ナル者ハ、売価ノ貳分ヲ課シ又タ官設ノ御用商ニ命シ、斤量税ヲ課シ、秤捐トシ、査千斤ニ付銀或十銭ヲ出サシム。此等二税ヲ合スレハ、売価壹百円ニ対シ四円以上ノ課税ニ御座候。依之私儀斗秤局ニ赴キ管事的ニ面会シ、今日迄何等ノ通知モ無之、突然如此請求有之候トモ当方於テハ之ニ応シ難ク、且ツ元来拙者等ノ営業ニ付テハ一切軍政署ノ許可ヲ得テ経営シ居リシモノナレハ、從令納税ノ理アリトモ一応軍政

署ヨリ御命令ニ接セザレハ納付スルヲ得ス。尚ホ未タ購買スラ開カレザル今日ニ於テ納税スルハ、其ノ当ヲ得サルモノト存シ候趣申シ立上候。以上ノ次第後來此等例ヲ残スハ甚タ面白カラサル儀ト存シ候。何分ノ御談議有之度右御報申候也。

明治三十九年六月三日 奉天小西門外 茂林洋行 向野堅一 印
大日本軍政署御中

この堅一の訴えに、軍政署は素早く反応した。外務省記録「六月中交渉日誌」⁴²には、

三日 一、居留民向野堅一ヨリ其発売石炭ニ対スル計秤税斤量税納付方ニ関シ突然
清国官衙ヨリ請求アリシ旨報告シ来ル

とある。そして当日、茂林館すなわち茂林洋行から販売された石炭には税金がかからないことが証明されている。向野書簡 0235 がそのことを証明している。

証

大日本軍政署ヨリ何分ノ命無之以上ハ当洋行ヨリ売却セシ石炭ニ対シ税金ヲ納付
スルヲ要セズ

明治三十九年六月三日

奉天小西門外

茂林洋行主 向野堅一 印

軍政署のこの対応の素早さは、まさに向野堅一が政商と呼ばれる所以であろう。

以上のことから向野堅一は撫順炭坑のおそらく虎台坑石炭を奉天で販売していたことが明快となった。ここで注意しなければならないのは、この契約者が「茂林館内

東華公司主任 向野堅一代理金島文四郎」となっていることである。金島文四郎は、

『対支回顧録下巻』（前掲）「金嶋文四郎君」によれば、堅一と同年の明治元年に旧加賀藩の藩士の家に生れ、明治二十三年、県費で日清貿易研究所に入学、優秀な学生で、堅一とは日清貿易研究所同期生であった。卒業後は日清商品陳列所会計主任兼売買係に抜擢された。ただし、当時、研究所卒業生が殆んど通訳官として徴集されたのに対し、金島は通訳官としては選ばれなかった。日清商品陳列所継続のために留まっ

たからである。日清戦争後、陳列所副支配人として上海に渡航した。明治三十年、大阪商船会社漢口支店の新設に努力し、その支店に三年間勤務した。三十三年に本社へ、日露戦争直後の三十九年に大連支店に転勤になった(六四三頁)という。

『対支回顧録下巻』の記述では、金島は大阪商船会社の社員であったはずである。向野堅一の代理人としては「東華公司主任」と記されている。いずれにしても金島はこのとき大連に居た。なお、当時金島文四郎は十余ヶ月後の大連港は戦役後の後始末で、兵隊の引揚げにともなう戦時品の輸送、大連湾防備隊との交渉等の混雑にはすぎまじいものがあり、遂に過労のため病に罹り、郷里の金沢で加療したが、明治四十年四月二十六日に逝去した(六四三頁)。堅一は、この金島の死を郡島忠次郎の手紙(向野書簡 0066)で知ることになる。東華公司は、上海を中心にしたシンジケートの一つであった⁴³。このように、茂林洋行は石炭販売から出発したのであった。

しかしながら、実はこの石炭販売業は当初から困難を極めたようである。その一か月後には、福岡の帰宅中に堅一に、奉天の茂林洋行より、甲斐靖から送られた書簡すなわち向野書簡 0072 (明治二十九年七月二十一日)が届いている。向野書簡 0237 (石炭売買契約書)の結果がどうなったかは、この書簡で明快である。

…(略)…御帰朝後当方も御存の通り本月一日より公使館事務開始に依つて軍政署付事務引継を為し今は只残務整理の有様に御座候も本月末迄にて愈々軍政撤去の由に御座候 飯塚工事も進捗の模様無之候得共三谷氏軽鉄も終に飯塚氏の運動の為か先日突然諸督府より返還を命ぜられ 昨日を以て愈々飯塚氏の方へ引継申され候 実に以外の事に被感申候

「飯塚工事」の飯塚とは日清貿易同期生・飯塚松太郎の事である。飯塚は大連で飯塚工程局運営していた。仕事請負も進捗の様子もない、と報告している。「三谷氏」とは、日清貿易研究所同期生・三谷末次郎のことである。三谷は明治三十九年ごろは関東洋行を経営していた。しかし、飯塚の「運動」のためにか、先日、突然、諸督府より返還を命じられたという。

石炭一千噸も去六月十七日二百噸売却せしのみにて一向売れ不申 各石炭持主は閉口致居候 此二百噸は遼揚貨東渡且つ提理口納金は買主より直接払込みにて手取三百八十円即ち一噸十二円に売却居候 左併一百九十円丈は未だ入手不致候

何れ四五日中には相揃可申事に御座候 田鍋氏石炭も尔今一噸も売却無之閉口せられ居候 大兄御承知の須田泰次郎氏当時奔走せられ居候に付 或は近日残八百噸相揃候哉も難計被存候 又外にも五百噸三百噸の口二ヶ処有之候得共 告非不住に御座候 代価は一噸小銀価拾一円二、三十歩にて捨売り致候もの有之為め至而困難 殊に売口少なき為め一層如何とも致がたく三谷氏とも再三協議したるに會議は小銀貨拾一円五拾歩なれば売放方宜敷様被申居も今少しく高く売附方に奔走罷在候 趙氏も当時金融に閉口の体に御座候 去六月中旬頃三谷氏と相談の上四、五百噸当地に取寄せ 小生直接販売せば五十噸百噸位づつ相揃候筈にて趙氏は出金申入度 更に一千噸払下たる事は知らざりしを以て我亦知らざる主義の話にて終には三谷氏も面会相談せりも不得要領に終り 尔今八百噸代金は提口却候納入不致候 趙氏先の石炭も高直唱の為め尔今三百余噸有之由而め代金は干今東華公司向つて一向計算し呉れ不申 三谷氏と共に閉口罷在候口併八百噸の分売口有之次第出金可致旨申居候 又正金銀行より六千円返却方被迫申居候得共 是は趙氏に聞けば更に二ヶ月延期せりとの事に御座候 右の次第にて小生は寸効も無之誠に慙愧の至に御座候も然らしむる所如何とも難致候 左併今後三、四日内には売先の模様も相分り可申頻と存居候 最早雨期に入りしや頻りに降雨ありて道路誠にあしく閉口頓首の有様に御座候 三谷氏も近々の内営口は鳥渡参るべく申居候 当地日本人会も解散しに居留民会組織せられたる由 内容は相分り不申候 田鍋氏奔走せられ居候 払下馬具も売却せられし由 定めて會議より通知有之候事と存候 三谷氏の妻君も二、三週前より病氣入院の為め営口にあり 多分子宮病に胃病の併病ならん 当地不景氣の声高く御座候 一昨日当地憲兵分隊長の推選にて五福葯房総支配人に勧められ申候に付 三谷氏と協議を経たる上 当方条件先方承諾したならば其方へ入るべく決心罷在候 何れ相分り次第再報可居候 草々 七月二十一日

甲斐 靖

向野仁兄大人

御令閨様へ宜敷御伝声願上候

これは、堅一が経営する茂林洋行のみならず、日清貿易研究所幹事であった田鍋安之助が扱う石炭も一向に売れないことを報告している。石炭販売については、石炭売買契約書とこの書簡に見る現実とを比較すると、**表4**のようになる。

表4 明治三十九年代の茂林洋行の石炭販売対策

<p>石炭一千トン（石炭売買契約書明治三十九年五月二十八日）</p>	<p>去六月十七日に二百トンのみ売却 ↓各石炭持主は閉口致居候</p>
<p>一トンに付き単価は銀十円十銭</p>	<p>・二百トンならば銀二千二百円のはずが、一トン十二円に売却で手取三百八十円、そのうち一百九十円未納</p>
<p>対策経緯</p>	
<p>・須田泰次郎奔走↓残八百トン処分難計</p>	
<p>・五百トンと三百トン引き取りについて不可能</p>	
<p>・八百トン分の代価は一トン小銀価拾一円二、三十歩の捨売希望↓不可能</p>	
<p>・三谷末次郎と協議↓小銀貨十一円五十歩ならば売却可能↓少々高値で売却奔走</p>	
<p>・去六月中旬頃、三谷と相談↓四、五百トンを当地（奉天）に取寄せて甲斐靖が直接販売↓量は五十トン、噸百トンずつ</p>	
<p>・正金銀行より六千円返却要請↓趙国鋌により二ヶ月延期交渉</p>	
<p>・今後三、四日内には売先の様子も分るはず</p>	

この書簡に述べられている「趙氏も当時金融に閉口の体に御座候」や「三谷氏も近々の内営口は鳥渡参るべく申居候」といった状況は、後に向野堅一や三谷末次郎や趙国鋌や飯塚松太郎が正隆銀行に投資する契機になるとも考えられる。

この報告書のような書簡を堅一に書き送った甲斐靖は、『続対支回顧録下巻』（前掲）日清貿易研究所の同級生で、台湾でもともに通訳官であった。唐才常と行動をともにし、九死に一生を得るなど、中国における革命派に投じた人物で、商人としての面は強

く表れないが、経済状況には通じていたようである。日露戦争にも従軍し、戦後は長春から東部蒙古方面の調査に従事したという。この書簡からは、甲斐靖は、堅一の帰国に際して、茂林洋行を任されているように見える。

甲斐の石炭販売の状況について一千トンのうち二百トンしか売れなかったとなると、帰国中の堅一には衝撃的であったろう。「一噸十二円」ならば「二百噸」で二千四百円になるはずであるから、「手取三百八十円」というのは、仲介利益と言うことになる。一トンあたり、一円九十銭の利益ということになる。しかし、半額の「一百九十円」が振り込まれておらず、「何れ四五日中には相揃可申事に御座候」といわれても、その後投げ売りの様相を記されてはとも安心できないであろう。さらに正金銀行より六千円の返却を迫られていると、この「当地不景気の声高く御座候」と結論付けられ、その上で、自身の転職の話を伝えるのである。堅一とすれば、一時も早く奉天へと帰らねばならない心境になったに違いない。

この書簡は、奉天における日清貿易研究所の同窓生や堅一の周囲の経済界の人物の動静を伝えており、その点からも興味深い。飯塚松太郎も三谷末次郎で、いずれも日清貿易研究所の同級生である。飯塚と三谷の間で、利害が反していることなど興味深い。また「田鍋氏」というのは、日清貿易研究所で幹事であった福岡県出身の田鍋安之助であるから、甲斐は、三谷らと相談して何とか販売しようとしてるように見える。しかしどうもまとまらないのは、金銀の交換比率をめぐる金融の問題が伏在しているようで、ここで「趙氏も当時金融に閉口の体に御座候」とある。この「趙氏」は、もちろん奉天の紳商「趙国鋌」である。改めて言うまでもなく、満洲経済界における貿易に従事する者をもつ通貨の不安定さと日本人経済界との折り合いを、どのように解決するかは、一筋縄でいかない課題であった。

(二) 軍需品払い下げ業

前出の向野書簡 0072 (明治二十九年七月二十一日) の、

当地日本人会も解散しに居留民会組織せられたる由 内容は相分り不申候 田

鍋氏奔走せられ居候 払下馬具も売却せられし由 定めて会議より通知有之候

事と存候

と記してある（傍線部）ことから、軍需品の払い下げに、馬具の払い下げも扱っていることが明確である。軍需品の払い下げは、新民府に有益公司を創業して以来の主力に事業であった。向野書簡 0241 の「立合同」は貴重な契約文書である。

立合同

明治三十九年拾貳月拾六日、係売買日本村田様式步槍之件、將売主石塚清武、及島津房親、之両以説做甲者、將買主向野堅一、及趙国鋌之兩位、説做乙者、別外關係人、有馬純雄、藤本秋信、田口清二、大胡光之助之四位、使以確保実正該品價錢收売的地方、利錢分配之件、依之各位一同擦印立合同議約如左

一、村田式步槍價錢

壹桿日本金票八圓、但是子母壹百個及附属品一切附属品開列如下藥盒、帶皮、刀子、背皮、分解機器、豫備機器

二、子母價錢

倘買主外要子母、則每壹百個金票壹圓半、

三、関東總督府之清国官營交渉允許之事、總督申者即石塚島津之両氏弁妥之、應用乙者之名目、也

四、該品交附之地

清国盛京省奉天府

五、價錢業帳之期限及其方法

買主送信売主応数送貨而外貨到了奉天、而悌後乙者方定算帳結之日、而、匯銀之方法用正金銀行、匯銀單子

六、分利方法

關係人有馬純雄、及田口清二兩位之報酬金者、甲者即売主須分給他等、然而關係人藤本親信、及大胡光之助兩位之報酬金者之者即買主弁理、給他、

七、売主立会日以後、不許売給別人、而買主亦不許從別人買該貨也

右議約訂明

「立合同」は「契約を結ぶこと」で、買主を向野堅一および趙国鋌とする。銃という、軍事的にも、政治的にも重要な物資に関する払い下げであるから、関東總督府お

よび清国官衛の交渉許可を得なければならず、相当の政治力を必要とするものと見られる。

この契約は明治三十九年の中旬の十二月十六日に日本の村田様式小銃売買の件についての契約である。売主は石塚清武と島津房親である。買主は向野堅一と趙国鋌で、その他関係者は有馬純雄、藤本親信、田口清二、大胡光之助の四名である。本品の価格を正確なものとさせるために、各自一同が契約に押印することになっていた。契約内容は、村田式小銃の価格は一丁日本円で八円としている。ただし弾丸百個および附属品については、弾丸価格が百個ごとに金票一円半(二円五十銭)とする。関東総督府および清国官衛の交渉許可をもらうことになっていた。受け渡し場所は、「清国盛京省奉天府」すなわち奉天である。価格業帳の期限およびその方法は、買主が売主に送信し、数通りに荷物を送り、石塚と島津が奉天に到着したら、その後、堅一と趙は業務開始日に引き取り取りに行くことになっていた。為替の方法は金本位、銀本位の平行本位を用い、利益分配方法については、有馬純雄と田口清二の報酬金は、売主の石塚清武と島津房親が分給することになっていた。藤本親信と大胡光之助の報酬金は買主の向野堅一と趙国鋌が支払うことになっていた。売主は契約日以後、許可なく別人に売ってはならず、そして買主もまた許可なく別人より本品を買うことを禁じた。支払いは正金銀行を通すことになっていた。趙国鋌は奉天の紳商なので、堅一は軍の払い下げ物資を趙国鋌を介して、清国人側に売り捌くのである。また正金銀行を介在させているのも注意を要す点とみる。

この小銃等の払い下げについて、外務省外交史料館「外務省記録」 「南満東清両鉄道ニ依ル軍隊乃兵器類輸送関係一件」二卷⁴は、

関外第二〇四号ノ二客月二十五日付秘第七一〇号拙電ヲ以テ輸送方承認ノ旨及報告置候露式小銃、銃剣、小銃弾左記ノ通輸送済ニ付此段印報告候也 明治四十五年五月三日 関東部督 男爵 福島安正 外務大臣子爵内田康哉殿

記

四月二十六日大連発二十七日 奉天著 荷送人 大倉組 荷受人 向野堅一 弾
薬 五十萬発 銃剣 二百四十挺 銃(剣付) 銃二千挺 銃剣 一千七百六十
振 以上

と記す。「銃剣 二百四十振」と「銃(剣付)」の「銃剣 一千七百六十振」の質の違いは不明瞭である。一応同質のものと見ると、「銃剣 二千振」「銃二千挺」ということになる。銃剣は「一丁日本円で八円」である。この値段には「ナイフ」などの装着を前提としているので剣の付いていない銃はやや割安ということになる。ただ弾丸「五十萬発」と十万発分が別会計となり、「弾丸百個」で一円五十銭であるから、一千五百円相当ということになる。この一千五百円をナイフの分と相殺できると考え、単純計算して、銃剣四千振分とすると、三万二千円の取引と言うことになる。

なお、向野書簡 0068(明治四十年十二月二十八日)は、公主嶺 内外通運局支店 甲斐靖よりの書簡であり、

…(略)…陳者在奉中營口正隆銀行に「モーゼル銃」抵当品として持余し居らるる旨聞き及び居候処 幸当地に買手有之(二十挺)申候間直接同行へ照会居候 然るに価格一挺百三十五元(小洋銭)との事にて小生の仲介とあれば銀而ふる元にて売却方依頼する旨申承り候も何分高価の様に考へられ申候 故若し間違にてあらば御面倒ながら御序の節營口の方へ御照会も下さらば幸甚至極に存じ申候 尚内五挺は極至急を要し申候間関東洋行之分拝領し度人を遣さんと考え申居候 何卒營口の方は如何可御一報御願申上候 に吉田氏の正金銀行分は三十日迄に取纏め屹度電為替仕る筈に候間御承知被下度候 尚々先般御願申上置候麻袋は御都合よければ至急五送附下さるれば夫丈け御都合に御座候 早々(傍線は本論執筆者)

とあり、ここで、甲斐靖の問い合わせは「モーゼル銃」のことで、「村田様式歩槍」とは異なる。ただ茂林洋行は様々な銃を扱っていたことを示している。また銀行の担保として營口の正隆銀行に抵当として入っていたことなどを知ることができる。

「関東洋行」というのはもちろん三谷末次郎の会社であり、「吉田氏」というのは同じく日清貿易研究所同期生・吉田猛雄のことである。関東洋行、茂林洋行、正隆銀行、正金銀行の取り引きの一端を見る。そして、この手紙の差出人である甲斐は、満洲公主嶺運送業に従事しており、茂林洋行に麻袋を注文していた。それは公主嶺からあるものを運ぶためである。

(三) 屠獸場経営と支援

向野書簡 0066 (明治四十年十月二十九日) は、「公主嶺屠獸場営業部」の甲斐請・吉田猛雄から寄せられた書簡である。

…(略)…屠獸場も四繰遣繰にてどうやら出来上り候得共無一文にて開場も不出来
実に閉口罷在候 併僥倖にも在奉之節交渉致し置候牛之補充談漸く今日に至りて
熟し去る二十五日四十頭計奉天出發致候由に付愈到着之上正式に開場致様相積居
候 屠場之権利は警務署及滿鉄地方部よりも新規に届出し本人の名儀に存せよと
の勧告も有之候ひしが 斯くては復又永き時日を要候に付思ひ止り 今回は対後
藤男爵と直接の契約とし営業致事に相定申候 猶今回は警務署を始め滿鉄地方部
公使館出張所清国交渉局等より異常の援助を受け開場の上は支那町の分も一切屠
獸場に収容致様相成候段諸官衛軍隊等の御用も愈一手に引受候様相成積日の希望
漸く今日に至りて達するを得大に喜居申候兎に角将来出金の事なりしに今日以後
之が回収期となり候事なれば 是より愈貴台の鴻恩を報じ高遍を安じ可申奮励努
力の覚悟に御座候何卒御安心至さり度候 奉天屠獸場愈貴手に纏わり候由嘸々御
迷惑の御事と奉存候 御来諭之通予算表調整供清覽候間御参考とも相成候はば幸
甚之至に候 併し利益の多少は要するに買出価に依る訳に候得ば錦地と当地と相
提携し蒙古内部より引出様設計致候はば双方共非常に便利なるの事ならず別紙予
算表以外の利を見る事る成算も略相立居候に付御一披被下候はば参考迄に予算表
調整差上候ても宜敷候 甲斐氏も既に家屋借受けに相成荷物到着次第開業の運に
相成居申候…(略)…

まずは、自分たちが無事であることを伝え、屠獸場もようやく整ったけれども、資金がないために開場できないことを主張している。堅一とは奉天で交渉しておいたらしく、牛の補充ができたために十月二十五日に四十頭を連れて、奉天を出發したからそれらの方部よりも新規に届け出て、その届け出本人の名義でなければ受け付けないのとことであつたが、手間暇かかって時間もかかるので、今回は、後藤新平(男爵)との直接契約での営業ということに決まつたということであつた。なお、今回は警務署をはじめ

満鉄地方部公使館出張所清国交渉局等より援助を受けての開場であった。これから堅一の期待に報いるから安心してくれ、と吉田は伝えている。ここによりやく「奉天屠獸場」が開設されたわけである。しかし、予算調整、利益追求、買出価格設定なども蒙古内部の事情に鑑みて必ずしも順調にいくはずはなかった。それでも甲斐靖や吉田はやる気満々で、甲斐はすでに家屋を借り受けて荷物が到着次第、開業する予定でいた。甲斐も吉田も日清貿易研究所の同期生であるから、「公主嶺屠獸場営業部」を茂林洋行の事業と見るか、関連企業と見るか判断に迷うところである。「屠獸場も四線遺線にてどうやら出来上り候得共無一文にて開場も不出来」という点、加えて「御来諭之通予算表調整供清覽候」という点、「錦地と当地と相提携し蒙古内部より引出様設計致候」などに着目すると、新民府における有益公司設立以来の、牛売買業のノウハウを甲斐と吉田に提供し、堅一自身は資金調達のみを実施しているようにも見える。こうして有益公司時代の牛に関する事業は、甲斐、吉田との交流において、その後、奉天化学工業での牛の骨灰や皮で膠を生産する事業へと引き継がれていく。

なお、一連の書簡から分析すると、甲斐靖は内外通運局公の公主嶺支局に勤務していた。そして運送業に従事していたのである。向野書簡 0055、0061で麻袋について提案、注文しているのは運送業務上必要だったからである。むしろ屠獸場に勤務していたのは吉田の方であろう。運送業勤務の甲斐は吉田に比べて自由の身であり、小回りが利いた。他にも様々な思いつきのような案を提案したり、帰国中の堅一の代理で茂林洋行業務を代行している節もある。向野書簡 0063では、自分の父の死去、長男の死去、次男の大病で帰国しているというのに、「醤油エキスにて醤油製造の事」という珍案を提案している。

限られた史料からの考察であるが、当初主力であった石炭販売業も赤字、銃を中心とする軍需品払い下げ業は、当面は良好でも、先行き展望のある事業とはいえなかった。屠獸場経営または援助に至っては不安を抱えるだけで、結果は見えていたことではない。奉天における茂林洋行の船出は決して先行き明るいものであるとはいえない状況であった。しかし、これらの冒険的な事業を根本から支える事業を、茂林洋行は別途展開していたのである。それが、土木建築業から貸家業への事業転換である。

第二節 茂林洋行の事業内容の変遷

一 堅一存命中の人名録から確認する土木請負業と貸家業

茂林洋行は、向野堅一が生涯社主であり続けた企業であった。この茂林洋行の事業内容の一つに、土木請負業と貸家業を有していたことを、人名事典の記述で確認した。抜粋すると次の通りである。

○奥谷貞次・藤村徳一編『満洲紳士録前編』（明治四十年）

奉天 茂林館 向野堅一君 ……（略）……天陥落後奉天唯一の紳商趙国鋌と資を合せ石炭販賣、土木建築業及び仲買業を經營し以て今日に至る……（略）……（一九六頁）

○五十嵐榮吉『大正人名辞典』（東洋新報社、大正三年）

向野堅一君……（略）……三十九年再び奉天に赴き石灰販売並に軍用品の拂下に従事す、四十年貸家建築瀋陽建物組合主任となる、同年十一月奉天附屬地西塔大街に茂林洋行を設け専ら貸家業を営みつつあり外に奉天共融組合理事、南滿州鉄道株式会社諮問委員として令名噴々たり。……（略）……（一二〇八頁）

○西孟利（創生）著『満洲芸術壇の人々』（曠陽社出版部、大正十四年四月十七日調）

……（略）……現住所 奉天琴平町五 職業 貸家業 ……（略）……（略）……奉天に來住して明治三十九年春より石炭商を開業し目下貸家業を主業として今日に及ばれたのであつた。……（略）……（七十四頁）

○菊池秋四郎・中島一郎共著『奉天二十年史』（奉天二十年史刊行会、大正十五年）

茂林洋行主 向野堅一君 ……（略）……斯くして明治三十九年奉天に來住し、茂林洋行を開業した。当時の奉天は荒涼たる原野で邦人にして家屋を建築したのは、君を以て先驅者となす。君は目下家業を經營する傍ら帝国生命保險代理店

をも兼営して居る：(略)：(奉天二十年史刊行会を發行元として刊行された
(八十一、八十二頁)

○佐々木孝三郎編『第五回奉天商工興信録』(奉天興信所、大正十五年十二月)

茂林洋行 琴平町五 電一一〇 貸家 明治卅九年五月開業 營業主 向野堅
一：(略)：戦後再び渡滿奉天に於て軍需品拂下又は石炭販売に従事せしが
三十九年日支合弁として正隆銀行の初めて設立せらるゝや大に参劃する所あり
其外経営する所ありしも貸家業を以て主業とし別に瀋陽建物組合を創設し後ち
株式組織として専務取締役たり：(略)：(一四九〜一五〇頁)

○滿洲日報社編纂『滿蒙日本人紳士録』(滿洲日報社 昭和四年)

向野堅一 貸家業及石油販賣業、勳七等 ……(略)：同三十八年五月滿洲に來
り奉天に於て石炭販賣及陸軍用品拂下販賣業に従事の傍ら硝子工場を開き四十
一年より貸家を建築し次で大正元年瀋陽建物会社を設立し経営今日に至る：
(略) ……(五二頁)

軍事払い下げ業と同時に、土木建築業および仲買業を經營していた茂林洋行であつたが、主たる事業は貸家業に落ち着いたようである。前述のように茂林洋行は茂林館と呼ばれており、最初は奉天小西門外に營業所があつた。堅一宛ての一連の、書簡の消印によれば、明治四十年頃に茂林洋行は奉天西塔街や附屬地、日吉町などに移転している。堅一自身は、明治三十九年元旦はまだ新民府に居住していたことが次兄・斉の書簡、すなわち向野書簡 0209 でわかる。その書簡のなかに道路改修工事請負の話が明記されている。

御通知の如く奉天道路改修工事受負出来候はば 早速御報被下度 拙者も役立可申候
猶又見積り等に上手なる人入用なれば同行可致候条予め承知致候是も合せて早速御通
知をせし右は受負出来の時に限るも土木事業に精通の人などは直ちに得難きにより今
より若し出来せし時は渡清する乎否や申致事の必要有之候

つまり、沼地で荒涼とした奉天の満鉄附属地を中心に、奉天城から奉天駅までの道路を、硬道に作り替えていく土木事業や、附属地に家屋を立てて、それを貸家にしていく事業が、茂林洋行の事業として一番利益が高かったものと判断する。家屋を建てる資金力などは、この時期に大東汽船株式会社の株主であったことが向野書簡 0228 からも確認でき、石炭は売れなくても資金力は潤沢であったことがわかる。

拝啓 等会社定款第十七条に拠り来五月二十二日午後二時より東京日本橋通本材河岸第五十四号地本社内に於て株主定時総会相開き当引続き株主臨時総会相開き左記書く議案御決定相願度候間御出席被成下度若し御欠席の節は別紙委任状前日迄に当会社へ御送付被成下度此段御通知申上候也 明治三十九年五月二日 大東

汽船株式会社 取締役会長 田邊為三郎

株主 向野堅一殿

定時総会議案

一、明治三十八年四月一日より明治三十九年三月三十一日に至る第六期営業年度の財産目録、貸借対照表、営業報告書、損益計算書、準備金及び利益金配当に関する件 以上…(略)…

臨時総会議案

- 一、取締役三名任期満了に付き選挙の件
- 一、監査役二名任期満了に付き選挙の件

以上

そして、株投資を含め、様々な職種に挑戦していく堅一の傍に常に寄り添う人物が現れる。先妻・リウ(隆子)と後妻・シウ(修子・収子)の甥・廣瀬市郎⁴⁵である。廣瀬市郎こそが茂林洋行の支配人であったと推測する。茂林洋行はいつなんどきも日本人の営業使用人が必ず一名雇用されていたからである。

二 茂林洋行の事業内容の変遷および堅一経歴の変遷

向野堅一が個人業主であった茂林洋行の事業内容の変遷とそれにとともなう経歴の変遷を明らかにしておきたい。まず、根拠となる記事を収集した。

明治四十年の段階

…(略)…奉天陥落後奉天唯一の紳商趙国鋌と資を合せ石炭販賣、土木建築業及び仲買業を経営し以て今日に至る君曩きに居留民会評議員となり復た行政委員たりしも思ふ所ありて之を辭し専ら実業の發達に就て日清人間の為めに盡瘁しつ、あり(『満洲紳士録前編』、前掲、一九六頁)

大正三年の段階

…(略)…貸家及代理業 茂林洋行主 奉天共融組合理事 南満洲鉄道株式会社諮問委員、帝国生命保険株式会社代理店主…(略)…三十九年再び奉天に赴き石炭販売並に軍用品の拂下に従事す、四十年貸家建築瀋陽建物組合主任となる、同年十一月奉天附属地西塔大街に茂林洋行を設け専ら貸家業を営みつつあり外に奉天共融組合理事、南満洲鉄道株式会社諮問委員として令名噴々たり。…(略)…(『大正人名辞典』、前掲、一二〇八頁)

大正八年の段階

茂林洋行 営業主 向野堅一 出生 明治元年九月五日(ママ)
原籍 福岡県鞍手郡新入村字上新入
営業所所在地 附属地西塔大街一丁目
支店出張所工場各所在地 なし

- (一) 開業 明治四十一年四月
- (二) 営業科目 貸家業保険代理店
- (三) 資本主 本人全部出資
- (四) 営業使用人 日本人 一人 支那人 一人
- (五) 営業概況 営業高(年額) 五千四百円
- (六) 戸別割等級 七等 (南満洲鐵道株式会社地方部勸業課編『南満洲商工要鑑』、大阪屋號書店、大正八年、四三八頁)

大正十五年（昭和元年）の段階

○：（略）：斯くして明治三十九年奉天に来住し、茂林洋行を開業した。当時の奉天は荒涼たる原野で邦人にして家屋を建築したのは、君を以て先驅者となす。君は目下家業を經營する傍ら帝国生命保険代理店をも兼営して居るが、奉天創設者として特記すべき一人である。（『奉天二十年史』、前掲、八十一、八十二頁）

○向野堅一 瀋陽建物（株）専務、満洲市場（株）取締役、奉天銀行、奉天製氷

（株）監査、茂林洋行主 勳七等 ……（略）……三十九年奉天に来住し茂林洋行を起して商業を經營す ……（略）……（『支那在留邦人興信録』、前掲、二八頁）

○茂林洋行 琴平町五 電一一〇 貸家 明治卅九年五月開業 ……（略）……戦後再び渡満奉天に於て軍需品拂下又は石炭販売に従事せしが三十九年日支合弁として正隆銀行の初めて設立せらるゝや大に参劃する所あり其外經營する所ありしも貸家業を以て主業とし別に瀋陽建物組合を創設し後ち株式組織として専務取締役たり また興安嶺産業合資会社（甘草事業）の出資社員（無限）たり 本年五月米国ギルモア石油会社の総販売店を引受け活動せり帝国生命保険代理店たり

（『第五回奉天商工興信録』、前掲、一四九～一五〇頁）

○茂林商会 大西門外 電四七五 陶磁器硝子器 大正元年十一月開業 営業主

実松儀市 佐賀県神崎郡蓮池村 明治十六年三月生

明治三十九年渡満向野堅一氏經營の茂林洋行一部の事業たるガラス製造事業を担当せしが之を中止するに方り残務整理の結果引受け之を經營することゝなり当初は硝子器の販売を主とせしが今は殆んど陶磁器貿易を以て専門となすに至れり（『第五回奉天商工興信録』、前掲、一四七頁）

昭和三年の段階

○営業種、支配人若シクハ主任・向野堅一 称号・茂林洋行 本籍地名・福岡県

営業種別・質屋 資本・十四万円 取引売買製造漁獲高・十万円 使用人員・日

（本人）三（人）、支（那人）二（人）（『海外日本実業者の調査』不二出版、平成八年、「機密 在外本邦実業者調 外務省局、昭和三年十二月末日現在」、五十六頁）

昭和四年の段階

○向野堅一 貸家業及石油販賣業、勳七等 ……（略）……同三十八年五月滿洲に來り

奉天に於て石炭販賣及陸軍用品拂下販賣業に従事の傍ら硝子工場を開き四十一年より貸家を建築し次で大正元年瀋陽建物会社を設立し經營今日に至る奉天商業会

議所副会頭を六箇年勤め現に同産業部長、奉天聯合町内会長たり、…（略）…

（『滿蒙日本人紳士録』、前掲、五十二頁）

そして、堅一は晩年は茂林洋行を次男・有二⁴⁶とともに運営した。堅一が死亡後は有二と長男・晋の間で、茂林洋行をどのように引き継いだのかは、今後の課題として探求する必要があるが、昭和九年に有二が死亡したのちには、完全に晋に引き継がれたようである。昭和十五年に発行された『第三版 満洲紳士録』（滿蒙資料協会蔵版）の九六一頁に堅一の長男・晋の記事が掲載されており、そのなかの「父の死に遭ひ遺業染色ドライクリーニング貸家業茂林洋行を継承」（傍線部）という記事が、堅一の晩年における茂林洋行の事業内容を物語っている。

向野 晋

瀋陽建物（株） 監査役、茂林洋行（資） 代表社員、ドライクリーニング洗張染色業【公的關係】 町会委員、福陵校友会奉天幹事【出生地】 直方市上新入【本籍】 同上【生年月日】 明治三十二年四月三日【續柄】 故堅一長男昭和六年家督相續堅一夙に渡滿茂林洋行を起し又諸種の事業に従ふ。【學歷】 大正八年福岡工業學校染織科卒業【経歴】 大正八年滿鐵入社大連中央試験所に勤務同十年十月辭し翌年五月滿蒙毛織株式会社に入り昭和三年病を得て辭し同六年父の死に遭ひ遺業染色ドライクリーニング貸家業茂林洋行を継承十一年五月ドライクリーニング洗張染色の業を分離合資会社茂林洋行を創設して其代表社員となる 現に滿蒙毛織会社染色科嘱託たり【事業】 同洋行は明治三十九年五月創業染色部は昭和六年五月開始にしてドライクリーニング部は以前より機械にてせるも十一年五月滿鐵消費組合数年来の希望により洗張部を創設巾出乾燥機艶出機等の諸機械を設置して本邦に於ても比類なき洗張の機械化を斷行し現在成績見るべきものあり…（略）…

【店舗】 茂林洋行Ⅱ奉天琴平町五 電三二二一〇・自宅 三二五四二五

以上、大正八年の段階では、茂林洋行は営業主である向野堅一が資本主であり、本人が全部出資していた。営業使用人は多くなく、「日本人」が一人、「支那人」が一人であった。しかし営業高は年額五千四百円、戸別割等級が七等と高く、完全に貸家業の体を成している。すでに土木請負業から離れていた。「戸別割等級」とは企業の規

模を表すものである。営業所所在地は附屬地西塔大街一丁目に移転している。支店出張所工場各所在地は無く、開業したのは明治四十一年四月になっている。本来ならば、明治三十九年のはずである。営業科目の「貸家業保険代理店」は、「貸家業」は土木請負業時に建てた堅一個人の建物の貸し出しで、「保険代理店」というのは、『奉天二十年史』（前掲）に「帝国生命保険代理店をも兼営して居るが、奉天創設者として特記すべき一人である」（八十一〜八十二頁）と書かれているので、「帝国生命保険株式会社奉天代理店」のことである。

自筆の履歴書にある「同四十一年城内ヨリ鉄道附屬地ニ移転シ硝子製造ヲ開設ス」というのは、滿洲日報社から昭和四年に発行された滿洲日報社編纂『滿蒙日本人紳士録』の二五二頁の「同三十八年五月滿洲に來り奉天に於て石炭販賣及陸軍用品拂下販賣業に従事の傍ら硝子工場を開き四十一年より貸家を建築し」と符合し、『第五回奉天商工興信録』（前掲）一四七頁の「茂林商会」の記事によって、茂林洋行が行っていた事業であったことが明確となった。さらに、茂林洋行は、堅一の亡くなる三ヶ月半前の昭和六年五月に、染色部、ドライクリーニング部を設置していたことが明確となった。

このように、茂林洋行は明治三十九年の段階から、石炭販売業↓土木建築業及び仲買業（明治四十年段階）↓陸軍用品払い下げ業↓貸家業↓硝子製造業（明治四十一年四月開始）↓帝国生命保険代理店↓米國ギルモア石油会社總販売店（大正十五年五月開始）↓質屋（昭和三年）↓ドライクリーニング洗張染色業（昭和六年五月開始）と事業内容を変化させていく。個人企業としての茂林洋行の規模は、営業高（年額）五千四百円、戸別割等級は七等であるから、かなり運営が順調であった企業といえる。

当初、中国大陸での輸入品は主に綿糸布、鉄製品、煙草、絹織物、石油、砂糖、茶、麦粉、紙等であった。米は在住邦人の食用になった。最初は石炭を扱っていた茂林洋行であったが、堅一の晩年になるとアメリカから石油を輸入して扱うようになった。これは、堅一の方針が日清貿易から大陸内交易へ、そして海外から大陸向け貿易へと展開していったことの表れである。

「茂林館」と呼ばれた時代には、営業所所在地は小西門外であった。移転経緯を列挙すると、奉天小西門外（明治三十九年三月時点）↓奉天小西関（明治四十年十一月時点）↓奉天停車場前／奉天駅前（明治四十一年一月時点）↓附屬地西塔大街一丁目／奉天附屬地（大正二年時点）↓琴平町五番地へと移っている。最盛期の大正五年には「奉天茂林

洋行」で郵便が届くようになっていた。また、奉天附属地、奉天駅鐵路街、奉天西塔街など数ヶ所に営業所をもっていたようである。

そして、堅一亡き後、昭和十一年の段階で、『対支回顧録下巻』（前掲）は、

…（略）…而して戦後三十九年よりは居を奉天に移し、爾来二十六年。称號茂林

洋行は奉天草分老舗として其信用内外にしらるゝに至り、其間奉天商業會議所副

議長、正隆銀行取締役、瀋陽建物会社専務取締役等に選舉せられた…（略）…

と評価している。「奉天草分老舗」として茂林洋行が確立していくと同時に、堅一の社会的地位も確定していく。

明治四十年には居留民会評議員、貸家建築瀋陽建物組合主任に、明治四十一年には正隆銀行取締役、大正元年には瀋陽建物株式会社専務に、大正三年には奉天共融組合理事 南満州鉄道株式会社諮問委員に、大正六年には奉天商業會議所副会頭に、大正十五年（昭和元年）には満洲市場（株）取締役、奉天銀行、奉天製氷（株）監査、興安嶺産業合資会社（甘草事業）の無限出資社員に、昭和四年には奉天商業會議所産業部長、奉天聯合町内会長に就任していたことが明快である。ちなみにこの興安嶺は遼西地域にある。これらの経歴のなかでも、正隆銀行の設立と奉天商業會議所副会頭就任は大きな問題である。よって、次に正隆銀行設立について述べる。

第三節 日清合資・正隆銀行の設立へ

向野堅一は、茂林洋行の設立と同時に日清合資の正隆銀行の設立に参画した。なお、『正隆起源及経過』（後述）によれば、正隆銀行には、清国における銀炉としての「正隆號」、経済活動を行う「隆記洋行」という三つの呼称と機能を有すとしていた。本節では、煩瑣であり、基本的に正隆銀行という称を用いて論述する。正隆銀行とは、どのような銀行であり、なぜ堅一は設立に参画したのだろうか、そしてどのように活動するのであろうか。

向野堅一記念館には正隆銀行の資料が保管されている。まず、正隆銀行に関する先行研究には、

① 高嶋雅明「正隆銀行の分析―滿洲における日清合弁銀行の設立をめぐる―」（和歌山大学経済学会『経済理論』第一九八号、昭和五十九年）

② 高嶋雅明「日露戦争後『滿洲』（中国東北部）における日系地場銀行の分析」（『広島経済大学四十周年記念論文集』平成十一年）

③ 迎由理男「安田財閥の対外投資―正隆銀行経営を中心に―」（北九州市立大学『商業論集』第四七卷第一・二号、北九州市立大学、平成二十四年）

がある。しかし本論は正隆銀行論ではないので、あえてここで正隆銀行に関する問題点を詳細に論じることはいらない。ただし注記において記しておきたい⁴⁷。

一 正隆銀行の設立時の投資者像と建前

(一) 増資にともなう投資負担構造の変化

向野堅一記念館架蔵の正隆銀行『正隆起源及経過』（明治四十一年）は、正隆銀行の成立すなわち明治三十九年七日からの様子を述べている。正隆銀行は、深水十八の独創によるもので、「我法令ニ遵拠セズ又清国法令ニヨラズ」と述べるように、純粹な日本風の銀行ではなく、清国風の要素を取り入れた銀爐として発足する。『正隆起源及経過』によれば、正隆銀行（正隆號）は、明治三十九年七月二日に合資会社として設立され、創立時の出資者は、

大竹貫一	六万円	趙国鋌	二万円
向野堅一	二万円	仁裕号	一万円
三谷末次郎	一万円	東盛和	一万円
深水十八	一万円	その他	二万円

である。最大の出資者である大竹貫一は、新潟県選出の代議士。大陸の動向に関心を有す有力者ではあったが、なぜこれほど多額の出資をしたのか、仲介者は誰かなど不明である。なお、伝記編纂会著『大竹貫一先生小伝』（大竹貫一伝記編纂頒布会、昭和二十八年）には正隆銀行のことは全くかかれていないが、二六二頁には「明治四十年頃、翁は内務次官松平正直氏等と共同にて樺太魚業を起し、又其の後、北海道和加内に牧場を経営せられたが、所謂士族の商法にて運営の宜しきを得ず、遂に二つ共失敗に終

った。これは翁が党費を獲得せんがために始められた事業であったが、又相当の私財を注入された事業でもあったが、何等の経験もなき為に運営の宜しきを得ず不成功に帰したことは返す返すも遺憾であった。これは翁の一代の失策であって、このために翁が資産の大半を失はれた原因となったことは云うまでもない」という。ここに二つの投資の失敗を記されているので、正隆銀行への投資も同系統の投資の一環であろうと考えられている。なお、関与を推測されるのは、成田練之助の起業調査会である。

向野堅一・三谷末次郎は、深水十八と日清貿易研究所の同期生である。この三名の人物の資本を合計すると四万円となる。また趙国鋌は奉天の紳商で、軍の物資調達を通じて、堅一と密接な関係を有している。この四名の資金を合わせると六万円となる。また趙国鋌と営口の紳商である仁裕号・東盛和、その他を合わせるとやはり六万円となる。このように、日本人の資本十万円、清国人の資本六万円という、日本人主導で発足するが、実際には微妙な出資比率で始まる。

さらに着目するのは「日本人ヲ匿名トシ」て「趙国鋌・仁裕号・東盛和」の名を掲げ、「代理人 深水十八」として営口軍政署に届け出ていることである。詳しく見ると、

一	銀拾四萬元	奉天小西門街	趙国鋌
一	銀 壹萬元	営口	東盛和
一	銀 壹萬元	営口	仁裕号

とあり、表向き、営口の紳商二名の他の資本を趙国鋌に集中させている。以上のことから、正隆銀行は、日清合弁の銀行であり、日本側の資本が多数を占めるものの、表面上は、清国人資本の銀爐として発足したものとすることができる。ここで注意しなければならぬのは趙国鋌である。彼の住所は茂林洋行と近い場所にあり、前述したように「立同」にも堅一と彼の名が明記されているほど親しい関係にある。要するに趙国鋌を堅一が勧誘したのではないかと考える。

成立後程なくして、正隆銀行は増資に着手する。向野堅一記念館架蔵『正隆號増資之経過及第一回總會』（明治三十九年十一月十四日）は『正隆起源及経過』に記されているも増資の経過を次のように語っている。

去ル十月上旬、與倉軍政官・瀬川領事・黒澤副稅務司・井上正金銀行牛莊支店長等

諸氏の懇篤熱心ナル勸誘尽力ヲ與ヘラレシ当行増資ノ件ハ、着ニ予想外ノ好結果ヲ呈シ、殊ニ営口在住ノ清商間ニテハ、初メ二三有力ナル東永茂・西義順・東盛和・仁裕号等財東諸氏ノミニ、其範圍ヲ限ルハズナリシガ、此等諸氏ノ意見ニテハ、此正隆号ハ、営口ノ事業ト見テ資本ヲ営口一般ノ清商ヨリ募集スベシ。而シテ可成的ニ、普及的ニ、応募セシムル様ニナスベシトノ事ニテ、第一着ニ公議會ニ提出シ、公議會ハ即座満場一致之ヲ可決シ、尚ホ一般ニ勸誘スベシトノ事迄議決シ、會員諸氏ハ、正隆号ノ性質組織及銀行業ノ性質ヲ一般ニ説明勸誘シ、一口四千元ノ予定ヲ、一口二百円、一時払込ニ切下ゲ、遂ニ十月二十九日ニ応募人口六十名、口数五百口、銀額拾万円ニ達セシメ、一方二八日頃ヨリ弗バ、払込ヲ初メ十一月七日ニ至リテハ已ニ全部ノ払込ヲ了ラシメタリ。

と述べる。当初有力資産家に限ろうとした投資者の範囲を、営口の有力者の意見を入れて拡大し、一株四千元予定のものを二百円に下げて募集することとし、「営口ノ事業」として公議會の議決をへて位置付けることとなった。営口では、大会・銀炉・雜貨舗・別口に分けて募集しており、「営口ノ事業」というにふさわしい広範な資本に基づく銀行といえた。

こうした清国人側の対応に対して、日本人側は来賓者、軍政官の指導もあり、小寺壮吉・加藤定吉⁴⁸・飯塚松太郎を新た資本負担者に加える。この内、飯塚松太郎は日清貿易研究所の同級生である。小寺壮吉・加藤定吉は、軍政官を経由した繋がりと見られる。『正隆起源及経過』に附す「出資人名及出資額」を表示すると「表一」のようになる。

表 I	『正隆起源及経過』（清国営口正隆銀行、明治 41 年）				向野康江作成		
営口清国人	大会	13名	4万7千円	奉天清国人		1名	1万円
	銀炉	18名	3万6千円	日本人		4名	8万円
	雑貨舗	23名	1万6千円	日本人	別口	3名 向野堅一はここに含まれる	5万円
	別口	4名	8千円		小計	7名	13万円
	小計		10万7千円	総計			24万7千円

表 II	『正隆起源及経過』（清国営口正隆銀行、明治 41 年）				向野康江作成	
	元投資	株数換算	割合	新規持株数	差し引き	
趙国鋌	2万円	100株	×0.5	※奉天趙清璽 50株（1万円）	50株減	
仁裕号	1万円	50株	×0.8	40株（8千円）	10株減	
東盛和	1万円	50株	×0.8	40株（8千円）	10株減	
大竹貫一	6万円	300株	×0.5	150株（3万円）	150株減	
向野堅一	2万円	100株	×0.5	50株（1万円）	50株減	
三谷末次郎	1万円	50株	×0.5	25株（5千円）	25株減	
深水十八	1万円	50株		257株（5万5千円）	225株増	

比較すると、宮口清国人・奉天清国人の計十一万七千円に対して日本人の計は十三万円となり、日本人側資本が一万三千円ほど多い。

ここで深水名義の「二七五株」（五万五千円）というのは、当初の一万円から大幅に増えている。この深水十八の増資について、迎由理男「安田財閥の対外投資―正隆銀行経営を中心に―」（前掲、以下、迎論文という）は、「ただ、新たな出資者は4名にすぎず、増資の多くは主唱者の深水十八によるものであった」（二十一頁）と述べ、「宮口領事」の外務省への「報告」を紹介している。報告には「深水ノ株金ノ如キモ他ヨリノ預金ヲ以テ作成シタルモノ」（同）と記して、あたかも虚構の増資であるように描く。この点については、他元投資者の動向から確認を要すことであり、「表口」当初当初の出資者の増資持株の増減を比較することとした。

「表口」の差引株数減の計は「二九五株」。この内、当初の投資家は、持株を減じ、趙国鋌（↓趙清璽）・仁裕号・東盛和の七十株を除き、日本人の差し引き株数二二五株を深水十八の五十株に加えると、ちょうど二七五株となる。したがって、元の日本人投資家の持株を深水に集中させたように見える。なぜこのように深水に集中させる必要があったのであろうか。明らかかなことは、深水自身調達できる範囲を超えているということである。考えられるのは正金銀行の関与と言うことであり、無限責任者の深水の株式を増やすことによって、信頼並びに日本側の主導権を維持しようとする苦心の策と見るべきではあるまいか。虚構の増資というのではなく、清国人側も一定程度納得のいくものとして成立させようとしたのではないだろうか。なお、無限責任者について、「無限責任社員ハ勞力出資者ニシテ業務ヲ専ラ担当スルモノ」（「正隆銀炉規約規例」第四条）と記している。

（二）正隆銀行増資にともなう第一回総会の様相

『正隆起源及経過』は明治四十年発行であるけれども、増資にともなう明治三十九年十一月十四日の第一回総会の様相を伝えている。この箇所の叙述は、向野堅一記念館架蔵『正隆號増資之経過及第一回総会』（明治三十九年十一月十四日）に基づくもので若干の相違を認めることができる。以下相違箇所を傍線を付して示すこととする。

『正隆起源及経過』

思フニ当日清国人諸氏が吾人ニ対セラレシ感情ハ頗ル親愛ナルモノニシテ毫モ隔

心ナク東永茂東盛和西義順仁裕号ノ財東諸氏ガ不肖ト共ニ嬉々トシテ来賓株主ノ間ニ奔走セラレ又多数ノ株主ガ不肖ノ傍ラニ雲集シテ談話ヲ求メツツアルガ如キ然カモ其間ニ酒食ナク単ニ一ノ茶一ノ煙草ノミアルニ関セズ春風堂ニ満ツルノ觀アリシハ実ニ予想外ノ好結果ニシテ第一着ニ吾人ガ日清間ニ一ノ強固ナル基礎ノ下ニ結合シタル竊ニ喜ブ所ニシメスタ他日両帝国ニ貢献スル処アルベキ吉兆トシテ茲ニ特筆ス

『正隆號増資之経過及第一回總會』

思フニ当日清国人諸氏ガ吾人ニ対セラレシ感情ハ頗ル親愛的ニシテ毫モ隔心ナク東永茂東盛和西義順仁裕号ノ財東諸氏ガ深水取締役深水静李吉賦ト共ニ主人顔シテ嬉々トシテ来賓株主ノ間ニ奔走セラレ又多数ノ株主ガ深水取締役及深水静ノ傍ラニ雲集シテ談話ヲ求メツツアルガ如キ然カモ其間ニ酒食ナク単ニ一ノ茶一ノ煙草ノミナルニ関セズ春風堂ニ満ツルノ觀アリシハ実ニ予想外ノ好結果ニシテ第一着ニ吾人ガ日清人間ニ一ノ大々的結合ヲ成立センヲ以テ宗国ニ貢献センコトヲ自負スルモノ也

どちらも、總會に関する感想を伝える。『正隆起源及経過』の本文に書かれている「不肖」は深水十八のことである。なお、「第二章」冒頭に「不肖 深水十八」と記し、「三、正隆號の性格」において「不肖 無限ノ責任ヲ負」うと記している。

この記録を記した人物は誰か。まただが堅一にこの記録を送付したのか。この点は明確でない。しかし当日忙しく行動する深水にこの文章を記せるはずはない。中心人物の深水静・李吉賦もこの文章を記すゆとりはなかったであろう。またこの會議には、堅一も参加していない。向野堅一の名前が見えないだけでなく、書簡を整理してみると、この時期に福岡にいたと推測される。であれば、当初より正隆銀行に関わっていた廣瀬市郎であろう。廣瀬市郎は『正隆號増資之経過及第一回總會』を堅一に送り、深水は『正隆號増資之経過及第一回總會』を書き換えて提出用の『正隆起源及経過』を作成したのである。ここで「財東」というのは、「資本家」「金持ち」のことである。「財東諸氏が深水取締役深水静李吉賦ト共ニ主人顔シテ」というのは、叙述として配慮に欠く点があるけれども、よりリアルな描写である。この記述によって『正隆號増資之経過及第一回總會』を書いたのは深水自身ではなく別人で、『正隆起源及経過』を作成するとき

に深水が自身が書いたように修正したのである。

また『正隆號増資之経過及第一回總會』は、「当日来会者」の一覧を附している。参加者は、来賓六名の日本人は、與倉（喜平）軍政官、瀬川領事、有吉領事、黒澤副税務司、井上正金支店長、井上三井支店長である。株主は中国人が五十八名で、日本人が深水十八、飯塚松太郎、加藤定吉の三名であり、後は社員である。『正隆起源及経過』の「出資人名及出資額」と照合してみると、営口の清国人が「大会」十三名「銀炉」十八名「雜貨舖」二十三名「別口」四名で、奉天の清国人は一名である。また奉天の清国人一名は趙清璽であった。このとき、日本人の当初（明治三十九年）の株主である三谷末次郎、大竹貫一、向野堅一の三名は不参加であった。なお、趙清璽は奉天、大竹貫一は日本、堅一もこの時期には日本にいた。

本総会は、さながら営口清国経済人の總會の觀を呈していた。進行も基本は清語でなされたものと見え、「衆好的ト呼フ」と記している。「財東諸氏」が「主人顔」して取り仕切るとともに、清語に通じない来賓と交流するためには、「深水取締役及深水静」の傍らに「雲集」する必要があるたのである。

以上の考察によれば、正隆銀行は設立当初、明治三十九年の段階では向野と趙らは経営に参与していないと考えられる。単なる株主投資家であった。日清人士の微妙な資本負担比率のバランスの上に設立され、手続き上は清国人士を名義上立て、日本人を匿名とした。増資に際しては、「営口ノ事業」と認識されるにいたり、広汎な営口経済人からの増資を受けて、總會を開催するに至っている。一方で、日本人の側の優位性を維持するために新たな株主を加え、加えて深水十八に株を集中させた。このことは、深水の指導性を強化する意義を有すると考える。また多額の資金収集の必要性から、背後に正金銀行との結びつきを感取させる。

二 向野堅一の活動―書簡から見る正隆銀行との関連―

先行研究①②③では、ほとんど外務省報告に依拠しているので、ここでは書簡を分析することで正隆銀行の成立過程を分析していきたい。分析対象として取り上げる書簡は、まず深水十八のもの、ついで次兄・向野斉の書簡、成田鍊之助の書簡である。向野斉の書簡は時系列に分析していくことができる。しかし後者には封筒がないものが多く、認めた年がわからない。ただし月日はわかる。

書簡の執筆年の判明しないものもあるが、書簡群全体を見ると、創設期正隆銀行に關連する人物の書簡を中心として正隆銀行と向野堅一との関連を検討していこう。

(一) 深水十八からの書簡

深水十八が堅一へ宛てた書簡(向野書簡)は、

0074 福岡市住吉宮ノ前 向野堅一殿 必直披(消印 筑前福岡三十六年三月十二日□) 清国

牛莊 正金銀行支店 深水十八(N I U Z H U A N G ※ O ・ P ・ J ・ I ※ 2 M A R 0 3 N

C H W A N G 2 M A R 0 5)

0027 福岡市博多住吉宮の前二六七 向野堅一様 親展 (消印 神戸 31) (消印 筑前

福岡三十六年六月二日イ便) 神戸市中山手通六丁目十二 ノ一 成田鍊之助 メ

0075 福岡市外住吉一七二一五 向野堅一殿 急展(消印 東京神田□4・13后□) (消印

筑前福岡三十八年四月十五日) 東京神田駿河台鈴木町一七日下部方 深水十八 拝

四月十一日

0048 福岡市外住吉字新家 向野堅一殿 親展(書留) (シール 書留東京神田30) (消印

東京神田38・4・16) 東京神田区鈴木町一七 日下部方 深水十八 拝 封カ四月十

五日後八時八分投

の四通である。まず、向野書簡0074によれば、明治三十六年三月十二日の時点で、深水は、清国牛莊(營口)の正金銀行支店に勤務していた。三月一日に認められたこの書簡で、深水は「天津へ御開店の事は如何に相成候哉」と質しながら、「成田兄も少々病気の由にて静養傍に神戸支店詰と相成り」と綴っていることから、日清貿易研究所の同期生・成田鍊之助も深水とともに正金銀行に勤務していることがわかる。深水が堅一に切り出した内容は、「突然の御相談に御座候得共小生少々都合上御融通相頼度義有之候」と始まり、堅一に金を借りたい理由は至極個人的な理由である。返済期限を来年十二月すなわち明治三十七年の十二月に設定し、金額も明記していない。一年五ヶ月後に返済すると繰り返し返しながら、無担保で貸してくれ、と頼んでいる。実は、明治三十六年六月二日の消印のある、神戸市に転勤した成田鍊之助から送られてきた向野書簡0027によって金額がわかる。成田鍊之助が認めたのが三月三日であるならば、深水の書簡

0074より前に認められたものである。「扱而過般深水氏の為に御心配被下候金四拾円也既に過日同氏より横浜東店宛手形にて小弟方まで御送付相成候ニ付直ニ貴方に御送付致すべき筈に御座候へ共…(略)…」という記述から、金額が四十円であったことがわかる。また、この書簡には同年五月二十八日に認められた成田鍊之助宛ての深水への書簡が同封されていた。深水は成田鍊之助に「嘗て御尽力相願置候向野氏分は如何に御座候哉」「向野氏分は(三十日)是非共小生帰阪迄御尽力致置被下度願上候」と頼んでいる。

四十円の金に窮していた深水が、堅一に正隆銀行設立の計画を相談し始めるのは向野書簡 0075の頃からである。この書簡は明治三十八年四月十二日に東京神田駿河台鈴木町十七日下部方で執筆されている。

…(略)…佐々氏を誘い野田氏面会の紹介状致度存申候の処 折悪令息の重患にて面会も出来兼三、四日后を約し帰来居候…(略)…小生の計画は出資者とは都合宜敷相運候得共銀行の方中々容易に纏り不申千苦万苦大に活動仕居申候 愈々不出来候時は新屋退行或る大銀行と結び着手の手筈に御座候 只今の出資者は三万にて御座候間急には要れ不申候得共一万位御出資御含儲に計経上置申候或る大銀行の方も三、四日内には相分又申候 相分り次第愈々決心の積もりにて必ず弁電御通知可申上候 二十日以後でなければ御出立出来不申の由 さすれば再たたび 拝眉を得可申かと存居申候…(略)…

とあり、出資者とは話しが進んでいるが「銀行の方」つまり横浜正金銀行内をまとめることができずに苦心しており、「或る大銀行と結」んでも実現する手筈という固い決意を表明している。その三日後の四月十五日後八時八分に投函された向野書簡 0048では、与倉軍政官や瀬川領事に対する依頼について、堅一を頼りにしているらしいこと、銀行の内部は依然としてまとまっていけないけれども、何とかなりそうだということ、資本の目途も立ちつつあることなどを報告し、その上で、

左すれば資本の処は充分かと存候得共御都合さえ御差支へ無之候はば一万位出資致置方将来の為め得策には無之候哉 御出金の処は早速にて無之とも宣布候間此辺は御再会の時御相談致可申候 今回小生は已成なれば独立致度切望に御座候

愈々独立の暁には御正種々の事業出来可申かと存居申候 一生浮沈の分る候処熟慮に熟慮を要し大に慎重に致居候間御休神被下度候 毎度大兄に対し汗顔の至に御座候得共予想外に滞京永引き手元少々心細く相成申候間二百許り御送り被下願間度候哉 三谷氏より先達請取候分は家事の整理に使用仕り粒々自働的メンツを以て活動に取掛候処少々閉口 三谷氏も継走の積りなるも未着に付き今回の分は同氏より請取次第直に為送仕申候間何卒御送奉願上候 今回は決して御願申上度候存居申候 処遂に又た復堂々御願何卒幾重にも不悪御了察被下度候 為換は電にて無之候ても宜布兼並為換にして書留にて当宿御送り被下度候野田氏の方は佐々氏よりなれば大概の事は出来可申かと存候に付き添書請取次第直に御報致可申候先は右迄勿々如此に御座候 三谷氏には大兄より御話被下度候 深水十八拜
四月十五日
向野堅一様

と記している。堅一への出資依頼は控えめに「一万位」とし、さらに「将来の為め得策」であると、無理強いする様子ではない。また独立の決意と将来性とを強調している。ただし、一方で予想外に滞京が永引いたとして二百円の無心をしている有様で、不安を抱かせる点がある。この書簡からは、深水の向野堅一、三谷末次郎への依存している様子の一端を看取できる。

(二) 次兄・斉の書簡からみる正隆銀行に関する動向

向野堅一は、渡清後、奉天の茂林館に執務し、福岡の次兄・斉と連絡を取りながら、事業を進めている。斉の書簡によりながら、正隆銀行に関する堅一の動向を明らかにしていこう。関連する向野書簡は、以下のものである。

0195 清国奉天府小西門外茂林館方 向野堅一殿 親展(消印 福岡39・3・21后5・7)
福岡県鞍手郡新入村大字上新入 向野斉 緘

0189 清国奉天府小西門外茂林館 向野堅一殿 至急親展(朱印 書留)(シール 番號票
長崎四四)(消印 長崎39・4・2前11・后1)福岡県鞍手郡新入村 向野斉 四月二日

發送 緘

0190 清国奉天府小西門外茂林館 向野堅一殿 大至急 親展(消印) 筑前 直方廿九年五月四日二便(消印 奉天39・5・10野戦局) 福岡県 鞍手郡新入村 向野斉 五月十日到着 緘

0187 清国奉天府小西門外茂林館 向野堅一殿 至急親展(消印) 筑前直方廿九年五月六日二便(消印) 福岡縣鞍手郡新入村 向野斉 五月六日發(消印 奉天39・5・12)封

0198 - 2 清国營口正隆銀行 向野堅一殿 親展(消印) 滿奉天城内40・10・15前11・后2) (消印) □四十年十月八日口便(消印) 福岡縣鞍手郡 新入村 向野斉 (消印) EWCHANG44・10・07□I.J.R.0)

0197 清国營口正隆銀行 向野堅一殿 親展至急(消印) 滿奉天41・6・24前8・□) 福岡縣鞍手郡新入村 向野斉(消印) 奉天天41・6 □前□8□) (消印) NEWCHANG23・6・08.J.J.P.0)

まず向野書簡**0195**(明治三十九年三月二十一日付)は、長崎正金銀行の担保品を奉天に組替える内容を主とするもので、深水の計画する銀行についても触れている。

…(略)…先日来到着の書面に扱れば公司設立の由 猶運動中の工事受負は未だ 確實不致候哉 長崎正金銀行の担保品奉天に組替は以前の俣にて差閤無之由問合 に対し回答致来候条左様御了承相成度候 承れば深水氏兼て計画中の銀行も愈々 成立致候由定めて同氏も満足の存候同君へは宜敷申伝へ被下…(略)…

おそらく「公司設立の由」というのは茂林洋行設立の件であろう。仕事が取れるよう働きかけている工事請負の決定の有無を確認すると同時に、長崎正金銀行の担保品を奉天に組替えることは以前のままにしていることを告げ、深水が計画中の銀行もいよいよ成立する由、定めて同氏も満足していることだろう、という記述からは、斉も深水の計画を聞かされており、取りあえず祝意を表していることがわかる。

ついで向野書簡**0189**(明治三十九年四月二日)は、担保品を奉天に組替える手続きに奔走した顛末を記しており、今日預けたる一万五千円を担保品に引直して取扱うことで話はまとまった旨を知らせている。文末で、国内の経済状況を伝えて、堅一に注意喚起している。

…(略)…：早速遊金を以て長崎絵へ為替手続に奔走し漸く昨日当着本日正金銀行へ出頭し書面の赴き相談致候処当銀行にては奉天支店の方より未だ何等の通知に接せず故に担保として直ちに預る訳に行かずと申候 色々相談の結果奉天にて貸越契約締結の事は同支店の権限に属する者なれば同店に於て契約成立に付便宜上担保は当店に預り致呉れとの事なれば其手続きは取扱すべきも当店より契約にて奉天支店へ通知すべき限りの者に無之由依て奉天支店の方に貴殿より契約を取組の其旨奉天支店長より長崎へ通知を相成れば 今日預け入致したる一万五千円を担保品に引直し取扱う事に相談纏り此金預り居る事は本日奉天に書面を以て通知する事に相成居候条左様御承知相成度 定期預け当座預けの如き何れも担保に提供の出来得べき者に無之内故に現金預けと云う事にして利子は日歩七厘(当時正金銀行の当座預り利子)にて預るべき事に決定致居候 …(略)…

向野書簡 0190 の(明治三十九年五月四日)後半は斉の病状に関する内容で、堅一の帰れないことを見越して「運命を天に任し入院の覚悟に候」と述べる。前半は正隆銀行にかかる堅一の投資に関する件で、

拝啓去月十六日長崎正金にて手続きを了し電報并に書状差出置候 未何等の書信に接せず候得共定めて無事相運びたる事と存居候 猶又深水氏資金も悉皆送金致候に付御安意有之候度 金子は川島忠之助氏の処に送付せし処同氏は該資金の事に付ては格別関係も無之様の書面来着せしに深水君よりの書面に依ては川島に宛深水氏へ悉皆支払相成様手紙を送り呉れとの事により其の如く取計致置候 最早同人も其地に到着の事と被存候条委細は御聞取相成致候…(略)…

とある。送金の額はいくらか。少ない金額ではあるまい。横浜正金銀行の重役であった川島中之助に送ったけれども川島は知らないと、回答してきたわけで、斉は不安を感じたのではあるまいか。

向野書簡 0187(明治三十九年五月六日)は斉の手術にともない堅一へ帰国を促す書簡で、「兄は孝深くして世事に疎く我今兄に向て話ても其切なく卿は年も最も若ければ将来を打合せ話し置くの必要あり(略)自筆にては何分意を尽し難し 願くは会合にて家憲を定めたしと存候」と哀調を帯びる。同封されていた五月六日付けの書簡には、「成田

鍊之助氏送金之事」に触れ、売れ行き不調で、千円送金されたが、「払下げ品に係る総計算」は損失だろうと見通しを述べている。

明治四十年・四十一年にかけて、堅一は営口の正隆銀行でも執務しており、営口の正隆銀行宛の斉の書簡がある。向野書簡 0198 - 2 (明治四十年十月八日付) は、「拝啓其後は無音に打過ぎ候処如何被致候哉 内地はコレラ流行の為一時物騒なりしも頃日は平穩に相成申候 其地は如何 前後便りに不接 商況如何」と述べ、音信の無いことを不審に感じているようである。この書簡は正隆銀行で執務している多忙さを表している。

(三) 成田鍊之助の書簡からの分析

成田鍊之助の書簡を追うこととしよう。正隆銀行と関連する書簡は次の通りである。

- 0027 福岡市博多住吉宮の前二六七 向野堅一様 親展 (消印 神戸 31) (消印 筑前福岡廿六年六月二日イ便) 神戸市中山手通六丁目十二ノ一 成田鍊之助 ㄨ
- 0026 福岡市外堅粕 吉塚踏切八三五 向野堅一様 親展 (消印 神戸 37・9・1030) (消印 筑前箱崎廿七年九月二日二便) 神戸市奥平野村四七ノ一四 成田鍊之助 ㄨ
- 0011 成田 ※封筒なし
- 0014 成田 ※封筒なし
- 0016 成田氏来状
- 0017 成田氏来状 ※封筒なし
- 0018 成田氏来状 ※封筒なし
- 0022 成田氏来状 ※封筒なし
- 0023 成田状入用 ※封筒なし
- 0193 清国奉天停車場前 茂林洋行 向野堅一殿 親展 (消印 赤城 400・28 前 10) 東京赤坂区□町七十四 成田鍊之助 (消印 満奉天 42・2・5 前 8 - 11) 封

封筒無し of 書簡は、基本的に明治三十九年から四十年の時期のものとみられる。ただその後のものである可能性もある。封筒無し of 書簡については、年次についても考察し、内容を分析していく。

まず、向野書簡 0026（明治三十七年八月三十一日付）は、神戸市から福岡市の堅一に宛てたもので、堅一の妻の病状を案じつつ、自分の近況も綴ったものである。

：（略）： 次に小生事も未だ移動の事相分り不申 依然此地にて勤務罷居候。実は早く他に出で度候へ共本店にても何か計画有之候様にて当分此俣に致居る様内意有之候次第に御座候 深水兄も着営後未た一回の消息も無之如何なる都合なるやと思居候。過日小貫兄赴任の途次立寄られ同氏の談にも深水兄も万事の意の如く相運ばず半ば失望し居らるるなランとの事ニ御座候 何れ近日中には模様相分り可申候間御専念可申上候 ；（略）：

八月三十一日 成田鍊之助 向野堅一様 侍史 追て此許家内一同より宜敷申上候様申出候間左様に承知被下度候

と記し、成田自身の移動の件とともに、深水の連絡のないこと、ならびに小貫慶治が語る深水の失望の様子が表れている。

次いで、向野書簡 0017（四月三日付）には、

拝啓過日ハ御手紙被下難有拝誦使候 深水氏モ去月二十八日朝来着 翌朝同船ニテ横浜ニ赴カレ候 到着ノ夜 今後ノ方針ニ就キ談合致候 盧同氏ノ意見ニテハ此度ノ事件ニハ到底利益ノ見込無之ニ就キ営利事業ハ扱置キ占領地ニ民政ヲ施スニ至ラバ 暫時通訳トシテ是ニ加ハリ 営口地方ノ民政ヲ手ニシ 該地ニ幣制改革等ヲ施行シ 将来有為ノ根拠ヲ作ラントノ意見ニ御座候 小生ハ先日貴兄ト談合セシ一伍一什ヲ語りシモ 前述如ク 此役ニハ利益ノ見込ヲ有セザルニ依リ此際別ニ是ト云フ方法モ発見セズトノ事ニ御座候 然シ第一ノ民政部乗配方行ハレザル時ハ 大倉組ヲ説キ 同組ヲ利用シテ戦地ニ赴キ 詰り大倉組ヲ御互ノ者トセン考モ持居ルトノ事ニ御座候（但大倉組ニハ野田監督監ヨリ説込メラル方便アリト申サレ候）兎ニ角東上ノ上篤ト相談可致位ニテ相別レ申候 右ノ次第ニ付同氏ト会合ノ模様ハ御承知被下度候：（略）：

とあり、この「四月三日付」の書簡は何年のことか。「深水氏モ去月二十八日朝来着 翌朝同船ニテ横浜ニ赴カレ候」とあり、三月二十八日に帰国、二十九日に横浜へ向かう。

横浜といえ、横浜正金銀行の本店であろう。『白岩龍平日記』（中村義編著、研文出版、平成十二年）には、明治三十八年四月九日に、「深水氏来遊」と記しており、「四月三日」は、明治三十八年四月三日ということになる。この後『白岩龍平日記』には、「五月五日」「五月二十三日」「明治三十九年」「一月三十日」にも国内で面会している。なお、この書簡で言う「此度ノ事件」「此役」とは日露戦争のことであり、この書簡は日本海々戦直後のものである。すぐに利益は得られない見通しを述べている。「野田氏」とは大倉組の野田監督である。しかしここで着目すべきは盧同の意見である。まるで正隆銀行の設置を営口に望んでいるかのようである。

向野書簡 0027（五月三十一日正午付）には、

…（略）…次に貴宅にて御願致置候深水氏に関する件 留守中別紙通り到着致候次第之由にて帰宅後被見致候処、先日相談後偏に依頼致され居候様子に御座候事は別番御一覽被下候へ共多分御了解の事と存候（御一覽被下候つい多分御了解の事と存候）就ては甚申兼候へ共有志家の無責任とは違ひ相当の時日を定め必ず返済の義務相果可申は小生保証の地位に相立可申候間何卒至急小生又は深水氏宛にて御送金被成下度万一此際相叶はずとなりては同氏の窮状小生如何とも難致候に何此辺は御隣恤を乞ふより外無之、次第に御座候 又小生自身も此度は四十余日の旅行中自ら愚の愚たるを知らながら愚を為し少々困厄を招き申候、貴兄には数度の事なれば実に申上るも心苦候へ共、来る九月三十日までは必ず返済可仕候に付金五十円同時に恩借被成下間敷哉。何卒特別の恩を垂れられんこと懇願の至に御座候先は御礼方々右御願にて奉得貴意候 敬具 五月三十一日正午 成田鍊之助

とあり、「五月三十一正午」というのは、明治三十八年の五月三十一日と推定できる。堅一は福岡にはいた。成田は出向いたのであるが、堅一は留守で、深水に関する件で成田宛または深水宛への送金を懇請している。なお、加えて成田自身の度重なる（小額の）借金を申し込んでいる。

…（略）…向野書簡 0022（五月四日付）によって堅一が腰痛にかかっていたことが分かり、

…（略）… 又先頃は態々御出京を促し 万々御迷惑は御察申上候へ共 正隆即深水兄の為めには非常なる力を得られ候事にて一同感謝致居候 白岩兄も去二十九

日出発本四日門司より鎌倉丸にて上海に向かはれ候 一昨日水町大蔵次官にも白岩兄に代り親しく面会を得て正金と交渉の始末を報告致置候 次官は不相変個人として大に力を添へられ候 山座氏には白岩兄出立の前日小生同道 深水君を引合はせ挨拶を成し置候同氏も今後は真面目になり損失を回復して信用を挽回し益々発展をなすことに必死努力すべく深水兄に忠告せられ候 重焼麵包の件は一向気配揚らず今に好夕に拘はらず買手相出来不申直接運動者なる桂君も閉口 深水君も非常に焦心致し居られ候へ共現下の事情にては急には捌け難くとの見込に御座候是れ全く財界警戒是れ事とし金融不如意の為に御座候 思惑買を為さんとするもの平時ならば多数有べき筈にて地方は既に養蚕期に入り追々繁忙を来すことは目前見易き事に御座候へ共何れの地方を論せず一万以上の金策には到底応ずるもの無之不得止需要の起るべきは知りつつも手控候事に御座候へば当分発動あるべき見込み立ち難く貴方に於ては手形の処分上御困難ならんも此上何とも難致候へば貴方は一切貴兄の御尽力に頼るより外（手形処分の事丈は）無之深水君の方にも到底方法無之と存ぜられ候一定同氏も是れには非常に弱られ居候へば貴兄に於て可然才配御考案相願度候 御来示の立替金の儀別に急ぎ候事も無之候に付御都合にて宜敷候間左様御承知被成下度候 先頃は始めて御夫人様に拝顔致し此許一同非常に喜居候 然し滞在中は一向御構不致何とも申訳無之毎に御伝言被下難有存居候 何卒御夫人様へ宜敷申上候様此許一同より願出候に付御取次相願候 御病気は大切に御保養專一に奉願候 先は貴答まで如斯に御座候 早々不宣

五月四日 成田鍊之助 向野堅一様

とあり、この「五月四日」は、「正隆号 深水兄」とあるので、正隆銀行設立後、明治三十九年以降の五月四日ということになる。

文中「白岩兄も去二十九日出発本四日門司より鎌倉丸にて上海に向かはれ候」とある。ただ『白岩龍平日記』（中村義編著、研文出版、平成十一年）明治三十九年にはこの記述はない。また『白岩龍平日記』は、明治四十年以降を欠くのでいつのことか判然としない。ただ三十九年の該時期には、白岩の渡清について記していないので、この書簡は明治四十年のものであると断定できる。また、三十九年なのか四十年なのかという特定をすると、隆が死亡するのは四十年の六月四日午前一時なので、それ以前ということになる。

ついで、(明治四十二年一月二十六日付)向野書簡0193の成田鍊之助の書簡は、長文のもので、深水について、あるいは当時の正隆銀行について、シニカルに記しており、営口の正隆銀行ではなく、敢えて奉天の茂林洋行宛てにしたものと見られる。まず重焼パンの販売不振に困惑していること、ついで深水に言及し、

…(略)…深水君より数日前近状を報ぜられ 健康も悉皆七、八年前の状態に復れたりと申来り大に安心仕候 大連支店も二月中には開設候 昨年下半年の決算には四百六十円の純益を上げたれば其金額丈缺損額を減じたる様報告に接し先ず喜上候 然るに前来未だ小生の報告に対し何等の挨拶も申来らず特に今回の如き電送金受取られしや否もや越されざるは余りに事の放棄も甚しからずやと存候え共畢竟するに深水一流の繁忙の為めと推量を以て接し居候事に御座候…(略)…

と記している。大連支店というのは、ポーツマス以降、大連を租借できるようになったので、大連に支店を設置したようである。深水からの来簡は、一見順調なように記しているけれども、成田からの報告には何ら挨拶もない、つまり不誠実なものだと批判するのであり、「深水一流の繁忙の為め」かと、皮肉混じりの推量を披露している。

成田の手紙の主意は、この文章の後にあり、当時従事していた起業調査会の打ち切り、それにとまなう転職の相談であった。少なくとも収入は金百円を下らないぐらいはもらわないと一家を維持できない、という。自身の転職について、四案示して、堅一の助言を求めるとともに、堅一に資金援助を申し出ている。やや長文となるが以下の通りである。

…(略)…因て差当り左記の策に付考究中に御座候はば貴兄の御指教を仰ぎ決定致度考に御座候

第一、白岩氏を仲立とし近藤廉平氏に取付き三菱派に使用せられ度事

第二、第一が見込無き時は広く他方面に運動すること。
(可成支那事業を撰ぶも出来ざる時は当分何業を論ぜず従事す)

第三、已むを得ざる時は外務省の手を以て正金銀行に復帰する事。
(小生の希望にあらざるも正金にて歓迎し又は先輩が勧誘せらるる時は其後の策として従うも是は是れ急策と思う)

第四、愚弟が為め鉞業を起し是れが業務担当者となる事

以上四策の内 第四は目下郷里の県内に有望の鉱区売物有之愚弟に命じ実地調査致させ居候 其結果に依りては一万円以内にて手に入れらるる見込有之候に付金主を考居候事に御座候 若し其鉱区にして有望なる時は愚弟に多くの資本を要せずして相当の利益を挙ぐる様計画致させ愚弟の事業として試に創立致候ては如何と考え中に御座候 計画相立此上は三千円計り若くは五千円を限度として二回計りに年一割の利息を以て数年間小生の債務として御出金被下候儀は相叶間敷候哉 是れには借用証書を入れ一切貴兄の提出せらるる条件に従い可申…(略)…

ここでは、「支那事業」を選択するにしても、それができないときには、職種を選ばないという意思や、大陸での事業に拘っていないこと、また正金銀行に復帰することにあまり前向きでないことが書かれている。なお成田は、明治四十二年八月より東亜工業の支配人となった。成田の判断の背景には、正金銀行だけでなく大陸の経済に対する厳しい見方があり、その中でも、正隆銀行の置かれている状況は、成田による「書外」の文面で伝えられているが、この二名を通して、まるで正金が正隆を監督しているようにも見える。要は、横浜正金銀行が銀立てを残そうとしているように見受けられる。

大連の満洲日々新聞の記事に拠れば近来大連に於たは正金銀行以外に不動産を抵当として貸付金をなす農工銀行の如きもの或は純然たる商業銀行の小規模のもの設立の必要を認められ大連実業家間に種々計画をなさんとするものなどあり過般巡遊の阪谷前蔵相も其競を是認せられ是れが設立には十分尽力すと公言せられたる事も伝えられ候 此時に当り正隆の支店開設殊に機宜に投じたるものなれども大連の官民間に正隆の存在は忘却せられ居る如き觀もあり未だ一人も正隆を云々するもの無之(但一度は正金支配人の言うを見たる事あり)否正隆を補助して之を大成せしむべしと唱うるもの無之阪谷男の如きは曾て正隆の為め謀り呉れたる縁故もある人にして一言の之に及ばざるは正隆の為め慨然たるを得ざる次第に御座候 是れ全く阪谷男も正隆の内情を詳知せられたる為めか猶又他に故へある乎深水君の為に之を惜み候…(略)…

と見解を示している。大連の官民間に正隆銀行の存在は忘却されてしまっているような觀もあって、未だ一人も正隆銀行のことを口にする人もいない、と成田は「深水君の

為めに之を惜み候」と述べる。堅一自筆の履歴書によると、深水とも明治四十一年三月に設立しているわけであるから、正隆銀行の興亡は堅一にとって他人事ではない。そこで、堅一が打った次の手があった。

(四) 正隆銀行経営へ

ここでの分析対象となる向野書簡は、

0015 成田氏来状 ※封筒なし

0062 奉天駅前茂林洋行 向野堅一様(消印 □・7・10、□・7・11后8・10) 甲斐靖

明治四拾一年 月 日大連市吉野町一丁目郵便局横 陸軍運輸部指定旅館 大

阪商船会社専屬旅館 日本郵船会社専屬旅館 大連市吉野町一丁目郵便局横

花屋旅館部 花屋回漕部 (電話三二三番) ▲大連市ノ中央ニシテ諸事最大

便利ノ旅館ナリ ▲大連停車場及大棧橋ニハ最近ノ旅館ナリ

である。

成田から堅一に宛てた明治四十二年四月一日付の向野書簡 0015 には、

拝啓 去二十八日付御葉書 昨夜正に拝誦仕候、御来示に依れば御婚儀も愈二十一日に御挙行の事に御治定被成候の由、皆様一同慶賀の至に奉し存候。東都の花も此先一週間後には咲初め候事と相成るべく候らば御新婦様御同道花の都に御密月ヲ御試被成候ては如何。皆々一同に於ても是非排芝御知り合ひヲ願慶申し居候に何石御決行御勸告申し上候ながら略儀祭放御祝詞申し述慶如此にて御座候。

次に昨日深水白岩両兄と連名にて差上候電報の趣御承知被成下候事と存じ居るに生憎御慶事と衝突致し候事昨夜に至り相分り実如何とも難き到場合と相成申候。正隆の興敗即深水兄進退の大事に御座候へば此□と^是はひ大株主として銀行と興亡を共にせらるる貴兄の鼎力を借るにあらざれば突波致し難き場合に御座候へは貴兄の御事情も萬々推察仕へ共是非御繰合せの着き次第に御出京被成下度此機を利用し御婦人様御同列懇望の至にて御座候。先は右のみ得御意度如斯ニ御座候

とあり、成田鍊之助は、先んじて「深水白岩両兄と連名」の電報を送付しており、深水十八の進退に関する事柄で、大株主として正隆銀行と興亡をともしする堅一の鼎力がなければ、立ち行かないとまで強く向野堅一の出京を求めている。この成田らの願いに堅一は応じたのである。そして、単なる大株主ではなく、経営者として応じるために、この手紙を受け取ったあとに、堅一は甲斐靖に手紙を送った。その返事が三か月後の明治四十一年七月十日に大連から堅一に返事として書いた向野書簡 0062 である。帰国直前の手紙である。

拝啓途中御厄介に相成奉深謝候 愈明日出帆可仕候。□色々熟考候処 一身上將來の為め先日中嶋氏方に於而御勸告に相成候通り断然現在の境遇相脱し出来得べくんば仁兄の御推挙を以て正隆大連支店の方に従事致度 実己を知るものは己に若くものなしとて不適當かとも存候得共確實業務に従事の一点は他に遜らざる覚悟に御座候。其他の事は万事処理せば或は誤なきを得べき事確信致候。若し御採用に預る事とせば一の御願には小生の過失なき以上は用に堪え得べき限り使用せられん事を希望所致に御座候。小生は現在に於而一年、二百三十円の恩給証書あり。之を提供すると同時に、御指示の下に深水兄御承知の佐賀市長石丸氏の保証、且つ月々俸給の内より幾分の積立は差支無之、右石丸氏不可なれば別段兄等の御承知の人も無之に依り大兄及飯塚氏へ御依頼致外無之候。右は深水氏と御協議被成下候上可成急に（出来得べくんば電報）佐賀市赤松町一六三に御報願上候。別に深水氏及飯塚氏へは相談可致候間左様御承知被成下度候。右は願用まで如何御座候。不一 甲斐靖

七月十日

向野様

この書簡によって、堅一が甲斐に何を提案したか予測がつく。

(1)堅一は、甲斐に中嶋直雄宅で将来のことを考え、現在の境遇を脱するためにも、運商業勤めをやめて転職するように勧告した。自分が推挙するから正隆銀行大連支店に従事するように勧めた。

(2)資金提供もしくは株保有を指示し、誰か有力者に保証人になってもらうことを指示した。

(1)、(2)の要求に関して、甲斐は、自信をもって要求に応じている。条件として、

①もし採用してくれるならば、過失がない以上は働けるまで雇用して欲しい。

②現在に年間二百三十円の恩給証書があるのでこれを提供する。かつ月々俸給の内から幾分か積立もする。深水も承知の佐賀市長・石丸勝一を保証人に立てる。

石丸が不可能ならば、堅一か飯塚松太郎に依頼したい。

という①②を示しつつ、深水と協議したうえで急ぎできれば電報で佐賀市赤松町一六三に知らせてほしい、と述べている。深水と飯塚へは相談した方が良いと進めている点では、堅一独自の提案であったと考えられる。人材確保という手であった。

以上、書簡の発信された年次に推察を加えつつ、成田、深水、甲斐らの書簡を分析しつつ正隆銀行に関する見解と堅一の関わり方を検討してきた。成田は自身の進退・転職という課題を抱えて揺れているように感じる。成田の書簡は、深水の側に立とうとしても、深水ならびに正隆銀行に対して、決して甘い見通しを記してはいない。切るに切れない成田の立場があったのかもしれない。最終的には、深水のみならず、白岩を交えて、堅一を東京へと呼び寄せ、おそらくは、その他の関係者・関係諸機関をも巻き込んだ善後策を講じねばならない段階に至ったのである。

『正隆号増之経過及第一回総会』と『正隆起源及経過』の比較検討では、後の外務省記録からはうかがい得ない、清国人の高揚した雰囲気を取ることができた。正隆銀行は、金建て銀建ての複雑な通貨状況にある満洲において、軍政関係者や大銀行の後ろ盾を有す銀行として、紳商や銀炉、その他の商人層から好意的な受け止め方をされた。しかし期待の高まりは失望の深さを招いた。一見すると深水十八への批判は妥当に見える。ただし、増資に関する深水への投資金の集中策も、清国人投資家を含む他の元投資家の減額による元資本家たちの合意に基づくもので、繊細なバランス感覚に基づくものであった。

向野堅一と正隆銀行との関わりはどのようなものであったのか。おそらくは明治三九年の設立時点では大株主であったけれども、直接経営に従事しているわけではなかった。深水の背後には、横浜正金銀行の存在があり、堅一と正隆銀行の件で連絡を取り合っていた成田も横浜正金銀行の出身であった。成田が、正隆銀行が危ういときに自身の横浜正金銀行への復帰に対して乗り気でない心情を堅一に吐露していたのに対し、一方、深水はなぜか横浜正金銀行に復帰している。堅一の正隆銀行経営参画の背後には、深水・成田だけでなく白岩も関係していた。こうした日清貿易研究所以来の人脈も一定の力を有すようになっていた。逆にそれが堅一の判断を規定したものととも考えら

れる。堅一は安田保全に再建を依頼する前に、経営立て直しに乗り出さざるを得なかった。経営立て直しの堅一の姿勢が、安田保全の支援を受ける際に、深水は正隆銀行を追われ、堅一の残った理由についての見通しともなる。

第六章 奉天商業會議所副会頭への就任

昭和四十二年に私家本として発行した『我が先亡の記』（向野堅一記念館蔵）において、向野堅一の長男・晋は、

妻子ヲ福岡ニ留メ、支那、満洲ニ赴ク。先妻リウヲ失ヒテ後、福岡市因幡町三二番地留守宅ヲ定ム。子供等ノ教育ノタメナリシモ、自信又、奉天ニ活動ノ根拠定マルニ及ビ、大正八年、晋ハ福岡工業学校染織科ヲ卒業シ 大連満鉄中央試験所ニ赴任シ、有ニハ長崎高商ニ、元生ハ五高ニ、啓助ハ修猷館ヨリ熊本幼年学校ニ入学スルニ及ビテ母ノ内地ニ止マル意義ヲ消失シ 又老境ニ至ラントスルヲ以テ晋ハ、父母ニ奉天移住ヲススメ、大正九年夏 一家引上ゲテ奉天琴平町五番地ニ移住ス。当時瀋陽建物株式会社専務取締役（社長ヲ置カズ、加藤洋行加藤定吉、薬店佐藤広濟氏ト佐藤菊次郎氏ヲ平取締役トセリ）奉天化学工業株式会社社長ノ地位ニアリ 又自己所有ノ貸家ヲ持チテ経済的ニモ充実セル時ト推察ス。長ラク別居ノ生活ヲナシ一家団欒ノ樂シミナカリシニ此時始メテ春來ルノ感アリシト思ハル。

と書き残している。この時期の向野堅一自筆履歴書の記述は次の通り、

- 一、大正六年十二月奉天商業會議所副会頭ニ選挙セラル 大正十一年十一月辞任ス
- 一、大正十二年七月奉天商業會議所ヨリ金杯ヲ贈ラル
- 一、大正六年ヨリ瀋陽建物株式会社専務取締役トナル

懲罰 ナシ

右之通りニ候也

となつている。おそらくこの履歴書は大正十二年七月以降に書いたものである。本章では、長男・晋が「当時瀋陽建物株式会社専務取締役ト奉天化学工業株式会社社長ノ地位ニアリ又自己所有ノ貸家ヲ持チテ経済的ニモ充実セル時」と思えた期間、すなわち向野堅一が奉天商業會議所副会頭を務める大正六年十二月から辞任する十一年十

一月までの活動を究明していく。そこには当然、奉天票の問題が横たわっていた⁴⁹。奉天票の暴落は、向野堅一のような中国大陸国内で企業を起こし、大陸で利益獲得を志していた地場企業系の事業家たちを、たちまちのうちに窮地に追いやったのだろうか。奉天票の問題なしでは、満洲経済史は語れないはずであるが、奉天票問題を堅一はどのように乗り切ったのであろうか。

本章での分析対象となる向野書簡は次の通りである。

0243-2 奉鐵俱樂部規約 明治四十一年十一月八日 奉鐵俱樂部

0244 会員名簿

0440 福岡市因幡町 向野堅一様 親展(消印) □□□・2・6 后0-3 (消印) 福岡3・2・8 后6-8) 二月五日 満洲奉天城内四平街 三谷末次郎

0585 奉天駅铁路街 向野堅一様 親展 (消印大連5・9・2 前0・8) 九月一日 大連市武蔵町四 松村久兵衛 (消印奉天5・9・2 后6・9)

0550 *はがき 奉天附属地 向野堅一殿 (消印 大連5・11・23 (手紙) 拜啓(省略) 十一月二十三日 大連市敷島町二十四號地 株券公債賣買 草地一次 電話一七四九番(公債 株券売買專業 草地一次商店)

0551 奉天附属地 向野堅一殿 至急親展 (消印 大連5・11・27 前0-8) 大連市敷島町二十四號地 公債株券 賣買專業 草地一次商店 電話一七四九番 大正年11月26日

0555 奉天附属地 向野堅一殿 至急親展 書留 番號票 八三五 大遼浪速町(消印) 大遼浪速町5・12・9 前8・10) 大連市敷島町二十四號地 公債株券 賣買專業 草地一次商店 電話一七四九番 大正五年十二月九日

第一節 奉天実業界の様相

一 奉鐵俱樂部と奉天商業會議所

向野堅一記念館には「奉鐵俱樂部規約」というのが架蔵されている。向野書簡0243-2である。この書類によると、明治四十一年一月八日に「奉鐵俱樂部」は結成された。奉鐵俱樂部というのはいったい何であろうか。何のために結成された会なのか。

規約内容を見ると目的（第一章、第一～五条）は、会員相互の「智識ヲ交換」（情報交換）し、「親睦ヲ篤ク」することにあつた（第一条）。本部を奉天鉄道附属地内に設置していた（第二条）。目的遂行のために、新聞雑誌閲覧場、球突場、囲碁及将棋等、食堂、酒保を、会長の監督の下に請負業者に経営させた（第三条）。会員とその紹介者のみが入りできた（第四条）。会員（第二章、第六～十一条）は、正会員と名誉会員に分かれており、評議員によって審査されるシステムになっていた（第六条）。入会するには会員二名の紹介によって会長に申し出ることとなっていた。入会費は金五円であつた。ただし明治四十一年一月八日以降、つまりこの規約が成立した以前に入会した者は入会金が免除された（第七条）。正会員は毎月二金を納入することになっていた（第八条）。除名も評議員の決議で決まつた（第十一条）。向野書簡0244は奉鐵倶楽部の会員名簿である。

名誉会員は村上庸吉、**会員**は、岩崎直英 石川力雄 原田鐵造 波佐間正一 富永三省 小野英資 小笠原源次郎 老田太文 川端成康 川畑宗次郎 河村音吉 筧鏡平 吉弘寛英（赤線で消記） 田中剛輔 名川輔三郎 縄野得三 村田愨麿 上田熊若（赤線で消記） 倉持彦馬 松平鐵否 駒井定也 **向野堅一** 手賀巳之助 青柳為吉 安達都 佐藤安之助 佐々木盛一 木村安之助 北悟一 三明諒夫 白石琥太郎であつた。**会長**は岩崎直英、**評議員**は原田鐵三 老田太文 川端成康 川畑宗次郎 田中剛輔 名川輔三郎 倉持彦馬 **向野堅一** **幹事**佐々木盛一で、**書記**石川力雄

であつた。

奉鐵倶楽部設立から十余年後の大正八年に発行された『南満洲商工要鑑』（前掲）によれば、大正期中盤に入ると、南満洲鉄道線路は本線、旅順支線、營口支線、撫順、安奉線に分れ、煙台炭坑に通する専用線、陶家屯及び石碑嶺炭坑に通する軽便線、柳樹屯支線（当時運休中）となつた。本線は大連駅を起点として北方に向い、奉天省を縦貫して瓦房店、大石橋、遼陽、奉天、鉄嶺、開原、四平街等を経て公主嶺に至り、吉林省の長春駅に達した。ただし旅順支線は本線臭水子駅より分岐、營口支線は本線大石橋駅より分岐、撫順支線は本線蘇家屯駅より分岐していた。撫順に至る安奉線は安東を起点として鶏冠山、連山関、橋頭、本溪湖を経て撫順支線撫安駅に連結し、さらに本線渾河駅に結合していた。

以上の鉄道沿線において満鉄は附属地を有し、停車場用地、線路用地、陸軍用地等を除いて市街地計画を立て、市区を区画し、道路、堤防、護岸、橋梁、溝渠などを築造してつた。水道、下水、公園、墓地、火葬場屠畜場などの設備等も経営していた。鉄道沿線の鉄道附属地に接続する地域には関東州を除いて開放地と雑居地があり、自由に居住し商業に従事できるようになっていた。附属地の開放地がある地方は、遼陽、奉天、鉄嶺、長春、營口、安東、鳳凰城の七か所に限定されていた。他は総て雑居地であった。

天津条約（第二次アヘン戦争の天津条約、一八六〇年批准の一八五八年締結）によって開港していたのは營口（牛莊）であった。その後、自由貿易港として大連が加わった。そして、營口、大連、安東が対外市場として発達していった。鉄道附属地の附近は対内市場的地位を占め、各地方の需要供給を調節しつつあった。瓦房店、蓋平、大石橋、遼陽、奉天、鉄嶺、開原、四平街、公主嶺、長春、撫順、本溪湖のうち、特に奉天は南満洲の中心市場として商業範囲は極めて広大だったという。

『大正人名辞典』（前掲）所収「向野堅一君」では、大正三年の段階で「奉天共融組合理事 南満洲鉄道株式会社諮問委員」に就任していることが確認できるが、これは、堅一が奉天に来て以降、軍政署から満鉄へと後ろ盾を変換していったことを示している。

この附属地で営業する実業家たちだけで形成されたのが奉鐵俱樂部である。毎月、金二円を収めることができる人物たちは限られていたであろう。一方、『奉天經濟三十年史』（前掲）によれば、奉天商業会議所は、明治三十九年十二月二十四日付け奉天総領事館令第十二号奉天商業会議所規則に基づいて、正隆銀行の杉原泰雄、三井物産の遠藤藤次郎、日清貿易研究所出身で関東洋行の三谷末次郎の三名が発起人となり、明治四十年二月に創立の運びとなった（五五七頁）という奉天商業会議所には、堅一は大正五年まで入会していない。明治四十三年の段階でも入会者にその名は見出せない。『奉天經濟三十年史』（前掲）では、総領事館より大正六年三月十八日に新会議所設立に関する指令が来て十二月二十七日に新定款を定め、常議員数を十五名から三十名に倍増した時点で、常議員録において商業会議所会員として、初めて向野堅一の名（五八一頁）を見る。並立していた奉鐵俱樂部と商業会議所の会員の中には、安達都などは双方にその名を見るが、その他ほとんどが重複しない。つまり、この時点で二つの会が吸収合併した可能性を指摘しておきたい。そのときの条件として、奉

鉄俱樂部から副会頭を選出する確約がなされていたか否かは判然としない。しかし、商業会議所入会初回の選挙で、向野堅一は副会頭に当選する。

二 奉天商業会議所副会頭への就任

『奉天経済三十年史』（前掲）によれば、奉天商業会議所は、設立後、構造改革問題を抱えながら無用論まで出る始末であった。ついに大正六年一月に総領事館、満鉄奉天地方事務所、商業会議所の三者との意見交換会を経て、総領事館は三月二十日に三十名を新会議所設立発起人にし、さらにその中から七名を定款起草委員に指名した。奉天商業会議所は社団法人となって改正されたのである（五〇九、五六〇頁）。その新制奉天商業会議所の副会頭に選挙で就任したのが向野堅一である。同書五七七頁によると、選挙によって、大正六年十二月二十七日に十三代として、同七年一月一日に十四代として、同八年五月二十三日に十五代として、同九年五月二十七日に十六代として、同十一年七月四日第十七代として副会頭に当選している。奉天商業会議所においてこれだけ多く副会頭に当選し、自らが大正十一年十二月に辞任するまでこれだけ長く副会頭を務めた者はいない。

萩原昌彦『奉天経済十年史』（奉天商業会議所、大正七年）と『南満洲商工要鑑』（前掲）「総説」 「第一節 地域」を合わせ読むと、明治三十九年に堅一が、新民府から移住してきたころと比べると、奉天の街は非常に整ってきた。奉天の人口は、明治三十八年では約十八万人と推定され、中国大陸の東北部第一の都市であった。昭和十四年には東北では唯一の百万人都市となっていた。

大正八年の奉天商業会議所の組織を見ると、『南満洲商工要鑑』（前掲）によれば、組織名は社団法人奉天商工会議所である。設立は明治四十一年一月一日、目的は奉天における商工業の進歩発達である。会費は特等で月額八十円、一等で月額五十円、等級は十四等まであり、十四等は月額五十銭であった。会議は定期的開催で毎年一回六月に開催された。会報は月刊毎月一回十五日の発行、役員は、会頭 東洋拓殖株式会社奉天支店長・吉野小一郎、副会頭が茂林洋行主・向野堅一、常議員が石田武亥、庵谷忱、橋本貞夫、西宮房次郎、上田久衛、松井小右衛門、藤田久一郎（九市郎の誤記）、小西春雄、中村準輔、佐伯直平、書記長が川上浄介、会員数は二五〇人、経費事業は無し、という状況で

あった。商業会議所の会頭を輩出した東洋拓殖株式会社奉天支店の営業所所在地は、奉天鉄道附属地西六條十八号地で本店は東京市麹町區有楽町一丁目に所在していた。その他の支店出張所工場各所在地も数多い。設立は大正六年十月一日、営業科目は不動産の貸付け及び株券の応募引受け、農業水利事業及び土地の経営、委託に依る土地の経営管理その其他であった。本店資本金は二千万円、払い込み額は一千二百五十万円、積立金は六十六万三千七百円、利益配当率は大正七年三月の段階で年七分五厘であった（三一九頁）。

本店役員は総裁が石塚英蔵、理事が松平尚平、川上常郎、夏秋十郎、人見次郎、監事が島徳蔵、福本元之助、趙鎮泰であった。奉天の代表者は奉天支店長である笹岡一実である。使用人は営業使用人が日本人の三十一人、現地人の四人、営業概況は預り金が九十五万円、貸付金が三百六十一万一千九百五十七円、戸数割等級は特等という、途方もなく大きな信託会社であった。以上、圧倒的な資本力を持つ東拓株式会社の支店長が会頭だったのである。

ここで、三谷末次郎について触れておきたい。『対支回顧録下巻』（前掲）の「三谷末次郎君」（六四七頁）によれば、三谷は明治五年十一月に香川県三豊軍栗井村医師・三谷憲裕の三男として生れた。中学の課程を卒業して、明治二十四年補充生募集の時、日清貿易研究所に入った。卒業後、引続き日清商品陳列所で実地研修中、日清戦役が勃発、陸軍通訳官となり、第一軍に従軍しつつ各地を転戦した。明治二十九年台湾に渡り、台北県事務嘱託となった。ここまでは堅一と同じ歩みである。

明治三十三年の義和団事件の際には従軍はしなかった。同三十四年、東亜同文書院が上海に設立されることになったとき、その第一期生募集のために各地を遊説して廻った。同年、北京で橋口勇馬少佐首脳の警務衙門嘱託となった。しかし、翌三十五年にこれを辞めて、警務学堂教習として招聘された。同三十六年にはまたこれを辞めている。三十七年の日露開戦では、天津駐屯軍司令官・仙波太郎將軍の援助を得て営口に移った。これが三谷が満蒙へ向かう動機になり、その後、「東亜同文会支那本部」とは全く関係を断った。

遼河水運に関する詳細な調査書を作り、意見書を添えて営口軍政署に建議したのが容れられて、陸軍水路輸送の請負に成功する。日露戦役中は、このように船舶輸送に従事して、明治三十八年営口に関東洋行を開設し、間もなく本社を奉天に移した。向野堅一が日露戦争に従軍しなかったのに対し、三谷は従軍したことによって奉天行きの

旅券をいち早く手に入れることができたのであった。この点が堅一と異なる点である。

当時、日本の満蒙対策は実現する時期に達してはならず、三谷の望む満蒙での経営も成立しなかった。しかし、現地人向け雑貨商として奉天実業界に基礎を確立していたのであった。新聞等で確認できるのは、堅一と三谷だけが、日清貿易研究所第一期卒業生の中で、奉天で葬儀を大々的に執り行われた人物だった。堅一と三谷は二十余年の歳月を、専ら奉天に居て満蒙開発に貢献したのであった。三谷は大正三年には貿易業から鉱山業に転じ、日支炭鉱会社を創立して鉱山業に専念したが、十二年に之を廃業した。その後、奉天取引信託株式会社、東省実業株式会社、奉天醬園、瀋陽建物株式会社などの取締役となった。この会社こそが向野堅一が経営する不動産業であった。三谷はまた、公共的事業として奉天居留民会の創設に奔走した。向野堅一もこの居留民会にかかわっていた。向野書簡 0440 はそれを証明するものである。三谷が明治四十二年に奉天商業会議所の五代目の会頭となった。昭和二年には奉天商工会議所の副会頭に推され、満洲事変前の昭和五年まで在職した。

こうした三谷末次郎との交流は、日清貿易研究所時代からのある種の同志的な思いがそこに存在していたかもしれない。奉天時代を生きた堅一は、どのような副会頭時代を送ったのであろうか。向野書簡 0440 を紐解いてみよう。大正三年二月五日に認められたものである。

先日藤田洋行約手裏書之件及頼母子保証の件等毎々御迷惑之事のみ御依頼申上候
処真ニ御快諾千万難有深く感佩致候：(略)：本日正隆銀行へ電為替依頼致候処其
地十七銀行へ取組ニ相成候ニ付十七銀行より一五〇エン受取り先へ渡し呉れと打
電御依頼致候 次第何卒可然御願申上候 満鉄沿線遺棄之レール二月一日より七
月三十一日迄満鉄ニ於て買収其以後所有のものは贓品として処分すとの事に有之
候 守田大佐の弟君之が売込みの計画有之得共買付の際代金全部を支払う筈に有
之又利益分配答多数にて結局余り面白からず 之は多分佐田兄出資する事と相成
可申候乎 満鉄売込ハ支那にて候 内地人にて出来可申目下原口、内実科野洋
行其他多数之提事者有之何レ他地方にも右様着伺せる事と存候 為大したものに
は無之と存じ御紹介方見合せ申候 何れ其内面白き事有之候て御通知可致候 鞍
山炭の山に付市原氏は満鉄とは何等関係無之市原氏之許可は有効にあらざる由満

鉄内部の人より聞及び候 右山に就ては他に有力者間に計画有之候も鉱石は上等には無之赤鉄鉱百分の三十より四十位のもの尤も鉱量は可なり有之由に候 先ず右御礼にて如此候 ……(略) ……

「藤田洋行約手裏書之件及頼母子保証の件等毎々御迷惑之事のみ御依頼申上候処真ニ御快諾千万難有深く感佩致候」の「藤田洋行」というのは藤田九市郎が営む会社である。こういった奉天での地場産業者間での金融融通は、後の「奉天共融組合」へと組織化していくのではあるまいか。そして、その組合が奉天銀行となっていき、満洲銀行となっていくのである⁵⁰。また、満鉄沿線遺棄のルールは、二月一日より七月三十一日までに満鉄で買収し、それ以後所有のものは贓品として処分すること、何れそのうち内面白いことがあつたら知らせる、鞍山炭山については、「市原氏」は満鉄とは何等無関係だから、「市原氏」の許可は有効ではないと満鉄内部の人より聞き及んだ、等々を、三谷が堅一に知らせていることがわかる。このような情報交換や交流活動が後に堅一を南満洲鉄道株式会社諮問委員という立場に就任させたのかもしれない。そして、商業会議所の副会頭へと当選に推進していくことになったのではなからうか。しかし、堅一の方も手ぶらで商業会議所に乗り込んでいくわけにもいかず、そこで用意したのが、副会頭に相応しい資産と企業規模（資本金）であった。では、その資産や企業を創立するのに、どのような手配をしたのであろうか。実は、大正五年に、向野堅一は正隆銀行の株をすべて売り払っている。

三 正隆銀行のその後と正隆銀行株の売却

正隆銀行は、向野堅一が経営に乗り出しても、画期的な改善は出来なかったようである。経営不振になっていった理由は迎論文に譲るとして、当銀行は、安田保善の全面的な出資と経営参加とによって、再建することとなる。迎論文に引く、高橋是清の講演記録は、白仁武民政長官の「此の銀行は日本政府が殆ど強制的に支那人に株を持たせた、そうして起したものである。即ち是れは第一着の日支合弁事業である」を引いて論を展開していることを記している（迎論文、二十四頁）。正隆銀行の救済計画の大義は、「日本政府が殆ど強制的に支那人に株を持たせた」経緯を踏まえた株主救済計画である。迎論文によれば、明治四年年五月の臨時株主総会で資本金は十五万円に減

資され、一方安田家の引き受けによって十五万円増資して銀資本三十万円とし、併せて安田等の出資によって、金資本七十万円を増資し、資本金を百万円としたという（迎論文二十五頁）。なお、迎論文注52によると、減資は、深水外五名の持ち株の無償提供によって実施されたとし、株主名簿から、五名を特定し、政府出資ならびに居留会の資金であるとする。つまり一般の株主に被害は及ばなかったのである。深水は、この時まで表面上は最大の株主であったろう。しかし深水自身の資力とは考えられないのであり、その背後にいる横浜正金銀行ということになる。深水が横浜正金銀行に復帰した背景には、こうした処理に関する事情を勘案して理解するべきであろう。

堅一は、困難な時期の正隆銀行を何とか安田保善に引き渡すことができた。この間の経緯として深水が持ち株を手放し、横浜正金銀行に復帰したにと対照的に、堅一は株主として残ることがわかる。正隆銀行の再建策の一つに、本社の営口から大連への移転を挙げることができる。大連の経済界では、正隆銀行への注目が集まったものとみえる。また、大正期に入ると、満洲日本人界経済の急成長を背景に、一種のバブル経済が現出する。正隆銀行は着実に営業を拡大し、支店数を増やすとともに増資していく。迎論文の記述によれば、大正四年九月に三倍の三百万円に増資し、大正八年に六百万円、大正九年に二千万円に増資したという。こうした中、堅一は、大正五年の下半期、正隆銀行の所有株を売却し、新たな事業へと転じていく。なお、当時の向野堅一がどれだけ正隆銀行の株を保有していたのかは、迎論文によれば、明治四十五年六月末現在で百八十株所収している。これが旧株となる。少なくとも、大正四年九月の増資に際して新たに優先株として新株を入手したであろう。以下、正隆銀行株売却に関する向野書簡を検討しよう。

まず、松村久兵衛よりの大正五年九月一日付け購入依頼がある向野書簡0585の内容は左記の通りである。

向野堅一様

松村生

拝陳予て御嘶しも有之候 正隆御持株其後御決心如何相定あり申候哉 今度当地に於て希望者有之候間若し他人へ御譲渡相成御様の事なれば当地にて御世話可申上候 御都合如何御決心の程且又其数も結局何程なるや…(略)…草々 九月一日

この松村久兵衛は、迎論文「表4 正隆銀行の大株主（大正九年六月末）」（二十六頁）の上位に登場する人物であり、相当買い集めているようである。ついで草地一次からの三通の書簡を検討しよう。

一通目は、奉天附属地の堅一宛てに大連から大正五年十一月二十三日に株券公債賣買を生業とする草地一次から投函されたはがき、すなわち向野書簡 0550 である。

拝啓愈々御清祥の段奉賀候 御照会相成候正隆新株の中値段十八円五十銭に至居候 実際売却相成候可も宜敷候得ば何程出候 幾株売却すると確実なる御通知に接し度十八円五十銭以上売込は目下の処とても困難に候得ば大連銀行新株募集の余波は少なく共正隆新に及び居り候 御確答待入申候 不宣

十一月二十三日

正隆銀行の新株は十八円五十銭の値段であると記し、買値としては、十八円五十銭以上で買うが、売り込むのは今のところ困難であると記している。このやりとりを見ると、堅一側からの売り込みが想定される。このように草地一次が判断した根拠は、当時の大連銀行新株募集の余波であろう。

二通目は、おなじく草地から大正五年十一月二十六日に投函された向野書簡 0551 である。

向野堅一殿 草地一次 拝具

：（略）： 正隆新株の件に付き昨夜手紙出申上置き候通り是非共当方要求通り曲げて御承知願上度 未だ御回答に不接候得共必らず御承知の義と推察仕り居り候 万々一不承知の場合は致し方無之候故昨日の第二貴電通り十八円九十銭にても御引受可仕り条取急ぎ荷為替直次第株券御送附願上度候 尚右は七十株と三十株と二たつに分割致し方候故百株券なれば分割出来得る様御手数被下度候 委任状も二通御送附被下度候如切に奉願上候 至急御送附の件奉待入候 忽々 不宣

この草地一次は、「公債株券 賣買專業 草地一次商店」と記すように、売買を専門とする証券業者である。「昨日の第二貴電通り十八円九十銭にても御引受可仕り条」とあり、堅一と電報で株売買の交渉をしていたことが明快である。向野書簡 0550 にある売

値に四十銭ほど上乘せ可能というニュアンスを伝えている。七十株と三十株の分割を求めているので、売買株数は百株ということになり、一八九〇円の売買ということになる。なおこの一八九〇円は銀建てということであろう。

三通目の向野書簡 0555 は書留である。大正五年十二月九日に投函されている。

拝啓仕り候 歳末もさしせまり定めし御多忙の御事と推察仕り候 陳者先般御取引申上候正隆新株に対する金十円也乍延引本日郵便為替を以て御送附申上候間御査収被下度候 実は直に御送附可仕本意の処 病中の事とて思う様相運び不申延引相成候為不悪御承知給わり度候 次に正隆旧株一百株程買手有之候が御持株御譲渡し相成不申候哉 伺上候 価格は一株につき金六十五円見当配当目近なれば一円位は配当として取り持分度候義に尋上候 乍失礼御回答のほど奉待入候 勿々不宣

まず、先般取引した正隆銀行新株に対する金十円を日本郵便為替で送ったという。先の株売買が成立したのである。後半部分では、新たに旧株一百株の売買について打診している。旧株一株につき金六十五円を見込んで配当金一円位はあるだろうから、仲買った、という旨を伝えている。旧株一百株を金六十五円で売るとなると、合計金六千五百円の収入になる。この売買が成立したのかは、この書簡からは判然としないが、成立したからこそ、堅一は新たななる事業に乗り出すことができた。では、この資金を元手として、奉天の実業界においてどのような新たななる事業を展開していったのであろうか。

第二節 向野堅一が設立した企業

大正七年に商業会議所から発行された『南満洲商工要覧』「奉天」によれば、向野堅一が正隆銀行株売却後に設立関与した企業の代表的なものは、満洲市場株式会社

(大正六年九月一日)、奉天化学工業株式会社(大正六年十一月二十一日設立)、瀋陽建物株式会社(大正七年(六年か)二月一日設立)である。

一 満洲市場株式会社取締役

『南滿洲商工要鑑』（前掲）の三三五頁によれば、滿洲市場株式会社は、營業所所在地が附属地西三條十号地で、支店出張所工場各所在地はなかった。設立は大正六年九月一日、營業科目は、水陸産物委託販売並びに売買、糶市場小売市場の経営、以上の外貨店及び市場に関する附帯事業であった。資本金は四十万円、拂込額は十万円、積立金は三千八百円、利益配当率は大正八年六月の段階で年八分であった。役員は、取締役社長に島崎好直、取締役西宮房次郎、向野堅一、田実優⁵¹、松九幸三郎が就任した。監査役は勝弘貞二郎、藤田九市郎、神宮敏男であった。代表者は取締役社長・島崎好直である。支配人が小田要一であった。使用人は營業使用人が日本人の五人、現地人の七人であった。營業概況は販売高が十八万円（一個年）、手数料が一万六千二百円、その他の収入が一万円であり、戸別割等級は九等であった。

向野堅一記念館には『滿洲市場株式会社報告書―中央市場の決算書―（大正九年）』というのがある。滿洲市場株式会社については、須永徳武が平成十四年にゆまに書房から出版した『滿洲市場株式会社二十年史』が詳しい。それによれば、この会社は、奉天居住者の日常生活の必需品である物資の供給、物価調節、小売市場の風紀衛生の取締を目的に定めながら、公共的事業の一つとして、大正六年九月設立された。内地都市における魚菜糶（ちょう）市場と公設市場の業務を兼ねる、いわゆる営利と公益の両用の性質を帯びた特種会社であった。

資本金については、一般株主による投資ではどうも運営は困難であろうと考えられたため、滿鉄は地方行政の一つとして、総資本金四十万円の内、その半額二十万円（株式八千株の内、四千株）を投資した。なお滿鉄は定款により、指導監督的立場を形成しつつあったが、実質業務は、魚菜市場と小売市場並びに貸店舗の経営であった。

魚菜糶市場は、一般商人が取引上で最も困難なのは魚類、野菜、果実等、鮮生産物の取引所の確保であったため、同社の信用を基礎とした委託販売方法によって、努めて供給を潤沢にさせて、その販売方法を糶売買とした。価格の調節を図り、荷主の利益を擁護するとともに、需用者に対し安定した食料品を供給するためであった。小売制度の改善を図り、仲買人全てに小売市場内に店舗を持たせた。糶市場から直接需用者に供給させていたが、その当時、仲買人は鮮魚十一名、野菜、果実十名、他に小仲買人と称し、専属仲買人に附随していた小賣人二十余名によって、毎日午前中、一回市を開いていた。同社はこの取引者たちに対し、一定の手数料を徴収していた。

向野堅一が商業会議所副会頭に当選した大正六年十二月に経費約五万余円を投じ、煉瓦建の円形二階建て家屋を建築して、階下は通路及店舗とし、階上は従業員の仕事居にした。店舗は四十戸に区分し、鮮魚、野菜、果実その他、主な日用食料品商の信用ある小売業者を指定してその業務に当たさせた。競合しながら価格は安定した。また同社は、小売店舗に対して店舗貸付料を努めて低減した。すなわち、小売業者中心の運営業務に移行したのである。

衛生施設については、官廳並に満鉄会社の指導監督を受けながら、直接小売業者を督励して取締を実行した。同時に経費一切を負担して、小売業者の失費を軽減し、一般小売業者よりも廉売できるようにした。当該市場での経営に対しては、同社が普通建築物業者として別採算するときには、設立当時、最も廉売なる貸付料のほかに店舗一戸に対し、一箇月金五円宛貸付料の補助をしたため、一箇年約金九千円、大正十五年の時点では、約七千余円の補助金を費やしていたという（満蒙資料協会を発行元として刊行された中西利八編纂『昭和十二年版 満洲紳士録』所収「満洲市場株式会社」（向野堅一、四十五、事業と活躍の人々、七十九、八十頁参照）。

この会社は昭和二年に大連の大陸出版協会から発行された長岡源次兵衛による『満鉄王国』にも登場する企業であり、人々の日常の食物流通にかかわる職種であった。一般市民の関心も高く、大正八年九月四日『満洲日日新聞』「奉天経済雑信」にも、次のように発信されている。

満洲市場成績 満洲市場会社 各月中の成績は鮮魚一万二千三百六十三円余製造品六百二十二円余野菜千四百二十二円余塩魚八百七十八円余合計一万五千二百七十七円十三銭にして前月に比し約六千余円の減収なるが右は虎疫の影響と八月は例年鮮魚類の需要少なきが為めなるか之を昨年同期に比較せば尚六千四円の増収なり而して同社は明年度に於て貯魚場を設置す可く目下調査中にて第一鰻の満洲に於ける需要数は年に二千貫を下らず主に朝鮮釜山附近及び京城地方より移入さるものなるも其需要期たる夏期に於て輸送する時は暑さの為め其半数内外を死亡せしむるに依り結局高価の鰻となる訳なるを以て春先きに之を移入し右貯魚場に飼養し置き其需要に応ずれば頗る利益なり次に口も奉天のみにて年額五百貫余の需要あるが鰻の如く主に夏期に需要するものなれば産地たる支那及び満洲の河川より運搬する時は死亡し且つ急に間に合わさる事多きを以て貯魚場に飼養し置く

時は頗る便利なれば該貯魚場を設置す可く計画したるなりと

大正十五年十二月に奉天興信所が発行した『第五回奉天商工興信録』（前掲）にも満洲市場株式会社のことが記載されている。当該興信録の編纂兼発行人は『奉天経済三十年史』を書いた佐々木孝三郎である。一六六頁には、

満洲市場株式会社 江島町六 電六三五、八九六

水陸産物委託販売並売買、雑市場、小売市場の経営其外附帯事業

（資本金）四拾萬円（四分一払込）（積立金）三万四百円（役員）取締役（社長）平野正朝、同 向野堅一、神宮敏男、藤田九一郎（ママ）、監査役 佐藤菊次郎、庵谷忱、金丸富八郎

（沿革）大正六年九月創立、当会社の前身は奉天市場株式会社（資本金五万円四分一払込）と称し五年八月創立せしが其規模拡大の必要あり 当会社を設立して之を買収したり 満鉄会社総株式の二分一を引受け 取締役壹名及監査役壹名を満鉄より選出するの条件あり 歴代の地方事務所長之に任じ今現に平野事務所長当会社長たり

（参考）支配人清水滓司氏は永く銀行界にあり嘗て安東銀行奉天支店長たりし人なり

とある。この奉天市場株式会社こそは、奉天市場株式会社は資本金五万円で大正五年八月に向野堅一が設立したものであったのである。奉天のみならず満洲一帯の食品小売業者の保護と食の衛生管理を担うことへ拡大したい意志と、従来の小売業体制に対するイノベーション精神への現れであった。

二 鉄道附属地における奉天化学工業株式会社設立

大正六年の段階で、輸出品は農産物を主とし大豆及びその加工品である豆粕、豆油は実に満洲輸出品の大宗であった。大連港輸出品総価格の六割三分を占めていた。これに次ぐ農産品は高粱、豆類、玉蜀黍、種実及び種実油等であった。石炭、鐵、硫酸アンモニア、柞蠶絲繭及び其製品、皮革及び羊毛等もあり、とりわけ石炭、鉄、硫

酸アンモニア、羊毛等は将来を期待されていた。堅一が経営する企業の中で、石炭を扱っていた茂林洋行、鐵、硫酸アンモニア、柞蠶絲繭及び其製品、皮革及び羊毛等を扱っていたのは、奉天化学工業株式会社であった。

『南滿洲商工要鑑』（前掲）三三〇頁によれば、奉天化学工業株式会社は、奉天出張所・営業所所在地が附属地鉄道線路西側であった。設立は「大正六年十一月二十一日（滿蒙化学合資会社を改組創立す）」とある。営業科目は阿膠ゼラチン、獸油脂、各種植物油、骨粉、骨炭石鹼製造であった。資本金は五十万円、払込額は十二万五千円、利益配当率は大正七年下半年の段階で「なし」であった。役員は取締役社長が向野堅一、常務取締役が松井小右衛門⁵²、取締役が上田久衛、西宮房次郎、村上友記、添田澤三、監査役が權太親吉、勝弘貞次郎、庵谷忱であった。代表者はもちろん取締役社長の向野堅一である。使用人は営業使用人が日本人五人、現地人二人、工場使用人が日本人七人、現地人十三人であった。「（十一月末新工場完成後ハ日本人二倍支那人四倍ニ増加ノ予定）」と記してある。営業概況は、工場敷地が五、三九〇坪、工場棟数は五棟、工場建坪は六八〇坪であった。動力が蒸氣七五馬力、電氣六〇馬力、原料消費高（予想）は金額一五六、三〇〇円、生産高（予想）金額三〇六、七二〇円を見込んでいた。「機械其他特別設備 目下新工場建設中なり」とあるので、まだ開始されて間もなくの報告であったと推測する。戸別割等級は九等である。

「大阪時事新報大正七年二月九日」には、「正金と貿易機關 海外投資と正貨利用策 邦人海外發展」という見出しで、次のように記述されている。奉天化学工業会社の大戦好況による輸出状況である。

…（略）… 歐洲戦争開始以来我対外輸出貿易は俄然旺盛となり本邦品は英独其他歐洲製品に代りて支那、印度、南洋其他各方面に販路を開始する事となりたる外本邦人にして支那、滿洲を初め南洋方面に於て事業に着手するもの少からず現に支那に於ては東洋製鉄会社、南滿製糖会社、中和興業、奉天化学工業会社其他の諸会社設立さるあり…（略）…

また、「神戸又新日報大正十四年八月八日」では、「關東州工業の上に期待さるる特惠関税の効果 将来の滿洲産業界」という見出しで、奉天化学工業会社の将来性が語られている。

：(略)：ポートルランドセメント小野田セメント周水子年産額四万樽内外将来益有望耐火煉瓦満鉄窯業試験所の生産あり 硝子塊硝子粉硝子版亦同様骨灰は原料豊富奉天化学工業満蒙殖産でも相当の生産を得られる筈で将来有望であろう 要するに之等は皆現在よりも寧ろ将来の発展を企図す可きもののみであるが近き将来最も有望なものは塩業の副業たる曹達工業で生果麻製品等も之に次いで注目す可きものであろう (神戸大学附属図書館)

このように期待されていた奉天化学工業株式会社であったが、最終的には石鹼製造業を主にした時点で、大連の満蒙殖産株式会社に併合宇された。

三 瀋陽建物株式会社設立の経緯

『南満洲商工要鑑』(前出、大正八年)の三三四頁によれば、瀋陽建物株式会社の営業所は附属地西塔大街一丁目第三号地に所在していた。設立は大正七年二月一日となる。営業科目は貸家業、資本金は六万六千円、積立金は法廷積立金が六十九円十一銭、償却積立金が二百七十六円四十二銭、利益配当率は大正七年三月三十一日の段階で年八歩であった。役員は取締役が向野堅一、加藤定吉、監査役が高岡又一郎、廣瀬市郎、代表者は専務取締役の名で 向野堅一になっていた。使用人は営業使用人が日本人二人、現地人二人であった。営業概況は家賃年収が一万四千四百円という。「備考 大正七年二月二日瀋陽建物組合より事業一切を引き受けたり」と記載されている。戸別割等級は五等であった。

ここで気になるのは「備考」である。「大正七年二月二日瀋陽建物組合より事業一切を引き受けたり」とあるが、「瀋陽建物組合」とは何か。「瀋陽建物組合より事業一切を引き受け」ることになったのはどのような経緯によるものか。堅一長男・晋による『我が先亡の記』には、「当時瀋陽建物株式会社専務取締役(社長ヲ置カズ、加藤洋行加藤定吉、薬店佐藤広濟氏ト佐藤菊次郎氏ヲ平取締役トセリ)」とある。何ゆえ社長を置かなかったのか。様々な疑問が浮上する。

『第五回奉天商工興信録』(前掲)の一八九〜一九〇頁には、

瀋陽建物株式会社 琴平町一五 電話一一〇 家屋建築貸附並家屋地所売買

(資本金) 六万六千円 (全額払込)

(積立金) 法定六千九百七十円、償却積立二万七千六百元

(役員) 取締役(専務) 向野堅一、加藤定吉、佐藤菊次郎、監査役 窪堀清次郎、向野晋

(沿革) 当会社は大正六年十一月の創立なり 初め大正元年十一月向野氏及故老田古文(京奉線技師長) 故佐藤才太郎(廣濟堂主) 両氏と共に瀋陽組合(ママ)と称し各自**金五十円**を出資し本業を開始たるが老田氏の持分は加藤氏譲受け佐藤氏の持分は菊次郎氏(現廣濟堂主)之を継承し改めて株式組織としたり

専務取締役 向野堅一 (茂林洋行参照)

猶ほ当社の基礎は益々堅実に赴き本年に入り千代田通り支那家屋は約五万円を投じ二階建店舗向貸家に改築したり

と掲載されている。大正十五年の段階では、瀋陽建物株式会社の事務所が「琴平町一五」で「電話一一〇」となっているが、これは向野堅一の自宅である。事業内容は、家屋建築貸附並家屋地所売買いわば不動産業であった。大正六年十一月の創立時も堅一が、社長としてではなく専務として代表を務めていたのは、この会社の前身が大正元年十一月に堅一と老田古文(京奉線技師長)、佐藤才太郎(廣濟堂主)の三名で設立した瀋陽建物組合という会社だったからである。「瀋陽組合」は「瀋陽建物組合」の誤記である。故人二名に配慮して社長の席には就かなかつたと考えられる。堅一の人名事典等に見られる人柄評価において、「君、温厚にして：」と記されるのは、このような奥ゆかしい行動が語らせているのであろう。満洲市場株式会社が資本金六十万円、奉天化学工業株式会社が資本金五十万円であったのに対し、瀋陽建物株式会社の資本金は、六万六千円で前者二社と比較すれば規模は大きくない。各自金五十円の出資ならば合わせて百五十円の出資の出発であった。ところが以外にも、この会社は成長した。わずか五年後に資本金六万六千円を全額払い込みをして株式組織にしたのである。

大正元年に故才太郎氏は、故老田古文(京奉線技師長)及び堅一と相結んで瀋陽建物組合を設立した。才太郎死後、これを継承した。老田古文の分は加藤定吉が譲受けた。その後、瀋陽建物株式会社(資本金六万六千円全額払込)に改組して加藤は取締役に

就任した。また、当社の基礎は「益々堅実に赴き」と評価されていて、大正十五年の段階では、千代田通りの現地人家屋を買い取り、約五万円を投じて二階建店舗向貸家に改築したのであった。監査役に長男・向野晋を就任させていることから、ゆくゆくはこの会社は晋に継承させようと考えていたのかもしれない。

『南満洲商工要鑑』（前掲）と『第五回奉天商工興信録』（前掲）とで創立年が食い違っているのは、前者が瀋陽建物組合から業務を引き受けた時点を創立としているのに対し、後者は瀋陽組合を株式会社で改組した時点を創立年としているからである。

大正十五年の『第五回奉天商工興信録』（前掲）によると、共同経営者の佐藤菊次郎⁵³が経営する廣濟堂薬房は小西関に所在していた。新市街支店は春日町八にあった。堅一の自宅と非常に近い場所である。業種は薬種売薬製剤医療機械で、明治三十九年一月の開業である。営業主である佐藤菊次郎は富山市里井町の出身で、慶應二年五月生。日露戦争直後、甥の才太郎と渡満し、才太郎名義で本業を開始した。大正五年に才太郎が死去したため、本業を継承した。通化、興京、鄭家屯白音太拉に支店を開き、満洲薬業界第一流老舗となった。同九年五月に新市街支店を設けてここで寝泊まりしてここから毎日本店に通勤していたという。向野一家と親しいのも納得がいく。

大正六年に堅一は専務取締役现就任し、以降、その地位は変わらなかった。昭和四年に発行された加藤の株券（向野堅一記念館所蔵展示）の代表者は、専務取締役・向野堅一である。そこで、茂林洋行と瀋陽建物株式会社の住所を見比べると、茂林洋行は「附属地西塔大街一丁目」にある。瀋陽建物株式会社は「附属地西塔大街一丁目第三号地」にある。つまり、同じ地所に所在しているのである。これは何を意味するのだろうか。向野堅一が経営していた不動産業は茂林洋行でのもの、瀋陽建物株式会社のものと二つあった。これを一つに統合したことを示す。なぜ統合する必要があったか、という考察については後述する。

四 向野堅一が関与した企業

向野堅一が奉天商業会議所の副会頭時代に引き受けた、あるいは当選してその任についたものをこれから述べておきたい。

向野堅一 監査役就任表

向野康江作成

○株式会社奉天銀行 監査役

営業所所在地が奉天小西関第三區警第三号。設立・大正七年十一月十日。資本金・百万円。支店出張所工場各所在地はなし。営業科目は一般銀行業務。小西関奉天金融倉庫株式会社並びに奉天共融組合を合併して設立。拂込額、二十五万円。積立金なし。利配当率不明。取締役頭取・上田久衛、専務取締役・石田武亥、取締役・松井小右衛門、佐伯直平、張維周、監査役 増田長吉、向野堅一、檜田一。

『南滿洲商工要鑑』（前掲）三一四頁

○奉天倉庫信託株式会社（大正八年九月四日） 監査役

倉庫信託總會 南滿倉庫会社は三十一日創立總會を都ホテルに開催したるが出席株主三十名藤田九一郎（ママ）氏を座長に推し名義変更定款変更の件等を協議し奉天倉庫信託株式会社と改名したり 次に重役の選挙に移り社長 藤田九市郎 取締役 斎藤久太郎 斎藤邦造 笹部杉一 監査役 南洞孝 向野堅一の諸氏当選せり

大正八年九月四日『滿洲日日新聞』「奉天經濟雜信」
（データ作成／二〇〇三・一〇 神戸大学附属図書館）

○奉天製氷株式会社 監査役 大正十一年に奉天製氷社（株）の監査に就任。

奉天市公署『奉天市要覽』（奉天市長官房文書科）

○滿洲オフセット株式会社 監査役

事務所 隅田町十一 電一四七八 工場 信濃町 二十一 電一二二六 美術オフセット印刷（資本金）三十万円（払込九万二千元）（役員）取締役（専務）戸部巖、（常務）宗像成一郎、庵谷忱、石田武亥、宗像イツ、藤村忠助、播本垣太郎 監査役 向野堅一、定岡富二、加藤牧夫（沿革）当会社は戸部氏（現専務）が 大正十年九月個人経営として創始し 十一年三月 株式会社とせる奉天オフセットと 十二年十一月 宗像成一郎氏が個人経営として創始せる滿洲オフセットとが 本年八月合併せるものにして支那にありては商務印書館工場に次ぎ完備せる工場を有す（参考）専務戸部氏は永く斯界に經驗を有し 以前京城に於て開業し居れり 常務宗像氏は 大正四年山口高商を出て直に母堂經營の京城印刷所に入り 後同所を總督府に譲り 別に宗像商店を創設、十二年來奉滿洲オフセット公司を設立したる新進の実業家なり

『第五回奉天商工興信録』（前掲）二〇〇～二〇一頁

監査役就任表に登場する企業の内、奉天銀行は、後に満洲銀行へと発展する奉天に密着する地域の銀行であり、奉天倉庫信託株式会社も地域に密着した中核企業である。

「株式会社奉天銀行定款（大正十年八月「銀行営業許可申請書」附）」（外務省外交史料館「外務省記録」B10074174200）によると、奉天銀行は、大正七年十二月十三日設立。大正十年八月六日に奉天信託・鉄嶺銀行との合併を願出で、大正十一年一月一日より新銀行として発足する。旧奉天銀行を精算する大正十二年十二月三十一日付けの株主名簿を見ると、株数の合計は、二万株。引受人総数二百二十五名。専務取締役が一千二百株。以下千株と、段々と少なくなっていく。向野堅一は、四百五十株（保有割合二・二五％）。十三番目の所有数である。その後新銀行に移行するに当たり、「附則、第四拾壹条」として、発起人の住所氏名引受株数を記している。株数の合計は、十万株。引受人総数二十四名。専務を含む五名の取締役の内、四名は七千八百五十株。中国人と見られる一名は五千株。向野堅一を含む三名の監査役は五千株（保有割合五・〇％）を引き受けている。その他、一万四千株を引き受けている者一名、五千株を引き受けている者が一名いる。大正十一年六月の「株主名簿」によれば、十万株を五百二十四名株主が所有している。つまり、発起人の株式の多くが五百名の新たな株主に売却された。この段階で向野堅一の所有している株式は九百株（保有割合〇・九％）であり、四千百株を売却したことになる。その後、大正十一年の後期には、監査役を退き、十二月の保有株式は七百五十株となる。

満洲オフセット株式会社は、上海出版界の中心である商務印書館の印刷所に比される最新の施設であり、経営者も「新進の実業家」とのこと、堅一の存在意義は重要であったろう。製氷会社との関わりは満洲市場株式会社の食品保冷と関連するところにその意義を見出すことができる。これも堅一の広いつながりの一端を示すものようである。このように、堅一の監査役就任は、奉天の「重鎮」と評される一面を示していると解すことができよう。

また、これらの会社には、張維周、南洞孝など現地人たちの参画も見られ、これらの人々とのコミュニケーションを維持できる人材、すなわち次世代在華坊の人々が大陸で根を張るまで、堅一の存在は活用できたのであったと考えられる。この理由こそが、もしかすると向野堅一を奉天実業界の「重鎮」に押し上げていく理由かもしれない。

第三節 経営何事も未だ曾て伸びず

一 滿蒙実業団体聯合大会

向野堅一は、奉天商業會議所会頭としてどのような役割を果しえたのであろうか。大正九年五月二十三日発行の『滿洲日日新聞』に、「滿洲実業団大会午前 二十二日大連會議所にて相生会頭の趣旨説明」という記事がある。ここに向野堅一の名が登場する。

滿鉄会社資金調達不如意の爲 本年度予定事業者の一大苦痛にして 其結果生存の基礎を破壊し 重大なる社会問題を起生するに至り 日支人十数万人失職者を生じ延いて 従来帝国が滿蒙に築きたる經濟的根柢を危殆に頻せしむる虞ありと爲し 此際滿蒙經濟界救済の意味を以て 滿鉄事業資金の調定促進を爲す可く大連商業會議所率先し 滿洲各地商業會議所実業団体聯合的結果を 鞏固にし滿洲在住邦人の世論として中央政府に徹底的運動を爲すの目的たる滿蒙実業団体聯合大会は 二十二日午前十一時振鈴と同時に開会されたるが 出席各地代表者は大連水津弥吉、撫順中島右仲□奉天向野堅一、四平街桂馨三、營口小寺壮吉、鞍山福山義春、公主嶺小松光治、遼陽村岡恵一、開原神保太郎諸氏及有志として大連石本貫太郎、岩藤与十郎、長谷川潔、花岡千波、浜田正稻、長谷川作次、浜竹松、川澄末吉大庭仙太郎、太田伊之助、川上賢三望月至誠、鈴木兼重、水津弥吉、小西春雄、田中安之助、高田友吉、中村敏雄、山田三平、福田頭四郎、小島鉦太郎、有賀定吉、平田包定、平井太郎、相生由太郎、奉天側古市寅太郎、鞍山側南畝猪之助、中牟田喜市、吉川康、藤田熊太郎諸氏出席 相生大連會議所会頭開会を宣言する

記事の内容を略述すると、滿鉄が資金調達できなかつた結果、重大な社会問題を引き起こした。日清人十数万人の失職者を生じ、滿蒙經濟は危機に陥つた。滿洲各地の商業會議所・実業団体聯合は、結束を固め、滿蒙經濟界救済のため滿鉄事業資金の調達を促進し、中央政府に働きかける目的をもって、滿蒙実業団体聯合大会を二十二日午前十一時振鈴と同時に開会した。大連、撫順、奉天、四平街、營口、鞍山、公主嶺、遼陽村、開原の各代表者、有志が出席し、相生由太郎大連會議所会頭が開会を宣

言し、聯合大会は開催された。この時の奉天代表者が向野堅一であった。この時期の奉天商業会議所会頭は、東洋殖産株式会社奉天支店長・吉野小一郎であり、向野堅一は副会頭であった。本来なら会頭が代表として出ていくべきであろう。大連の代表が会頭を務める相生由太郎のごとくである。堅一こそ相生由太郎に比肩すべき奉天を代表する経済人であり、堅一は、満洲全体の経済動向について重要な役割を担うこととなったのである。該記事は、こうした事態に至った理由を詳細に以下のように報じる。

と同時に 聯合大会開催の大体理由として満鉄会社が九年度事業費七千万円前年度四千万円の繰越都合一億一千万円の事業資金を調達す可く 昨年来最高幹部連が極力努力したるも 財界大勢不況の為増資行悩みを見つつありたるが 二月に至り 話纏まり四億四千万円増資決定を見たるも 之が実行に際会し 議會解散内地財界恐慌現象に際会し 増資問題及当面の資金共に急現不可能となりたる結果は屢本年度に於て積極的事业経営を為すべき声明を聴きたる商工業者は昨年度に比較し 材料及職工労働者其他各般の周当なる準備を為し居たるを以て 満鉄の事業中止に遭遇し 其の享受する打撃の甚大なるは 蓋し想像以上にして在満十数万の邦人は之に依り生活の基礎を危うくし 漸霽的に十数年来築き上げ 殊に時局以来發展膨脹の氣運に在る満洲經濟を沈衰渦中に投ずるに至る可し

満鉄は、大正九年度事業費七千万円、前年度四千万円の繰越都合一億一千万円の事業資金を調達しようとしたが、二月に行き詰まり、四億四千万円増資決定をしたもの実行不可能となった。満鉄の事業中止に遭遇し、関連商工業者すなわち在満十数万の邦人は、生活基盤を危うくし、満蒙開発に与える打撃は大きくなることが予想された。続いて聯合大会開催の目的を以下のように述べる。

斯の如き危急に際会し国家の資金を以て満鉄会社の事業資金調達を為し 今日迄成せる満洲経済界の地位を確保し 財界の發展を助長す可し 折角満蒙開発に使命を有する満鉄をして事業を一年遅滞するに至るは尚忍ぶ可きも之に依り 満蒙開発上享受す可き打撃の大なるに想到せば 吾人国外第一線に活躍せるものの恰も自己の生存を破壊し自己の頭を刎ねらるるが如き事態に於て黙止して徒らに忍

ぶ可きに非ざるなり 自己の生存確保の為国家の満蒙開発の為の吾人は起て満鉄会社の資金調達促進に向つて努力せざる可らず 若し政府として資金の調達を肯定せざるに於ては満蒙開発の事たるや遂に放棄せられざる可らず 茲に於て吾人は起て満蒙開発の一日も閑却す可きに非ず 帝國植民政策の大局より見るも満蒙開發の為 在滿邦人救済の為政府の資金調達を為す任務あり 斯の如き意味に於て満蒙事業資金の調達を促進し經濟界の悲境に沈淪すを救済するは吾人の義務なり 茲に於て大連商業會議所は曩に役員会を開き決議を中央政府各主務大臣長官に對し電達し置きたるが 斯の如き問題は只に大連會議所のみにて運動す可きに非ず 滿洲全円の実業団体の聯結を以て協力一致此問題を解決せんと為すと述べ

ここで事態を「自己の頭を刎ねらるるが如き事態」と形容し、自己の生存のためのものであることを強調し、一方で「国家の満蒙開発」という国家目的、「帝國植民政策の大局」と合致することを確認して、「政府の資金調達を為す任務」を確認する。こうした原則を確認した上で、大連だけの問題ではなく「滿洲全円の実業団体の聯結を以て協力一致」すべき問題との認識に至り呼び掛けられることとなったのである。大会では以下四号の決議を行っている。

当日午前九時より十時半に亘り大連會議所役員会を開会し 大会に附議す可く決定したる議案

第一号 政府に對し満鉄本年度新たに興す可き事業資金五千万円を聯合会の名を以て調達方電請の件附、右文案起草委員選定の件

第二号 第一号案の目的を貫徹せんが為め運動其他上京委員を選定の件

附、委員数及人選の件

第三号 本部を大連に設置する件

第四号 右費用は聯合会に於て分担するの件

附、割合決定の件

第一号議案はただ、政府に請願するのではなく、「事業資金五千万円」を自分たちで調達しようという自分たちにとっても痛みを伴う計画であり、第二号議案以下

は、第一号議案を実行するための細目である。第一号議案の審議は次のように行われた。

に就き慎重審議を求め議事に入るに先だち議長選定を為し相生会頭議長の任に就き鞍山奉天旅順各実業会より電達来れる決議文を朗読し尚在京新代議士松井鉄夫氏より同運動方に関する注意の電報を報告したる後第一号案の審議に移るや相生議長説明を為して此際政府としても各方面より救済資金の融通方を要求され居れるを以て 在滿邦人としても忍ぶ丈は忍ばざる可らず 結局滿鉄本年度事業予定資金七千万円なるを以て五千万円あれば一般商工業者は最低限度に於て五千万円もあれば各方面の事業を遂行し財界の安定を得るに至る可く 土木建築業者側七百万円商工業側約一千六百万円合計二千三百万円にして其他事業に伴う資金を併せ約五千万円を要する理にて 之は純事業資金としてなりとの意味を述べたるが 各地よりの代表者より事業の具体的内容及び滿鉄向の意嚮其他關東庁側との交渉内容等に関し 各種質問応答ありたるが 結局滿場一致にて原案を賛成可決確定し 文案起草委員五名を議長指名にて挙げ

ここで相生議長は「在滿邦人としても忍ぶ丈は忍ばざる可らず」と述べ、厳しい提案であることに理解を求めている。五千万円の大まかな内訳を提示、多方面に渉る議論の内に滿場一致で可決されたとする。この記事では、それぞれの割合を決定しているようである。実際の決定額を知ることができないが、堅一を含む各地の代表は、厳しい課題を負うこととなったのである。審議は引き続き第二号議案以降に移る。

更に第二号案に入り 実行方法として上京委員を選定派遣し 徹底的に運動をなす事復異議なく可決したるが 委員数は大連を五名とし 各地会議所実業団体より一名以上の上京委員を出す事となり 各地に於て夫々決定二十七日迄に本部に通告する事となる 第三号案は原案の如く大連会議所内に本部を置く事に決定し其費用 上京委員出費は各地にて別に負担し共通経費のみ之を共同分担とする事となり 各議案を滿場一人の異論者なく可決確定し正午過ぎ散会したるが尚午後二時引続き大会を続行開会し 文案起草委員の起草案を附議し大会の名を以て中

央政府要路及山県新長官に電達すべしと(データ作成二〇〇三九 神戸大学附属図書館)

奉天の「重鎮」向野堅一は、満洲全体の経済危機に際して奉天を代表して他の地域の代表たちと経済危機打開の先頭に立たねばならなかった。堅一の活動の詳細については明らかではない。しかし堅一は奉天の代表者として満洲全体の経済に悩みつつ、一方で、実は自身の経済活動について深刻な事態に直面していたのである。

二 大正十一年九月三日の息子たちへの手紙

実は、向野堅一の経済活動は順調ではなかった。向野書簡 0141「大正十一年父上より 我ら兄弟への手紙 命により 保管 啓助」は、堅一から次男・有二、三男・元生、四男・啓助に宛てた悲しい内容の手紙である。

拝啓 皆々壮健に暮居り候由、何より仕合せの次第に御座候。先月二十日突然帰福致委細其許等に書状せんと存候も仕事確定不仕、段々と延引し漸く昨日に到り決定到たる斗りに御座候。実は其許等之承知せる如く一昨年より満洲否世界一般の不景気と相成り候由にも満洲は最も打撃を蒙りたるに特更、奉天は非常の激烈なる打撃を受け四五名の倒産者も出来し従而生等の如き消極的の者に迄直接間接打撃を受け、大い苦痛を嘗めつつ有之候間、今春帰福し土手町の宅地は売却之断行、其外東拓会社の負債を仕拂はんと存候処、好都合に買手無之、一時借入金となして満洲に帰りたる処、此度柴田氏之尽力にて因幡町の宅地を一坪金壹百〇五円にて総高三万一千円に売却しては如何との通知有之候故、晋、修子とも相談し此際寧ろ是れを売却して負債を軽減し、今少し時機を見て奉天の宅地を売却せらる方、得策ならんと之相談一決して八月十七日奉天を発し帰国せし次第に候。然る種々に交渉に時日を費し、漸く昨日手附金を受取り売却し契約成立致候。就ては是迄其許等が十歳年を云ふ長き年月住居せし地を売却し差し当り帰るに処なき有様に相成ること甚だ遺憾千万、誠に残念至極に有之其許等に対しても父として面目なき次第に候へ共、此際に断然たる処理せされば将来少しの財産も残る処なきに至らんかと存じ涙を吞んで決断し此住宅を売却する事に決し候仕第にて、誠に忍びざる苦痛に候。併し英断ハ他日蘇生ある種子かとも相考へ候。又た一方より考ふれば、縦令百万の財産を蓄積せる人も其子にして放蕩の者あれば数年出ずして失ふ者も少からず候。去れば此際住宅を売却し排水の陣を布き、其許之奮励

に依り多少にても恢復する事を得ば却て不幸を転じて幸福となるべき者と考へ、茲に決心致し居候故決して福岡に家なしと云ふ訳には無之候。右様に付、其許等も心に銘ずる処ありて父が失敗を踏まず向野家を興す様奮発なし呉れん事切望する次第に御座候。一家を興すは兄弟力を合わせて努力するに之有候。今より其心にて勤勉一番父が心を慰め呉れん事祈上候。父も今後は大いに態度を改め瘡痕を癒すべく奔走せんと存じ、茲に事情を報知し其許等の承知を得度く、猶父の心中察有之度、委細申述候。勿々 九月三日 堅一

有二殿 元生殿 啓助殿

猶今後明石之居住其外変化に付ては報知可申候。此状は誰かの手に保存被下度候。

大正十一年九月の段階で大きな負債・借財を抱えていたのは確かである。「今春帰福し土手町の宅地は売却之断行」と述べており、昨年すなわち大正十年からすでに経営は苦しくなっていた。都合好く買手がつかないでいたのは土手町の宅地であろうか。ともかく、一時、日本で借金して満洲に帰ろうとした。しかしながら柴田某氏の尽力で、因幡町の宅地が一坪金壱百〇五円で、総高三万一千円で売却してはどうかという通知を受ける⁵⁴。因幡町の宅地を売却して負債を軽減し、「今少し時機を見て奉天の宅地」すなわち奉天駅近くの春日通琴平町五番地の自宅を売却するのが得策だろうと相談して決めて八月十七日に奉天を立ち、日本へ帰国した次第だという。

堅一は、子らに「父として面目なき次第」「涙を呑んで決断」と謝意を述べる。いたい、どのような理由があったのであろうか。「父が失敗」というのは何を指すのか。この手紙の中で堅一の事業の行き詰った理由は、詳述されていない。しかし満洲だけでない「世界一般の不景気」の被害を満洲、ことに奉天は被ったと説明する。普通に考えれば、第一次世界大戦終戦に伴う戦後不況の影響であるが、満洲、ことに奉天には、それだけでは説明のつかない要因も伏流していることをうかがわせる書きぶりである。

また堅一は自分自身のことを「生等の如き消極的の者」と評す。堅一としては慎重に事を進めたつもりであるがそれでも結果は結果である。ここで留意すべきは「其外東拓会社の負債を仕拂はんと存候処」とあることである。東洋拓殖株式会社のような

大手からの融資を受けねばならなかった事業の全貌は明らかではないが、決して「消極的の者」とは言い難いものではないか。

当時の奉天経済界の抱えているを課題は大きく二つ考えられる。第一次世界大戦後の戦後不況と奉天票問題である。奉天の自宅を売却するつもりで奉天を離れた八月十七日には、すでに奉直戦争が起こった後で、奉天票の乱発が始まっていた時期である。しかしながら、堅一の息子たち宛ての書簡においても見出すことができなかった。「一昨年より満洲否世界一般の不景気と相成り候由にも満洲は最も打撃を蒙りたるに特更、奉天は非常の激烈なる打撃を受け」（傍線部）というのは、清国人相手に実業を展開していた堅一にとって全く奉天票問題が影響を及ぼさなかったとは言いが切れないものの、在満日本人経済界で活動する堅一にとって、奉天票の問題ではなくあくまでも戦後恐慌に苦しんでいるように見える。

大正七年十一月に大戦が終結し、見込み景気によって大正八年後半に金融市場が再活性化したことで、大戦を上まわるブームすなわち大正バブルとなった。商品投機・土地投機・株式投機が活性化したが、大正九年三月に第一次世界大戦からの過剰生産が原因である戦後恐慌が起こる。それでも日本経済は、戦後なおも好景気が続いていた。しかし、ヨーロッパ列強諸国の市場への復帰と、輸出不振による余剰生産物の大量発生によって、株価が半分から三分の一に大暴落した。政府の救済措置により、恐慌は終息をみたが、大戦時に事業を拡張した事業者の多くが痛手を受け、中小企業の多くが倒産した。企業の経営者は、このような事態に対し、粉飾決算をおこなっていた。利益があるように見せかけることが横行し、銀行も不良債権を隠して利益を計上するケースが多くあった。これに対し、三井、三菱、住友、安田など財閥系企業や紡績会社大手は手堅い経営で安定した収益をあげ、むしろその地位を向上させ、結果的に独占資本の強大化をもたらした。しかも大正九年代は、「慢性不況」と称されるほどの長期不況が支配し、大戦期の花形産業であった鉱山、造船、商事がいずれも停滞して、久原・鈴木は破綻し、重化学工業も欧米製品が再び流入して苦境に立たされることとなった。

その例として、奉天化学工業株式会社設立の事が自筆の履歴書になぜ書かれていないのかを考えてみなければならぬ。外務省外交史料館（レファレンスコード、

B11100993900、所蔵館における請求記号 B-3-5-4-154_003）によると、奉天総領事代理領事・

内山清、汕頭領事・打田庄六、上海商務官・横竹平太郎が大正十三年二月十三日〳大

正十五年十二月二十三日にかけて作成した報告書「公第五三号 在奉天 総領事代理領事内山清 外務大臣男爵松井慶四郎殿 石鹼ニ関スル調査報告ノ件」によると、

本件ニ関シ取調回報方大阪市外日東石鹼株式会社取締役蜷川忠一ヨリ直接当館ニ願出ノ次第有之候ニ付別紙ノ通り回答致度候条可然御取計相成度別紙三通相添へ此段申進候 敬具 奉天附近ニ於クル石鹼 奉天及其附近ニ於ケル各種石鹼ノ製産量及其概金額製造者氏名、製産石鹼ノ主ナル名称

奉天ニ於テハ大正六年十一月資本金五十万円ヲ以テ奉天化学工業株式会社ヲ設立

シ油脂阿膠等ノ化学工芸品ト共ニ石鹼ノ製造販売ヲ為シタリシモ収支相償ハズ

大正九年八月大連市ニ本店ヲ有スル滿蒙殖産株式会社ト合併シ營業刷新ヲ計リ

シカ之亦失敗ニ帰シ遂ニ工場ヲ閉鎖シ：（略）：

とある。つまり、第一次世界大戦終了後の大正九年には、経営不調となり、いち早く手放すも、その後持ち直すことはなかったのである。堅一の場合は、いち早く手放すことによつて被害を大きくせずに済んだが、満洲の諸産業が経営手腕では、如何ともしがたい苦境に立たされていたのである。

福田、塚瀬のいずれの論も大正九年～昭和四年後半から一転して不況が押し寄せ、好況期に設立された基礎薄弱な企業、商店はほとんど倒産へと追い込まれてしまい、満洲での景気は不安定であり、特に在奉日本人には不況期として捉えられていた、という見解に至る。では、向野堅一はこの不況を乗り切つたのであろうか。そこでもう一度、茂林洋行の質屋時代の資本金を見てもらいたい。昭和三年の『海外日本実業者の調査』（不二出版、平成八年）所収「機密 在外本邦実業者調 外務省局、昭和三年十二月末日現在」の五十六頁に、「營業種、支配人若シクハ主任・向野堅一 称号・茂林洋行 本籍地名・福岡県 營業種別・質屋 資本・十四万円 取引売買製造漁獲高・十万円 使用人員・日（本人）三（人）、支（那人）二（人）」と記載されていたはずである。資本・十四万円 取引売買製造漁獲高・十万円となっている。羽振りのよかつた大正七年の貸家業保険代理店時代でも營業高（年額）五千四百円であつた。これが大正十一年に泣きそうな顔をしながら子どもたちへの手紙を書いていたときと打つて変わつて資本金や売上高が向上しているのである。このことから茂林洋行の建物を

売却して乗り切った、ということが考えられよう。茂林洋行は貸家業をやめて以後、新たな職種に変換していったのであった。

三 向野堅一の晩年

向野堅一は『拙逸庵詩抄草稿』において、次のような七言絶句を残している。

昭和二年除夜

六十餘年飄蕩身 經營何事未曾伸 眼前且喜兒孫在 明日笑迎還曆春

(書き下し文) 昭和二年の除夜

六十余年の飄蕩の身 經營何事も未だ曾て伸びず

眼前且兒孫在るを喜ぶ 明日笑ふて還曆の春を迎ふ

六十自叙五首

夙齡曾作入唐遊 豪氣將吞皿百州 華甲即今為甚事 滿頭白髮有孤愁
負笈飄然遊滬城 南船北馬幾星更 浮生百歲竟何事 六十餘年空復情
血氣盛時鞭競先 人生行路幾顛回 光陰忽在夢中過 堪笑匆匆六十年
青春意氣壓乾坤 事與志違何復言 歲月如流周甲子 百年高臥閉柴門
生歲如今逢戊辰 平生兀々但勞身 人間万事塞翁馬 一夢匆匆六十年

(書き下し文) 六十自叙五首

夙齡曾てなす入唐の遊 豪気まさに四百州を呑まんとす

華甲即今甚事を為す 滿頭白髮にして孤愁有り

笈を負いて飄然として滬城に遊び 南船北馬幾星更る

浮生百歲竟に何事ぞ 六十余年空しく情に復す

血氣盛なるとき鞭うちて先を競う 人生行路幾回顛ぶ

光陰たちまち夢中に有りて過ぐ 笑うに堪う忽々たる六十年

青春の意氣乾坤を圧す 事志と違ふ何ぞ復た言ふ

歲月流るる如く甲子を周る 百年高臥して柴門を閉じん

生歲如今戊辰に逢う 平生兀々(こつこつ)として但身を勞すのみ

人間万事塞翁が馬 一夢匆匆六十の春

向野堅一は、経済人としての人生を回顧して「経営何事も未だ曾て伸びず」（傍線部）と評さねばならなかった。「人間万事塞翁が馬」（傍線部）と達観してみても、心穏やかな心境とは言い難い。

第一次世界大戦に際して、好景気になるものの、昭和の初めより今度は世界恐慌が起こった。世論は国権主義的傾向を強めていったこの時期、一連の活字資料から見た向野堅一は、とりわけ苦しんでいる様子はないものの、長男・晋による『我が先亡の記』には、次男・有二の経歴において「父ト共ニ石油販売事業ヲ計画セシモ利アラズ中止セルモ」「昭和六年九月一七日父ヲ失フ迄ハ苦境時代ナリシモ」「有二ノ事業ハ父晩年ノ苦境ヲ深メタル感ナキニ非ラザルモ」と記述されているように、晋にとっては堅一の晩年は「苦境」であったという印象が強かった⁵⁵。ガソリンスタンドをつくろうとし、奉天からウランバートルまでの広大な土地を買いしめたという話も伝わっている。晋の長男・中三の記憶によれば、のんびりと書画を描き、商業意欲を失ってコレクター三昧のように見えた堅一であったが、その堅一も、軍が満洲事変を起こそうとしていることを事前に知り、再び東京へ向かった。再び株価が暴落して満洲日本人界経済が破綻するのを恐れたのかもしれない。押し寄せる動乱の嵐が吹き始める昭和六年八月に向野堅一は上京する。

しかし、その過労は限界を超えた。昭和六年九月、脳卒中で倒れる。駿河台杏雲堂病院（現存）に入院して加療したがそのかいもなく、親友や知人に見守られながら十七日午後七時十分に脳血栓にて東京で永眠した。享年六十四歳であった。「十八日午込月桂寺で告別式を営み、本葬は奉天で行うはず」と当時の新聞は記している。東京で火葬し、九月二十五日に奉天において本葬が執り行われた。

墓石に「教外院寒林貽宝居士 俗名 向野堅一」とある。太嶺老師の筆による。軍部もあたかも日清戦争の英雄であった向野堅一の死を待つかのごとく、死亡した翌日の昭和六年九月十八日に満洲事変が起こった。翌日の新聞には、奉天での株価暴落の記事が載った。昭和十五年十月三十日、日清・日露戦争の特殊任務で殉職した猪田正吉、大熊鵬、向野堅一の慰霊碑である盡忠三烈士碑が金州三崎山に建てられた。

結 章

本論は、旧来、活字化された史資料ならびに統計に基づいて論じられてきた満洲日本人界経済史の領域に、書簡を中心とする一次史料を用いて再検討を加えようとするものであった。本論で論じてきた向野堅一については、序論において述べたように「この時期の在留邦商のひとつのタイプの典型であった」という評があった。波乱に飛んだ向野堅一の人生を見てきた結果として、単純に「在留邦商のひとつのタイプ」と括るには課題が多いように感じた。まず、本論の到達点を確認しながら結論を述べたい。

第一節 結論

本論で取り上げた向野堅一は、明治元年に生まれ、満洲事変の前日に亡くなった。向野堅一は、上海の日清貿易研究所で学び、日清戦争、義和団事件などに遭遇しつつ、上海・台湾・北京等をへて、奉天を基盤に満洲日本人経済界の重鎮となった人物であった。向野堅一の生き様は、満洲事変前までの中国大陸における日本人の商業活動における苦闘の様子をよく示していた。彼の後半生は奉天に拠点を構え、財界を主導する。その間、筑紫洋行、有益公司、正隆銀行、茂林洋行、奉天市場株式会社（のちの満洲市場株式会社）、奉天化学工業株式会社、瀋陽建物株式会社等々、多彩な企業の創立を通じて、満洲の経済の基盤を確立しようとした。向野堅一の経済活動の意義を十分に説明しようとする、一見華やかな後半期にのみ着目したのでは明らかにならない点が多かった。また、満洲日本人経済界の「草分け」「先駆者」「嚆矢」等の世評を受けながら、その実態については今まではっきりしなかったし、堅一の起業した事業は必ずしも成功とは言い難く、自ら「七転八起」と自嘲気味に述べるように失敗と見えるものが多いように感じていた。それでも幾多の失敗を乗り越え、「一旗組」を脱皮して奉天実業界の「重鎮」として生き残っていったのはなぜかがわからなかった。本論では、序章において三つの留意点を示しておいた。

第一章は、幼年時代から日清貿易研究所その後の商品陳列所時代までを論じた。向野堅一の生家の様子、特に関わりの深かった次兄・斉を中心に向野堅一の基盤及び受けた教育の特色について検討した。向野一族は、石炭に恵まれたこともあり、村会議

員を多く輩出する有力な一族で、特に向野堅一と密接に関わった次兄・斉は、村長としても諸方面に手腕を振るった。斉と堅一とは、ともに秦巖の秦塾で漢学を学び、日本と中国とに分かれながら、連携して活動していくこととなる。向野堅一の経済活動の基盤には、日本に在住する兄たちの存在、また結婚後には、妻ならびに姻族の存在も重要である。また向野堅一の背後に深い漢学の素養のあることを等閑視するべきではない。その上で「普通学」を学び、英語学校として再建された修猷館において、かなりの英語力を身に付け、その上で日清貿易研究所へと転身していくのである。

そもそも向野堅一の学んだ日清貿易研究所とは何かという課題がある。本論では、兄弟たちの書簡、友人たちの日記について丹念に見当を加え、向野堅一の日常に迫ろうとした。筆者の到達した結論は明快であり、校名の示すとおり日本と清国の貿易を迫及するための教育機関である。ただし狭い意味のビジネススクールではなく、中国の紳商に伍して引けをとらないよう、一定程度の教養教育を含む内容のものであった。しかし日清貿易研究所の運営は、必ず巢も順調なものではなく、上海マラリアに悩まされ、経営難にさらされ、前途多難であった。しかし在籍三年間における学生・向野堅一は、ときには友人と散歩し、あるときは喧嘩するほどに議論し、登山をし、野球をする。学業もがんばるが怠けもする。職員や友人の見送りや宴会にも参加する。学費は高く、家族の負担は大きかった。したがって、期待も大きかったであろう。日清貿易研究所の学生は、試験勉強をし、学業成績書および報告書を父兄に送付され、叱咤激励されつつ、異国の地での勉学に励んでいたと推測できる。日清貿易研究所に学ぶ学生たちの家庭の事情は様々であった。時代背景に「興亜論」といったアジア主義的な思想があり、青年たちの興味・関心の中心にあり、一方、父兄は、独立した個人として勸業に就くことのできる職能の育成や、国内外での実業展開を期待していたようにみえた。明治二十六年六月二十九日、八十九名が卒業した。卒業生たちの航路は様々である。しかし向野堅一の人生に様々な形で交差することになるのである。

日清貿易研究所の卒業生のために設立された貿易実務研修機関、日清商品陳列所の実態に迫ろうとした結果、研修機関と位置づけるには無理があると言えるほど、厳しい実態があり、教育は順調ではなかった。明治二十六年七月、「日清商品上海陳列所」として開設されたものの、貿易会社としての規模は確保できず、商品売り場のよいうな陳列所で実習に当たることになっていた。それも立ち行かず、岡崎栄三郎の出資

により、取引機関として設立された日華洋行に依存せざるをえなかった。実習生の自主経営として、小売販売を行っていたが、実習生たちは学費を払っており、労働に対する報酬もなかった。実地の商業を研究するために中国大陸各地を視察したのではなく、就職先を求めて、あるいは臨時収入を得るために通訳として雇われて旅行していたのである。明治二十六年七月から二十七年三月まで陳列所に所属していた向野堅一は、陳列所から独立して、上海、博多、久留米に商店を運営し、北京城内にも商店を運営しようとする志を有していた。しかしその志は日清戦争によって中断、一時、商業の道から遠ざかることになった。

このように、向野堅一研究において、日清貿易研究所の学び、人脈の追究を重視し、加えて、子弟を学ばせようとした保護者（父兄）の視点を重視したい。当時の「勸業」に従事することに対して、新興産業富裕階層としての期待を子弟にたくして、海外貿易、勸業への道を期待し続けた。このような一族の後ろ盾のない者は没落子弟がざるを負えなかつたなかで、堅一は「一旗組」では終わらず「重鎮」となっていくのである。

第二章では、日清戦争での民間通訳官から台湾通訳官の時期を論じる。向野堅一は、日清戦争に際して、民間通訳官の立場で命じられ、特別任務に従事した。特別任務に派遣された十名の中で唯一人生還した。彼のもたらした情報によって戦局は有利となり、一躍脚光を浴びた。本章で扱うのは、そうした軍事面での活躍ではなく、日清戦争の功労者である向野堅一が、なぜ台湾へと向かうのだろうか。通訳官の活動と俸給の状況に対する不満に着目して検討を加えた。通訳官の報酬に着目すると、通訳官の報酬はあまりにも低く、不満が出はじめていた。日清貿易研究所の同窓生の多くが身を投じていたこと。台湾での高給によって、事業資金の目処をつけたことなどを論じるとともに、通訳官の仕事の一面にも論及した。

日清戦争開始と同時に、清語を習得した日清貿易研究所卒業生は従軍通訳官として従軍し、とりわけ向野堅一は軍事探偵という特別任務に従事することになった。日清戦争への従軍とその功績は、その後の甲の見地の経済活動とどう関連していくのだろうか。

向野堅一は、別任務を命ぜられた十名のうちで唯一人生還し、貴重な情報をもたらした人物で、戦後、皇に拝謁し「明治二十八年十二月二十五日附ヲ以テ明治二十七年戦役ノ功ニ依リ勲七等青色桐葉章及ビ年金六拾 円ヲ授ケ賜ハル」ことになった。

『対支回顧録』によれば、「当時通譯官に賜はる最上の恩典である」という。『向野堅一従軍日記』には多くの人名が登場する。こうした人脈が向野堅一のその後の資産となる。また、日清貿易研究所の同窓生も多く関わっており、こうした人脈がその後の経済活動にも、直接・間接に関わってくるのである。

向野堅一をはじめとして、日清貿易研究所出身の従軍通訳官たちが、なぜ通訳官を辞めることを願ったのか。『向野堅一従軍日記』のなかにその理由が記されていた。命をかけた使命でありながら、多くの通訳官の給与が二十五円と定められており、当初、向野堅一の場合も同様であった。命の値段として月給二十五円は安いと感じていたのではなからうか。

向野堅一は、なぜ台湾へいくことを決めたのであろうか。台湾に行くことによつて日清貿易への道を開くことができたのであろうか。台湾総督府通訳官の俸給は最高額千円、五等で六百円である。台湾通訳官は日清戦争時の二倍に跳ね上がっている。これが台湾行を希望した理由でもあろう。向野堅一は、明治二十九年一月八日から。同年五月二十一日までのわずか四ヶ月と十日間の台湾滞在であったが、一定の資金を蓄え、併せて縁談話が進んでいく。なお、向野堅一は、台湾においても紳商たちと接触する機会を有しており、会話のレベルを上げて行ったと考えられる。

日清貿易研究所卒業生たちの台湾行きの意味をまとめると、まず日清戦争通訳官としての職を失い、収入源を失った人々に対して、再び就職を可能にし、更なる貯蓄を可能にした。ついで台湾通訳官の俸給は二倍に引き上げられており、日清戦争での民間通訳官たちの不満を台湾行きでかわすことができた。という二点を指摘することができる。向野堅一は、こうした情勢に乗って、一定の蓄財をなし、一方で縁談に漕ぎ着け、飛躍の基盤を形成したのである。なお日清貿易研究所の面々も同様に台湾において通訳官として一定の経済的基盤を固め、飛躍の基盤を形成しており、その後も向野堅一の活動と親密な交流を続けていく者もいる。さらに言えば向野堅一の動静に注目する者は、日清貿易研究所の所引だけではない。前掲貝島太助は向野堅一の郷里直方の有力な炭鉱家である。こうした人々も向野堅一の動静を注視するようになっていたのである。

第三章では、北京に開設した筑紫洋行について論じた。明治二十九年に千円の資本金を用意でき、いよいよ筑紫洋行開店に向けて動き出すことになった。筑紫洋行の心人物は、向野堅一の他、河北純三郎・香月梅外の両名であり、北京駐在武官の調停に

よりつつ、公使館御用商人として、一定の条件付で始まった。当時、清国政府は、北京における外国人の営業を禁止しており、筑紫洋行は日本で初めての公使館用達の弁館ということになる。向野堅一にとっては、河北純三郎ら日清貿易研究所の同窓生と力を合わせて開店にこぎつけた念願の店舗であった。

この時期向野堅一は、「洪野周平」と名乗った。舅・廣瀬七三郎によるこの時期の一連の書簡を見ると、堅一の職務に関する場所宛てには「洪野周平」の名で宛名を書き、郷里の新入村に送信する際には「向野堅一」と記した。こうした個人の私的な状況にも目配りしつつ、向野堅一の動向に検討を加え、隆子宛ての書簡に示されたの恋慕の情とともに、筑紫洋行から手を引きたいニュアンスを感じることができた。また、明治三十二年になると仕入れ先の関西地方ではなく、東京に滞在するようになる。

日清戦争後の好景気の反動が訪れて、金融は逼迫し、銀行は貸し渋るようになった。北京の筑紫洋行は資金繰りに窮しているらしく、清国官人の悪評なども流布しつつあった。こうした状況下、向野堅一らは天津に商品陳列館を開設しようと努力していたのである。

そのために東京へ資金調達にしばしば出かけていた。筑紫洋行は公使館の向かい側にあったため、明治三十三年六月十日、焼き討ちに遭い、支配人・中村秀次郎が、民間人の義勇隊員として初の戦死者になってしまう。当時、向野堅一は河北と神戸に買出しに帰国していた。二人は、ただちに有馬組の社員となって渡清した。北清事変に出征中の第五師団監督部用達を命じられて天津に向かった。それから有馬組の北部主任となつて、通州と北京間の輸送を完全にしていた。筑紫洋行はどうなったのであるか。焼き討ちで共同経営していた堅一と河北の二人は莫大な負債を負うことになるのである。

第四章では、筑紫洋行焼き討ちの善後策として、有馬組社員となって大陸に渡り、軍の土木請負を担いながら、不帰句雑な駆け引きの末、結果として、巨額の賠償金を手に入れる経緯を検討した。

筑紫洋行焼き討ち後の彼を取り巻く状況はやや複雑であった。有馬組北部主任となり、北清事変の際、通州―北京間の輸送を完全にしていくなけだが、その背後には向野堅一の次兄・斉の並々なぬ助成があった。しかしながら、天津商品陳列所借財の後始末もしないで打ち捨て置くとは何たることかと、次兄・向野斉の怒りは激しく、

向野堅一の交友関係にある人物達にもその怒りが向いていった。斉は堅一の留守を預かる形で、住吉に滞在していた斉の書簡から、筑紫洋行経営時に計画を立てた天津商品陳列所設立のために借用した負債を整理できておらず、訴訟問題にまで進展しそうな気配であったことが推測できた。

さらに、天津商品陳列所開店の準備のために方々から借金返済を延期してくれるように斉の奔走する様子がそこにあった。筑紫洋行焼失よって多額の債務を生じていた。その債務をどのように解消していったかを探った。まず義和団事件中に大阪に買い付けに帰国していた河北純三郎と向野堅一とが、有馬組の社員となって渡清する意義を検討したところ、そもそも有馬組は森清右衛門が創業者で、請負業かつ人夫供給の役割を日清戦争時点から果たしていた企業であったことが理解できた。以前より堅一と有馬組との関係を示す書簡が残っており、堅一は森清右衛門とも直接面会できる立場にあった。義和団事件が起こったときに、有馬組の社員に即座に早変わりできたのも堅一の人脈によるものであった。義和団事件による筑紫洋行焼き討ちは、向野堅一らにとっては、今まで構築した全てのものを失う結果となった。その負債額は人生未曾有のものであったが、彼らが一縷の希望を捨てずに済んだのは、有馬組を背景にした第五師団御用達になったことであった。そして、明治三十四年に筑紫洋行の土地売却をめぐって、有馬組との駆引きが行われていた。有馬組に所属していたのは僅か十ヶ月余りであったにもかかわらず、成田からの書簡によれば有馬組から大きな配当を得たことがわかった。

北清事変沈静後、帰国した向野に対して、玄洋社社員・宮川五郎三郎は、明治三十四年五月七日以降より北京十景花園から福岡の堅一の自宅へと書簡を投函していた。それによると、多くの債務すなわち借財は、有馬組からの配当と筑紫洋行の売却、筑紫洋行に対する賠償金で返済した可能性が高く、筑紫洋行運営時よりも多額の金を手に入れることができたと推察できる。その金で筑紫洋行の再建をすることはなく、新店舗「天津物品陳列所」の実現も断念した。河北との性格の不一致もあって、宮川の忠告を受け入れてのことであった。

河北や堅一が義和団事件時に有馬組の社員になって渡清できたのも、有馬組が明治維新以来の政府御用達請負業者であり、創立者・森清右衛門と堅一は旧知の仲であったからである。筑紫洋行の跡地は、委任された玄洋社社員・奈良崎八郎の交渉の下、

有馬組と日本政府を通してドイツ公使館に売却され、賠償金とともに多額の金になった。

明治三十三年七月に有馬組の北部主任となって同三十四年四月に用達を辞職するまでの十ヶ月間の後、同三十五年七月に広東省に視察に行くまでの十五ヶ月間、日本で過ごしていたときに、筑紫洋行売却や賠償金の問題は東京で決済されることになった。交渉役は、

玄洋社社員・奈良崎八郎であり、堅一への報告係は玄洋社社員・宮川五郎三郎といったところであった。宮川は、当時風評のよくなかった堅一を励まし、筑紫洋行の再建をはじめ天津物品陳列所の開店を忠告して断念させ、今後の堅一の命運を決定する発言を送り続けた。そしていよいよ、向野堅一は広東へ向かい、次の展開となる鉱山探索を模索し、日露戦争時に新民府で有益公司を設立して、奉天へ向かう足がかりを作っていた。それらの資金は、筑紫洋行への賠償によって得た資金を基礎としていたと推測できた。

宮川からの書簡によれば、義和団事件から一年経ても筑紫洋行の件は解決しなかった。その理由の一つに、交渉に当たった奈良崎が七千テールより下げないと頑張ったからであった。賠償問題に関しては、有馬組は事業撤退の方針で買わないで貸借を申し出たと推測できた。だから奈良崎は買わねば売らぬと気焰を吐いた。河北が五千元テールでも構わないと言っても奈良崎は一步も引かなかった。奈良崎は河北と向野の委任者として賠償問題について動いており、三点の要求条件に対する見解を記していた。足銀七千両也の要求、土地面積一〇六一坪四歩の要求。ただし東交民巷に面している地処ならば間口三十間・奥行二十三間半、つまり七〇五坪強分確保することを保証してもらいたい主張している。東交民巷に面した土地は対象外だと拒否していた。

宮川五郎三郎の視線から見れば、有馬組の森清右衛門と向野堅一との間に、利害対立があり、加えて利害の一致するはずの河北純三郎の気持ちも、大陸から離れていると見ていた。この問題に有馬組の森清右衛門がどう対処するか心配していたが、森は実況に接して理解し、堅一に対しても気の毒な思いを有したと推察できた。

堅一直々に当たった有馬組の創始者・森清右衛門からの書簡によって、有馬組は一、二万円を向野堅一に支払うことになっていたことがわかり、筑紫洋行の跡地はドイツに売却され、賠償金下附も要求していた。賠償金等を手にした堅一たちの動静の一端を伝える書簡があり、賠償金等を手にした堅一は、東亜同文会のために根津に要求

された二百円を渡し、有馬組の決算に上京して、首尾よく相応の配当を受け取り、多額の金を手に入れることができた。そのことよって「向野は金貸然」といったようになよくない評判が立つようにもなり、成田からも自重してもらいたい、と忠告されるほどに経済力を得ることとなったのであった。

明治三十四年四月に日本へ帰国して博多区住吉神社前の自宅で、妻・隆子ら家族とともに、再び大陸に渡る同三十五年七月に広東省に入るまでの十三ヶ月間余りを暮らしていた堅一であったが、隆子の実家・日田の廣瀬家に関わっていた事業に投資しながらゆとりある生活をしていた。宮川五郎三郎の忠告を聞き入れて筑紫洋行を再建しなかつた堅一と河北には、巨万の富が懐に残った。河北と筑紫洋行を再建せずとも、その縁は切れることなく、十三ヶ月後に広東省で鉄鉱を発見したと原口聞一から通知を受けてこの話に乗った。明治三十四年六月頃の手紙であると推測する。また、同書簡からこの広東省調査旅行で玄洋社社員・島田経一が関わっていたことがわかった。厚かましくも原口は、シャツ代までも堅一に支払わせる有様であった。この調査は結局うまくいかなかった。島田はさらに堅一に二千円の融通を求めていたし、堅一の広東における調査は、結局は次の事業へと結びつくことはなかったが、幅広く、次の事業の展開を模索していたのであった。

向野堅一自身は、日露戦争には従軍していなかったことが明白になった。自筆の履歴書においても日露戦争のことは記載していないし、また一連の向野書簡によつて、博多の自宅に居たことが明らかになった。日露戦争終了後、陸軍省より遼西物資調査を命じられて、囑託で盛京新民府に赴き物資輸送に従事することになったのである。まず遼西一帯の物資輸送力に関する調査を成し遂げ、開設した道路は補給路として大きく貢献したという。その後、新民府に「有益公司」を起し、輸送及び仲買業を営んで陸軍用達となった。

新民府に赴任してから間もなく、堅一の舅の七三郎から三十八年九月二十八日に発せられた向野書簡によつて、奈良崎八郎の関与がうかがえた。奈良崎は日露戦争でも特別任務に着き、顕著な功績を挙げていた。堅一は、この三月二十八日の時点では、有益公司を開設してはおらず、その後、七月の段階でも軍政署に勤務していた。

七月四日、向野菊次郎が新民屯軍務署に居た堅一に出した書簡のなかには、横浜正金銀行長崎支店副支配人の青柳正喜から来た書簡が同封されていた。堅一の申し込み金額は、「一万五千円」で、長崎正金銀行の預かる担保は、向野堅一分「帝国政府五分利

付の分九千七百円と国庫債券二千円」、向野菊次郎の分「一千三百二十五円」で合計「一万三千二十五円」相当額で、不足しているけれども、現金での四千余円の預金をしており、話のまとまったことを報告していた。この一万五千円が有益会社の資本であった。

十月二十六日付の「有益公司」に宛てた初めての手紙によつて、長兄・菊次郎を代表とした資金調達にも、斉も関わっていたことを知ることができた。一万五千円の内、九千円相当が早々と送金されたことは有益会社の順調ぶりを示していた。向野書簡によつて有益会社の商業活動の一端が明らかになった。有益会社は当初、牛の売買を行っていた。このことに対して向野斉は牛の売買が経済的な危険を察知していて、再三、忠告を与えていた。

こうして順調に成立した有益会社を取り巻く商況は、新民府における事業は行き詰まっていた。有益会社の当初の事業であった牛の売買は頓挫していた。堅一にとつて奉天への転出は、兄・斉の箴言を受けての背水の陣で臨んだものであった。こうした苦境の中で、戸田義勇らは離れていった。堅一の日露戦争終結後の経済活動は当初一見順調に見えた事業であるが、日本の菊次郎・斉兄弟や姻戚の廣瀬家をも巻き込んで資本調達したものであり、特に斉は動静を注視していた。結局、牛の売買は不調であり、向野堅一は、背水の陣を引く心境で奉天へと轉身せねばならなくなった。

以上、学びでの堅一の人脈は、日清貿易研究所だけでなく、修猷館の人脈も重要なものと見えた。たとえば、堅一と玄洋社の社員との関わりを考える際には、修猷館の人脈を介して理解するべきと考える。本論では、筑紫洋行の後始末を巡つて、玄洋社社員との関わり的一端が明らかになった。

第五章では、日露戦争後に新民府をへて奉天へと向かう向野堅一の動向を論じた。向野堅一は、日露戦争終結後、陸軍省より遼西物資調査を命ぜられ、物資輸送に従事しつつ基盤を形成し、新民府に有益会社を設立した。一見順調に見えた事業であるが、日本の菊次郎・斉兄弟や姻戚の廣瀬家をも巻き込んで資本調達したものであり、特に向野斉は動静を注視していた。結局、牛の売買は不調であり、向野堅一は、背水の陣を敷く心境で奉天へと転じることとなった。この時期の向野堅一の経済活動で特記すべきは、正隆銀行の設立から安田系列へと引き継ぐ過程で銀行を支えたことである。日清貿易研究所の同窓生深水十八との関わりから投資したものであったが、途中から深水に代わつて、実質的に指揮を執つて様である。満洲の複雑な通貨事情の中で金融と関わっていた。

明治三十九年、荒野だった奉天の奉天城小西門外に茂林館（茂林洋行）を開いた。旧駅付近の軍御用達商、運輸業というのは茂林洋行のことで、撫順炭坑の石炭を売りさばく御用商人が必要だったのである。しかし、さらに堅一が着眼したのは、泥地の奉天の道を硬道に改装・築造する土木請負であった。また、当時、三疊一間の家賃が月二十円という法外な値段であった奉天に新家屋を建築していくことであった。

趙国鋌と出資し合い、石炭販売および陸軍用品払い下げ販売業に従事。明治三十九年に作成された「立合同」の下書き、村田銃の弾丸、銃剣等の払い下げを示している。同時に土木建築業および仲買業を営んでいた。これが茂林洋行の前身である茂林館である。茂林洋行は、奉天草分の老舗としてその信用は内外に知れ渡ることになった。趙国鋌とは後に正隆銀行とともに設立した。

また、この時期にはまだ大東汽船株式会社の株主であった。石炭販売業を営むと同時に、土木建設請負業を開始し、茂林館関係者ならば誰でも乗車できることになっていくのだろうと斉が思うぐらい、茂林洋行に軍人並の特権が与えられていたことがわかった。

茂林館は、奉天での石炭販売を一手に手がけ、順調であったことがうかがえ、「貴兄の敏腕を以て永遠の御成功あらんこと切に希望」すると記すように、かなり期待された事業であった。向野書簡の石炭賣買契約書によれば、石炭一千万トンに対し、代価は銀一万百円であった。「奉天小西門外 茂林館内 東華公司主任 向野堅一代理 金島文四郎」との間で契約が成立していた。石炭売買においては、奉天での日清貿易研究所の同窓生や堅一の周囲の経済界の人物の動静が見えた。

「茂林館」という名で出発した茂林洋行は、向野堅一が生涯社主であり続けた企業であった。この茂林洋行の事業内容の変遷について書かれた記事を時系列で追っていた。

茂林洋行は明治三十九年の段階から、石炭販売業↓土木建築業及び仲買業（明治四十年段階）↓陸軍用品払い下げ業↓貸家業↓硝子製造業（明治四十一年四月開始）↓帝国生命保険代理店↓米国ギルモア石油会社総販売店（大正十五年五月開始）↓ドライクリーニング洗張染色業（昭和六年五月開始）と事業内容を変化させていた。しかし一貫して継続するのは貸家業であったが、ある時期にその貸家業を転換させる。

また、軍需品の払い下げは、新民府に有益公司を創業して以来の主力に事業であった。「立合同」は「契約を結ぶこと」で、買主を向野堅一および趙国鋌としていた。銃

という、軍事的にも、政治的にも重要な物資に関する払い下げであるから、関東総督府および清国官衛の交渉許可を得なければならず、相当の政治力を必要とするものであった。趙国鋌は奉天の紳商で、向野堅一は、軍の払い下げ物資を、趙国鋌を介して清国人側に売り捌いていた。また正隆銀行を介在させていた。

しかしながら、当初主力であった石炭販売業も赤字、銃を中心とする軍需品払い下げ業は、当面は良いとしても、先行き展望のある事業とはいえず、屠獸場経営または援助に至っては不安を抱えていた。そこで堅一は、茂林洋行の設立と同時に日清合資の正隆銀行の設立に参画した。

向野堅一・三谷末次郎は、深水十八と日清貿易研究所の同期生であった。この三名の人物の資本を合計すると四万円となる。また趙国鋌は奉天の紳商で、軍の物資調達を通じて、向野堅一と密接な関係を有していた。この四名の資金を合わせると六万円となる。また趙国鋌と宮口の紳商である仁裕号・東盛和、その他を合わせるとやはり六万円となる。このように、日本人の資本十万円、清国人の資本六万円という、日本人主導で発足するが、実際には微妙な出資比率で始まる。正隆銀行の設立を言い始めた深水は、向野堅一・三谷末次郎へ依存していたと考えられる。堅一は、渡清後、奉天の茂林館に執務し、福岡の向野斉と連絡を取りながら事業を進めていた。

成田鍊之助は、明治四十二年八月より東亜工業の支配人となっていた。成田の判断の背景には、正金銀行だけでなく大陸の経済に対する厳しい見方があり、その中でも、正隆銀行の置かれている状況を厳しく見ていた。堅一に対して早めに手を打つようにと、いうことを示唆し、成田は先んじて「深水白岩両兄と連名」の電報を送付して、深水十八の進退に関する事柄で、堅一の出京を求めた。最終的には、深水十八だけでなく、白岩龍平を交えて、向野堅一を東京へと呼び寄せ、おそらくは、その他の関係者・関係諸機関をも巻き込んだ善後策を講じねばならない段階に至ったのであった。

堅一と正隆銀行との関わりは、深水、堅一ともに独断で動いているわけではなく、十八の背後には横浜正金銀行があり、深水の独立について行内の反対は少なくなかった。また成田鍊之助も横浜正金銀行の出身であったことから、自身が安田保全の支援を受ける前に立て直しに乗り出した

第六章では、大正五年に正隆銀行の持ち株を整理し、奉天の実業界で多様な事業を起業し、奉天商業会議所に副会頭として重きを成した意味、ならびに第一次世界大戦後の戦後不況で苦悩する時期を論じた。茂林洋行、奉天製氷社、満洲市場株式会社、

奉天化学工業株式会社、満洲倉庫株式会社、瀋陽建物株式会社などの設立に挑みながら、満洲財界の基礎を確立しようとした向野堅一であった。堅一は、困難な時期の正隆銀行を何とか安田保善に引き渡すことができた。深水十八が持ち株を手放し、横浜正金銀行に復帰したにと対照的に、堅一は株主として残ることとなった。

奉天商業会議所は設立後、大正六年一月に、奉天商業会議所は社団法人となって改正された。その新制奉天商業会議所の副会頭に選挙で就任したのが向野堅一であった。選挙によって大正六年から十一年まで副会頭に当選していた。奉天商業会議所においてこれだけ多く副会頭に当選し、自らが大正十一年十二月に辞任するまでこれだけ長く副会頭を務めた者はいなかった。

向野堅一が関与した企業は、株式会社奉天銀行、奉天倉庫信託株式会社、奉天製氷株式会社、満洲オフセット株式会社の監査役就任は向野堅一が奉天の重鎮であることの証であった。向野堅一が設立した企業の代表的なものは、満洲市場株式会社（大正六年九月一日）、奉天化学工業株式会社（大正六年十一月二十一日設立）、瀋陽建物株式会社（大正七年（六年か）二月一日設立）であった。堅一が設立した奉天市場株式会社を発展させて出来上がったのが満洲市場株式会社であり、満鉄の資金投入によって規模を拡大させたのであった。

つまり、大正期中盤に入ると堅一は、正隆銀行株を売却し、軍政署から満鉄へと後ろ盾を変換して、事業拡大に乗り出した。大正六年十一月二十一日に満蒙化学合資会社を改組して創立した奉天化学工業株式会社は阿膠ゼラチン、獣油脂、各種植物油、骨粉、骨炭石鹼製造であった。資本金は五十万円という規模の大きいものであった。瀋陽建物組合が前身であり、大正七年に設立した瀋陽建物株式会社も茂林洋行も貸家業を営んでいた。

大正九年五月二十三日に満蒙実業団聯合大会が開催され、堅一が参加した。大会において聯合は、政府に対して資金調達を要求することを決議した。この時期の会頭は東洋拓殖株式会社奉天支店長・吉野小一郎であり、向野堅一は副会頭であった。本来なら会頭が代表として出ていくべきところ、堅一が参加したということは、奉天商業・実業界の重鎮は向野堅一であったことを示していた。

堅一は、大正十一年九月の段階で大きな負債・借財を抱えていた。大正七年十一月に大戦が終結し、見込み景気によって大正八年後半に金融市場が再活発化したことで、大戦を上まわるブームすなわち大正バブルとなった。商品投機・土地投機・株

式投機が活発化した。大正九年三月に第一次世界大戦からの過剰生産が原因である戦後恐慌が起こった。しかも大正九年代は、鉱山、造船、商事、重化学工業も停滞した。奉天化学工業株式会社も大正九年には理由は詳細でないがうまく経営できなくなっていた。同時に奉天票問題が起こった。第一次奉直戦（大正十一年四月二十八日～五月五日）以来、奉天票は、乱発に注ぐ乱発の結果、価値は低落する一方で、昭和二年すなわち堅一が還暦を迎えて、「経営何事も未だ曾て伸びず」と漢詩を読んだ年に、奉天票は日本金百円に対し一千元に下落した。大正九年～昭和四年後半から一転して不況が押し寄せ、好況期に設立した基礎薄弱な企業・商店が倒産へ追い込まれた。これを堅一は茂林洋行の不動産売却で乗り切ったのであった。

満洲・内モンゴルに広がるようになった向野堅一の活動背景には、北部九州、福岡県筑豊地域の動向とも密接に連動していた。向野堅一の場合は、筑豊という地域を背景として登場し、筑豊に基盤を持つ兄たちと密接に連携して活動を展開した。つまり、地方史の課題がそのまま東アジアの課題となっていく一端を窺うことができた。

改めて向野堅一の生涯を振り返ると、日清戦争終盤のころ、乃木に提出した嘆願書の「研究所創立の際より永遠に日清貿易に従事する目的で渡清した」という言葉通り満洲財界に心血を注いだ一生であった。向野堅一の死後、近衛文麿たちによる盡忠三烈士碑が三崎山の盡節三烈士碑の横に建てられた。

直方の富農層の家に出自した堅一は、高等小学校から秦巖塾で漢学を学び、修猷館中学で英語を中心に学修した。修猷館中学在学中に日清貿易研究所への進学を決意を固め、上海の日清貿易研究所に留学してひたすら清語と商学を学び、卒業後は日清商品陳列所で研修した。そこには、予想通りに進まなかった実態があった。

その後、正隆銀行は順調に経営を拡大する。しかし向野堅一は、大正五年に株を売却し、その資金で実業拡大を図り、大正六年十二月に奉天商業会議所の副会頭に当選。以降、六年間にわたり、奉天での経済活動に邁進した。しかし、第一次世界大戦後の戦後不況で再び窮地に追いやられる。

向野堅一は満洲事変勃発前日に亡くなる。満洲日本人経済界の重鎮と見做された。日清貿易研究所卒生たちのほとんどが郷里に帰ったにもかかわらず、常に大陸での実業開拓者として、次々と新しい企業を設立し、それが軌道に乗ると他者へ譲り、新しい事業へと転じていった。彼は常に満洲実業の先駆者であり続けた。満洲が一応の安定を見せ始め、日本の大手財閥が大陸進出を開始した頃、満鉄の諮問委員になり、奉

天人への日本人移住人口の増加に伴って満鉄の力を背景にした新事業（帝国生命保険代理店、ギルモア石油販売代理店、クリーニング事業）を茂林洋行の名で展開していった。「満洲で儲けた金は満洲で使う」「七転び八起き精神」など、彼の残した言葉からは、日本の資本を基盤とし、単なる利潤追求を目的とした日系企業のあり方とは異なる新しい在満企業家の精神の有り用を看取することができた。

以上、向野堅一は日清間の貿易の模索から出発し、最終的には、大陸における自立した実業界形成を目指す実業家へと歩みを進めた満洲日本人経済界の先駆者の一人としての評価は揺るぎないものと考えられる。しかし、堅一自身の常に時代を先取りするパイオニア精神、イノベーション精神は、多くの「一旗組」が大陸を去っていく中で、奉天実業界・経済界の重鎮になりえた理由の一つであると考ええる。以上、向野堅一の大連における活動を明らかにすることは、先行研究が明確にできなかった空白部分を埋め、より満洲における日本人の経済活動の実相に迫ることとなったと考える。

第二節 今後の課題

堅一の一族である新人の向野家は、富農から炭鉱の利権を有し、さらに金融業等へと事業を拡張しつつある家であった。つまり、石炭業等に関わる新興ブルジョアジールであったと規定することができる。さらにいえば、地方政治にも発言権を有す一族となっていた。堅一の大手金融業者からの借り入れに際して、信用を裏付けたのは、兄弟たち、特に次兄・斉のバック・アップに他ならなかった。堅一は、しばしば失敗を繰り返したが、「一旗組」に終わらなかつた要因として再考すべきである。つまり、日本の近代産業揺籃の地となっていく北部九州の地方史の課題は、そのまま東アジアの課題と連動していることを認識するのである。

また、対満人・華人たちを相手に常に資金を提供し続けることを目指した正隆銀行の設立をはじめ、奉天現地において、媒介者を置かず、交渉を進めることができたのも、その巧みな清語力にあったと考えられる。たとえば、新民府にいた頃の清語で作成された向野堅一筆の報告書の語学力についても究明が必要である。

満洲青年連盟が、堅一に「三崎山の想い出」や「日清戦争の追憶」などを講演させるようになっていくことや、没後の昭和十五年頃に、堅一の日清戦争の武勇伝のみがクローズアップされたりすることなどについては、経済人としての側面を論じた本論とは別に論じる必要がある。私見では、政治史・軍事史的なアプローチや文化史・家庭教育史からのアプローチも向野堅一記念館にある資史料から検討を加えることが可能であると考えている。それは、日清戦争における特別任務で生還したことも大きかったであろうし、向野堅一の中国大陸の人々に対する尊敬の念が、どのようなものであったのかも確認したい。

息子たち宛ての大正十一年の手紙によると、堅一は東拓から借入金があった。東拓は通常小売業者等に容易に融資しない。この融資の実際は、今のところ判明していない。しかし当時の東拓は、遼西地域の開発者に資金貸し付けを実施しており、堅一が遼西から内モンゴルの開発を視野に置いていたことと関連すると推測された。堅一は、明治三十五年に軍命によって遼西地域の調査を実施しており、その後経営に関わっていた公主嶺の屠殺場も遼西・内モンゴル地域に属するので、その部分をさらに綿密に調査する課題が残った。

向野堅一の死後、昭和十五年頃から、「つよくやさしい日本人」というタイトルで歴史的人物として取り上げられるようになった。大日本雄辯会講談社『講談社の絵本』第三十三巻「西郷隆盛」には、理想的人間像として堅一のこと書かれている。「つよい」とは、敵中、危険な目に遭いながらも奇跡の生還を果たした生命力や現地情報をメモなしで報告書を書き上げた記憶力、そして仲間の遺体を捜しに行った勇氣、義侠心に対する評価であろう。「やさしい」の意味を「恩義に厚い日本人」と評する。一度捕縛されたものの命から逃げて出して、飢えて死にそうになったときに見知らぬ自分の命を助けてくれた村長・姜士采の孫・姜恒甲を養子にし、姜村長の希望通り、現・早稲田大学に留学させるなど、恩義に厚い人物だったからである。

参考文献

- 向野堅一『赤穂義士伝略録』（白崎喜之助、一九二四年）
- 向野堅一輯『誦雨壽言集』（一九二四年）
- 『明治二十七、八年戦没余聞向野堅一従軍日記』（向野家私家本、一九三二年）
- 向野晋『我が先亡の記』（向野家、一九六六年）
- 大久保智弘「黄塵の果て」『L』創刊号、二号、四号（文芸集団塵、一九八一年）
- 『香奠帳』（文書類・写真類）
- 請願書『日清戦争中に処刑された高見武夫を殉難の士として大本営に登録の嘆願』
- 青銅記念碑一基『山崎羔三郎の死を悼む青銅記念碑の文面』
- 『陸軍通訳官 藤島武彦ら七人の見認証書』
- 『日清貿易研究所卒業生（従軍者）名簿』
- 『日清貿易研究所の荒尾精と学生達』
- 『藤島武彦の殉職の様子を記したものの断片三枚』
- 『向野堅一通訳官略歴と現情視察の様子 筑前出身、故鐘崎三郎任務者らと渡韓』（読売新聞朝刊、一八九五年）
- 越智修吉『軍事大探偵向野堅一氏の日記 金州に於いて』（読売新聞朝刊、一八九五年）
- 『「従軍日記」清国軍隊の偵察記録／向野堅一（寄稿）』（読売新聞朝刊、一八九五年）
- 桧垣元吉「日清戦争」（西日本新聞社、一九六七年）
- 桧垣元吉「森鷗外」（西日本新聞社、一九六七年）
- 奥谷貞次／藤村徳一編「向野堅一肖像」『満洲紳士録前編』（一九〇七年）
- 『支那在留邦人興信録』（東方拓殖協会、一九二六年）
- 満洲日報臨時紳士録編纂部『満蒙日本人紳士録』（満洲日報社、一九二九年）
- 西孟利『満洲芸術壇の人々』（曠陽社、一九二九年）
- 葛生能久『東亜先覚志士記伝』（黒龍会、一九三六年）
- 『在満日満人名録』（満洲日日新聞社、一九三七年）
- 中西利八「向野堅一」『昭和十二年版 満洲紳士録』（満蒙資料協会、一九三七b年）
- 内海定治郎『赤穂義士事典』（新人物往来社、一九七二年）
- 上田正昭『コンサイス人名事典／日本編』（三省堂、一九七六年）

- 下中邦彦『日本人名大辞典（新撰大人名辞典）第二卷』（平凡社、一九七九年）
- 『人物レファレンス辞典』第四卷第一部（日外アソシエーツ、一九八三年）
- 『昭和物故人名録（昭和元年〜五四年）』（日外アソシエーツ、一九八三年）
- 『同姓異読み人名辞典』（日外アソシエーツ、一九八八年）
- 『人名よみかた辞典／姓の部』（日外アソシエーツ、一九九四年）
- 小泉欣司『朝日人物事典』（朝日新聞社、一九九〇年）
- 三省堂編修所『コンサイス人名辞典』（三省堂、一九九〇年）
- 新潮社辞典編集部『新潮日本人名辞典』（新潮社、一九九一年）
- 塚瀬進『日本人物情報大系 別巻「満洲編被伝記者索引」向野堅一』（皓星社、二〇〇〇年）
- 『二十世紀日本人名事典 あーせ』（日外アソシエーツ、二〇〇四年）
- 正隆銀行『正隆起源及び経過』（正隆銀行、一九〇七年）
- 「日清貿易研究所の荒尾精と学生達の写真」 雑誌『支那』第六卷一八号（一九一五年）
- 萩原昌彦『奉天経済十年史』（奉天商業会議所、一九一八年）
- 奉天商業会議所『大正十三年度奉天商業会議所統計年報』（奉天商業会議所、一九二五年）
- 奉天商業会議所『大正十四年度奉天商業会議所統計年報』（奉天商業会議所、一九二六年）
- 菊池秋四郎・中島一郎「向野堅一君」『奉天二十年史』（奉天二十年史刊行会、一九二六年）
- 『満洲青年聯盟史』（原書房、一九三三年）
- 佐々木孝三郎『奉天経済三十年史』（奉天商工公会、一九四〇年）
- 棟田博『兵隊日本史』第一卷（新人物往来社、一九七四年）
- 畠山清行『日本の諜報』飛雄編（番町書房、一九七五年）
- 福田実（著）藤川宥二（篇）『満洲奉天日本人史―動乱の大陸に生きた人々』（講光社、一九七六年）
- 児島襄『大山巖』第四卷（文藝春秋社、一九七八年）
- 三宅義孝「猪田正吉」『久留米文学』第二六号（久留米連合文化会、一九七八年）
- 三宅義孝「日清戦争と軍事探偵」『九州人』第一三一号（久留米連合文化会、一九七八年）

- 藤田九市郎『在滿五十年・奉天日本人の史』（大湊書房、一九八〇年）
- 「日清秘話・向野堅一從軍日記」『滬友』第四七号（滬友会、一九八一年）
- 東亜同文書院『明治百年史叢書七〇対支回顧録』（原書房、一九八一年）
- 満鉄若葉会『曠野に生きた若者たち』（内外印刷、一九八二年）
- 胡桃沢耕『黄塵を駆ける上』（講談社、一九八九年）
- 井上晴樹『旅順虐殺事件』（筑摩書房、一九九五年）
- 陸海軍士官素養会『凱旋紀念帖』（陸海軍士官素養会事務所、一八九五年）
- 東亜同文書院滬友会同窓会『伝記叢書二四三 山洲根津先生伝（伝記・根津一）』（大空社、一九九七年）
- 波形昭一『近代アジア日本人の経済団体』（同文館、一九九七年）
- 亥能春人『二葉亭四迷とその時代』（宝文館出版、一九九八年）
- 中村義『白岩龍平日記―アジア主義実業家の生涯』（研文出版、一九九九年）
- 天津地域史研究会『天津史―再生する都市のトポロジー』（東方書店、一九九九年）
- 向野登喜子『終始一誠 向野元生の生涯』（二〇〇〇年）
- 江燦騰『日據時期臺灣佛教文化發展史』（南天書局、二〇〇一年）
- 嶋名政雄『乃木「神話」と日清・日露』（論創社、二〇〇一年）
- 高木秀明「日清戦争における九烈士 上、中、下 諜報後方活動日誌発掘」『皆行』（皆行社、二〇〇一年）
- 柳沢遊『戦時下アジアの日本経済団体』（日本経済評論社、二〇〇四年）
- 成瀬さよこ『東亜同文書院関係目録愛知大学図書館収蔵資料を中心に』（愛知大学豊橋図書館、二〇〇四年）
- 鈴木邦夫『満洲企業史研究』（日本経済評論社、二〇〇七年）
- 田中利幸『戦争犯罪の構造／日本軍はなぜ民間人を殺したのか』（大月書店、二〇〇七年）
- 『官報』（一九二六年）
- 『文藝春秋』第十六卷（文藝春秋社、一九三七年）
- 『経済理論』〇九〽二二四号（和歌山大学経済学会、一九八六年）
- 『彦根根論叢』第二六〇〽二七一号（滋賀大学経済学会、一九八九年）
- 『冒険世界』（博文館）
- 『日本史月刊』第七十四〽七十七卷（一九九四年）

○『月刊日本』第十二卷第一月号～十二月号

○黄栄光『近代日中貿易成立史論』（比較文化研究所、平成二十年）

○富沢芳亜・久保亨・萩原充（編）『近代中国を生きた日系企業』（大阪大学出版会、平成

二十三年）

1 人名事典の記述には、年代順に次のようなものがある。ただし、日清戦争従軍時の功績のみを語ったものは除外している。

○奉天 茂林館 向野堅一君 君は明治元年九月福岡縣鞍手郡新入村に生る二十三年在清國上海日清貿易研究所に入り二十六年全科卒業後同所附屬商品陳列所に於て商取引關係に就き實地研究中二十七年日清戦争に際し陸軍通譯となり第一師團司令部に屬し君及び山崎、藤崎、金崎、大熊、猪田の五氏は特別任務を帯び清國人に假裝し花園河に上陸後大熊、猪田の二氏は大孤山方面に君外三氏は金州方面の敵情探偵として東西に別れ各自道を異にして進む君は金州、普蘭店を経復州に入り更に碧流河附近偵察中土人の衆合隊に捕へられ貔子窩の敵營に護送の途中暗夜に乘じ監視者三名を欺き遁れて山中に入りたるも路を失ひ四日間を経て漸くにして復州城に達することを得普蘭店に於て再び滿洲騎兵に捉へられ訊問糺明を受けたるも辛ふして虎口を免がれ更に金州城に入り敵情を偵察し十一月三日に貔子窩に於て我軍の騎兵に邂逅す始めて九死に一生を得巨細の報告を爲し軍の爲めに絶大の便宜を興へたり君等六氏の此特別任務を命ぜらるゝや素より生還を期せず故を以て其發程前訣別の杯を擧げ死體發見の便宜の爲めに六氏共同一の□足布を用ゆ□にして十一月六日金州城陥落し山崎、藤崎、鐘崎三氏敵の毒刃に斃れたるの報を聞くや君は彼の□足布を唯一の證として三死の死體を搜索すること數閱月翌年三月九日遂に之を發見し軍に報ず軍爲めに三氏の靈を金州城の山上に祭りて三崎山と稱するもの即ち之れが爲なり面して大熊猪田の兩氏は遂に其踪跡を明らかにせずといへども君等の忠勇義烈身命を抛て國難に盡したるの功績や千萬世の後といへども照々乎として光彩の陸離たるものあり君瀕死二回幸運にして克く其任務を完ふし功を以て勳賞及年金を賞賜せらる軍人にあずして此の光榮を荷ふ□尋常一様の功榮ならんや二十九年一月臺灣總督府通譯となり混成第七旅團に屬し土匪討伐に従軍同年十月友人河北純三郎氏と共に北京に入り筑紫辨館を設け公使館の用達商となり傍ら和洋雜貨の販賣店を營業す日本人にして北京に商店を開設したるは君を以て嚆矢となす君天津に日本商品陳列館設置の必要を認め二十二年歸期して朝野の當路者に遊説勸告し遂に九州炭鑛業家の贊助及び出資の承諾を得外務省の許可を受け政府よりの保護金も亦漸く確定したる時三十三年義和團の變亂に際し君の經營に係る筑紫辨館は此等匪徒の爲めに焼失の不幸に遭遇したるのみならず其留守主任たりし中村秀次郎氏は義勇兵に加はり戦死したる等災厄踵を接して臻り止を得ず多くの債務を負ひ半途にして廢業し更に第五師團監

督部の用達商となり天津に入り有馬組北部の主任となる此役に於て通州北京間の輸送を完全ならしめたるもの實に君の勞苦斡旋の力なりとす三十五年廣東省に入り兩廣の内地旅行を爲し商工業に關する諸種の狀況を視察し三十八年五月盛京省新民屯に出張し軍政署の囑託を受け遼西一帶の地に於ける物資輸送力に關する調査を遂げ後同地に有益公司を起し輸送及仲買業を營み兼て陸軍用達となる奉天陥落後奉天唯一の紳商趙國鋌と資を合せ石炭販賣、土木建築業及び仲買業を經營し以て今日に至る君曩きに居留民會評議員となり復た行政委員たりしも思ふ所ありて之を辭し専ら實業の發達に就て日清人間の爲めに盡瘁しつ、あり（奥谷貞次・藤村徳一編『滿洲紳士録前編』、明治四十年、一九六頁）

○向野堅一君

△出生地 福岡県

△現住所 奉天鐵道附屬地西塔大街

△生年月 明治元年九月四日

貸家及代理業 茂林洋行主 奉天共融組合理事 南滿州鐵道株式會社諮問委員
帝國生命保險株式會社代理店主

君は福岡県人にして明治元年九月四日を以て鞍手郡新入村に生る、夙に志を海外に抱きて二十六年上海なる日清貿易研究所卒業後、日清戦役に際し通訳官として特別任務に服す、同二十九年北京日本公使館用達商を営み、筑紫辨館を開設せしも三十三年義和団に破壊せられて廢店するの余儀なきに至れり、三十九年再び奉天に赴き石炭販売並に軍用品の拂下に従事す、四十年貸家建築瀋陽建物組合主任となる、同年十一月奉天附屬地西塔大街に茂林洋行を設け専ら貸家業を営みつつあり外に奉天共融組合理事、南滿州鐵道株式會社諮問委員として令名嘖々たり。

夫人を修子といふ、晋、有二、元生、啓子、信子、克子等の数子ありて、洋々たる家庭を樂しみつつあり。（五十嵐榮吉『大正人名辞典』、東洋新報社、大正三年、一二〇八頁）（日本圖書センター、昭和六十二年、第四版、東洋新報社、大正七年刊の複製）

○「謡曲（寶生流）、漢詩、書画」寒林 向野堅一氏 明治元年九月四日生 原籍 福岡縣

鞍手郡新入村 現住所 奉天琴平町五 職業 貸家業 滿洲略歴と藝術過程―氏も又奉天成功者の一人であり滿洲草分の立志傳中の人物、福岡縣鞍手郡新入村に明治元年九月四日を以て生れた氏は、早く海外雄飛の大志あり、偶々日露戦争の勃發に會し明治三十八年五月渡滿、新民府に潜入して同地方の物資調査の事に當り軍事に貢獻したが戦後秩序の恢復と共に奉天に來住して明治三十九年春より石炭商を開業し目下貸家業を主業として今日に

及ばれたのであつた。氏は謡曲を良くし漢詩に秀で、又南畫に特技あるの士、頗る趣味性の豊かな人物であるが氏が謡曲の稽古を始めたのは大正元年頃よりのこと、初め武島師に手解きを受け同師に就くこと五、六年、漢詩に親しんだのは内地福岡に在る十七、八の頃からのことで、吉藤氏に就いて南畫に筆を執りその畫才は世人の稱揚するところである。家族は収子夫人との間に長男晋君（明治三十二年生）次男有二君（明治三十四年生）三男元生君（明治三十六年生）四男啓助君、長女信子嬢（明治四十三年生）二女克子嬢（大正三年生）五男玄吉君（大正五年生）の五男二女ありて子福者として近隣の人々に羨望されて居る幸福な家庭である。（西孟利（創生）著『滿洲芸術壇の人々』曠陽社出版部、大正十四年四月十七日調、七十四頁）

○茂林洋行 琴平町五 電一一〇 貸家 明治卅九年五月開業 営業主 向野堅一 福岡県鞍手郡新入村 明治元年九月生

明治二十六年上海貿易研究所（東亜同文書院前身）を卒業日清戦役には高等通訳官として殊功あり 明治天皇陛下特に拝謁を賜ふの光榮に浴せり日露戦役には高等通訳官たりしも家人重篤の爲め出征後まもなく休戦となれり戦後再び渡滿奉天に於て軍需品拂下又は石炭販売に従事せしが三十九年日支合弁として正隆銀行の初めて設立せらるゝや大に参劃する所あり其外経営する所ありしも貸家業を以て主業とし別に瀋陽建物組合を創設し後ち株式組織として専務取締役たり また興安嶺産業合資会社（甘草事業）の出資社員（無限）たり 本年五月米国ギルモア石油会社の総販売店を引受け活動せり帝国生命保険代理店たり（佐々木孝三郎『第五回奉天商工興信録』奉天興信所、大正十五年、一四九〜一五〇頁）

○向野堅一 瀋陽建物（株）専務、滿洲市場（株）取締役、奉天銀行、奉天製氷（株）監査、茂林洋行主 勳七等 原籍 福岡縣鞍手郡新入村大字上新入一九五〇ノ二 現在 奉天琴平町五（電話一一〇一三〇八番）君は明治元年九月四日筑前國新入村に生る、二十年三月福岡修猷館を畢へ尚進んで上海日清貿易研究所を卒業す、二十七年九月陸軍省通譯官を命ぜられ第一師團司令部附となり、祕密探偵任務を帯び復州縣金州城に入る、二十八年臺灣總督府附となりしが二十九年辭職北京へ轉住し日本公使館用達店筑紫辨館を開業せしも義和團の亂に會し焼失せり同年第五師團附となり従軍北清事件を平らぐ、三十七八年日露の役遼西に於て物資の調査に従事し功あり、三十九年奉天に來住し茂林洋行を起して商業を經營す 夫人 修子 明治二十一年九月生大分縣日田郡日田町廣瀬貞治妹 男 晋 明治三十二年四月生 二男 有二 同三十四年二月生 三男 元生 同三十六年一月生 四男

啓助 同三十八年七月生 長女 信子 同四十三年十月生 二女 克子 大正三年九月生
（*上段 向野堅一君 写真有り。二十五頁 東方拓殖協会を發刊元として刊行された
『支那在留邦人興信録』、大正十五年、二八頁）

○茂林洋行主 向野堅一君 君は明治元年九月四日福岡縣鞍手郡新入村に生れ、明治二十年三月福岡修獻館を畢へて、二十三年上海日清貿易研究所に入り、二十六年卒業すると同時に附屬商品陳列館に入り、實地研究を爲すこと一年、明治二十七年日清の役に際し陸軍通譯第一師團附を命ぜられ、支那人に假裝し特別任務に就く途中幾度か、敵の爲めに捕へられしも克く虎口を逃れ重命を果たした、この功に依り行賞の榮譽を負ふたが明治二十九年一月、台灣總督府通譯混声旅團に屬し土匪討伐に従軍し、後職を辭して北京に轉住し日本官衙用達店を開業した、然るに義和團の亂に逢遇して第五師團附となり、從軍し次で日露の役起るや遼西に於て物資の調達に従事し目覺しき活動をした、斯くして明治三十九年奉天に來住し、茂林洋行を開業した。當時の奉天は荒涼たる原野で邦人にして家屋を建築したのは、君を以て先驅者となす。君は目下家業を經營する傍ら帝國生命保險代理店をも兼營して居るが、奉天創設者として特記すべき一人である。（奉天二十年史刊行会を發行元として刊行された菊池秋四郎・中島一郎共著『奉天二十年史』「奉天草分の人々」および「事業と活躍の人々」奉天二十年史刊行會、一九二六年、八十一、八十二頁）

○向野堅一 貸家業及石油販賣業、勳七等 福岡縣直方町、明元年九月生 夫人 修子 明二一年九月生、大分、廣瀬貞治妹 長男 晋 明三二年四月生

君は福岡縣農向野彌作の四男に生れ明治二十八年分家す同二十三年上海日清貿易研究所を卒業し二十七年八月陸軍通譯官となり特別任務に従ひ同二十八年九月台灣征討軍に従軍す、同年北京に筑紫洋行を開きしも義和團匪の爲めに焼かれて閉店し、同三十八年五月滿洲に來り奉天に於て石炭販賣及陸軍用品拂下販賣業に従事の傍ら硝子工場を開き四十一年より貸家を建築し次で大正元年瀋陽建物會社を設立し經營今日に至る奉天商業會議所副會頭を六箇年勤め現に同産業部長、奉天聯合町内會長たり、書畫、謡曲、篆刻を好む、家族は右の外次男有二（明三四年二月生、長崎高商卒業）三男元生（明三六年一月生東京帝大法科卒業）四男啓助（士官學校卒業航空少尉）長女信子（明四三年一〇月生、日本女子大學在學）次女克子（大三年九月生、高女在學）五男玄吉（大五年九月生）あり、長男晋は福岡縣立工業學校卒業後福岡市古森清の次女を娶り次男有二は同市井上正美の次女と結婚す

（奉天琴平町五 電話一一〇番）（滿洲日報社 昭和四年（一九二九）『滿蒙日本人紳士錄』 滿洲日報社編纂 五十二頁）

○向野堅一君 日清の役、日清貿易研究所卒業生にして敵前偵察の任務を帯び、萬死を冒して生還したもの、蓋し君一人あるのみ。君は福岡縣直方市上新入の人。明治元年九月四日を以て生れ廿三年日清貿易研究所に入り、卒業後、商品陳列所に在つて商務の實地研究に従ひ、長口沿岸偵察中、日清戦役起り上海に歸つたが、次で廣島大本營の召により、陸軍通譯官として第一師團司令部附を命ぜられ、廿七年十月十六日宇品を發して戦地に向ふ。左に君の従軍日記を摘録して當時を語らしめよう。

列傳 向野堅一

斯くて君は二月廿日に軍に従ひ、蓋平の行政署事務に従ひ、休戦の約成るに及び、四月司令部と共に復州城に入つたので一日龍王廟の姜家を訪ひ、去年偵察の際に於ける彼一家の好意を謝し、且つ山路司令官より賜られた謝禮金五十圓を與へたるに固辭して收受せざるを、無理に押付けて別れたが、尚ほ君は桂太郎中将の好意にて、後に彼れ姜士采孫姜恒甲を日本に游學せしめ、舊恩に酬いたと云ふ。

廿九年一月、更に混成第七旅團司令部附を命ぜられ、臺灣蕪灣湾に上陸し、宜蘭の土匪討伐に従ひ、其年五月卅一日願により陸軍通譯官を命ぜられ、功を以て勲七等及び年金六拾圓を賜つた。蓋し當時通譯官に賜はる最上の恩典である。

斯くて君は廿九年十月、北京交民巷（ママ）に公使館用達店として筑紫辨館を開設し、其本來の目的たる對支貿易經營の本業に復歸したが、三十三年義和團の動亂に際して兵火に焼かれ、次で出征中の第五師團監督部用達を命ぜられて、北清事變に貢献する所多く、戦後は廣東省内地に入り計畫する所あつたが三十八年日露開戦に當りて、君は陸軍省より遼西物資調査を命ぜられたので新民府に赴き物資輸送に従事したのである。

而して戦後三十九年よりは居を奉天に移し、爾來二十六年。称號茂林洋行は奉天草分老舗として其信用内外にしらるゝに至り、其間奉天商業會議所副議長、正隆銀行取締役、瀋陽建物會社専務取締役等に選舉せられたが、昭和六年來京中病に罹り、同年九月十七日東京駿河臺杏雲堂病院に於いて逝く。享年六十四歳。君、温厚にして文雅あり。昔時軍事行動の如きは意に介せざるものの如く、晩年師に就いて南畫を學び、四君子は得意とする所であつた。又曾て京都建仁寺默雷老漢に參叩し、大死一番の棒喝を食ひ、故に生死の際超然たる所があつた。君五男二女あり。長子晉其業を襲ぎて現に奉天に住して居る。（對支功勞者傳記編纂會編『對支回顧録下卷』（對支功勞者傳記編纂會、昭和十一年、再版は東亜同文會編、原書房、昭和四十八年、四十二頁〜四十九頁）

○向野堅一（日清貿易研究所 清露兩役通譯官）

明治元年九月福岡縣直方市に生まれ、日清貿易研究所を卒へて、日清役に陸軍通譯官となり、彼の山崎羔三郎、鐘崎三郎等と共に金州半島の敵前偵察の難任務に従い同行の士皆な殉難したる中に唯だ一人萬死に一生を得て歸還し、立派に使命を果たした勇敢なる人物である。その當時の状況に就いては本書上巻四九一頁以下に詳記したるを以て復た茲には説かない。この大冒険を遂げて奇功を奏した後は戦時中民政部附通譯に轉じ、更に臺灣の土匪征討軍に従ひ、戦後には北京に赴いて實業に従つてゐたが、北清事變の際店舗が兵火に罹つて烏有に歸した爲め折角開拓したる基礎を破壊さるゝの悲運に陥つた。されど之に屈せず同事變中我が派遣軍の用達となつて努力し、次いで南支那方面に赴き志を抱いて畫策する所があつた。日露役には出征軍の依頼により滿州の物資調査に畫瘁し、兵站部□係のことに貢獻する所尠なくなつたが、戦後は奉天に茂林洋行を經營し、漸次に成功を収めて同地の實業界に確乎たる地歩を占め、奉天商業會議所副會頭、正隆銀行重役其他に擧げられ、滿洲財界に寄與する所大で、晩年は頗る平安多福の生活を送り、餘技として繪畫を學び、その技また見るべきものがあつたといふ。昭和六年九月十七日東京に滞在中病に罹つて歿した。年六十四（遺族、奉天琴平町五、向野晋）（葛生能久『東亜先覺志士記傳下巻』黒龍會、昭和十五年（一九三六年））

○九月十七日 向野堅一逝く。日清日露の兩役に特別任務に服して活躍せり。荒涼たる奉天鐵道附屬地の原野に新家屋を建築せるは君を以て先驅となす。佐々木孝三郎（編）『奉天經濟三十年史』（奉天商工公会、康德七年（一九四〇年）、年表）

○こののけんいち 向野堅一 慶応四・九・四―昭和六・九・一七（一八六八―一九三一）
明治―昭和期の陸軍御用商人。筑前生れ。日清貿易研究所卒。日清戦争の通訳となり金州半島偵察に従事、のち台湾抗日勢力征圧に参加。義和團事件では北京の家財を失つたが派遣軍調達に尽力する。日露戦争でも兵站部に貢献。その後奉天で茂林洋行を經營し、奉天商業會議所や正隆銀行で活躍した。（下中邦彦（編）『日本人名大辞典（新撰大人名辞典）第二巻』（平凡社、一九七九年））

○向野堅一 このの・けんいち 一八六八―一九三一・九・一七 六四歳。明治―昭和期の陸軍の御用商人。（生）福岡県直方市。『昭和物故人名録（昭和元年―五四年）』（日外アソシエーツ株式会社、一九八三年）

○コーノケンイチ 向野堅一（一八六八―一九三一） 明治元年福岡縣直方市に生る。日清貿易研究所を卒へて日清役に通譯官となり、金州半島の敵前偵察に唯一人生還して重要使命を果たした。のち台湾の土匪征討軍に従ひ、北清事變に際し我が派遣軍の用達となり、

日露役また兵部に關係して貢献するところ大であった。戦後、奉天に茂林洋行を經營、奉天商業會議所副會頭、正隆銀行重役となり滿洲財界に重きをなした。昭和六年九月十七日東京で歿、年六十四。小泉欣司（編）『朝日人物事典』（一九九〇年、朝日新聞社）

○こののけんいち 向野堅一 一八六八〜一九三一（明治一〜昭和六）明治・大正・昭和期の陸軍の御用商人。（生）福岡県。〈滿洲〉財界指導者。日清貿易研究所に学ぶ。日清戦争に通訳官として従軍し軍に認められ、以後台湾征討・北清事変・日露戦争で兵站部を担当。戦後奉天（瀋陽）に茂林洋行を創立し、奉天商業會議所副會頭・正隆銀行重役に就任、〈滿洲〉財界を指導した。三省堂編修所（編）『コンサイス人名辞典』（三省堂、一九九〇年）

○向野堅一 このの・けんいち 一八六八・一〇・一九（慶応四・九・四）〜一九三一・九・一七 戦前の奉天（現・瀋陽）の実業家。福岡県生まれ。上海の日清貿易研究所を率業。日清戦争時に陸軍通訳官として特別任務に従い、戦後は台湾征討軍に従軍。九六年北京に篋紫洋行を開いて日本公使館の用達業を営んだが、北清事変で災禍にあう。八露戦争時に奉天に移り一九〇六年茂林洋行を設立。石炭販売・ガラス製造・貸家業を営み奉天実業界での地歩を築き一九一七（大六）年から六年間奉天商業會議所副會頭を務めた。そのほか瀋陽建物専務、正隆銀行取締役、奉天連合町内会長などを歴任。書画を能くし号を寒林と称した。向野晋編『向野堅一従軍日記』（私家版一九六七年）がある。（波形昭一）新潮社辞典編集部『新潮日本人名辞典』（新潮社、一九九一年）

○向野 堅一

茂林洋行主、奉天商業會議所副會頭、同産業部長、奉天連合町内会長、滿鉄諮問委員、奉天共融組合理事、勲七等／奉天琴平町／一八六八（明一）九／福岡県鞍手郡直方村／上海日清貿易研究所 福岡県農業向野弥作の四男に生まれ、一八九三年上海日清貿易研究所を修了した。九四年八月日清戦争に際し陸軍通訳官として特別任務に従事し、九五年から二年間台湾遠征軍に従軍した。九六年に北京で筑紫洋行を開設して日本公使館の用達業を始めたが、一九〇〇年の義和団事件で店舗を焼かれて廃業した。日露戦中の一九〇五年五月に渡満して奉天で石炭販売及び陸軍用品払下物販売業を営んだ後、〇七年瀋陽建物組合の主任となった。次いで〇八年から貸家業を営み、一二年にこれを瀋陽建物（株）とし、さらに茂林洋行の名でドライクリーニング業を經營した。かたわら商工會議所副會頭、連合町内会長、滿鉄諮問委員等多くの公職を務めたが、三一年に奉天で病没した。夫人シウとの間に五男二女あり、長男晋は福岡工業学校染色科を卒業して滿鉄、滿蒙毛織（株）に勤務し

たが病のため退職し、父の没後に家業を引き継いだ。次男有二は長崎高等商業学校、三男元生は東京帝大法学部、四男啓助は陸軍士官学校、長女信子は日本女子大学に学んだ。

(竹中憲一『人名事典「満州」に渡った一万人』皓星社、年、五五八〜五五九頁)

2 「満洲経済界」は今日、清国人、華人、日本人界の満洲における経済動向を範疇に入れる。従来は満洲経済界すなわち満洲日本人経済界のことを指していたので、先行研究での用語は「満洲経済界」をそのまま使用しておく。ただし、本論においては満洲日本人経済界、満洲日本人界経済と言っておくこととする。

3 向野晋編『明治二十七八年戦役向野堅一従軍日記』、九十二頁。

4 生誕日を「明治元年九月四日」とするのは旧暦。この年は慶應四年にあたり、九月八日の改元に当たって、一月一日に溯って明治元年と改めている。

5 向野康江「向野堅一『明治二十七八年戦役餘聞戦役夜話』再考―「旅順事件」検討の前提として―」『近現代東北アジア地域史研究会ニューズレター』第二十六号、平成二十六年、一〜十一頁参照。

6 主に堅一に宛てた書簡群で、特に舅・七三郎から日本大陸間を往来している堅一に日常の情報知らせる書簡が最も多い。七三郎の手紙は当時の相場と、それに応じている民間人の動向を知る上で重要な史料である。

7 本書の三七二頁に

…(略)…その他に、その事業が成功したとはいえないが、筑紫洋行、東肥洋行という名称で知られる商店・会社があったのである。筑紫洋行(筑紫弁館)とは河北純三郎、香月梅外、向野堅一という福岡出身の研究所卒業生等によって北京に設けられて商店であり…(略)…

というのがそれである。筑紫洋行の事業が「成功したとはいえない」というのは、何を根拠にそう断言するのか、この論では明確にしていない。実は、この筑紫洋行の資金がその後の事業活動の母体となることを佐々は知らなかったようである。

8 向野堅一記念館保管「新入炭坑向野堅一利権文書参照。

9 浄土真宗本願寺派。直方市大字新入一六七二ノ一に所在。肥後の武士・喜多村隠岐が開いた寺、直方市史編さん委員会編『直方市史下巻』昭和五十三年、参照)

10 北九州市史編纂委員会『北九州市史』近世編(北九州市、平成二年、一〇九一頁)

11 「向野文庫」には、『和名類聚抄』、『康熙字典』、『黒田家家譜』をはじめ、廣瀬淡窓、旭荘、月化、桃秋、頼山陽、福沢諭吉などの著書がある。圧倒的に廣瀬淡窓関係のもの

のが多い。「向野文庫」のことは、向野堅一の甥にあたる向野睦祐が昭和四十二年（一九六七）に直方市立図書館に永久寄託したことがニュースとして西日本新聞で詳しく報道された。なぜ、廣瀬淡窓関係の書籍が多いかというときさまざまな理由がある。堅一の文化人との交流は咸宜園出身者で多く占められていた。平野五岳、藤瀬冠村、吉嗣拝山・鼓山父子などがそうである¹¹⁾。また、『小説筈木』『遠帆楼詩集』¹¹⁾のような貴重な原本も含まれている。

向野文庫の書物は次に列記する通りである。

〔国書〕字典 いろは節用集・冠註四声玉篇・増続大広益会玉篇大全・普通いろは字典・偏類六書通・明治正字典・和名類聚抄

〔国書〕卜占 古易一家言

〔国書〕宗教 標註増補一言芳談鈔・略解 羽翼原人論・鼈頭標註永覚和尚禪余外集・鼈頭標註永覚和尚禪余内集・大原問答勸導・領解文御歌・歡喜伊呂波歌・五帖一部御文明灯鈔・角毛偶語・漢語灯録・黒谷語灯録・教行信証延書・金竜尺牘集・口伝鈔教人録凡夫往生章・永祖行実訂補 建擲記図絵・好生問答・山海里四篇・山海里五篇・山海里六篇・捨子教誡乃謠・禅海一潤・説教至要雑談集・続妙好人伝・註維摩經・通俗三世因果実験録・鼈頭仏祖三経指南・碧巖録講義・宝慶記・妙法蓮華教要解・唯一神道名法要集・首楞嚴経義疏注釈

〔国書〕漢学 鼈頭定本易学小筌・示図辞類古文後集俚諺鈔・四書越俎・増訂四書講義・古文孝経国字辨・析玄・戦国策正解・莊子国字辯・天民卜居集・補義 莊子因・筆記周易本義・纂評歴朝靖獻遺言・老子全解

〔国書〕地誌 長崎土産・日光名所図絵・日向神紀行

〔国書〕歴史 逸史・新刻雲上明鑑・近古史談・近世外史・増補元明史略・増補元明史略・皇朝史略・国史略・国史略・国史略二編・国史略三編・続皇朝史略・訂正続々皇朝史略・続日本外史・内国史略・二十二史反爾録・日本外史・校刻日本外史・日本外史称呼訓・日本外史字類・日本外史字解・鼈頭插画日本外史字類大全・系譜頭書日本外史便蒙・日本政記・増補日本政記・日本略史・論文日本政記講義・増補大成和漢年契

〔国書〕伝記 聖徳太子伝図絵・先哲叢談・先哲叢談後編・筑紫遺愛集・南木誌・日本百将伝一夕話・名節録

〔国書〕経済・法律 青標紙（含殿居囊）・今書・新論・宝氏経済学

〔国書〕教育 かなづかひ教科書・漢文自在・官版翻刻語彙活語指掌・官版語彙別記・

弘道館記述義・弘道館叢書告志篇・国民補習読本・修身小学・小学修身書卷二・小学読本・新編国語読本・新撰叢語・中学国文読本・中等帝国文典・中等読本小学文編・庭訓往来・増訂日用文鑑・日本地誌略・筆算訓蒙・普通国文・改正増補物理階梯・詩文増正文家必要・蒙求詳説・近世詩文幼学便覧

〔国書〕自然科学 世宝塵劫記・博物新編

〔国書〕産業 加氏葡萄栽培書・扶桑国第一養蚕秘録

〔国書〕謡曲 〔謡本〕絵入拾遺小調小舞扇百番

〔国書〕絵画 自画題語・半山画譜

〔国書〕書道 阿房宮賦・九成宮醴泉銘・行書類纂・孝経・五体熟字府・五体墨場必携・真行書唐詩五絶・千字文・草書淵海・烏石先生楷草二体千字文・米庵墨談

〔国書〕語学 開化文章・冠辞考・諺草・詞瓊綸・三体尺牘自在・字音可奈遣比・尺牘式補遺

〔国書〕文学 小説・随筆 一休諸国物語図絵・絵入通俗戦国策・江戸繁昌紀・絵本故事談・絵本重編応神記・大阪繁昌詩・佳人之奇遇・九州軍記・山園雜興疊韻百首・山陽文稿・駿臺雜話・駿臺雜話・西洋事情再刻・西洋事情・西洋事情二編・西洋事情外篇・前太平記図絵・前々太平記・続通俗三国志・通俗列国志・通俗列国志武王軍談・通俗義経蝦夷軍談・東京新繁昌記・東洋之佳人・南総里見八犬伝・南北太平記初編・福博新詞・菅茶山翁筆能春佐比・扶桑皇統記図絵前編・柳橋新誌

〔国書〕文学 漢詩 遠思楼詩鈔初編・遠思楼詩鈔式編・菅公一千二百十五年遠祭献詠詩集・寒山詩闡題記聞・龜石題詠集・九州百家絶句・錦繡段・錦繡段・錦水詩鈔二編・玄海遺響・興風後集・古香書屋詩存・黄葉夕陽村舍詩後編・古今名家詩抄・雜字類編・山高水長集・山陽詩鈔・新題詩学入門・新題詩語金声・詩語対句自在・詩礎階梯・秋谷遺稿・朱川遺稿・如蘭集・静勝楼遺稿・墻東庵遺稿・枕山詩鈔二編東湖詩鈔・東湖先生遺文・唐詩選掌故・東山日記・唐詩選講釈・唐宋詩語玉屑・徳堂詩集・日本漫遊詩草・梅岡詠物詩・拜山奚囊・梅西舍詩鈔・梅墩遺稿・梅墩詩鈔三篇・梅墩詩鈔四篇・万松林下釣荘漫草・佛山堂詩鈔・佛山堂詩鈔二編・佛山堂詩鈔三編・謀野集刪・楨堂詩鈔・無隠禪師無孔笛・幼学詩韻・新刻律詩韻函・両宜荘遺稿・梁村遺稿・六如庵詩鈔・六如庵詩鈔二編

〔国書〕文学 和歌・俳諧 華実年浪草・詩歌連俳季寄註解改正 月令博物筌・滑稽発句類歌集初編・殉難前草・殉難後草・新題林和歌集・俳諧発句三傑集・芭蕉翁発句集・濱乃まさこ・明題和歌全集・類題草野集・和歌呉竹集・増補和歌題林抄・和歌布留能山扶美

〔国書〕写本 赤穂義人録・遠帆樓詩集・家道訓・黒田家譜・左伝雕題略・左伝姓氏録・七経雕題略・秋風庵文集・小説箒木・宋陸放翁詩抄・続三王外紀・祖師聖人箱根御別・通語・日本楽府・万国夢物語・本朝禁賊伝

〔漢籍〕字典 円機活法詩学大全・康熙字典・故事成語考集註）・増註頭書字彙・増註頭書字彙・詩韻含英異同辨・詩韻含英異同辨・書言故事・草字彙

〔漢籍〕諸子百家 孔子家語・標箋孔子家語・十子全書・郭注莊子・莊子・揚子法言・列子・再刻改正淮南鴻烈解

〔漢籍〕經書 頭書再刻易經集註・国語・春秋外伝国語定本・音註五経・改正音訓五経・古文孝経・明治新註古文孝経校本・官許古文孝経・標註詳解五経・新点詩経・再刻頭書詩経集註・詩経説約・三刻春秋左氏伝校本・春秋左氏伝評林・書経講義・書経集註・校訂忠経集註・首書礼記集註

〔漢籍〕四書 説約合参四書正解・御製性理四書大全・大学章句新疏・新刻改正中庸・弘化再刻中庸章句・中庸章句新疏・弘化再刻孟子・四書大全孟子・新刻改正論語・弘化再刻論語・新刻改正論語・康熙欽定四書解義 論語

〔漢籍〕歴史 古今列女伝・新刻校正史記評林・資治通鑑・増註補論十八史略読本・標記増補十八史略・標註十八史略読本・続十八史略読本・戦国策・宋名臣言行録

〔漢籍〕地誌 吳地記

〔漢籍〕教育 写信不求人・新校正小学句読・貝原点小学句読・箋註蒙求校本

〔漢籍〕兵法 増訂武経七書直解

〔漢籍〕書道 書法正伝

〔漢籍〕文学 瀛奎律髓・五雜俎・古文前・後集・安政新刻古文真宝・新刻校正古文真宝・新板古文真宝・古文真宝・古文真宝・三体詩一・三体詩二・明治新刻正文文章軌範評林註釈・搜神記・搜神後記・世説新語・宋十五家詩・続文章軌範評林註釈・評本続文章軌範・煙草録・枕山楼詩話・輟耕録・唐賢三体詩・唐詩選・唐詩選・点註唐宋八家文読本・点註唐宋八家文読本・正続文章軌範評林・劉向説苑纂註・聯珠詩格

¹ 小松周吉「幕末期における藩学の近代化について」（『金沢大学教育学部紀要』十一号、昭和三十八年）藩学の幕末期における身分的制限の緩和状況と教材の学年に擬した編成について論じている。

¹ 3 武田晃二「明治初期における『普通教育』概念」『岩手大学教育学部研究年報』五十巻一号（平成二年）参照。

¹⁴ 「日本最初の美術館 東京府美術館を個人で寄付した石炭の神さま佐藤慶太郎」 『北九州に強くなるうしシリーズ No. 17』 西日本シティ銀行、平成十年、八頁参照。

¹⁵ 向野晋（このうのすすむ）（資）茂林洋行代表社員、瀋陽建物（株）監査役、奉天琴平町会委員、満蒙毛織（株）染色科嘱託、福陵校友会奉天支部幹事／奉天琴平町／一八九九（明三二）四／福岡県直方市新入／福岡工業学校染色科 向野堅一の長男に生まれ、一九〇五年父に伴われて渡満し奉天に在住した。一九年三月福岡工業学校染色科を卒業して大連の満鉄中央試験所に勤務した後、二一年一〇月奉天の満蒙毛織（株）に転じた。その後二八年病のため退社し、三一年に父が病没すると家業の貸家業とドライクリーニング業を引き継いだ。三六年五月にドライクリーニング業を分離して（貸）茂林洋行として染色部を新設し、さらに満鉄社員消費組合の要望で洗張部を設け、巾出乾燥機や艶出機を設置するなど機械化を図った。業余に奉天アマチュアシネマクラブ「パターベビー」の幹事を務めたほか、謡曲、ラジオセットの製作を趣味とした。三弟の元生は東京帝大法学部を卒業して国務院交通部鉄道司鉄道科長を務め、四弟啓助は陸軍士官学校を卒業し航空兵大尉として会寧に駐屯した。（五五八、五五九頁）

¹⁶ 大里浩秋「宗方小太郎日記、明治二十六〜二十九年」 『神奈川大学人文学研究所人文学研究』 第四十一号、三十一〜一〇七頁

¹⁷ 廣瀬正雄の伝記編集者 廣瀬正雄先生伝記刊行会『廣瀬正雄伝』 「修猷館時代の正雄三弟・向野元生・啓助と共に」 廣瀬正雄先生伝記刊行会、昭和四十九年が詳しい。

¹⁸ 隆子の経歴については、『我が先亡の記』（前掲）によれば、

順心院釋妙潔大姉 俗名 向野リウ 明治四年五月十九日生 明治四十年六月四日没 享年三十七才 廣瀬七三郎 長女 向野堅一妻 夫、堅一、支那満洲ニ活動ノ間留守宅ヲ福岡市住吉神社前ニ守リ、病身ナリシ為ニ吉塚ニ移リシコトアルモ、長男晋小学校入学直前、当時ノ春吉先新屋ニ移ス。明治四十年六月四日盲腸炎ト診断サレ、手術セルモ已ニ手後レニシテ、九大病院ニオイテ死去ス。生前病身ナリシコト、或ハ、慢性盲腸炎ナリシカ、以来親族一同盲腸炎ニ対シテ、敏感トナル。四男を残ス。晋、有二、元生、啓助、当時晋九才、有二七才、元生五才、啓助三才ナリキ。墓ハ向野本家ノ墓地直方市上新入ニアリ。当時ノ大審院長横田国臣氏ノ書ニナル。又頭髮ト写真ハ廣瀬本家ノ墓地日田市大超山内ニ葬ル。貞三伯父ノ話ニヨルバ、気ムツカシカリシ由、又和歌を良くセシト聞ク、遺品トシテハ殆ド止メズ。記者（晋）モ幼少ニシテ記憶ナシ。

とある。さらに向野堅一の妻の解説として、

一、妻向野リウ 廣瀬七三郎長女 晋、有二、元生、啓助ノ四男アリシモ明治四十年六月四日死別ス。結婚ノ動機ニツイテハ知ル由モナキコトナレドモ、リウノ弟廣瀬貞治氏一族ノ廣瀬寅太郎氏トハ日清貿易研究所時代同期生ナリシコトナレバ其縁故ニヨルモノナラン。

とある。明治三十年十月二十八日入籍。なお『我が先亡の記』は、堅一の長男・晋が書き残した私家本である。原書では「廣瀬」は「広瀬」とあるが、注記内では「廣瀬」と改めた。

¹⁹ 収子の経歴については、『我が先亡の記』（前掲）によれば、

一、後妻向野収 廣瀬七三郎三女 リウ妹 数へ年二十歳ニシテ前記四人ノ母トナリヨク導キ、四人モヨクナツキ、世ニアル如キ風波ヲ見ズ。信子、カツ、玄吉ノ三子アリ。

とある。明治二十年十一月十四日生、昭和四十六年二月十四日逝去。明治四十一年六月六日に向野堅一と結婚、入籍。

²⁰ 佐々博雄「日清戦争後における大陸『志士』集団の活動について」『国士館大学人文学会紀要』二十七号（平成六年）五十一、五十二頁。

²¹ 大学史編纂委員会『東亜同文書院大学史』（滬友会、昭和五十七年）三十、三十一頁。

²² 宗方小太郎についての経歴は、東亜同文会編『対支回顧録下巻』（原書房、昭和四十三年）三六〇〜四〇三頁、参照。

²³ 「其国騒動」の実状はわからない。明治二十四年（光緒十七年）四月頃より、江蘇省を含む地域に哥老会匪の教会襲撃事件等頻発し、治安の悪化を伝えている。なお、池田信夫（桃川、一八八九〜一九三五）『上海百話』（上海、日本堂、大正十年）は、日清貿易研究所生による『上海新報』襲撃事件を記す。この事件が事実で、日本に伝えられているのならば、この事件の可能性がある。しかしこの記述は真実とはほど遠い。まず、『上海百話』の記す『上海新報』襲撃事件について略記し、ついで真実でない理由を記すこととしよう。『上海新報』は、上海で最初に発行された日本語新聞で、長崎出身の松野卯三郎が明治二十三年六月五日に週刊紙として創刊した。従業員は十数人でその多くは日本人であった。趣旨には、新聞発行によって日中貿易を発展させるといふ夢がある、と記し、日本人居留民が上海で展開した経済、あるいは文化事業について多くのニュースを掲載していた。日本人居留民の上海での生活や仕事の便宜を図るため、特に中国事情と商況に関する

専門欄を設け、中国の物産の名称と日本語の訳名、中国の習俗、日中英三か国語対照の会話、日中英三か国の貨幣、度量衡の比較表、上海の物価、中国の各港の輸入品原価および税の比較表、上海商況、気象情況、船の出発情報、上海ガイドなども掲載した。ところが、翌年五月二十九日に廃刊となった、という話である。廃刊になった理由は、経営事情とは異なる日清貿易研究所学生の騒動、すなわち襲撃事件によるものであった、というのである。『上海百話』は襲撃の理由を、『上海新報』は、上海の日清貿易研究所の動きにも強い関心をもっていて、多くの紙幅を割き、五月十七日、二週連続で同研究所に関する記事を掲載した。そこには、同研究所は陸軍省方面から巨額の補助金をもらっており、軍事パイを養成するために設立されたと書かれていた。この記事は中国の新聞に転載されて社会的反響を巻き起こした。同研究所はこれに強く反発し、記事の取り消しを要求した。そして五月十七日午後四時頃に、同研究所の学生三十数名が上海新報社に行き、社長の寝室兼応接室に押し入り、松野に謝罪状を書くよう迫った。その際、一人の学生が短刀を抜き松野を脅し、「謝罪状は勿論、三日以内に廃刊しろ、もしそれができぬとならば、この場で切腹しろ」と迫った。続けて松野を鉄拳が襲い、ついに松野は謝罪状を書くしかなかった。夜七時に日本人巡査が現れ、事態がこれ以上悪化するのを食い止めた、というのであり、さらに荒尾精は三十名に退学処分を命じたというのである。

しかしながら『上海新報』を精査しても、どこにもそのような記述はない。また可能な限りで日本の新聞や中国の『申報』なども調べたが関連する記述は見られなかった。『上海新報』の記すのは、第四十六号（明治二十四年四月十八日）の廣瀬寅太郎他十二名の退学に関する「辱知諸君ニ謹告」という「広告」記事、それに続く四十八号（明治二十四年五月一日）四十九号（明治二十四年四月十八日）五十号（明治二十四年五月十五日）連載の「日清貿易研究所の近況」記事のみである。

「日清貿易研究所の近況」記事を受けての五十一号（明治二十四年五月二十三日）「日清貿易研究所に係る記事の抹殺」である。「日清貿易研究所に係る記事の抹殺」では「…（略）…退所生ノ顛末ナル記事ハ嘗テ余等ノ私見ヲ以テ父兄ニ送リシモノト殆ンド同一ニシテ今日ヨリ考フレバ事実誤謬ノ点不尠決シテ研究所全体ノ事実トシテ公表スベキモノニアラズ…（略）…」として、撤回を求める内容であり、前述の廣瀬寅太郎他十二名の内、廣瀬寅太郎・榎田作蔵・島谷治三九の三名を除く、井上徳太郎他九名の連署で、明治二十四年五月二十一日付け、発行元の修文書館宛のものである。『上海百話』の伝える内容とは異なる。また『上海新報』はすぐに廃刊しりわけではなく、後の廃刊も「刊部数が伸び

悩んだため」(まえがき)と見られている。なお、『上海百話』の著者池田信夫は、おもしろさを追求するタイプのジャーナリスト、作家で、その著作の内容に疑念がもたれている。たとえば、宮本めぐみ「近代日本における中国語教育と冰心―倉石武四郎の中国語教育を中心に―」(『お茶の水女子大学中国文学会報』三十二、二〇八三年)は、池田桃川について「池田は「愛の実現」をきちんと読んで理解することができておらず、それにも関わらず「支那現代の小説は小説として殆ど無価値であり何等の創作的生命を有してゐない」「私等の支那創作に対する期待は当分絶望であらう」などと書いている。これは当時の日本人の中国現代文学に対する理解や中国語読解力の程度を端的に示しているといえる」(六四頁)と述べている。池田の場合、中国現代文学や中国語力も問題であろうが、真実を伝えようとするジャーナリストとしての基本を欠いた人物のように見受けられるのであり、その著述は、慎重に取り扱わねばならない。

²⁴ 東亜同文会編『対支回顧録下巻』(原書房、昭和四十三年)、六三七頁。

²⁵ 向野堅一記念館において展示。

²⁶ 向野康江「向野堅一『明治二十七八年戦役餘聞戦役夜話』再考―「旅順事件」検討の前提として―」(前掲)、一〇十一頁参照。

²⁷ 香月恕経の詳細については田中正志『香月恕経翁小伝』(香月恕経翁顕彰会、昭和五十六年)が詳しい。

²⁸ 李炯喆「近代日朝関係の中の長崎と仁川―明治期の艦船と人々―」(長崎県立大学『研究紀要』第十五号、二〇一四年)によれば、明治十九年頃から日本郵船は、長崎―仁川―芝罘―天津航路を開き運行した。

²⁹ 大正十五年十二月に佐々木孝三郎が編集して奉天興信所から発行された『第五回奉天商工興信録』の一四九―一五〇頁(注1前出)には、

…(略)…明治天皇陛下特に拝謁を賜ふの光栄に浴せり日露戦役には高等通訳官たりしも家人重篤の爲め出征後まもなく休戦となれり戦後再び…(略)…とあり、傍線部が示すように、このころ妻・リウは病気がちであった。

³⁰ 砂川幸雄『中上川彦次郎の華麗なる生涯』(草思社、平成九年)参考。

³¹ 内容は七回忌の香典の件。

³² http://erd.ndl.go.jp/reference/modules/d3ndlcrdentry/index.php?page=ref_view&id=1000004346

³³ 玄洋社社員として孫文を日本に亡命させた人物として著名な人物。奈良原至の実弟。

3 4 玄洋社社員として孫文を日本に亡命させた人物として宮川同様有名。

3 5 向野書簡 0652 福岡市因幡町 向野普殿 親展 (消印 7年4月9日 后□・9下

消印 7年4月12日 后0・9) 封 奉天附属地 茂林洋行 向野堅一 四月九

日

3 6 奈良原至については玄洋社社史編纂会『玄洋社社史』(大正六年、玄洋社社史編纂会)

参照。

3 7 臧勵蘇等編『中國古今地名大辞典』(民国二十年初版、民国四十九年統編初版)による

と、「坪山」は「在江西石城縣南二十八里琴水西岸。山西有市。路通瑞金縣及福建長汀縣」(一〇五九頁)とある。この通りだとすると「惠州鉄山」とはいえない。広東省から行くとなるとかなり遠く、伏せ字とした地名や「赤凹」と記しているものことなど、課題が多い。

3 8 高橋論文には「趙國鋌」とあり、迎論文には「趙國鋌」とある。堅一の自筆の「立合

同」には「趙國鋌」とある。

3 9 向野堅一『拙逸庵詩抄草稿』(向野堅一記念館保管)

吊親友井深仲卿君 親友井深仲卿君を吊う

申浦結交三十年 申浦に交を結んで三十年

相隨北馬與南船 相隨いて北馬と南船と

無端乘鶴去何處 端無くも乘鶴何処へか去る

長白山川望暗然 長白山川望みて暗然

4 0 南満洲鉄道株式会社編纂『撫順炭坑』(東京印刷株式会社大連出張所、一九〇九年)、

三十六頁。

4 1 『満鉄十年史』六八入〜六八九頁。

4 2 外務省記録「六月中交渉日誌」(C13010181500、満洲一般-308 (所蔵館：防衛省防衛

研究所)奉天軍政署)

4 3 東華公司については、新聞記事文庫 煙草(1-083)、満洲日日新聞 1917.7.10[大正六)を

参照)

4 4 外務省記録「九六二八(平) 旅順発本省着 四十五年五月九日後三五〇七一〇内田

外務大臣、関東都督 秘第七五四号□ 関外第二〇四号ノ二 客月二十五日付秘第七一〇号」

(B07090236200` B-5-1-4-0-29_0_0_02(所蔵館：外務省外交史料館)作成者 関東都督男爵

福島安正・在奉天総領事落合謙太郎）「南滿東清兩鉄道ニ依ル軍隊及兵器類輸送關係一件」二卷（外務省外交史料館「外務省記録」B07090236200）

⁴⁵ 雅号を廣瀬秋石という。息子は廣瀬文男（広島大学教授・医師）といい、そのまた息子は広島の廣瀬コレクションのオーナーである廣瀬脩二（医師）である。

⁴⁶ 有二の経歴については、『我が先亡の記』（前掲）によれば、

常徳院有山宗隣居士 向野堅一二男 向野有二 昭和九年四月二十一日卒 明治三十四年二月十六日生

常光院芳玉智貞大姉 有二妻（井上正美二女）ミツ 昭和九年六月八日卒 明治四十一年一月十五日生

有二略歴

一、大正二年三月住吉尋常小学校卒業

一、大正二年四月中学修猷館ニ入学

一、大正七年三月卒業

一、大正八年四月長崎高商ニ入学

一、大正十一年三月卒業

一、卒業後高田商会ニ入社

一、大正十二年東京大震災ニ会イ奉天ニ帰ル

一、帰奉後石油販売事業ヲナセシモリアガラズ中止シ、ハーレーダビットソン、モーターサイクル満州販売店ヲ特約シ、昭和六年満州事変ニ遭遇シ可成ノ成績ヲアゲ得タリ。

一、昭和九年二月上京ノ帰途福岡ニ於テ発病シ九大病院ニオイテ客死ス。

小学校時代ニ於テハ特徴トシテ見受ケラルル処ナカリシモ、無口ニシテ我慢強キ処アリキ。中学修猷館入学後ハ英語ヲ得意トセリ。卒業後上級学校入学準備ノ為上京シ大正八年長崎高商ニ入学シ、其間健康ヲ害セシコトアリシモ大正十一年三月卒業シ東京高田商会ニ入社シ東京大震災ニニテ退社、浅野物産ニ入社セシモ退キ奉天ノ父ノ下ニ帰ル。父ト共ニ石油販売事業ヲ計画セシモリアラズ中止セルモ、偶々 大連ハーレーダビットソン、モーターサイクル販売所ノ水江寛之氏ヲ知ルニ及ビ其特約店ヲ引受ケ千代田通五番地ニ開店ス。福岡市東小姓町一〇、井上正美二女ミツト結婚ス。昭和六年九月一七日父ヲ失フ迄ハ苦境時代ナリシモ、翌一八日満州事変起ルト共ニ軍需トシテノ用多ク、ハルピン新京ニ支店ヲ出シ事業モ好調ヲ示セリ。特約店契約改革ヲ相

談ノタメ水江氏ト共ニ本社三共株式会社ニ交渉ノタメ、上京シ帰途福岡ニ於テ腸チフスニ患リ遂ニ逝ク。享年三十四才、四月二十一日遺骨ヲ奉天ニ持シ本葬ス。有二死後其ノ整理モヤヤ一段落シ事業経営ノ方法モ相談中ナリシニ、六月初、ミツハ自己ノ身廻リ其他ヲ、人知レズ整理シ自ラ其ノ生ヲ断チ夫ニ殉ズ。昭和九年六月八日 享年二十七才。夫婦ノ間ニ子ナカリシハ、又其ノ生ニ希望ナカリシ所以ナラン。生前欠点ナカリシトハ云ヘザルモ、其ノ行ヒハ、正ニ妻トシテノ覚悟カクナルベシ、時正ニ非常時ニ於テオヤ。本記ヲ書スルヤ、啓助殉職後ニシテ、又日支事変中、其士官学校三十八期生会誌ノ中ニ、国ニ殉ゼシ将校ノ夫人ニ宛タル遺書ニモ「其ノ身ノ振方ハ自身ノ自由ニ、マカスルモ将来ニ楽ナクバ夫ニ殉ゼヨ」ト、遂ニ其ノ後ヲ追ヒシト、思ヒ半バニ過グルモノアリ。嫁シテ向野家ヲ去ラズトセシ心ハ正ニ涙ナキニ非ラズ。有ニノ事業ハ父晩年ノ苦境ヲ深メタル感ナキニ非ラザルモ、二人ガ残シタル財ハ正ニ其ノ整理ニ多大ノ貢献ヲナシタルモノナリ。二人ノ遺骨ハ昭和十五年五月、直方市上新入ノ墓地ニ埋葬セリ。二人ノ法名ハ大義寺二代目住職土ヤ道雄師ニヨル。

47

高嶋雅明「正隆銀行の分析―満洲における日清合弁銀行の設立をめぐる―」（和歌山大学経済学会『経済理論』第一九八号、昭和五十九年）は、正隆銀行の成立期を分析対象とし、設立の背景として、とくに営口の経済事情と成立期の正隆銀行の経営状況を外務省の資料を用いて明らかにしている。また、②高嶋雅明「日露戦争後『満洲』（中国東北部）における日系地場銀行の分析」（『広島経済大学四十周年記念論文集』平成十一年）は、日系地場銀行の興隆を分析し、日系地場銀行の未成熟さと、正隆銀行の特殊性を論じている。③迎由理男「安田財閥の対外投資―正隆銀行経営を中心に―」（北九州市立大学『商業論集』第四七巻第一・二号、北九州市立大学、平成二十四年）は、正隆銀行の経営に焦点を当てて、安田財閥の対外投資について検討し、安田にとっての対外投資の意味、ならびに対外投資の経営に与えた影響を明らかにしようとしたものである。安田にとっての正隆銀行のもつ意味を検討している。

①と②では、通貨・金融問題をめぐって活況を呈す議論に「在満邦人（特に商工業者）の実態を把握したうえで問題接近」（①論文、二頁）しようとして、「在満邦人銀行」と称された地場銀行（横浜正金銀行・朝鮮銀行支店と対比して）の存在形態に着目」（同）し、「さしあたり、最も早く設立された日清合弁の地場銀行たる正隆銀行を取り上げ」（同）ようとしたものである。この問題提起は、微妙な矛盾をはらんでいることに留意しておく必要がある。つまり「在満邦人銀行」と称された地場銀行の一

つとして「日清合弁の地場銀行たる正隆銀行」を取り上げてよいか、ということである。本論は「日清合弁の地場銀行」設立の意義と限界とを十分把握できていないように感じる。

高嶋①②論における正隆銀行に関する叙述は、「主として『本邦外国間合弁銀行関係雑件―正隆銀行』『外務省記録』3・3・3・29-1。所収の『正隆起源及経過』その他による」とし、「外務省外交資料館」架蔵史料による公式の史料の枠を超えない。加えて、状況を適切に理解していないのではないかと推測できる点がある。まず正隆銀行の設立について「…(略)：横浜正金銀行が表面に立った東三省総督との合弁銀行設立問題の経過をみても正隆銀行は全く問題になっていない。管見の限りでは、正隆銀行設立は当初は純然たる民間ベースでの問題であったと思われる」（高嶋①論文、十三頁）る、とする。中心人物の深水十八⁴⁷は、横浜正金銀行牛莊支店の支配人として活動していた人物であり、横浜正金銀行が表面立たないからといって、関係ないとはいえない。

また設立に当たって軍政署に願い出て、即日許可されたことを「純然たる民間ベ―ス」であったとみることに疑念を感じる。また出資者や関係者に対する理解も十分でないように感じる。拙論においても解明できない点の一つに、設立当初の最大の出資者である大竹貫一の位置付けがある。これを「…(略)：深水との直接的な関係をまだ確認していないが、その行動の軌跡からして深水の主張に理解を示したことは推測される」（高嶋①論文、十六頁）という「推測」で片付けてしまっている。向野堅一についても、『満洲紳士録』『満洲商工人名録』によりつつ、「この時期の在留邦商のひとつのタイプの典型であったといえよう」（同）という紋切り型の理解ですませてしまっている。こうした表層的理解に基づく考察の帰結として「正隆銀行の破綻は当然の結果であった」（高嶋①論文、二十一頁）と結ぶ。

一方③は、安田保善社を中心に正隆銀行を捉えようとし、安田再建以前についても第二節第一項において「正隆銀行の創設と破綻」として論究する。基本的に国立公文書館アジア歴史資料センター架蔵史料ならびに高嶋論文を参照して立論している。つまり、史料面、内容面で、高嶋論文を大きく超えるところがない。

これらの先行研究が解決できないでいる疑問点を向野堅一研究の視点から列挙してみよう。

A 初の日清合弁銀行である正隆銀行は、明治三十九年に深水十八によって組織され、

第一回総会が明治三十九年十一月十四日に開催されている。向野書簡には、「0236

正隆号増之経過及第一回総會 ※冊子書類」があり、①②③が分析対象にしている
国立公文書館アジア歴史資料センター架蔵史料の明治四十年の『正隆起源及経過』
とはやや異なる点を有す。この資料では深水の設立趣旨が述べられている。この三
十九年の総会資料と公開されている四十年の外務省報告とを比較考察する必要がある。
最初の設立の様子はいったいどのようなものであったのだろうか。

B 向野堅一自筆の履歴書には「同年（明治四十一年）三月熊本縣深水平八氏ト正隆銀
行ヲ設立ス」と記されている。向野堅一と正隆銀行とのかわりほどのようなもの
であったのか。結局、深水の支配人時代にはうまく機能せず、深水平は、堅一に経営
を任せるようになる。堅一はなぜその依頼に応じたのか。

C 正隆銀行は存続の危機に陥り、安田保全の支援を受けることとなる。深水平は正隆銀
行を追われ、堅一の方が残ったのはどのような理由によるものか。

D 向野堅一は、深水の甥・深水平とともに実務を採り、廣瀬市郎を登用して立て直し
に尽力する。高橋是清を動かすこととなる。一応の理由は
ある。ただ一方で、安田では、養嗣子・安田善三郎は強く反対したという。また経
営に失敗したはずの深水平十八は、元の勤務先である横浜正金銀行に復帰するなど、
判然としない点が多い。また堅一も正隆銀行に残り、投資も当分の間継続すること
となる。これらのことには、どのような意味があるのだろうか。

48 『第五回 奉天商工興信録』（前出）によれば、加藤定吉は合資会社加藤洋行支店の

本店役員である。加藤洋行は、「営業所所在地 鉄道附属地西六條 本店所在地 天
津日本租界 其他の支店出張所工場各所在地 東京、大阪、京城、大連、長春、營
口、北京、哈爾濱、張家口 設立 大正三年 營業科目 輸出入貿易、請負業
本店資本金 四十万円 拂込額 同上 積立金 利益配当率 不明 本店役員 加藤
定吉、小池楠次郎 代表者 支店主任 窪堀清次郎 使用人 營業使用人 日本人四
人 支那人三人 營業概況 販売高 十五万円 戸別割等級 十二等」となってい
る。また、白崎喜之助は、堅一とともに『赤穂義士傳略録』を作っている。著者は向
野堅一で白崎喜之助が大正十三年一月に出版している。

49 奉天票問題とは、福田による『滿洲奉天日本人史―動乱の大陸に生きた人々』（前出／
以下福田論という）「第十章 奉天票の崩落とその影響」によれば、奉天票 の暴落
は、在留邦人特に邦商にとり、歴史上かつてない人災であった、という。

その根因は張作霖の無謀な政治的野心からきた兵工廠の設立、二次にわたる奉直戦争、中国本土における戦線補給等であって、これに要する資金を賄うため、奉天票を乱発してその紙幣価値を反古同様にしたからだという。

当時奉天省に流通した奉天票は、銀本位のものと同本位のものがあった。これらの発行高が五億元以上になるに及び、兌換不能となった。これに代って官銀号発行の匯兌券と称する不換紙幣のみ流通するようになった。第一次奉直戦（大正十一年四月二十八日～五月五日）以来、奉天省は年々金貨で五千万元ないし八千万元の軍事費を費消し、その額は歳入の総額を上回るに至った。この不足を補うため執った制作が、官銀号による特産物の買占、紙幣（奉票）の乱発、日本人と華人に対する不当課税であった。特に奉天票は、乱発に注ぐ乱発の結果、価値は低落する一方で、昭和二年すなわち堅一が還暦を迎えて、「経営何事も未だ曾て伸びず」と漢詩を読んだ年に、奉天票は日本金百円に対し一千元に下落した。さらに張作霖爆死後の昭和三年六月は六千元に惨落、十一月には発行高一五置く三千万元に及んだ。昭和五年七月には実に一万一千三百二十元に大惨落して、ほとんど廢紙同様となったという。

奉天市内の邦商の実情については、一般邦商が深刻な打撃を受けた諸因には、排日運動、満鉄の営業不振、満鉄社員消費組合との競合などいろいろあるとされているが、塚瀬論ではことさら満鉄社員消費組合を原因とし、福田論では直接競争相手の華商の浸食も大きかった理由に挙げる。そのため華商に対抗するための日本人商の対策の一例として、昭和二年三月七日、商業会議所（会頭 庵谷忱）の提唱で発会した奉天商店協会（会長 森研吉）を挙げる。また、十一月二十八日、御小売業者が奉天公会堂で創立総会を開き、奉天輸入組合を設立したこともその例とする。堅一の漢詩における「経営何事も未だ曾て伸びず」という心境は、このような状況を嘆いたのである。

不況に喘いだのは華商として同じことであった。相次ぐ奉天票の暴落と苛斂誅求のため売上激減し、城内四平街の吉順絲房はじめ一流大商店は、売上が半減した。これがため休業・倒産が続出、昭和三年二月まで城内の五、二〇〇軒が閉店、昭和五年二月末まで倒産一、三五〇軒といわれた。対日取引の華商は、大阪の卸商にたいして決済ができず、取立てに困った大阪側と折衝するため、奉天商業会議所の野添孝書記長が赴阪したこともある。昭和三年以来総商会で、善後対策協議会を開いて対策を練ったが、中には附屬地に出張所を設けて脱税を図るもの、禁輸品の密輸入するもの、投

売・乱売するものが出たりした（特に昭和五年五月）。また店を畳んで行商人に転落する華商も少なくなかった（「第四章 排日排日貨と邦商の逼迫」）、と福田論では叙述されている。

5 0 『奉天經濟三十年史』（本文中、前掲）、一三四頁。

5 1 堅一と同様、取締役をしていた田実優は瀋陽館の営業主であった。田実は明治九年一月に鹿児島県日置郡上伊集院村に生まれた。営業所は附属地西六條十六号地に所在しており、開業は明治四十二年二月であった。営業科目は堅一の茂林洋行と同様、建築請負業から出発した。営業概況は請負高が十五万円であった（同書、三八六頁）。

5 2 『南滿洲商工要鑑』（前掲）三九六頁によれば、同社の常務取締役・松井小右衛門は、支店出張所工場各所在地が昌図、掬鹿鄭家屯、四平街、開原、公主嶺双廟子、郭家店、范家屯、三江口、白音太拉、八面城にまたがる石炭販売業・松昌公司の営業主であった。松井小右衛門は、明治十四年十月十八日生まれで、原籍は長崎県北松浦郡小佐々村字岳兎である。営業所は、奉天小西関第四区警第七十一号に所在していた。支店出張所工場各所在地は、昌図、掬鹿鄭家屯、四平街、開原、公主嶺双廟子、郭家店、范家屯、三江口、白音太拉、八面城にあった。開業は明治三十九年五月十日、営業科目は石炭販売、資本主は本人全部が出資していた。営業使用人は日本人が七人、現地人が四十人である。営業概況は営業高が百万円、民会費等級が甲第一種特九等である。要は営業高百万円を売り上げていた大業主だったのである。

5 3 佐藤菊次郎については、さらに、「十年滿洲貯蓄共済組合の組織せらるるや推されて組合長たり専務理事祐川良藏氏費消自殺事件あり自から責任を負ふて同会を新市街支店内に移し整理に努力しつつあり白崎喜之助氏等十名が共同にて奉天郵便局と契約し家屋三棟を平安通に新築し春日町宿舍と交換し市街美を保つとともに繁盛を図らんとする事其他商業会議所議員、民会評議員、第四区長 滿洲市場株式会社監査役、滿洲葉業会議員等公司の関係頗る多し」と付記されている。

5 4 なお、計算すると因幡町の宅地は二〇六・七坪の敷地だったということになる。
5 5 注46参照。